

フィリピンにおける政治変動の研究

—民主主義と権威主義における国家権力の問題—

三 卷 松 雄

寄	贈
田	平成
巻	年
松	月
雄	日
氏	

博士論文

『フィリピンにおける政治変動の研究
～民主主義と権威主義における国家権力の問題～』

田巻 松雄

目次

問題の所在	1	
第1章 第三世界の政治変動—分析枠組みの検討	13	
はじめに	13	
第1節 第三世界の社会変動と国家	17	
第1項 従属要因と国家	17	
第2項 国家の相対的自律と国家の能力	28	
第2節 支配の正当性の諸問題	40	
第3節 民主化と中間層をめぐる諸問題	51	
第2章 戒厳令成立以前のフィリピンの政治変動と国家	61	
第1節 フィリピン政治の基本的性格	61	
はじめに		
第1項 国家の相対的自律の制限—アメリカとの関係	63	
第2項 国家の相対的自律の制限—国内諸階級との関係	73	
第2節 マルコス戒厳令体制の成立	81	
はじめに		
第1項 マルコス政権の性格—経済面での成果と矛盾	84	
第2項 マルコス政権の性格—軍部とテクノクラートの役割拡張	93	
第3項 反体制運動の高揚	103	
第4項 戒厳令の解釈	114	
(1) 危機と政治変動	114	
(2) 支配の正当性の問題	119	
第3章 フィリピンにおける戒厳令体制の検討	132	
はじめに		
第1節 戒厳令体制の基本的性格	134	
第2節 戒厳令体制と対外的従属	143	
第1項 戒厳令体制と経済の従属構造	143	
第2項 戒厳令体制と対米軍事関係	156	
第3節 階級構造の変動	160	
はじめに		
第1項 輸出指向型産業開発と階級変動	163	

第2項	農村開発	178
第3項	クローニーと外資	184
第4節	戒嚴令下の軍事化と強権支配	189
第1項	軍部の肥大化	189
第2項	軍部の役割拡張	194
第3項	行政関連分野への軍部の進出	201
第5節	支配の正当性の問題	205
	はじめに	
第1項	正当性の基盤	206
第2項	正常化過程の意味	213

第4章	マルコス体制崩壊の意味	222
第1節	2月政変が提起している問題	222
第2節	マルコス体制の動揺と国家装置	229
第1項	経済危機とテクノクラート	229
第2項	軍部の亀裂と反マルコスへの動き	238
第3節	社会的レベルにおける抗議運動の増大—その特徴と問題点	247
	はじめに	
第1項	未組織の大衆の抗議運動への参加	249
第2項	穏健派の政治化—カトリック教会とビジネスエリートを中心に	252
第3項	中間層の政治化と問題状況	263
第4節	共産主義運動の展開と挫折	270
	はじめに	
第1項	フィリピン共産党の基本戦略—持久的人民戦争	274
第2項	フィリピン共産党、新人民軍の運動に関連する諸問題	279
第3項	2月政変とフィリピン共産党	286
	(1) 持久的人民戦争の堅持	286
	(2) 統一戦線の成果と問題点	291
	(3) 選挙ボイコット戦術の背景と帰結	296
第5節	2月政変を成功させた大衆運動の性格	300

第5章	アキノ政権下における国家の権力基盤と相対的自律	308
	はじめに	
第1節	アキノ革命政権の性格と問題点	310
第1項	マルコス体制との決別における革新性	309
第2項	革命政権の農地改革に対する消極性	315

第3項	政治的和解政策と軍、共産主義勢力	322
第2節	代議制民主主義の意味するもの	330
第1項	代議制民主主義の背景と性格	330
第2項	アキノ政権の権力基盤と相対的自律	338

結論	343
----	-----

あとがき

問題の所在

1980年代、第三世界では権威主義体制の崩壊が相次いだ。ラテンアメリカでは、60年代前半より軍事政権が増え始め、70年代には軍事政権が林立したが、80年代にはいって軍事政権の民政移管が進んだ。1989年12月にチリで19年ぶりに行なわれた大統領選挙でピノチェト軍事体制から民政への移管が決定したことで、ラテンアメリカ諸国の民主化がほぼ達成された。アジアでは、民主化要求の高まりのなかで、86年2月フィリピンのマルコス政権が崩壊した。韓国では、87年の6月闘争によって改憲問題をはじめとする民主化勢力の諸要求の多くが政権側に受け入れられ、全軍事政権から民選政権に移行した。また、台湾では、87年7月、37年ぶりに戒厳令が解除された。中国やミャンマー（ビルマ）のように、民主化勢力が強権的に弾圧された例もあるが、第三世界全体としてみた場合に、民主化の趨勢が顕著になったことは80年代の政治変動の大きな特徴であった。

権威主義体制は60年代と70年代にラテンアメリカとアジアで多く成立した軍事政権や個人独裁型の政治体制をさす。主な事例としては、ラテンアメリカでは、ブラジル（1964年ブランコ軍事政権成立）、チリ（1973年ピノチェト軍事政権成立）、アルゼンチン（1966年オンガニア軍事政権成立）、アジアでは、韓国（1972年維新体制成立）、インドネシア（1965年スハルト軍事政権成立）、フィリピン（1972年マルコス戒厳令体制成立）などが

ある。これらの体制は、軍部とテクノクラートを中心とする国家官僚による国家権力の掌握、政治活動を禁止・制限する厳しい法的・制度的抑圧体制と反政府勢力に対する強権的弾圧、反政府勢力が合法的手段によって政権を獲得することが事実上不可能であるような独裁的政治構造、軍事化につれて多発する軍人の職権乱用と人権侵害、などの特徴を共有した。一般に、第三世界には抑圧的政治体制が広範に存在しその形態も様々であるが⁽¹⁾、1960年代と70年代にラテンアメリカとアジアで相次いで権威主義体制が成立したことは、特に以下の理由から、実践的にも理論的にも大きな問題を投げかけるものであった。

(1) 権威主義体制の成立に対し、上述の国々はその支配を正当化するために次のような国家イデオロギーを用いた。それは、第三世界の発展は急速な経済開発によって成し遂げられるものであって、それを効果的に促進するためにはまず政治的安定が不可欠とされるし、また経済開発の障害となるような政治活動は制限や禁止されねばならないというものであった。この観点から国民の自由と政治的諸権利は一時的に犠牲にされなければならないとされたのである。欧米社会で経験されたような代議制的民主主義の政治形態は急速な経済開発を達成するのに有効ではなく、秩序の維持や社会的、経済的諸問題を指導する全権をもつような権威ある機関の創設のために国家権力の集中化が必要とされた。そして政治的民主化は、経済開発が進展すれば徐々にではあっても当然の結果として、実現されるであろうことが想定されていた。しかし、全般的に、権威主義体制は長期にわたり存続した。

(2) 権威主義体制の長期化という現象は、単に経済開発が進展しなかったということから説明されるものではない。経済開発にとって最も中心的なものは経済成長の加速化と

考えられていたが、この意味においては確かにラテンアメリカとアジアの国々はかなりの成功を成し遂げてきたからである。権威主義体制と経済成長の関係については、さらに次の2点に分けて考える必要がある。第1に、ラテンアメリカの事例が示しているように、そもそも権威主義体制のいくつかは、第三世界のなかで比較的経済成長の進んだ国、いわゆる「中進国」において成立した。ラテンアメリカの国々は比較的早い時期から一次産品の輸出を中心とする外向型経済からの転換を図り、人民主義（ポプリスモ）的政権の下で輸入代替工業化を進めてきた。その結果、第三世界の他の国々よりも高度な工業発展を経験してきたのである。この体制は輸入代替工業化の行き詰まりと共に危機に陥り、権威主義体制に道を譲るのであるが、第三世界のなかの中進国において権威主義体制が成立したことは、高い経済成長と民主的な政治形態が正の相関にあることを主張した初期の開発理論⁽²⁾を吟味し、両者の関係に対する新たな分析視点の確立を要請する主要な契機となった。

第2に、権威主義体制の成立以後、高い経済成長を経験したいくつかの国々がある。たとえば、第三世界の開発モデルとして開発経済学の立場から最も注目を集めた韓国⁽³⁾はその典型的な例と言えよう。しかしながら韓国でも、経済成長と政治的抑圧が互いに補強しあうような関係は長期にわたった。つまり、政治的抑圧は経済成長のための一時的措置というのではなく、むしろ経済成長が、政治的抑圧を必要とさせるような政治、経済上の諸問題をつくりだしている側面もみられたのである⁽⁴⁾。いわば、一般に経済成長と民主主義の発展の親和性がみられた先進諸国とは異なり、第三世界諸国では経済成長と権威主義体制との親和性がみられたのである。

ところで、第三世界の政治体制を概念化する試みは、リンツが権威主義体制という概念を提起して以来、理論的に精練されてきたと言える。従来、政治体制の概念としては、「民主主義体制」と「全体主義体制」があり、すべての政治体制はこのいずれかに属するか、あるいは収斂していくものであるとの考え方が支配的であった。しかし、リンツはフランコ治下のスペインの政治体制の分析に際し、こうした旧来の概念ではその特徴が把握されないとして、権威主義体制という概念を用いたのである。リンツによれば、権威主義体制は「限定的かつ責任制でない政治的多元主義をとり、（特殊なメンタリティはもつが）精緻かつ指導的なイデオロギーはもたず、政治的動員は（その発展の若干の時点を除けば）強度でも広範囲でもなく、かつその指導者（ないしは場合によっては小集団）の権力は、公的には明確に限定されていないが、現実にはまったく予測しうる範囲内で行使される政治体制⁽⁵⁾」と定義されている。権威主義体制と民主主義体制と全体主義体制の特徴については、恒川が整理している。権威主義体制は、一般大衆の政治参加や政治的動員に対しては消極的であるが、このことを積極的に正当化するための根拠を欠くために不安定な体制にならざるをえず、このために、国家権力の強権的側面が顕在化しやすいのである。権威主義体制という概念は、1970年代に入り主にラテンアメリカで用いられるようになった⁽⁶⁾。

これに対して、アジアの国々については、「開発独裁」という概念が用いられることも多い。アジアの政治体制が権威主義体制の特徴をもちながらも、開発独裁の概念が比較的多く用いられる基本的な理由は、権威主義体制を正当化するための根拠として経済開発の必要性が前面に出されたことと、一般に1人の支配者による長期独裁政権が存続してきた

ことに求められよう。恒川によれば、開発独裁とは、「経済成長のためには政治的安定が不可欠であるとして、政治体制への参加を著しく制限する独裁を正当化する体制⁽⁷⁾」と定義される。恒川も指摘するように、この概念は未だ政治体制の特質を示す上で十分でないが、しかし少なくとも開発と独裁の強い親和性というアジア型支配体制の基本的特徴を示してはいる。

以上のような権威主義体制は80年代に多く崩壊することとなった。状況別にみるならば、権威主義体制の崩壊は、インフレ、大量失業、対外債務の増大など、非常に厳しい経済状況に直面していた国で起きた場合と、経済発展が比較的成功的といわれる国で起きた場合の2つに大別される。前者には、ラテンアメリカ諸国とフィリピンなどが該当し、後者の例としては韓国があげられよう。また、崩壊の様態の観点からみれば、大衆運動の高揚が政権の崩壊に対して決定的な役割を演じたアジア型（フィリピン、韓国）と長期的な展望のもとで政権主体による漸進的民主化が進められてきたラテンアメリカ型に大別されよう。この第2の側面は、軍事政権と個人独裁型の体制の違いによっても規定されよう。つまり、軍部は体制が移行した後も様々な形で影響力を残すことができるのに対し、独裁者の支配力は体制の移行によってほぼ完全に消滅する。従って、個人独裁型の支配が崩壊する場合、政治的な急変となる場合が多いのである。

以上のような相違はあるにしろ、権威主義体制の崩壊を促した根本的な要因が、民主化を要求する勢力の増大にあったことは確かなことである。民主化とは広い内容を含む概念であるが、ここでそれが意味している最も基本的なものは、代議制的民主主義の復活と定着である。そして、一般に、権威主義体制から代議制的民主主義への移行は第三世界の発

展を示すものとして肯定的に捉えられている。その主な理由は、民主化が自由、平等、参加といった政治的価値を体現する政治体制として評価されるからだけではなく、民主化が貧困とか社会的不平等といった社会問題の解決にプラスの効果をあげるだろうということが想定されているからである。しかしながら、第三世界の歴史的な変動をみると、代議制的民主主義が重要な社会問題を解決するための力をもたなかった場合も多々存在したし、逆に、権威主義体制が様々な問題を作り出しながらも、重要な社会問題を効果的に解決する場合があったことも認めねばならない。社会問題を解決するための国家の能力は、代議制的民主主義と権威主義体制の間の体制面での相違によって決定されるものではない。

80年代の民主化に関する問題状況は、それを促した社会的条件を整理することからも提起される。軍事政権の崩壊した地域としてラテンアメリカを対象としたいくつかの整理をみると⁽⁸⁾、主な社会的条件として、次の3つがある。(1) 軍支配に反対し民主化を要求する国内の社会勢力の増大、(2) 国家に対する外国からの民主化要求・圧力の増大、そして、(3) 支配の中枢から撤退しようとする、あるいは軍事政権の継続を望まなくなった軍の利害である。(1)では中間層が、(2)ではアメリカが中心的存在として捉えられている。留意したいのは、軍はもとより、アメリカも中間層も、従来、基本的には軍事政権の主要な支持基盤であったことである。この整理から示唆的なことの1つは、80年代の民主化を促進した勢力は、軍事政権を支えてきた勢力との連続性が強いということである。さらに、支配の正当性の観点からみれば、代議制的民主主義は合法性にもとづいた支配として国民からの支持を期待できよう。しかし同時に、民主主義体制は形式的な合法性によって、社会に内在する様々な問題を隠蔽するという側面ももつのである。

一般に、80年代の民主化は第三世界の発展に対して好適な条件を提供するものと想定されがちである。しかし、まず、権威主義体制の崩壊と民主化の意味を歴史的パースペクティブのなかで捉える必要があるだろう。1960年代以降第三世界の多くの国で権威主義体制が成立したのはなぜか。権威主義体制の支配の特質はいかなるものか。長期にわたって権威主義体制を支え、また80年代に入って民主化を促した社会条件は何か。そして、80年代の民主化の歴史的意味はどのように理解されるのか。これらの問題の解明は、第三世界の開発の問題を考えるためだけでなく、第三世界の社会変動論にとっていま問われている大きな課題の1つである。しかし、これらの問題についての研究は全般的に立ち遅れていると言えるのである。

さて、従属論の登場は第三世界の社会変動論の大きな転機をなすものであった。従属論の登場以降、第三世界の社会変動に対する対外的従属の規定力の重要性が共通に認識されてきたと言えよう。従属的経済の特質、つまり低開発として、今日、最も問題とされているのは、多国籍企業による経済支配であり、また貿易構造のなかでの外国市場に対する過度の依存である。ところで、権威主義体制の成立や長期化の問題も世界資本主義との関係において把握される必要性が認識されてきた。このことは、低開発と権威主義体制の相互の関係を世界システムの特質のなかで構造論的に問うことを意味している。権威主義体制はなによりも国家権力が肥大化し、集中化した体制であるから、問題の焦点は、国家権力の性格を、換言すれば国家の役割と機能をどのように理解するかにある。低開発と権威主義体制の関係については、おおむね次のような主張がなされてきたと整理できよう。第三世界の国家権力は、従属的経済の下での経済成長、換言すれば、従属的経済発展を進める

上で必要な社会的、政治的環境をつくりだし、また従属的経済発展から生じてくる不満分子を抑圧、弾圧することに大きな役割を担っている。従属的経済発展から利益を得るのは内外の一部の支配的階級のみであり、従属的経済発展によって社会的な不平等は増長される。国家権力が支配的階級の利益を擁護する方法は多様であるが、究極的に支配の維持が困難になった場合、支配的階級は国家権力の強権的な方法に頼らざるをえない。1960年代以降の権威主義体制の成立は、この枠組のなかで理解することが出来る。つまり、世界資本主義の下での従属的経済と権威主義体制の有機的な結びつきは、経済的搾取という観点から説明されるのであり、この観点からすれば、従属的経済発展と権威主義体制とは相互補完的な関係にあるのである。権威主義から民主体制への移行に関しては、80年代初めにフランクによって提起された洞察がある⁽⁹⁾。それによると、軍事クーデター、非常事態、戒厳令に逆行するような民主化傾向の本質は、第三世界を国際分業のなかへ統合する成長モデルの制度化として捉えられる。第三世界を国際分業に統合することは、当初、政治的な弾圧を必要とするが、成長モデルが確立した後では、軍政の民政移管や制限された民主主義によって体制の社会的基盤を広げることが、政治的に可能だし、必要にさえなるのである。このように、フランクは、第三世界の低開発を維持させるための装置として民主体制を捉えた。

第三世界が直面している経済的、政治的な問題状況を従属という観点から構造論的にしかも統一的に把握しようとする方法は、権威主義体制の成立・展開や民主化の問題に対しても有効な視座を提供してきたと言える。つまり、第三世界の政治変動は低開発との関連をぬきにしては理解できないのである。ただし、低開発からのアプローチもまたいくつか

の問題点を有している⁽¹⁰⁾。従属論的立場に依拠した実証分析とそれによる方法論の検討は、第三世界の現実的理解と社会変動論の構築の両方の目的にとって欠かせないものである。

本論文の目的は、フィリピンを事例として、80年代の権威主義体制の崩壊と民主化の歴史の意味を検討することにある。ここで焦点となる問題は関連する次の2つである。1つは、民主主義と権威主義における国家権力の性格を明らかにすることである。もう1つは、70年代に権威主義体制が成立したフィリピンで、なぜ80年代に民主体制への移行が生じたのかという問題を明らかにすることである。以上の問題の検討は政治変動の歴史的な分析を必要とする。フィリピンの政治変動は大きく3つの流れを示した。政治的独立から1972年の戒厳令まで、フィリピンではアメリカ型の民主体制が続いた。戒厳令は72年から81年まで続いた。戒厳令の下でも、また戒厳令が解除された後でもいくつかの選挙が実施されたが、権威主義体制の構造はマルコス体制の終わりまで継続した。そして、アキノ政権の成立以降、再び民主体制へ移行した。権威主義も民主主義も国家支配の1つの形態である。以上の一連の政治変動の解明を行いながら、政治体制によって規定された国家権力が、さらに社会変動をどのように規定してきたのかを検討し、それによって、80年代政治変動の歴史の意味を明らかにすることが、本論文の主なねらいである。本論文の研究範囲はおおよそアキノ政権下で代議制的民主主義が復活した時期までである。したがって、80年代の民主化の意味の検討は、権威主義体制の崩壊の様態と代議制的民主主義が復活した社会的背景に主な焦点を当てて行なう。

ところで、地域研究は当該社会の現実の理解にとどまらず、体系的な理論化への指向性

をもつものでなければならない。この点については、本研究において、関連する2つの側面があることを指摘しておきたい。中心となるのは、経済発展と民主化の関係についての理論化の側面である。従来、経済発展と民主化の親和性は先進諸国の経験をもとにして一般化される傾向が強かったが、第三世界の現実はそのモデルの修正を要請してきた。また、第三世界の現実には民主主義と結びついた開発を一国的単位で実現することが困難なことを示しているが、この原因の解明は、その現実に応じた協力や援助の在り方を考えるという実践的視点からも必要である⁽¹⁾。これに関連するもう1つの側面として、国家の役割と機能についての理論化という側面がある。第三世界の政治変動の分析を通して国家の役割と機能を規定する社会的条件が抽出され、それは国家の役割と機能についての理論的一般化の材料となる。なお、従属論的観点に基づいた実証研究は、地域別にみるならアジアで立ち遅れてきたことを最後に指摘しておきたい。

(注)

(1) 第三世界にみられる抑圧体制の類型化の試みは、ハーバート・フイースによってなされている。Herbert Feith "Repressive-Developmentalist Regimes in Asia: Old Strength, New Vulnerabilities" Prisma(19), 1980. フイース「経済開発と強権政治」(坂本義和編『暴力と平和』朝日新聞社 1982年)

(2) 代表的なものとして、Seymour M. Lipset "Some Social Requisites of Democracy: Development and Political Legitimacy" American Political Science Review Vol.53, March 1959.

(3) 開発経済学の立場から韓国モデルを分析したものとして次のものを参照。渡辺利夫『開発経済学』東洋経済新報社 1978年 特に第5章「外向型経済発展と社会的公正」

(4) フィースは、様々な型の抑圧体制が存在するなかで、「開発政治体制」(フィースの類型化では、世界資本主義体制に高度に統合された体制のなかのB)の解明が、開発の問題を議論するうえで特に重要であると主張している。「開発政治体制」とは、世界資本主義に高度に統合され、そのなかで高い経済成長と政治的抑圧が相互に補強しあう形で進行してきた国の政治体制を指している。フィースは、この体制の事例として、スハルトのインドネシア、マルコスのフィリピン、リー・クワンユーのシンガポール、シャーのイラン、朴の韓国をあげ、これらが有する問題状況をやや記述的ではあるが述べている。前掲論文参照。

(5) J.J.Linz " An Authoritarian Regimes : Spain " in Cleavages, Ideologies and Party Systems Edited by E.Allardt and Y.Littunen, Helsinki, Westermarck Society, 1964. (リンツ「権威主義体制ースペイン」 E. アラルト・J. リッツネン編『現代政党論』宮沢健訳 而立書房 1973年)

(6) 恒川恵一「権威主義体制と開発独裁」(『世界』452号 1983年7月)

(7) 恒川恵一 同上論文

(8) Ulf Sundhaussen " Military Withdrawal from Government Responsibility " Armed Forces & Society Vol.10, No.4. Summer 1984.

松下洋・遅野井茂雄「ラテンアメリカの民主化」(松下・遅野井編『1980年代ラテンアメリカの民主化』アジア経済研究所 1986年)

(9) Ander Gunder Frank Reflections on the World Economic Crisis 1981. (『世界経済危機の構造』工藤章訳 TBSブリタニカ 1982年 第七章)

(10) この点については、次の論文がよく整理している。

Alejandro Portes " On the Sociology of National Development : Theories and Issues " American Journal of Sociology Vol.82, No.1. 1976.

(11) 坂本義和「平和・開発・人権」 (『世界』 523号 1989年 1月)

第1章 第三世界の政治変動－分析枠組みの検討

はじめに

この章では、分析枠組みの検討を行なう。

まず、問われるべき問題は、第三世界の国家の役割と機能をどのように理解するかという問題である。一般に、第三世界の国家は、当該社会の社会変動に対して非常に大きな影響力を与えてきた。この基本的な背景は、第三世界の国家が、政治的独立を獲得した後、経済開発や政治的安定、国家統合といった大きくて困難な、しかも早急に達成が期待される諸問題に取り組まなければならなかったことに求められよう。1960年代と70年代にはアジアやラテンアメリカで権威主義体制が相次いで成立した。これらの権威主義体制には多様な形態が存在したが、いずれも国家権力の、集中化、肥大化という点で共通するものがあった。この現象は、なぜ多くの第三世界諸国で権威主義体制が成立したのかについての理論的関心を高め、同時に国家の役割と機能についての研究を促進する契機となった。しかしながら、これまでの第三世界の国家の研究においては、国家の特定の一側面だけに焦

点をあてて、そこから国家の役割と機能に言及するものが多かったように思われる。つまり、国家を構成する諸要素、つまり国家装置の間の矛盾、対立した関係と、国家と階級諸勢力との複雑な関係を視野に入れることが十分でなかった。このため、全体として、国家と社会変動の関係についての分析も固定的、静態的になりがちであった。固定的、静態的な分析では、国家についての正確な認識が困難になるし、また、第三世界の社会変動に関する内発的条件の意義も十分に把握されないのである。

第三世界の国家に関する研究は、これまで多くが権威主義体制の成立と展開という社会的現実に触発されてきた。80年代の民主化の趨勢と国家権力の関係を体系的に問うものはまだ少ない。第1節では、権威主義体制と国家に関する研究の理論的検討に主眼をおき、そのことで第三世界の社会変動と国家の関係を包括的に理解するための視点を探索する。権威主義体制も民主主義体制も国家の階級支配の形態であることについては、従属論的観点が強調してきた。従属論は国家権力の1つの側面を明らかにしてきた。つまり、従属という外的要因に規定された社会構造のなかで、国家が内外の支配的階級の利益を擁護するという本質的機能を有しているという側面である。この側面の分析は欠かせないが、国家という支配のダイナミズムが理解されるためには、同時に、「国家の相対的自律」という視点からの分析が必要であると考えられる。端的に言えば、国家は支配的階級の利益に奉仕する本質的機能を持ち、支配的階級に強く規定されているけれども、同時にそれから自律した独自の側面をもつのであり、この両者の動的な関係が社会変動に大きく影響することを視野に入れることである。国家権力の分析において、国家を一枚岩の組織と捉えることは出来ない。一般に、国家を構成する装置としては、代議制、国家官僚制、国民概念

がある⁽¹⁾。国家権力の分析においては、国家装置の間の相互関係と、国家装置と諸階級の関係の両方を視野に入れることが必要である。

第2節では、支配の正当性の問題を検討する。権威主義体制の分析は、一般に国家権力の強権的側面のみを問題にする傾向があった。国家権力の強権的側面が大きな割合で顕在化している場合、まずその解明が行なわれねばならないことは当然である。しかし権威主義体制の成立、存続、そして権威主義体制の崩壊と民主化という政治変動のダイナミズムが、国家権力の強権的側面のみを考慮するだけでは十分に把握され得ないこともまたあきらかである。権威主義体制の支配の特質⁽²⁾、並びに権威主義体制から民主主義体制への移行の問題が正当性との関連で問われねばならない。このため、第2節では、政治変動と支配の正当性に関する論点を整理する。

さて、80年代の権威主義体制から民主体制への移行に関しては、それを促した社会的条件がいくつかの観点から検討されている⁽³⁾。権威主義体制の正当性の低下と民主化を要求する国内の社会勢力の増大は、その根本的なものの1つである。なかでも、中間層が権威主義体制の崩壊と民主化に大きな役割を演じたことは広く認められている。特に、アジアの民主化に関しては、中間層を中心とする大衆運動の高揚が決定的な役割を演じたことも関係し、中間層の性格と動向が議論の主要な焦点となっている⁽⁴⁾。このため、第3節では、中間層の問題を取り上げ、80年代の民主化と中間層に関する問題状況を検討する。

以上の作業を通して、第三世界の政治変動、並びに権威主義と民主主義における国家権力の問題を分析するための視点を探索することが、本章の目的である。

(注)

(1) 駒井洋『国際社会学研究』 日本評論社 1989年 66ページから72ページ

(2) 例えば、黒柳米司は軍事政権もその統治手段を正当化する必要があると述べ、正当化のパターンを、用いられる手段によって次の4つに分類している。①軍主導型政党の形成、②ある種の広義国防型国家論の強調、③対軍協調派文民の登用、④内外政策における実績誇示。 黒柳米司「軍事政権の成立過程と行動様式－スハルト政権と朴政権の比較－」(佐藤栄一『政治と軍事－その比較史的研究』 日本国際問題研究所 1978年)

(3) Democracy in Developing Countries Volume 1 (Persistence, Failure and Renewal), Volume 2 (Africa), Volume 3 (Asia), Volume 4 (Latin America) をみよ。 Edited by Larry Diamond, Juan J. Linz, Seymour Martin Lipset, Linne Rienner Publishers, Boulder, Colorado 1988.

(4) 例えば、1989年12月東京都立大学でアジア政経学会主催の国際シンポジウム「アジアの経済発展と民主化」が開催されたが、各国別の分析において、中間層の性格と動向が主な議論の焦点であった。

第1節 第三世界の社会変動と国家

第1項 従属要因と国家

従属論の理論的意義は日本では過小評価される傾向があるが、第三世界の国家の役割と構造を考える場合に従属という視点を視野に入れることは肝要である。ここでは、従属と国家との関係について、カルドーソ、サントス、オドンネルらのラテンアメリカの新従属学派とペラトスの見解を取り上げ整理検討し、さらにアジア社会を含む多様な社会の変動を理解するためには「国家の相対的自律」という視点を加味すべきことを指摘する。なお、ラテンアメリカの新従属学派とペラトスの見解については日本でもすでに多くの紹介があるので、ここでは、理論的意義や方法論上の問題点の整理に主眼を置きたい。

既述したように、従属論⁽¹⁾の登場は第三世界の社会変動に対する分析視点を大きく転換させるものであった。しかしながら、日本では一時期従属論の急速な撰取が行なわれたが、今日ではもはや従属論の理論的意義は失われたとして、従属論をそれから派生した諸理論に包摂されたものとみる見方も多い。このような見方は、社会変動論の変遷を、近代化論から従属論へ、そして従属論から世界システム論、接合論あるいは不等価交換論へという流れで理解する仕方に顕著に表れている。これらの流れは確かに社会変動論の変遷の

諸側面を表しているが、これを変動論全体の流れと捉えることは誤りであるし、従属概念の理論的意義の過小評価に通ずる。従属概念は有効であるし、後述する「国家の相対的自律」も従属の観点と切り離して考えることは出来ないのである。また、特に従属論から世界システム論へと変動論を捉える場合には、従属論がそもそも有していた重要な理論的意義、つまり特定の地域の具体的な問題解決の方法や方向を示唆するための実践的視角が希薄になってしまうという問題も存在する。

以上の現象は、日本では特にフランク理論の方法論的不十分さと欠陥がそのまま従属論の問題であるかのように受け取られてきたことと大きく関係する⁽²⁾。このため、フランク的命題を乗り越えようとする上述した諸理論は、日本では従属論そのものを包摂する理論として摂取される傾向が強かったのである。しかしながら、従属論には多様なものがあり、当然ながらフランク理論の問題点を従属論全体のそれと同一視することは出来ない。このような結果、これまで日本では従属の観点から地域的な諸問題を検討する作業が遅れてきた。また、ラテンアメリカでは新従属学派が、従属概念の有効性を主張し続け、それを精練し、従属と国家の関係を軸にしてラテンアメリカの社会変動の解明を試みてきたが、日本ではこれらの理論の検討と実証分析への応用が十分には行なわれてこなかった。実は、この学派の研究は第三世界の国家の役割と機能、強権的政治体制とそれに関連する諸問題を考える場合にきわめて示唆的であり、以下、まずこの学派の理論的検討から始めたい。

ラテンアメリカの新従属学派の研究が示唆的であるのは、ある意味でフランク理論にみられた方法論上の不十分さと欠陥が克服されているからである。この意味で、フランク理

論の基本的な問題点を整理しておくことが必要であるが、それは2つに大別されるであろう。1つは、経済決定論的な発想のために経済主義的な分析に留まる傾向が強かったことであり、もう1つは、従属という外的要因の規定力を過度に強調する傾向が強かったことである。こうした発想に基づいて国家の問題が捉えられる場合には、次のような関係が無前提に想定されがちにある。それはつまり、帝国主義国家に対する周辺部国家の従属、外国資本（あるいは帝国主義ブルジョアジー）に対する国内資本（あるいは民族ブルジョアジー）の従属、そして支配的階級に対する国家の従属である。あきらかなように、こうした固定的、静態的見方では、社会変動のダイナミズムを捉えるに有効ではなく、第三世界内部の多様性も歴史的に規定された従属の構造の相違も看過されてしまうのである。

さて、ラテンアメリカの新従属学派の全体的な研究動向は、朴一によって整理されている。朴によれば、新従属学派は従属を外的変数と理解するのではなく、周辺部の内に「内在化された対外要因」として理解し、この従属概念を分析の基礎に据えて、周辺内部に形成された独自の生産様式、階級構造を歴史・構造的に抽出しようとした点で共通項を有する。換言すれば、新従属学派では、国内的条件を国際的条件の規定性の下で従属国の内側からみる周辺部からの視点が共有されているのである⁽³⁾。このアプローチにおいては、まず、従属概念が精練されていると言える。サントスは、歴史的に規定される従属の諸形態を、輸出＝商業植民地的従属、金融＝産業的従属、技術＝産業的従属の3つとして捉えている。技術＝産業的従属は第二次大戦後の新しい従属の形態であり、多国籍企業の技術＝産業的支配によって特徴づけられるものである⁽⁴⁾。またカルドーンは、歴史的に規定される従属の諸形態を4つに分けて捉えているが、サントスと同様に多国籍企業の支配に

よる新国際分業の形成を新しい従属の形態として、これを市場の国際化の段階と捉えている⁽⁵⁾。第2に、このアプローチでは、外的要因（経済の従属性が主側面）に規定された変動のダイナミズムが諸社会勢力の動向また勢力間の関係を軸に分析されている。経済的要因の規定力を認めながらも社会、政治的要因が重視されており、経済主義的発想の克服がみられるのである。ところで、多国籍企業の支配の下での工業化つまり従属的工業化の評価に関しては、朴も指摘するように、サントスとカルドーソの評価は分かれている。つまり、サントスが従属的工業化は経済の従属性をさらに強め、民族的経済発展とは対立すると捉えるのに対し、カルドーソは従属と発展は矛盾しないと捉え、従属的工業化が民族的経済発展をもたらす可能性を認めている。朴はこの点について、両者の見解の相違は主に、国際資本と国家資本主義（広義の意味で国家）の関係に対する両者の認識の相違によるものであると指摘している。つまり、国際資本に対する国家資本主義の従属を強調するか（サントス）、自律を強調するか（カルドーソ）で従属的工業化の評価も異なるのである。朴はこの関係に対するサントスとカルドーソの認識はどちらも一面的であるとし、従属と自律という互いに矛盾した二重の性格をもつものとして国家を捉える統一的視点の必要性を主張している⁽⁶⁾。ラテンアメリカの資本主義的発展の性格をどのように捉えるかという問題はともかく、多様な社会変動を分析するための枠組みの検討という観点から言えば、国際資本に対する国家の関係をこのような統一的視点から捉えることは必要であるし、また国際資本に対する国家の関係を規定する社会的条件が多様な社会の分析を通してあきらかにされていかねばならない。

オドンネルの官僚的権威主義論は、ラテンアメリカのなかの経済成長の比較的進んだ国

で1960年代と70年代に軍事政権が成立したことに着目し、その発生をオリガーキー的政権→人民主義的政権→官僚的権威主義的政権という一定の歴史的発展図式のなかで把握したものである⁽⁷⁾。オドンネルの分析の基本的な特徴も、経済の従属性を主因として起こった経済的危機を基盤としながらも、それを背景とした政治危機の性格と官僚的権威主義の発生を大衆部門の政治活動、軍部とテクノクラートといった諸社会勢力の動向に焦点をあてて解明したところにある。官僚的権威主義の成立を説明する主要な変数としては、工業化の性格、大衆部門の増大する政治行動、軍部とテクノクラートの役割拡張の3つが取り上げられている。端的に言えば、官僚的権威主義は、経済的、政治的危機に直面して、国家官僚制の中樞を占める軍部とテクノクラートが国家権力を独占し、多国籍企業と国内のブルジョアジーの同盟の下での工業化を促進させるために成立したのであり、大衆部門の政治活動を排除する強い抑圧的性格を有するものであった。オドンネルの見解は、従属諸国における権威主義的支配の発生を一般的なものとして示唆する視点を含んでいたこと、また従来、経済成長と民主化を正の相関とみる見方が強かったこともあり、第三世界の内からの視点として注目を集めたのである。

オドンネルの官僚的権威主義論にはいくつかの方法論上の問題があるが⁽⁸⁾、ここで問題にしたいのは、国家の捉え方がやや道具主義的すぎるのではないかという点である。オドンネルによれば官僚的権威主義は多国籍企業を中樞とする経済的支配階級の経済活動のために安定した環境をつくりだすことを最優先の課題とするのであり、いわばそれは経済的支配階級の要請に応える政治体制として把握されている。そして、国家が輸入代替工業化の行き詰まりに直面して、積極的な外資導入の下での工業化に経済成長の長期的な解決

を期待した理由は、基本的にはすでに外資が経済に深く浸透していたという意味での従属性に求められるのである。つまり、官僚的権威主義の成立に対しては多国籍企業の社会変動に対する規定力の大きさが主要な要因と把握されている。確かに、官僚的権威主義と経済の従属性の有機的関連はこの問題の主たる側面であるが、しかしこの枠組には政治レベルの変動を経済レベルの変動に還元して捉える傾向がみられ、このため国家の独自の、自律した側面が過小評価されるきらいがあると言えよう。また、オドンネルの単線的発達史観は権威主義の発生を従属的資本主義の一定の段階に不可欠な産物と捉えるむきがあるが、この点に関しては、経済的側面に対する政治の多様な対応の在り方を視野に入れた見方が必要であろう。

次にペトラスの見解を取り上げる⁽⁹⁾。ペトラスは、第三世界の歴史的発展を形づくってきた特殊な関係とプロセスを、外的要因を重視しながらも第三世界の内的構造に即して理解する必要を説き、そのためのアプローチとして階級分析アプローチを提起している。ペトラスによれば、最も重要なことは資本の蓄積が行なわれる条件とそれが階級構造に及ぼす影響を吟味することである。資本の蓄積の条件は国家（国家政策）の性格と階級関係に規定され、資本の蓄積は階級の形成と転換、所得分配、労働市場関係に影響を及ぼすのである。ペトラスの見解の特徴を以下の3点に整理しておく⁽¹⁰⁾。

第1は、外的要因の規定力を経済的意味に限定されない広い意味で理解していることである。ペトラスは、階級分析において、民間投資、貿易、多国籍企業に焦点をあてることは重要だけれどそれだけでは十分でないとし、合わせて帝国主義国家（中心部国家）の役割を重視すべきことを主張している。帝国主義国家は、状況に応じて、周辺部国家の国家

建設を援助するか、また周辺部国家を解体させるべく働きかけるが、このことは周辺部国家の資本蓄積に重大な影響を与える。従属を外的要因の重要性と広く理解すれば、この視点は従属が経済、政治、軍事面を包含した多面的概念として理解されるべきことを示唆している。第2に、ペトラスは、国家官僚制に属している社会階層が国家権力を大きく掌握していることに着目し、この社会階層（媒介者的役割を果たす中間層）と帝国主義（外国資本）と労働者階級との3者関係を軸に3つの発展モデルを提起し、第三世界の多様な社会変動を包括的に理解しようとしている。この中間層はまた、民族的資本家の基盤を拡大させる権力も有している。3つのモデルとは、単純化して言えば、「新植民地型モデル」（中間層と帝国主義の同盟による労働者の搾取）、「民族的開発型モデル」（帝国主義の規制と労働者の搾取を条件に民族的資本家層を中心とした開発）、そして「民族的人民的モデル」（中間層と労働者の同盟による帝国主義の排除）である。第3に、ペトラスは、この3つのモデルのうち「民族的開発型モデル」と「民族的人民的モデル」は体制の基盤が弱く、資本蓄積と成長にとって最も有効なのは新植民地型モデルであることを指摘している。しかし、このモデルは最も搾取的なものであるから本質的に不安定である。第三世界で抑圧的な政治体制が多く存在するのは、それがこのモデルの存続を支えることが出来る唯一の体制だからである。ペトラスによれば、このモデルの安定性は、持続的な資本の流入、軍と警察からなる強大な国家装置、そして精巧な監視装置に依存する。

ペトラスの見解で問題にしたいのは、新植民地型モデルのなかの多様性をどのように理解するかに関してである。第三世界全体のなかでの新植民地型モデルの位置付け、新植民地型モデルの本質的特徴とそれを支える内外の諸条件等についての分析は説得的であるが

、ただ新植民地型モデルに該当する国々の共通の特徴を抽出しようとするあまり、そのなかの多様性を考慮する視点に欠け、このため諸要因の連関の理解も機械的な場合があると思われる。例えば、新植民地型モデルでの高い経済成長は搾取と抑圧を増大させ、不平等を随伴するとみる見方はその一例である⁽¹¹⁾。外資への高い依存を共通の特徴としながらも新植民地型モデルで多様な発展の形態があることは、例えば最近のアジアN I E SやA S E A N諸国の動向からも明らかであり、外資の影響力を一様に捉えることは出来ない。また、国家が外資のための良好な投資環境をつくり、保証する機能をもつことは共通としても、そのなかでさらに国家と外資の関係も多様であり、それによって外資の影響力、並びにそれと搾取、抑圧の関係も変動することを視野に入れるべきだと考えられる。

さて、従属と国家の関係について、いくつかの見解を通して検討してきた。その骨子を整理しておく。第1に、従属の概念は、第三世界の社会変動を規定する要因のなかで、特に外部による支配、換言すれば外的要因というものの重要性を示唆するものである。外的要因は、経済面と政治・軍事面に分けて整理されよう。経済面における外的要因としては、多国籍企業、貿易関係、経済援助、I M F（国際通貨基金）や世銀といった国際金融機関⁽¹²⁾の動向があげられよう。これらの外的要因は、第三世界の経済発展の性格を規定するものであり、世界資本主義の影響力を具体的にあらわすものである。政治・軍事面における外的要因としては、政治的な干渉、圧力や軍事援助がある。強権的政治体制の特徴の1つに軍事化があるが、それに果たす軍事援助の役割は大きく、強権的政治体制を軍事面から支える機能を担っている。第2に、第三世界の変動論においては、従属を分析の基礎に据えながらも、第三世界の問題を内側から問う視点が要請される。従属という外的要因

の影響力は第三世界の内的条件との関係のなかで理解されねばならないのである。国家の問題は変動論にとって焦点となるべきものの1つであるが、国家権力を掌握している社会層と階級諸勢力との関係が動的に把握されねばならない。従属論的観点から言えば、国家は階級支配の形態であり、国家権力の強権的側面が顕在化するか否かは支配的階級と被支配階級の対立関係によって規定されるのである。

さて、国家の役割と機能を根本的に規定するのは国家を支える階級基盤であるが、この関係において第三世界の国家は従属という外的要因によって強く規定されている。従って、国家の権力基盤は、国内の支配的階級と、対外的従属の2側面から把握される必要がある。しかし、外的要因が決定因でないのと同様に、国家の役割と機能は支配的な階級によって一方的に規定されるのではない。重要なのは、述べてきたように、階級諸勢力に対して国家が従属と自律という相反する矛盾した側面をもっていることを絶えず視野に入れておくことである。検討してきた見解は、この点に関してはいずれもやや固定的、靜態的にみている傾向が強い。国家が支配的階級によって強く規定されながら、同時にそれから自律した独自の側面をもつこと、そしてこの動的な関係が社会変動に大きく影響することは、「国家の相対的自律」という点から問題にされてきたところである。以下、「国家の相対的自律」に焦点を当てているいくつかの見解を取り上げ、国家と階級の関係、それを規定する構造的条件等について検討を加える。

(注)

(1) 例えば次のものを参照されたい。原田金一郎 「周辺資本主義論(1)」 『経済学

論集』 大阪経済法科大学経済学会 第7巻1号 1982年)

(2) 次のものを参照されたい。

松下洋『ペロニズム・権威主義と従属』 有心堂 1987年 特に3章

朴一「NICs資本主義分析の新射程」(『経済評論』 1987年3月号)

(3) 朴一 前掲論文 36ページから38ページ

(4) Theotonio Dos Santos Imperialismo y Dependencia (『帝国主義と従属』青木芳夫・辻豊治・原田金一郎・林美智代訳 拓植書房 1983年 第五章)

(5) Fernando Henrique Cardoso and Enzo Falletto Dependency and Development in Latin America University of California Press, 1979. Chapter VI.

(6) 朴一 前掲論文 40ページ

(7) Guillermo A O'Donnell Modernization and Bureaucratic-Authoritarianism: Studies in South American Politics University of California, Institute of International Studies, Politics of Modernization Series No.9. 1973.

(8) 以下のものを参照されたい。David Collier "Industrial Modernization and Political Change: A Latin American Perspective" World Politics Vol.XXX, No.4. July 1978.

(9) J.Petras Critical Perspective on Imperialism and Social Class in the Third World Monthly Review Press, 1978.

(10) 以下の整理はペトラスの前掲書の一章 "Liberal, Structural and Radical Approaches" の特に39ページから56ページに基づいている。なお、この章の要約的な翻訳

は、若森・岡田訳『周辺資本主義論争』（柘植書房、1987年）の第十一章に収められている。

(11) J.Petras " Neo-Fascism : Capital Accumulation and Class Struggle in the Third World " Journal of Contemporary Asia 10(1/2) 1980. p.126.

(12) 世界銀行とは、一般に国際復興開発銀行（IBRD）と、その姉妹機関である国際開発協会（IDA）をさす。世銀とIMFの設立は共に、第二次世界大戦のブレトン・ウッズ会議で世界経済の安定と発展のために国際金融機関の設立が起草されたことにもとづく。世銀は第三世界の経済開発にとり重要なプロジェクトを選定し、長期の融資を行なっている。1984年12月現在、加盟国はIBRDが148カ国、IDAが132カ国である。投票権は出資比率に応じて決められている。IBRD、IDA共に最大の出資国はアメリカであり、前者では20.96%、後者では28.35%の出資比率である。日本はいずれもアメリカに次ぐ第二位の出資国であり、これに西ドイツ、イギリス、フランスが5大出資国となっている。加盟国は圧倒的に第三世界の国々が多いが、アメリカを中心とする先進資本主義国の支配力が強いことがわかる。IMFは国際貿易の拡大と通貨の交換性および安定性を目的としており、国際収支の赤字から外貨不足に陥った国に対してその穴埋めをするために中期の融資を行なっている。1981年5月現在、IMFの構成国は139カ国であり、世銀と同様に投票権は出資比率に応じて決められる。IMFにおいてもアメリカが最大の出資国であり（20.78%）、イギリス、西ドイツ、フランス、日本がこれに次いでいる。先進資本主義国の支配力が大きいことも世銀と同様である。

第2項 国家の相対的自律と国家の能力

この項では、まず、ミリバンドの国家の相対的自律に対する見方について述べる⁽¹⁾。ミリバンドは欧米諸国の国家を念頭に置いているが、第三世界の国家を含め国家の相対的自律に対する基本的視座を提起している。次に、第三世界の国家の相対的自律に焦点を当てているいくつかの見解を整理し、第三世界の国家の特殊性、問題点について吟味する。

ミリバンドによれば、従来、国家を支配的階級の道具と捉える国家道具説が有力であったが、この道具という概念は、支配的階級や広くは市民社会、換言すれば支配的階級を含むすべての階級からの国家の相対的独自性（自律と同義）を曖昧にしまい、国家の理解を妨げる⁽²⁾。すべての国家は相対的自律を有しているのであり、この認識が国家の理解には欠かせないのである。この自律がもっている意味は、「権力保持者が『国益』のためと考え、その実、支配階級の利益にかなうようなことがらにどうすればもっともよく役立つかを決定するにあたって、国家がもつ自由の程度にある。・・・この自由の程度は、執行権力や一般に国家が、支配階級または従属階級のいずれかを代表ないし代弁する諸制度や圧力団体にたいしてもっている自由と直接関係している。この意味で、国家の相対的独自性は、執行権力が国家制度のその他の構成要素、または市民社会のもろもろの勢力によって抑制されることがもっとも少ない体制において、もっとも大きい⁽³⁾」。さらに、「国家の相対的自主性は、国家の階級性を弱めるのではない。反対に国家の相対的自主性は、国家が思いのままに柔軟にその階級的役割を演ずることを可能にする。支配階級の代

理人は、どうすれば現存社会にもっともよく奉仕できるか決めるさいに、ある程度の自由を絶対に必要とする⁽⁴⁾」。以上の引用から、国家の相対的自律は階級支配貫徹のための不可欠の要素であること、またそれは国家を構成する諸要素間の関係、つまり一般的に言えば国家官僚制の代議制度に対する自律と、国家の支配階級（広く言えば階級一般）に対する自律という2側面をもっていることが理解される。この点に加えて、ミリバンドは、国家の相対的自律に着目することは資本主義社会の改良の担い手としての国家を説明するさいに役立つと指摘している⁽⁵⁾。国家は全体として支配階級の利益に奉仕するけれども、国家の相対的自律は国家が特定の支配階級の利益に反して改良を立案し実施すること、換言すれば被支配階級の要求に応えることを可能にするからである。つまり、国家の相対的自律は改良を行なうための国家の能力を規定するのであり、この点に着目することによって、国家の役割と機能、その社会変動に対する多様な関わり方が理解されるのである。

ミリバンドによって示された以上の3つの基本的視座は、国家の相対的自律を捉える場合に欠かせないものと考えられる。なお、ミリバンドは第三世界の特徴について若干述べている。それによると、第三世界の特徴はなによりも国家と執行権力の顕著な肥大化に求められる。国家と階級の関係は状況によって2つに大別される。1つまたは複数の経済的支配階級が存在する場合には、その関係は欧米諸国と基本的に同様であり、国家はひろく社会に散在する支配階級の利益に奉仕する。ある権力者が国家権力を掌握する以前に経済的に支配する階級や集団が存在しない場合、経済権力と政治権力の関係は欧米諸国のそれとはほぼ逆転した関係になる。つまり、国家権力を掌握するものが、自分自身や関係が深い他のものの経済的目的のために国家権力を利用するという意味で、国家権力は経済権力

の道具となるのである⁽⁶⁾。この後者の場合、国家権力が現実に代表しているものは、国家制度において指導的地位を占める人々自身の経済的利益である。

さて、一般に、第三世界での国家の相対的自律に対する着目は、社会変動に対して大きな規定力をもつ国家の役割と機能を軸にして多様な変動のパターンを理解することを基本的な関心としながらも、それを改良や改革といった国家の能力に関連させて問題にする場合がより強いと言える。これは第三世界で経済発展や政治的安定といった社会発展の必要性が共通に高いことと関係しよう。ここでは、アラビ、ハミルトン、エバンス、クローンの見解を取り上げる。

アラビは、まず、植民地支配と脱植民地後の国家形成の影響を受けて、軍部を中心とする国家官僚が強大な国家権力を掌握するに至った事態を第三世界に共通なものとして捉える⁽⁷⁾。次に、この国家と階級基盤の関係をとり上げ次のような見解を示す。それは、第三世界の階級基盤は植民地支配の終焉とともに単一の階級（帝国主義ブルジョアジー）から複数の階級によって構成されるようになり、この結果国家と階級の関係は複雑なものとなった。第三世界の国家は一般に支配する3つの階級、帝国主義ブルジョアジー、民族ブルジョアジー、土地所有階級を基盤とするのであり、いずれの階級も他に対して独占的な経済権力を行使するものではない。アラビは、国家を単一の階級の道具とみる古典的なマルクス主義国家論では第三世界の国家が把握されないとして、新たな視点を付け加える。それは、国家の階級基盤が複数になり複雑化したことによって、国家が階級から相対的に自律した存在となるという側面である。この相対的自律によつて、第三世界の国家は、第1に、支配する3つの階級の競合する利益を調整するという役割を担う。国家の相対的自

律は国家が彼らの利益に奉仕することを可能にするという意味で特別な重要性をもつのである。第2に、国家は相対的に自律した経済的役割を担う。国家は経済余剰の多くを直接占有し、それをを用いて、独自に企画した政策にそって経済発展を促進するのである。このようにアラビは国家の相対的自律を国家の役割の二側面と関連づけて捉えた。

国家装置の間の関係、つまり、国家官僚と代議制度については、アラビは、両者の関係は競合的であると同時に相互補完的なものであるという二面性を指摘している。というのは、政治家や政党はそれらが代表する階級の諸要求を体現しようとするが、同時に現存の階級システムの構造全体については、それを維持しようとする面があるからである。しかし、第三世界では一般に、国家官僚が国家権力を事実上掌握している場合が多い。この場合、代議制度の存在は、国家の正当性の根拠として作用し、国民の不平・不満を吸収し緩和させるという機能を担う面で重要性をもつことが多いのである。アラビによれば、第三世界の国家の本質的問題は、全体としての国家の相対的自律と国家が支配する3つの階級の利益を調停している側面、そしてそれが国家の階級基盤の複雑化によって規定されていることである。アラビの場合、国家の相対的自律は支配階級間の利益の調停を主な側面として捉えられているが、しかし、その複雑な関係と経済発展に対する国家の役割を視野に入れることが国家の役割や機能の解明にとって肝要であることが示唆されている。

これに対し、ハミルトンは国家の相対的自律を国家が経済的支配階級による直接間接の統制、そして究極的には構造的制約からもっている自由の程度と捉え、さらに自律を「道具的自律」(Instrumental Autonomy)と「構造的自律」(Structural Autonomy)に分けて概念化を行なっている⁽⁸⁾。道具的自律の内容はミリバンドとアラビによって意味さ

れていたものと同義と考えてよい。つまり、国家は支配階級の利益に奉仕するがその道具ではないのであり、また道具的自律は国家が支配階級全体の利益に奉仕するために必要なものである。しかし、ハミルトンによると、特別の状況の下では国家が現存する構造そのものに対して自律的になる場合がある。これは国家が支配階級の利益に反して階級システムそのものを根本的に変革する場合があることをさしている。つまり、構造的自律は現存する階級システムを変革するための国家の能力の程度を意味する。

さて、ハミルトンの基本的な問題関心は、ラテンアメリカの国家が経済発展に対して大きな役割を演じてきたことに着目し、国家の相対的自律が経済発展の過程によってどのように変動してきたかを吟味すること、そしてこのことをもとに現代のラテンアメリカの国家の構造と機能を理解しようとするところにある。ラテンアメリカの経済は従属によって共通に特徴づけられるから、国家の構造的自律は外資による支配を変革する国家の能力と直接関係する。ハミルトンは、まず、国家の相対的自律に関係する社会的諸条件を抽出し、これをもとにラテンアメリカの経済発展の過程を分析している。

国家の道具的自律は階級支配貫徹のために必要なのであるが、国家がある程度被支配階級の要求に応えなければならず、また応えることが出来るということは、道具的自律が構造的自律の必要条件であり、そのなかに構造的自律を生み出す内的契機が存することを示している。ハミルトンによれば、国家の構造的自律の増大に関係する社会構造的条件として次の3つがあげられている。第1に、経済資源の多くを国家が所有すること。第2に、支配階級間の対立が激しくなること、また支配階級の経済、政治権力が弱化する事。外的要因との関連で言えば、資本主義世界経済が危機に陥り、外資や外国の影響力が低下す

る場合などはこれに該当する。そして第3に、国家また国家装置の一部が被支配階級との同盟を形成するための条件が整うことであり、これは、国家装置間の対立と被支配階級の政治化の程度などに規定される。一般的に言えば、支配階級による直接間接の国家に対する介入は国家の自律を妨げる最も強い構造的制約であるから、そうした介入の可能性がきわめて弱い状況下で国家は構造的自律を行使できるのである。なお、権威主義とか民主主義とかの政治体制の問題は、国家に対する被支配階級からの圧力とそれに対する支配階級並びに国家の対応の相互関係によって規定される問題である。

ラテンアメリカの経済発展の性格に関して、ハミルトンは経済発展に伴い国家の構造的自律が制限されてきたと結論づけている。ハミルトンによれば、1930年代と40年代は、経済資源に対する国家の所有は今日に比べて少なかったが、しかし上述の第2と第3の条件が存在したために国家の構造的自律は比較的高いものであった⁽⁹⁾。しかしその後の経済発展は外資の大量の導入に基づく従属的経済発展であったため、外資を中心とする経済的支配階級の支配をより強固なものにしてきた。つまり、国内経済の資本主義世界経済への包摂と外資による国内経済の支配のなかで、第2の条件の存立基盤が失われてきたのである。経済資源を国家が多く所有することは必ずしも構造的自律の増大を意味しない。被支配階級は従属的發展に反対して政治化した。国家の構造的自律が制限されていたために、国家と支配階級の同盟による権威主義的政権の成立がそれに対する対応として一般化したのである。

国家の外資に対する関係について、ハミルトンの認識は前節でみたサントスの立場に近く、国家の従属の側面が強調されている。このため、外資の増大と国家の自律の制限が直

結的に捉えられている。またハミルトンの主たる関心は今日の国家の相対的自律の一般的特徴を歴史的観点からあきらかにして、全体として外資を中心とする外的要因に対して国家の従属性が強まってきたことを主張することにある。このため従属の下での国家の多様性は視野には含まれていない。国家の相対的自律に関連する条件は、従属の規定性の下でも改革や変革に関する国家の能力には多様なものがあることを視野に入れた比較分析によっても検討される必要があり、またそのことによって他の自律に関連する条件の抽出も可能になろう。

国家の相対的自律に関連する社会構造的条件について、次にエバンスの見解を取り上げ考える。エバンスは、効果的な国家の経済介入は経済発展を成功させるために肝要と捉え、どのような条件の下でそれが可能になるかを検討している⁽¹⁰⁾。この場合経済発展は経済成長だけではなく所得の分配の平等化を包含する概念として用いられている。エバンスは、効果的な国家の経済介入の条件を、国家装置の構造の多様性と国家と支配階級の関係の多様性の2つの側面に焦点を当てて検討している。前者に関しては、十分に発達した官僚的国家装置の存在が、後者に関しては、支配階級からの国家の相対的自律が効果的な国家の経済介入の条件と考えられている。ここでは後者の問題に焦点を当てて整理する。

エバンスは、国家は階級支配の道具であることから逃れられないと述べている。しかし、国家の性格は、国家装置の間関係と国家と支配階級の間関係によって規定されて様々である。エバンスの問題関心は、国家が階級支配を維持するという共通の特徴をもちながらも、そのなかで国家の性格が多様であるのは何故かを解明することにある。このために国家の自律の問題も、国家の自律の程度と効果的な国家の経済介入との関係に焦点が当てら

れるのである。さて、支配階級からの相対的自律が効果的な国家の経済介入の条件である
と考える場合には、次の3つの事に注意しておくことが必要だとされている。第1に、こ
の関係は前資本主義国家には該当しないこと。第2に、自律は必ずしもすぐれた国家の能
力を意味しない。というのは、国家の介入は、誤った前提や不十分な情報、そして不十分
な国家組織のために、不成功に終わる場合もあるし、事態をさらに悪化させる場合もある
からである。つまり、自律はそれ自体が効果的な国家の経済介入の十分条件ではない。第
3に、自律はあくまでも相対的なものであり、最も自律した国家でも様々な構造的制約を
受けるのである⁽¹¹⁾。以上のことを前提とした上であれば、通常の状態では自律と効果的
な国家の経済介入には強い相関があるとして、エバンスは自律の増大に関する条件を抽出
して述べている。

国家の自律の増大に関する条件のうち最も基本的だとされているのは、先にみたハミル
トンの第2と第3の条件とほぼ同じである⁽¹²⁾。つまり、支配階級間の分裂と被支配階級
による政治的圧力である。社会経済危機や経済成長の停滞は国家の自律を増大させる側面
をもつ。エバンスの場合は、この2つの条件の重要性を前提としながらも、むしろこの2
つの条件の一般的規定性を越える視点を提起しようとしているところにその特徴がある。
この2つの条件が自律を増大させるという一般的命題は他の条件を加味することによって
検討、修正されなければならない、このことによって国家の多様性も理解されるのである。
加味すべき条件としては、例えば、国家装置の間の統制と協力の関係、社会の利害関係を
国家が調整する方法の個々の国における特殊なパターンやプロセスがあり、これらの関係
によっては国家の自律に関する一般的命題が妥当しないこともあるとエバンスは指摘して

いる。また、一般に、国家の自律の制限は効果的に経済介入を行なう国家の能力を低下させることが想定されている。しかし、エバンスは自律の程度が国家の経済介入の効果を決定するのではないということを主張している。支配階級の利益に奉仕するための国家の政策が社会全体に対して及ぼす直接間接の影響は、他の社会条件に規定されて一様ではない。自律と国家の経済介入の関係についての一般的命題は、他の条件や別の観点を加えることによって、その妥当性が検討されねばならないことが、エバンスによって示唆されている。

最後に、国家の相対的自律を分析の基礎に据えてASEAN諸国（マレーシア、シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピン）の比較検討を行なったクローンの見解を取り上げる⁽¹³⁾。クローンは、ASEAN諸国がある程度権威主義的であり、官僚統制が強く、抑圧的であるという共通性をもちながらも、経済発展と政治的安定の実績には差があることを問題とし、それを国家の能力に関連づけて説明している。そして、発展と安定を促進する国家の能力の多様性が国家の相対的自律という観点から把握されている。相対的自律は国家とその権力基盤の関係の問題であるが、国家とエリート（経済的支配階級と同義）、国家と大衆の関係の二側面からなる。国家の権力基盤が幅広いエリートの連合によって構成されていれば、それだけ国家の能力は高く、狭ければ国家の能力は低い。国家と大衆の関係は社会統制の問題であるが、国家に対する大衆の支持が強いか弱いかによって、統制が協調的か抑圧的かが規定され、これが国家の能力を規定するのである。クローンは、国家の権力基盤が比較的幅広いエリートの連合によって構成され、また社会統制の方法も協調的であったが故に国家の能力が高かった国としてマレーシアとシンガポールを、逆

にエリートの構成の狭さと抑圧的な社会統制によって国家の能力が低かった国としてフィリピンをあげ、その中間にタイとインドネシアを位置付けている。クローンの分析は、クローン自身述べているように、外的要因を考慮していないことを含め基本的特徴の把握に留まっているが、経済、政治変動に対して国家がもっている行為者としての側面を重視したことや、国家の相対的自律と能力の関係をモデル化し、アジア社会に適用しようとしている面で注目されるものである。

さて、本節での以上の検討から、第三世界の社会変動の分析は、国家の権力基盤（国内の支配階級と対外的従属が中心的要因）と相対的自律を基礎に据えてなされることが重要であると指摘できる。変動の最も基本的な原動力は、国家権力を利用し、奪い合おうとする諸階級の同盟と対立であり、それらに対する国家の関係である。また、外的要因の重要性を認識しながらも、第三世界の内的要因を軸にして分析を進める必要がある。

一国の政治変動を歴史的観点から分析する場合の中心の問題は以下のものとなる。それは、一連の政治変動（権威主義体制や開発独裁の成立と存続、その終焉と民主化のプロセスなど）の解明を行いながら、国家の権力基盤と相対的自律に焦点を当てて、国家レベルでの変動の連続性と変化を探り、それがその国の変動をどのように規定してきたかを明らかにすることである。国家の相対的自律は、国家を構成する諸要素、つまり、国家装置の間の矛盾、対立した関係と、国家の階級諸勢力に対する関係の二側面があった。権威主義体制は国家官僚を中心とする特定の個人、集団に権力が集中した体制であるから、この場合の国家の相対的自律は主として後者の問題となるが、それと以前の政治体制を相対的自律の二側面を視野に入れて比較検討することは大事である。特に、代議制的民主主義の

崩壊が階級構造に及ぼした影響は重要な側面である。民主化の趨勢も、政権レベルの変動だけではなく、国家レベルの変動に焦点を当てて検討する必要がある。なお、述べてきたように、国家の相対的自律は第三世界の国家の役割や機能を考える視点として欠かせないが、その理解は全体として一般的命題のレベルに留まっていると思われる。国家の相対的自律と国家の能力の関係の多様性を比較分析、歴史分析に基づいて検討する作業は、これまで十分でなかったが故に、なおさらその必要性は強調されて然るべきである。

(注)

(1) Ralph Miliband Marxism and Politics Oxford University Press 1977 (ラルフ・ミリバンド『マルクス主義政治学入門』北西允／田口富久治／網井幸裕訳 青木書店 1979年)

(2) 前掲訳書 112 ページ

(3) 前掲訳書 126 ページ

(4) 前掲訳書 131 ページ

(5) 前掲訳書 131 ページ

(6) 前掲訳書 157 ページから161 ページ

(7) Hanza Alavi "The State in Post-Colonial Societies : Pakistan and Bangladesh " in Politics and State in the Third World Edited by Harry Goulbourne, The Macmillan Press Ltd, 1979. pp.38-45.

また、同様な視点から第三世界の国家形成の特殊性に着目したものとして次のものを

参照されたい。 Egbal Ahmad " The Neo-Fascist State : Notes on the Pathology of Power in the Third World " IFDA dossier (19), September-October 1980.

(8) Nora Hamilton " State Autonomy and Dependent Capitalism in Latin America " British Journal of Sociology Vol.32, No.3. September 1981. pp.305-311.

(9) *ibid.* pp. 312-325.

(10) Dietrich Rueschemeyer and Peter B. Evans " The State and Economic Transformation : Toward an Analysis of the Conditions Underlying Effective Intervention " in Bringing the State Back in Edited by P.B.Evans, D.Rueschemeyer & Theda Skocpol, Cambridge University Press, 1985.

(11) *ibid.* p.62.

(12) *ibid.* pp.63-70.

(13) Donald K.Crone " State, Social Elites, and Government Capacity in Southeast Asia " World Politics Vol.XI, No.2. January 1988.

第2節 支配の正当性の諸問題

あらゆる形態の支配関係の存立にとって、被支配者のその支配関係に対する承認がいかに大きな要因となっているかについては、「支配の正当性」という観点から議論されてきた。被支配者が支配者のなんらかの正当性を信じ、包括的にその意図したところに従うことは支配関係の存立にとっての必要要件なのである。一般に、国家権力の物的暴力性つまり強権的側面は支配の正当性が動揺するにしたがって顕在化する関係にある。また、政治体制の移行が生じる場合には、従来の政治体制を支えていた正当性の動揺が重要な要因となる。権威主義体制のような強権的支配の場合でも、支配の正当性の問題を過小評価することは出来ない。正当性は国家権力の強権性ととともに、あらゆる形態の支配の存立を左右する鍵である。

第三世界の政治変動についての本論文の関心から言えば、1960年代と70年代における権威主義体制の成立、80年代における権威主義体制の崩壊と民主化という政治変動を支配の正当性の観点から問うことが基本的な問題となる。この節では、まず、権威主義体制の正当性の性格について検討し、次に、支配の正当性の観点から80年代の民主化についての問題状況を提起する。

権威主義体制はクーデターや戒厳令布告といった手段を通して成立するが、それは一時的には、事実上正当性を欠いた支配として政権につく。そこでは、軍部の組織力を背景に

した国家権力の強権的側面が前面にでてくる。しかし留意すべきことは、権威主義体制においてはそれまでの支配体制を支えていたものとは別の正当性が重要な意味をもつということである⁽¹⁾。支配の正当化の論理は、権威主義体制成立後、そのような行為を正当なものとして承認させるために政権側より提出される。権威主義体制による正当化の方法は、基本的には次の2点に分けて整理できよう。その1つは、それぞれの国において達成されるべきなんらかの目標が設定されることである。設定された目標はそれぞれの国において若干異なるが、経済成長と政治的安定が2つの大きな柱である。例えばフィースは、チリ、アルゼンチンでは安定確保、経済の回復、規律という正当化の論理が、シャールのイラン、朴の韓国、インドネシア、フィリピンでは安定確保、急速な開発、先進国に追い付くという正当化の論理がみられたと指摘している⁽²⁾。次に、これらの設定された目標を効率よく実現するための手段として、国家権力の集中化が必要であると主張される。それによると、経済成長のための経済資源の有効な配分や政策決定の迅速化、不安定な社会状況に対する統制、これらのことは国家権力を集中化させた政治形態によってのみ実現可能だからである。そしてこの観点から、政党政治をはじめとする政治活動が制限、禁止され、軍部やテクノクラートが国家権力を独占することが正当だとされるのである。

権威主義体制では、設定された目標を実現することが支配の正当化の重要な根拠となっている。この型の正当性は、共産主義社会の正当性と非常に類似している。この点については、トッテンの見解が参考になる⁽³⁾。トッテンは西欧社会と共産主義社会の正当性のモデルを対照的に論じつつ、前者を「ゲームのルール」にもとづく正当性のモデル、後者を「目標」にもとづく正当性のモデルとして把握している。西欧社会では支配の正当性は

立憲的で議会主義的かつ民主的な手続きにもとづいている。つまり政治システムの諸ルールを遵守することによって支配の正当性が主張されるのである。これに対し共産主義社会では、未来に関する目標・計画がキャッチフレーズとなっている。もしも政策が正しいものとして合理化されるのであれば、その政策を形成する政党とそれを執行する政府は正当なものでありうる。つまり、共産主義社会でこのような正当化のモデルがみられるのは、共産主義社会のイデオロギーが、本質的に発展を重視するという意味で、西欧社会のそれよりも目標指向的であるからである。共産主義社会と第三世界の正当性のモデルが類似点をもつのは、第三世界もまた目標指向的社会であるということにもとづく。トッテンによれば、共産主義社会のモデルが第三世界に対して示しているのは、説得から強制にいたるあらゆる有効な手段を通じて、より豊かで経済的に平等な生活を実現することによって、西欧に「追いつき」、「追いこす」ことが可能であるということである。

以上のような目標実現に関する正当化の論理は、権威主義体制における支配の根拠の主要な要因をなす。多くの場合、権威主義体制では、急速な経済成長が豊かな社会と同時に政治的安定を通して政治的民主化を導くというイデオロギーが用いられ、それを実現するための実効力をもつという点から権威主義的支配が正当であるとされる。目標実現に対する支配者と被支配者の一体性は、確かに全体主義体制と比べれば強いものではない。全体主義体制とは異なり、権威主義体制では一般に、国民の大規模かつ強度の政治的動員は行なわれず、一般大衆がその体制に熱狂的な支持を表明することもほとんどないからである。しかしながら、権威主義体制の正当性は目標実現に関する支配者と被支配者の一体性に依存するところがあり、それが支配の根拠として権威主義体制に一定の影響を与える

ことは看過されるべきではない。

ところで、周知のように、ウェーバーは、支配の正当性の根拠にもとづいて、カリスマ的支配、伝統的支配、合法的支配という支配の3類型を提起した。カリスマ的支配とは、「ある人と彼によって揭示されあるいは作られた諸秩序との神聖性・または英雄的力、または模範性に対する非日常的な帰依」にもとづく支配形態であり、伝統的支配、合法的支配はそれぞれ「昔から妥当してきた伝統の神聖性と、これらの伝統によって權威を与えられた者の正当性に対する日常的信仰」「制定された諸秩序の合法性とこれらの秩序によって支配の行使を与えられた者の命令権力や合法性とに対する信仰」である⁽⁴⁾。これら3類型は支配の純粋型であって、実際にはあらゆる支配形態はこれら3類型の混合や変種として存在する。權威主義体制の正当性を考える場合にも、この3つの正当性が支配の根拠としてどの程度機能しているかを吟味することは必要である。しかし、目標実現に関する正当化の論理が大きな役割を演ずる場合（權威主義体制成立後のまもない時期は特にそうであると考えられる）、ウェーバーによって示された3つの正当性は、論理的に權威主義体制の支配の根拠としてそれほど重要な役割を演ずるとは考えられない。權威主義体制は目標を重視することから政治的抑圧を正当化する点で、合法的なルールを遵守する合法的支配とは相容れないところが多いであろうし、また、權威主義体制は、それまでの伝統的支配を否定し、新たな支配の形態を構築しようとするものだからである。カリスマ性は目標実現に関する正当化の論理と結びつく可能性が最も高い。ある個人が特別に有している資質が目標実現のために有用なものと考えられる場合、カリスマ性は目標実現に関する正当化の論理を補強し、したがって支配の安定度を高めるであろう。しかし両者の結びつき

はあくまでも必然的なものではない。支配が長期化していく場合は、特に近代的な価値観からして、合法性が支配の根拠としてより重要なものになることは十分に考えられるところである。いずれにせよ、権威主義体制の正当性は、目標実現に関する正当化の論理とウェーバーによって提起された正当性概念の組合せから理解される必要がある。

以上のように整理すると、権威主義体制の支配の安定度は、設定された目標がどの程度実現されたかということに大きく依存する。これは国家の有効性の問題である。リプセットは、有効性を、政治体制の実績達成度、すなわち多くの国民が期待している基本的な統治機能を充足する程度と定義している⁽⁵⁾。むろん、あらゆる支配形態において、有効性は支配の安定に少なからず影響を与える。ただ、目標指向型社会としての性格が強い第三世界では、有効性が支配の安定に与える影響は西欧社会よりも大きなものとなるし、権威主義体制のなかで目標実現に関する正当化の論理が支配の根拠として前面に出てくる場合には、有効性そのものが支配の安定を決定的に左右する要因となるであろう。権威主義体制の正当性を検討する場合に肝要なことは、権威主義体制が成立し長期化した現象を、権威主義体制への期待や有効性の観点から捉えることである。

さて、次に、権威主義体制の崩壊と民主化について。80年代の権威主義体制の崩壊と民主化の根底には、一般に権威主義体制の有効性の低下があった。ラテンアメリカ諸国の軍事政権の場合をみると、60年代と70年代の軍の政治介入はおおよそ次の3つを目的となされた。(1) 左翼系勢力および大衆部門の政治的伸張を抑えること、(2) 国家主導型の資本主義発展と高度成長を達成すること、(3) 旧来の政党政治に代わる新しい政治秩序を達成すること。軍事政権はこのなかの(1)についてはほぼ成功を収めたが、(2)

）と（3）については目的を達成することが出来ず、この結果、80年代に入って正当性の動揺と政権の孤立化が進んだのである⁽⁶⁾。権威主義体制は独裁的な性格や抑圧的な制度的形態それ自体を正当化することが困難であるから、有効性の低下は正当性の失墜に直結する。そして、大衆運動の高揚が権威主義体制の崩壊に決定的な役割を果たしたフィリピンや韓国の場合に限らず、民主化要求の増大が権威主義体制の崩壊を促した関係は第三世界全般で広くみられたのである。

ところで問題なのは、権威主義体制のオルタナティブとしてなぜ民主主義体制が求められたのかという点である。一般的に言って、民主主義体制が理想とする社会の1つの基準でありえるのは、民主主義によって国民の意志を反映するような政治が可能であるように思われるからである。民主主義はそのような政治を可能ならしめるものとして、法の下でのすべての人間の平等と政治的自由を保証する。合法的支配は国民の意志の総和に支配の根拠を見出だすと言ってよい。制度面では、合法性にもとづく民主主義体制は、参加、平等、自由という政治的価値を保証するが故に、最も適切な政治制度としてその正当性が承認されやすいであろう。権威主義体制の正当性が失墜した状況で、独裁や抑圧の制度に対するオルタナティブとして民主主義が求められる関係は自然である。しかし、他面で、目標指向型社会としての性格が強い第三世界では、民主化要求を国家の有効性への期待という側面と切り離して考えることは出来ない。特に、権威主義体制下の有効性が低下した状況のなかで民主化要求が増大した国の場合には、民主化への期待のなかに国家の有効性への強い期待が包含されていると考えられよう。

民主主義体制下の国家の有効性は様々な条件に規定されようが、少なくとも歴史をみる

かぎり、第三世界では、経済発展や政治的安定の達成に関する民主主義体制の有効性は乏しいものであった。そもそも、第三世界では一般に、権威主義体制への期待を生じさせるような社会、経済的状況が存在してきたと言える。もとより、権威主義体制における服従の動機としては、国家権力に対する恐怖が最も重要であろう。また、リンツは権威主義体制の下では大部分の国民が権力の正当性を問題にせず、その発動だけを認識して服従する場面があることを指摘している⁽⁷⁾。この場合、信念という積極的な要因ではなく、習慣と自己利益が服従の動機の中心的要因となる。これらに加えて、服従の動機のもう1つの側面として期待という側面が重要である。この期待の多くは、既述したように、目標実現に関する支配者と被支配者の一体性にもとづくものである。権威主義体制への期待を生じさせる主要なものとして、民主主義体制の第三世界での不適應性があげられよう。民主主義体制の不適應性とは2つのことを意味している。1つは、民主主義体制の下で急速な経済成長を達成することが困難であったことである。初期近代化論は民主主義と経済成長との一般的親和性を主張したが⁽⁸⁾、第三世界の現実には、少数の経済的な支配階級が民主主義体制を利用して多大な利益をあげてきたこと、それが経済発展の主な障害となってきたことを示している。もう1つは、民主主義体制の下で第三世界に特徴的な政治的不安定の解決が困難であったことである。

権威主義体制の成立を国家の有効性の増大と捉えた見解も多い。たとえば、ホロウィッツとトリンバーガーは、60年代と70年代のラテンアメリカの軍部の性格に関して、軍部が経済的な支配階級からは自律した性格をもっていること、軍部による国家権力の掌握は革新的な経済的役割を演ずる国家の能力を高める可能性のあることを指摘した。かれらによ

れば、ラテンアメリカの長期にわたる低開発の根本の原因は、支配的階級に対する国家装置（代議制度が中心）の従属性とその結果としての国家の自律の欠如に求められる。少数の特権者と多くの貧困層が存在するような社会では、民主主義体制は支配層の利益に奉仕する国家装置として機能する。したがって、低開発からの脱却にとって不可欠なものは支配的階級から自律した国家装置によって国家権力が再編されることであり、この条件を有するものとして、60年代と70年代の軍事政権の動きが注目されたのである⁽⁹⁾。権威主義体制の有効性の低下は80年代に入って顕著となった。したがって、第三世界では、民主主義体制も権威主義体制もおおむね有効性の証明に失敗してきたと言えるのである。問われるべき1つの問題は、80年代の歴史的規定性のなかで、国家の有効性に対する期待と民主化要求とがどのような関係にあったのかという問題である。

80年代の民主化を支配の正当性の観点から捉える場合のもう1つ重要な側面は、民主主義体制が、国家の有効性の程度に関わりなく、国家の正当性を支えるイデオロギー機能をもつことである。駒井は、ウェーバーの合法的支配の概念がもっている欺瞞性の一側面として、法が形式的水準へと矮小化され、この結果、少数支配者の意向の法への反映という側面や、法の実質的内容が等閑視されていることをあげている⁽¹⁰⁾。正当性の根拠としての合法性は、形式的合理性にもとづくものであって、法や支配の内容、つまり実質的合理性にもとづくものではない。また、竹内は、自由・平等な諸人格の間の同意と契約にもとづく法体系の顕在化したものとしての民主主義は、〈私〉の総和に支配の根拠を見出だすが故に、民主政治こそかえって絶対統治になるという逆説的な関係をみている⁽¹¹⁾。民主主義が保証する法の下での平等と政治的自由は、代議制度が国民の意志の代表者であるこ

との、そして国家が公益、あるいは一般的利益の具現者であることの法的な根拠となる。この法的な根拠によって、国家は国家の決定が国民の意志の反映であること主張する。この場合、肝要なことは、代議制的民主主義は、それが本来果たすべき機能を実質的に喪失している状況下でも、そのイデオロギー機能を保持し続けることである。

民主化への期待を以上の合法性の正当化機能との関連で見れば、それは主に合法性にもとづく支配の安定化機能への期待と言えよう。政治的安定は、一般に国家再建や経済発展に不可欠な条件として必要だとみなされる。しかし、政治的安定の実質的な意味は、経済、社会構造との関係から絶えず検証されなければならない問題である。ラテンアメリカ諸国では、軍が漸進的民主化を主導した。軍は権威主義体制を支える柱であった。また、第三世界全般で、中間層や上層階級が権威主義体制の崩壊と民主化に大きな役割を担った。かれらは、基本的に、権威主義体制を黙認してきたが、80年代に入って反権威主義的立場を明瞭にし始めた。以上の動向は、民主化が支配層の意向を反映していることを示唆している。この場合、民主化と支配層の権益との関係が問題となる。権威主義体制から民主主義体制への政権レベルの変動にもかかわらず支配層の連続性が強い場合には、民主化に対する支配層の期待は合法性の正当化イデオロギー機能にあること、そして民主主義体制は支配層の権益擁護に好適な政治環境を提供する可能性が高いと指摘することが出来よう。

さて、本節では、政治変動と支配の正当性の関係について論点を整理した。権威主義体制の正当性は目標実現に関する正当化の論理に大きく依拠するものであった。権威主義体制の成立と展開に関して中心となる問題は、権威主義体制の性格と正当性を権威主義体制への期待を生じさせるような社会的条件との関連で捉えることと、有効性の程度が支配の

様態をどのように規定したかを検討することである。80年代の民主化については、権威主義体制に対する不満と民主化要求との関係を問う必要がある。というのは、民主化に対する期待は諸社会勢力の利害や政治指向によって異なるからである。したがって、この場合の中心となる問題は、80年代の民主化を推進した主要勢力とかれらによる正当化の論理、そしてそれらが多くの人々にどのように受け入れられたかが、権威主義体制との比較で問われることである。

(注)

(1) 軍事的支配体制の発生を正当性の危機と関連づけて把握する見解は多い。しかしそれらの多くは、軍事的支配体制もまた異なる正当性を有していることについては、あまり注意を払っていない。この点について、例えば次のものをみよ。

Gavin Kennedy The Military in the Third World Gerald Duckworth & Co. LTD 1974. 特
特に、21ページから30ページを参照のこと。

(2) Herbert Feith "Repressive-Developmentalist Regimes in Asia: Old Strength, New Vulnerabilities" Prisma(19), 1980. (ハーバート・フィース「経済開発と強権政治」坂本義和編『暴力と平和』朝日新聞社 1982年)

(3) G.O.Totten "Models and the Problems of Internal Legitimacy" in Developing Nations: Quest for a Model Edited by W.A.Beling and G.O.Totten, New York 1970. (ジョージ・トッテン「正当性のモデル」『政治発展のモデル』片岡寛光監訳 早稲田大学出版部 1975年)

(4) Max Weber Wirtschaft and Gesellschaft, Grundriss der verstehenden sociologie, vierte, neu herausgebene Auflage, besorgt von Johannes Winckelmann 1956.

erster Teil Kapital III.IV (『支配の諸類型』世良晃志郎訳 創文社 1970年 10ページ)

(5) Seymour Martin Lipset Political Man: The Social Bases of Politics New York: Doubleday & Co., 1959. (セイモア・リップセット『政治のなかの人間』内山秀夫訳 東京創元新社 1963年 第三章)

(6) 松下洋／遅野井茂雄「ラテンアメリカの民主化」(松下／遅野井編『1980年代ラテンアメリカの民主化』アジア経済研究所 1986年 22ページから23ページ)

(7) J.J.Linz " An Authoritarian Regimes : Spain " in Cleavages, Ideologies and Party Systems Edited by E.Allardt and Y.Littunen, Helsinki, Westermarck Society ,1964. (ホアン・リンツ「権威主義体制ースペイン」アラルト・リッツネン編『現代政党論』宮沢健訳 而立書房 1973年)

(8) リップセット 前掲訳書

(9) Irving Louis Horowitz and Ellen Key Trimberger " State Power and Military Nationalism in Latin America " Comparative Politics January 1976.

(10) 駒井洋『国際社会学研究』日本評論社 1989年 70ページから71ページ

(11) 竹内芳郎『国家と文明』岩波書店 1975年 295 ページから306 ページ

第3節 民主化と中間層をめぐる諸問題

第三世界における80年代の権威主義体制の崩壊と民主化の推進に対して、中間層がきわめて大きな役割を演じたことは広く認められているところである。例えば、東南アジアの民主化について、鈴木は、その最も直接的な理由を新しい社会層－都市中間層の登場に求めている⁽¹⁾。この都市中間層には、中級官僚、軍人、中小企業経営者、大企業中間管理職、教員、学生などが含まれる。鈴木によれば、この都市中間層は基本的に権威主義体制の産物かつ受益者といえる存在である。しかし権威主義体制の長期化にともない、都市中間層は、意見が反映されない一元的支配に対する不満を高め、多様で多元的な体制に対する要求を強めるようになった。この意味で、都市中間層は、権威主義体制に対する抵抗運動つまり脱権威主義体制を共通の性格とする民主化運動の原動力となった。また、ダノプロスは80年代の軍事政権崩壊の社会的条件を整理するなかで中間層の重要性を指摘しているが、その見解は権威主義体制一般の崩壊に関して示唆的である⁽²⁾。ダノプロスは、軍事政権の崩壊を促す条件として中間層の軍政に対する不満の増大を重視している。軍事政権の正当性は長期化にともない経済発展の成否に大きく規定されるようになるが、軍事政権の動向が示しているのは、経済発展が失敗しても成功しても、いずれの場合でも中間層の軍政批判は強まり、このことが軍事政権の崩壊を促したという関係である。前者の場合

は、インフレーションの増大や経済成長の停滞によって正当性が失墜し中間層の不満が高まるという構図であり、この構図は多くのラテンアメリカ諸国の軍事政権にあてはまるが、同様な構図はフィリピンにも妥当しよう。後者の場合は、経済発展によって正当性の根拠として軍事政権を継続させる必要性が希薄になり、それまで経済発展を達成するという目的でおさえられてきた政策決定に対する参加要求や民主的な方法で指導層を選出する権利要求が中間層からも強まるという構図である。こうした構図は、韓国や台湾などN I E S諸国に典型的にみられる。ただしいずれの場合でも、軍事政権下の開発政策によって生み出されてきた中間階級が軍事政権の崩壊を促すという関係は同じである。

中間層の抵抗運動への参入が政治的に重要な意味をもったのは、中間層の階級としての経済、政治力の大きさのゆえであるし、また、中間層が権威主義体制の産物として、また受益者として、権威主義体制を基本的に支えてきたからである。このため、権威主義体制が中間層を弾圧することも困難であった。権威主義体制の動向が一般に示しているのは、労働者や農民など権威主義の最大の犠牲者であった人々の抵抗運動の政治力は限られたものだったが、中間層の抵抗運動への参入は正当性の動揺に大きな影響を与えたということである。この点で、権威主義体制の崩壊と民主化に対して中間層が主要な役割を演じたことは疑いないところである。

中間層の経済的、政治的性格をどのように理解するかという問題は、第三世界全体の社会変動やポスト権威主義の性格を捉えるために重要であるので、以下、この項では、中間層の性格と問題点に関する議論の現状を整理、検討しておきたい。

まず、中間層の「中間」の意味に言及しておく、それはいわゆる上層と下層の中間に

位置する階層としての性格を指す。上層と下層の正確な定義が困難であるように、「中間」の定義も困難で一定していない。しかし今のところ、第三世界の中間層には、先進諸国のそれとは大きく異なる、それ固有の性格が認められる。最も基本的なものは、中間層が社会全体のなかで少数派に属することであり、そして、所得格差の激しい第三世界で中間層の経済的地位は上層部に位置することである。所得と学歴が高いことは中間層にほぼ共通する。中間層を構成する主要な勢力としては、専門・技術職、行政・管理職、事務職、中規模の企業経営者などがある。しかしこれらを別とすれば、上層でも下層でもないということで雑多な職業が中間層に含まれる。中間層の範囲の基準が一定していないから、一国の中間層の比率を算出しようとする場合でも、研究者によってその数値が大きく異なるような場合も出てくるというのが現状である。

雑多な職業の集合が中間層という1つのカテゴリーを構成することの意味については、プーランツァスの見解が参考となる。プーランツァスは、ドイツとイタリアのファシズムの分析のなかで、ファシズムとの関係を通して小ブルジョアジーの階級的性格を検討している⁽³⁾。小ブルジョアジーを構成するのは、小規模生産および小規模所有者の伝統的小ブルジョアジーと、不生産的賃金労働者の新しい小ブルジョアジーの2つである。プーランツァスによれば、これら2つの集合はそれらがブルジョアジーでもプロレタリアートでもないという消極的特徴を共有することを別とすれば、経済のなかで明確に別の位置を占めている。しかし、この2つの集合は、それらが経済のうちに占める異なった位置が、イデオロギー的・政治的レベルにおいて原則的に同じ効果を有するがゆえに、同一の階級の一部を構成するのである。換言すれば、経済における異なった位置にもかかわらず、

イデオロギー的・政治的諸関係の領域における効果の共通性からして、この2つの集合は同一の階級に属するのである。プーランツァスは、小ブルジョアジーのイデオロギー的・政治的レベルにおける共通性をこの2つの集合の経済的性格から説明している。イデオロギーのレベルでは、プロレタリア化に対する恐怖と所有への激しい執着を同時にもつことが、その効果を本質的に規定するが、その結果として形成されるものには、現状維持的反資本主義的指向がある⁽⁴⁾。これは、機会均等を求めて独占に反対する平等主義的熱望、すなわち公正な競争と平等な選挙を求める熱望をあらわしており、体制内変革の指向をあらわす。政治のレベルでは、政治的利害が和解不可能である2大階級のいずれにも属しておらず、独自の長期的政治的利害をもちえないことが、その効果を規定するが、そのなかには、政治的不安定性という共通の性格がある⁽⁵⁾。これは、状況に応じて、ブルジョアジーの側に傾いたり、プロレタリアートの側に傾いたりする、小ブルジョアジーの政治的性格をあらわす。同時にプーランツァスによって指摘されることは、経済における位置のちがいに基づく小ブルジョアジー内の分裂という側面である。従って、小ブルジョアジーの政治的立場は本質的に共通したものであるが、しかし経済のちがいに規定されて諸分派のなかでずれが生じることもありうるのである。

小ブルジョアジーの階級的性格についてのプーランツァスの見解は、第三世界の中間層の性格を考えるうえでも非常に示唆的である。小ブルジョアジーの階級的性格として述べられたものが第三世界の中間層にどの程度該当するかは、国別、地域別に検討されるべき課題であろう。しかし、政治変動一般との関連で述べておけば、中間的な位置を占める階級がブルジョアジーとプロレタリアのどちらの側につくかということは政治変動を規定す

る重要な要因となる。そしてこの重要性は、いずれの階級にも属しておらず、よっていずれの階級とも対立したり同盟したりする二面的な性格を小ブルジョアジーがもつことによって規定されているのである。

さて、第三世界の中間層についての議論は、大まかに言えば、以下の2つの理論的関心にもとづいて展開されてきたと言えよう。1つは、経済発展によってどの程度中間層が成長してきたかを主要な関心とする場合である。国別で程度の差はあれ、第三世界ではまだ圧倒的多数が下層階級によって構成されており、中間層は少数派である。中間層の成長は豊かさの1つの指標と考えられてきた。しかしこの場合の関心も、政治的・社会的なものとは無縁ではない。所得の格差が一般に大きい第三世界において、上層でも下層でもない中間的な人々が増大することは、階級間の利害対立や葛藤を減少させ、社会的安定の実現に寄与すると想定されてきたからである⁽⁶⁾。もう1つは、権威主義体制の成立と展開、権威主義体制の崩壊と民主化といった政治変動に対して中間層がどのような政治的役割を演じてきたかという関心である。プーランツァスの小ブルジョアジー論と同様に、中間層が上層と下層のいずれの側につくかは、政治変動を規定する重要な要因と認識されてきた。実際には、この2つの理論的関心は共有される場合が多い。経済発展と民主化の関係は社会変動論の主要なテーマとなってきたが、そこでは、中間層の動向と性格が主要な論点の1つとなっている。

ところで、中間層に関するこれまでの議論で焦点となってきたのは、中間層の政治的な性格の二面性に関する問題であったと言えよう。この二面性は、上層階級の権力や支配に抵抗する指向性と、下層階級を支配しようとする指向性が中間層に同時に存在することを

意味している。この点について、鈴木は、一方で権力を分解していく能力がありながら、他方では大衆と対立するという文字通り中間的な特徴をもつものとして、中間層を捉えている。中間層は一元的な、独占的な支配に対して多様で多元的な体制を求めるが、同時に、大衆に対して激しい侮蔑と差別感をもち、民主主義の恩恵を大衆に与えようとせず、大衆から中間層への流動の可能性には強い抵抗を示すのである⁽⁷⁾。また、韓相震（ハン・サンジン）も中間層の政治的性格の二面性を指摘している⁽⁸⁾。それによると、中間層は社会が安定している時には自由と政治への参与を要求するが、社会不安が高まった状況では、既得権の喪失を憂慮するために保守的勢力に変貌する。つまり、大きな脅威に直面する時、不安定な変動よりも安定を選好するのが中間層の典型的な心理なのである。もちろん、この場合の安定は、強権的支配にもとづいた安定を含むものとして理解されなければならない。

中間層の政治的な二面性が問題の焦点となってきたのは、政治変動に対して中間層が歴史的に異なった政治的役割を演じてきたからである。つまり、歴史的な条件に規定されたなかで、二面性のいずれかが前面に出て、ある場合には保守的勢力として、またある場合には革新的・進歩的勢力として、政治変動に関与してきたからである。韓相震は、韓国の官僚的権威主義（基本的に1972年の朴維新体制以後の政治体制をさす）の性格とその下での民主主義の展望を検討するなかで、官僚的権威主義に対する都市中間層の関わりに言及している。それによると、官僚的権威主義を登場させた問題状況として、1960年代の工業化の実質的受益者として登場した都市中間層が、70年代初めの政治不安のなかで急激な変動を警戒し、安定を選好したことがあった。中間層は保守勢力として官僚的権威主義の支

持基盤となったのである。政治不安は労働紛争の多発などによって引き起こされたものである。しかし、官僚的権威主義の下で成長した都市中間層は、80年代には最も強い民主意識をもつ勢力として、今度は民主化推進勢力の中心的存在となった⁽⁹⁾。

ラテンアメリカでも、中間層は60年代中頃より成立し始めた軍事政権の主要な支持基盤であったが、軍事政権の長期化にともない政権に対する不満を高め、80年代以降に民主化を推進する中心勢力となった⁽¹⁰⁾。そこでは、ブラジル（64年）とアルゼンチン（66年）の軍事クーデターを中間層が支持したこと、チリにおけるアジェンデ人民連合の崩壊と軍事政権の成立（73年）の背景として、中間層の保守化と人民連合政権からの離脱があったことが、国別に分析されている。これらの政変の共通の背景としては、労働紛争の増大を主な原因とする社会不安の高まりがあった。中間層が軍政を支持したことによって、50年代に強調されていた、民主化を推進するという中間階級の進歩的側面は否定され、代わって、保守勢力、反民主勢力の側面が60年代に強調されるようになった。そして、70年代は単に保守や反民主では捉えきれない複雑な中間層の動きが顕在化した。基本的には60年代の否定的な評価が継続された。つまり、ラテンアメリカの中間層の政治的二面性は、おおよそ、50年代には進歩的側面が、60年代と70年代には保守的側面が、そして80年代には再び進歩的側面があらわれるというように歴史的に変遷してきたのである。

問題は中間層の政治的二面性と政治変動との関連であるが、それを本質的に規定するものとして重要なのは、中間層の階級的利害であろう。自身の経済的利益を追求し、それを脅かすものに抵抗するのは階級の基本的特徴であり、中間層の政治面での保守的側面と進歩的側面の関係もまた階級利害によって規定されると言ってよいであろう。ところで、第

三世界の諸階級の性格は、世界経済システムとの関係において、従属的性格をもつものと自律的な性格をもつものに大別される。換言すれば、買弁的性格と民族主義的性格であり、経済的立場としては、親帝国主義と反帝国主義である。従って、中間層の政治的二面性と政治変動の関連は世界経済システムのなかのその階級的利害と切り離して考えることは出来ない。一般には、買弁的性格と保守性、民族主義的性格と進歩性の関係が強いとみえるが、実際にはこれらの関係は複雑で動的なものであろう。中間層が買弁的な階級利益を追求するために下層階級と協力して民主化を推進することも当然考えられる。

さて、80年代の権威主義体制の崩壊と民主化に対して中間層が中核的な役割を果たしたことは確かであるが、問われるべき問題は、歴史的・社会的な状況に規定された中間層の進歩性と階級利害の関係を理解することである。そしてこの場合、中間層の動向と性格を世界システムがどの程度規定してきたのかを視野に入れることが必要である。つまり、中間層の変動を規定する従属論的視点である。これまでのところ、80年代の民主化と中間層の関係を問うものは少ない⁽¹¹⁾。また、その関係が問われる場合でも、中間層の果たした役割が一国的視点で現象記述的に述べられる傾向が強く、このため中間層の特定の側面—80年代では進歩的側面—が強調されるきらいがある。例えば、韓国の民主化に中間層が果たした役割についてのチョ・カプチェの分析はその一例と言える⁽¹²⁾。そこでは、権力側の不正と腐敗に対する怒りが中間層の政治化と反乱を促したことが述べられるが、自由、正義、平等、民主化を求めて権力と闘ったという一面が、中間層の全体的な性格を特徴づけるかのように過度に強調されている。批判意識や革命的情熱は、教育や所得水準に正比例するということが今度の事態（6月政変）で立証されたとまで言い切っている。そこ

には、中間層の二面性と階級利害に関する問題状況を歴史的パースペクティブで捉えようとする視点は欠落している。また、同じく韓国について、渡辺は、権威主義体制によって創出された中間層が民主化を主導する主体勢力となったとの関係から、権威主義体制は結局のところそれ自身を溶解させる論理をもっていたと指摘している⁽¹³⁾。しかしその関係が強調されるだけでは、同様に、権威主義体制や中間層についての問題状況が等閑視されようし、中間層の性格と役割に関する体系的理論化への視点も提起されないであろう。中間層の政治的二面性と階級利害の関係を従属論的視点から検討することは、民主化や民主体制の定着が社会の構造変革に対してもつ意味をみるためにも欠かせないと考えられる。

以上、本章では分析枠組みの検討を行なった。民主体制から権威主義体制、また権威主義体制から民主体制へという政治変動を包括的に理解するための視点としては、従属、国家の相対的自律、支配の正当性の3つがあった。そして、80年代の民主化の状況に関しては、比較分析の立場から最も注目を集めている中間層を取り上げ、民主化と中間層に関する問題状況を検討した。次章以下で、フィリピンにおける政治変動の分析を行ない、民主主義と権威主義における国家権力の問題と、80年代の民主化の意味について検討する。

(注)

(1) 鈴木祐司「東南アジアの『民主化』とそのインパクト」(『世界』1988年12月号)

(2) Constantine P. Danopoulos " Military Dictatorships in Retreat : Problems and Perspectives " in The Decline of Military Regimes Edited by C.P. Danopoulos Westview Special Studies in Military Affairs, 1988.

(3) Nicos Poulantzas Fascisme et Dictature Ed. du Seuil 1974. (ニコス・プーランツァス『ファシズムと独裁』 田中正人訳 批評社 1983年 第5部 157 ページから164 ページ)

(4) プーランツァス 同上訳書 160 ページから161 ページ

(5) プーランツァス 同上訳書 162 ページから163 ページ

(6) 洪斗承「職業および階層構造の変化と展望」(韓国社会学会『現代韓国社会学』 小林孝行訳 新泉社 1988年 70ページ)

(7) 鈴木祐司 前掲論文 95ページ

(8) 韓相震「官僚的権威主義下での民主主義の展望」(韓国社会学会『現代韓国社会学』 所収 35ページ)

(9) 韓相震 同上論文 20ページ並びに40ページから47ページ

(10) 上智大学イベロアメリカ研究所編『ラテンアメリカの中間階級－その政治・経済・社会的地位に関する研究－』 上智大学イベロアメリカ研究所 1982年

(11) 松下洋／遅野井茂雄編の『1980年代ラテンアメリカの民主化』(アジア経済研究所、1986年)は、現段階で最もまとまったラテンアメリカ諸国の民主化についての研究書だが、中間層の視点はほぼ欠落している。

(12) チョ・カプチェ「六月政変と中産層の反乱」(別冊宝島 68 『新しい韓国を知る本』 JICC 出版局 1987年)

(13) 渡辺利夫「アジアの経済発展と民主化－韓国の経験」(国際シンポジウム「アジアの経済発展と民主化」 アジア政経学会主催 東京都立大学 1989年12月)

第2章 戒厳令成立以前のフィリピンの政治変動と国家

第1節 フィリピン政治の基本的性格

はじめに

フィリピンでは、1946年の政治的独立以降、民主主義体制が採用されてきた。その制度づくりにおいては、アメリカの政治モデルから強い影響を受けている。立法、行政、司法の三権分立は確立されていたが、大統領の権限は強大であった。議会は大統領と対立したり、ときには大統領が提出した重要法案を阻止するという場合もあったが、基本的には、議会に対する大統領権限の優越は存続してきた。フィリピンの政治は、事実上、国民党（Nationalista Party）と自由党（Liberal Party）による二大政党制を特徴としており、大統領はいずれかの政党から選出されてきた。国民は、4年ごとの総選挙と2年ごとの中間選挙に、どちらも直接選挙のかたちで参加することにより、政治の指導者を選出してきた。また、言論、結社、思想の自由も認められていた。このような民主モデルの導入は、

フィリピンの政治を〈アメリカ型民主主義の飾り窓〉といわしめるものとさせていた。

以下、この節では、おおよそ政治的独立からマルコス政権成立前後の時期について、以下の議論の展開に必要なと思われるかぎり、フィリピン政治における国家の権力基盤と相対的自律の基本的特性を整理しておく。この場合、国家と階級諸勢力の関係という点では、次の2つの側面が最も重要な側面となる。その1つは、政治的独立以降も、経済、政治、軍事の面でアメリカの強い影響力を受け続けたことである。この点とも関連するもう1つの側面は、植地的な経済構造がそのまま残存されたような状況で、アメリカ型の大統領制にもとづく代議制的民主主義が採用されたことにある。独立した当時、フィリピンの経済は典型的な一次産品輸出経済であった。一次産品輸出経済の下で、地主階級や輸出業者の経済的力は強く、このため彼らは国内政治をささえる支配的な階級を構成していた。国民党と自由党の2大政党制といっても、事実上、両者の間にはイデオロギーの面でも、組織的、階層的な面でもほとんど相違はみられず、いわば伝統的な保守政党として地主階級や輸出業者のために機能していたのである。このため、国民党から自由党へ、あるいは自由党から国民党へという政治家の移動も珍しいことではなかった。また、地主階級や輸出業者はフィリピンにおける親米勢力の支柱を構成していた。したがって、国家権力の性格に影響を与える勢力としては、対外的にはアメリカ、国内では地主階級や輸出業者に第一義的な重要性が置かれなければならない。国家装置の構造としては、大統領、議会、司法部、官僚制、地方自治、軍部などがあげられるが、このなかで大統領、議会、官僚制と軍部の関係が以下の検討において中心の問題になる。

第1項 国家の相対的自律の制限—アメリカとの関係

国家の相対的自律を規定する基本条件は、対外的には従属の程度であり、国内的には国家を支える国内の階級基盤が他の階級に対して独占的で強大な経済力を有する特定のものによって構成されているか、あるいは階級基盤が他に対して独占的な経済力を有さず競合関係にあるような複数のもことによって構成されているかである。換言すれば、従属という外的要因によって規定された社会状況のなかで、国家の階級基盤が狭くて限定されているのか、多様で幅広いものであるのかによる。前者の場合、国家は支配的な特定の階級の利益に奉仕する可能性が高まり、後者の場合は逆に、国家が広範な階級の利益に奉仕する可能性が高まる。フィリピンの場合は、政治的独立後もアメリカの支配的な影響力が残存したことによって対米従属の構造が存続し、これによって国家の相対的自律を高める条件が損なわれた。この背景には、フィリピンの独立運動が広範な大衆を動員した反米的で民族的な性格をもつものではなかったことなどが関係しよう。

国家の相対的自律と対米従属との関係を考える場合、大統領と議会との関係といった国家装置内部の問題は二次的な重要性をもつにすぎない。独立以降の政治状況をみれば、対米従属の構造をめぐる大統領と議会が大きく対立したことはないと言ってよく⁽¹⁾、基本的には両者は親米路線を堅持することに利害の一致を見いだしてきたことがわかる。全体として、国家はアメリカの利益を擁護するための機能を担ってきたが、このことは、アメリカの支持なしでは国家の存立基盤そのものが脅かされるような状況が存在したことと

表裏の関係にあった。軍事、経済、政治いずれの面でもアメリカにとってフィリピンの戦略的重要性は高いものであった。アメリカのフィリピンに対する主要な関心は2つの大きな軍事基地（クラーク空軍基地とスービック海軍基地）を存続させることと、経済面での特権的立場を維持することであったと言える。この項では、フィリピン社会の対米従属の構造と国家の相対的自律の関係を幾つかの観点からみておきたい。

まず、独立後のロハス政権期においてアメリカとの間にいくつかの条約、協定が締結されたことがある。このうち、1946年のベル通商法にもとづく米比通商協定は経済面での対米従属を方向づけるものであった。そこでは、アメリカ市民に財産、職業、課税、住居の面でフィリピン人と対等な権利を保証する内国民条項が認められた。貿易面では、8年間にわたる無関税の自由貿易とその後相互の関税を5%ずつ増加していく協定が結ばれたが、フィリピンのアメリカ向け輸出品に関してのみ、割り当て量を削減する権利がアメリカ側に認められるなど不平等な内容を含んでいた。この協定の経済的なインパクトは大きいものであった。内国民条項によってアメリカ資本の優位性が確保されたほか、一次産品輸出経済の残存、工業の停滞、貿易面でのアメリカに対する過度の依存といったことがもたらされた。ロハス政権期においては、軍事面でも米比軍事協定（1947年）、米比軍事援助協定（1947年）などが締結された。これらにより米軍基地の長期にわたる存続が可能となり、また、フィリピン軍の強化を目的とした米軍事顧問団が設置された。アメリカの立場からすれば、共産主義勢力をはじめとする反米勢力を鎮圧するために、反乱鎮圧組織としてのフィリピン軍の強化は必要なものであった。ところで、対米従属を基本的に方向づけたこれらの協定⁽²⁾が締結された背景としては、なによりもフィリピンが戦災によって疲

弊した経済を再建するために多額の資金を必要としていたことがある。フィリピンは1946年のフィリピン復興法によってアメリカから多額の援助を受け取っているが、この援助は上述した協定の締結を必須の条件としてアメリカからフィリピンに供与されたものであった⁽³⁾。政治的独立自体がアメリカから恩恵的に与えられたという歴史的状況からすれば、この経過は自然なものとも考えられよう。しかしいずれにしろ、国家再建の当初から経済面で大きくアメリカに依存したという事情は、フィリピンの国家の相対的自律の制限やその後の各側面での対米従属を方向づける基本的な契機となった。

安定した親米政権の存続はアメリカの様々な利益を擁護するために必要であった。この点に関しては、アメリカは信頼できる指導者を擁立することを目的とした政治介入を頻繁に行なってきた。フィリピンでは1965年の大統領選挙まで二期続けて選出された大統領はいないが、この政権交替に対してアメリカの政治介入が果たしてきた役割には非常に大きなものがあった。代表的な例として、マグサイサイ大統領（1954年から1957年）の場合をあげることが出来よう。1940年代末から50年代初めにかけての時期は、共産主義勢力であるフク団の反乱（Huk Rebellion）が激化し、政情が著しく悪化した時期であった。アメリカはこの事態に対処する力が腐敗で弱体化したキリノ政権（1948年から1953年）にはないと否定的な判断を下す一方で、事態の解決をはかることの出来る新しい指導者としてマグサイサイ擁立の姿勢を固めた。マグサイサイの活動が社会的に注目をされるようになったのは国防長官に任命されてからのことであるが、そもそもキリノによるこの任命の背後には、軍事援助と引き換えになされたアメリカからの強い要求があったのである。国防長官としてマグサイサイは、アメリカからの援助をもとに、反乱鎮圧組織としての軍の改革

、1951年の「経済開発部隊」(EDCOR:Economic Development Corps)によるフク団投降者の公有地への移住計画、1951年の選挙での浄化運動に精力的に取り組んだ。これらはフク団の掃討に大きな効果をあげた。比較的公正な選挙が行なわれたことは、選挙を通して社会変革が成し遂げられるという期待を一般的に高めることともなった。国防長官としての活動によって社会的注目を浴びるようになったマグサイサイはさらに1953年の大統領選挙でキリノに勝利し大統領に選出されたが、このプロセスにおいてCIAの活動を中心とするアメリカの政治介入が大きな役割を果たしたことはよく知られている⁽⁴⁾。また、1960年代にマカパガルとマルコスが大統領に選出されたときにもアメリカの政治介入や支援は重要な役割を果たした。このように、最高指導者である大統領の存立そのものがアメリカの支援に少なからず規定されてきたことは、フィリピンの国家のアメリカに対する相対的自律が制限されてきたことを端的に示している。

さて、次に1961年に採用されたデコントロール(Decontrol)政策の背景と性格をアメリカとの関係を中心に考えておきたい。デコントロール政策は、それがその後のフィリピン経済の対外的な従属を深める契機となったという意味で大きな重要性を持つものだったからである。

1961年に大統領になったマカパガルはそれまでの経済政策の根幹をなしていた貿易・為替管理政策(Foreign Exchange and Import Control)を即時に撤廃し、デコントロール政策を採用した。フィリピンは1940年代末にアメリカとの自由貿易による貿易赤字などを主な原因として深刻な経済危機に直面し、以後、経済の回復をはかるべく貿易・為替管理政策を採用してきた⁽⁵⁾。この政策が統制経済によって国内産業を保護し、輸入代替を基

盤とする工業化を目指すという側面をもっていたのに対し、デコントロール政策はフィリピンの経済を全面的に世界資本主義に開放することを意図していた。むしろ、輸入代替工業化においても多国籍企業の力は大きく、工業化の性格もいわゆる「包装と組み立て」部門が主流を占めるなど、経済の従属性は強くあらわれていた。しかしそれでもなお、フィリピンの企業家に与えられた種々の優遇措置や輸入を制限する政策によって、フィリピンの企業家の経済参入が増大し、工業化が民族的な性格を備えたことも確かであった。

デコントロール政策の採用は、貿易・為替管理政策とは対立する2つの考え方に基づいている⁽⁶⁾。1つは、貿易の量を増大させるために為替管理を撤廃することであり、もう1つは、フィリピンの経済を外国資本に開放することである。つまり、自由貿易と自由企業の奨励がデコントロール政策の2つの大きな支柱であった。デコントロール政策に基づく経済開発を促進するためにテクノクラートの役割が増大したことはマカパガル政権の1つの特徴であるが、その機関である計画実施庁 (Program Implementation Agency) の方針においては、自由企業の重要性が強調されている。ここでは、フィリピンの実業家は自らの企業を合理化し、国家の保護に頼ることをやめ、多国籍企業と競争することによって経済活動を促進していかなければならないことが主張されている。むしろ、経済ナショナリズムは重要なものとは考えられていなかった。

デコントロール政策が採用された背景は、対外的には、アメリカ、IMF (国際通貨基金 - 以下、IMF)、世界銀行 (以下、世銀と略) との関係において把握される必要がある。アメリカは統制経済がアメリカの経済的利益を損ねるようになったとの立場から、IMFや世銀における支配的影響力を利用して、フィリピン政府にデコントロール政策の採

用を要求した。マカパガルはデコントロールの採用がIMF、世銀、アメリカの国防省、財務省との交渉の結果決定されたものであること、またデコントロール政策の遂行にあたり必要な資金としてアメリカからの借款をはじめとしたいくつかの援助が可能になったことを述べている。1957年にフィリピン政府が借款を求めたときには、IMF、世銀、アメリカはフィリピンがペソの切り下げと為替管理の撤廃という条件を認めなかったためにそれを拒否しており、このことを考えあわせれば、デコントロール政策がこれらのグループの望む経済政策であったことは明らかである。デコントロール政策はペソの切り下げを意味したから、特にアメリカの輸入業者に有利に働いた⁽⁷⁾。ペソの切り下げによって、アメリカの輸入業者はそれまでよりも少ないドルで同等のフィリピン製品を買うことができるようになった。

国内では、主に2つのグループが貿易・為替管理政策に反対していた。1つは、政府官庁と強い関係をもつ特定の業者が統制経済の下で多大な利益を得ていた状況に不満を抱いていたグループである。もう1つは、自由貿易によって利益を得る地主階級や農産物輸出業者である⁽⁸⁾。ペソの切り下げはフィリピンの輸出業者（多国籍企業やそれと提携している現地企業を含む）に対して有利に働いた。というのは、ペソの切り下げが輸出製品の国際的な競争力を高めたからである。このような利害の一致がデコントロール政策の採用の背景の主な要因であった。つまり、アメリカ側はフィリピンが必要としている経済援助を与えるか否かという点から経済政策に影響力を行使することができたし、また、国内では、特に地主階級や輸出業者は国内で有力な政治集団を構成しており、議会内外の圧力を通して政策決定に影響力を与えることが出来たのである。

国内市場向け製造活動を営む多国籍企業は、ペソの切り下げによる輸入価格の上昇がインフレーションをひきおこして国内市場の購買力を減少させたことや、そもそも外国資本に対する奨励、優遇措置の立法化が議会で成立しなかったことなど、デコントロール政策によって必ずしも好ましい影響ばかりを受けたわけではなかった。しかし、ペソの切り下げは、多国籍企業が現地企業を買い入れることや労働者を低賃金で雇用することを容易にした。また、多国籍企業は必要な運営資金をフィリピン国内の金融機関から借り入れることが出来た。例えば、ブロードによれば、1956年から65年までの間に108の在比企業が運営資金の84%をフィリピン国内からまかなっており、62年から65年までの3年間では8億ペソが米企業によって借りられている⁽⁹⁾。

一方、工業会議所 (Philippine Chamber of Industries) はデコントロール政策に強く反対していたが、デコントロール政策の経済的インパクトはそれが予想したように、現地産業、特に製造業に大きな打撃を与えることとなった。製造業者は工業化に必要な機械や原材料を輸入するのに以前よりも多くのペソを必要とするようになったし、IMFによって要求された緊縮財政は製造業者の財源を圧迫することとなった。しかも、自由企業を奨励するというイデオロギーのもとで多国籍企業との競争を強いられた現地の製造業者は、多国籍企業が有する巨大な技術や資源に対処するだけの力をもちあわせていなかった。このため、輸入代替工業化の過程において徐々に形成されてきた製造業者の多くは操業停止や倒産に追い込まれることとなった。

このように、マカパガル政権の下で採用されたデコントロール政策は、フィリピン経済の従属性を強める契機となった。この点について、コンスタンティーノは、デコントロー

ル政策によって新植民地主義が開始されたと述べている⁽¹⁰⁾。従属的経済の矛盾のあらわれかたは歴史的な発展段階によって異なる。マカパガル政権では、それは主にインフレーションと現地製造業の停滞となってあらわれた。

フィリピンの対米従属の構造を、独立後間もない時期にアメリカとの間で結ばれた条約と協定、フィリピンの政治指導者の擁立に関するアメリカの政治介入、デコントロール政策が採用された背景の3つの観点からみたが、基本的に言えることは、経済、軍事援助を通して、アメリカがフィリピンに支配的な影響力を行使してきたという構図である。対米従属によってフィリピンの国家権力の性格が全面的に決定されるものではないとはいえ、それはフィリピン国家の自由裁量をアメリカの利益を損なわない程度のものに限定させてきたのである。

(注)

(1) もちろん、このことはアメリカとの関係をめぐる問題で両者の間の対立が全くなかったことを意味しているわけではない。例えば、内国民条項の憲法修正にあたって、ロハスはそれに反対する下院議員8名の議席を剝奪したが、これはアメリカの利益を擁護するために大統領権限が行使された一例である。

(2) アマド・ゲレロ (ホセ・マリア・シソン - Jose Maria Sison と同一人物) は、これらの条約と協定の特徴を述べ、それらを米帝国主義によるフィリピン社会の支配を反映する不平等なものであるとして批判している。Amad Guerrero Philippine Society and Revolution Pulang Tala Publication Manila, Philippines 1971. (アマド・ゲレロ『

フィリピン社会と革命』北沢正雄訳 亜紀書房 1977年 特に99ページから106ページ)

(3) Benito Lim Philippine-U.S. Relations: An Overview of Philippine Foreign Policy PCSS Policy Monograph Series NO.1. Published by The Journals and Publications Division, The President's Center for Special Studies 1984. pp.8-13.

(4) 例えば次のものをみよ。 Renato Constantino The Philippines: Continuing Past Vol.2, 1978. (『フィリピン民衆の歴史 I V』鶴見良行他訳 勁草書房 1980年 942 ページから998 ページ)

(5) フィリピンで輸入代替工業化が採用された背景につて、コンスタンティノは、独立後まもなくフィリピンの貿易収支は非常に悪化し、フィリピンの経済全体を破滅させるまでにいたったこと、フィリピン経済の破滅は長期的にみれば経済面でのアメリカの特権的立場の喪失や共産主義勢力の伸張につながり、アメリカにとって好ましいものではなかったこと、故に外貨の交換と輸入の管理に基づく輸入代替工業化は、経済の悪化を防ぐ一時的な手段としてアメリカに許容されたことを述べている。(同上訳書)

(6) Alejandro A. Lichauco " The International Economic Orders and the Philippine Experience " in Mortgaging the Future- The World Bank and IMF in the Philippines Edited by Vicencio R. Jose, Foundation For Nationalist Studies 38 Panay Avenue, Quezon City, Philippines 1982. pp.32-34.

(7) デコントロール政策によって、ペソのレートはそれまでの1ドル：2ペソから1ドル：3.9ペソに切り下げられた。

(8) Cheryl Ann Payer " Exchange Controls and National Capitalism :

The Philippine Experience " Journal of Contemporary Asia 3,1973. pp.60-63.

(9) Robin Broad International Actors and Philippine Authoritarianism Working Paper-1.F.D.A. Princeton New Jersey, June 1979.

(10) 「米国、IMF、世銀の経済政策にコミットした政権が成立し、アメリカで訓練を受けたテクノクラートが戦略的要点に配置され、一方市民の側は何十年にもわたって政治的、経済的に後見上受けてきたその知的遺制になおも制約されていたので、今や米国は政策決定のレベルにアメリカの役人が物理的に存在しなくてもやっていけるようになった。だから新植民地主義は、この用語の意味からすれば、マカパガル政権の時代に始まったといってよいだろう。」(コンスタンティノー 前掲訳書 1064ページ)

* 本項、並びに、はじめにのところで言及したフィリピンの政治家の名前の綴りは以下の通りである。

ロハス (Manuel Roxas)、マグサイサイ (Ramon Magsaysay)、キリノ (Elpidio Quirino)、マカパガル (Disodado Macapagal)、マルコス (Ferdinando Marcos)。

第2項 国家の相対的自律の制限—国内諸階級との関係

対米従属の構造が独立後も引き続いたことによって、植民地期に形成された経済構造も本質的な変化を受けることなく独立後に受け継がれた。したがって、植民地期に形成された大土地所有制度と一次産品輸出経済が独立後もアメリカとの強固な経済的結びつきのもとで残存することとなった。この体制は、フィリピン社会を典型的な二層社会につくりあげてきた根本の原因であった。二層社会とは、国家を構成する階層が、地主階級や農産物輸出業者を中心とするごく少数の経済的特権階級とその他の膨大な貧困層の二層によって構成されているような社会である。国家の相対的自律を国内の諸階級との関係で考える場合、植民地期を通して形成されてきたこれらの特権階級が独立後も圧倒的な経済力を保持し続けたことが決定的に重要である。国内的には、経済的権力がごく少数の地主階級や農産物輸出業者に集中していたことが国家の権力基盤を狭くて限定されたものにしていった。

ところで、国家の相対的自律を国内の諸階級との関連で考える場合、国家装置の中核をなす大統領と議会との関係を視野に入れることが必要となる。というのは、国内の階級構造に影響を及ぼすような大きな国家的問題をめぐっては両者は度々対立してきたからであり、それぞれの国家装置がフィリピンの社会変動に対してどのような関わり方をしてきたかという側面は、国家の相対的自律だけでなくフィリピンの民主主義体制の基本的特性を理解するうえでも欠かせないからである。

1972年に戒厳令が布告されるまでフィリピンの政治制度は1935年憲法によって規定され

た。この憲法もまたアメリカの憲法をモデルにしてつくられたものである。大統領権限と議会との関係について、法的側面からいくつか中心的なものをあげておきたい⁽¹⁾。まず、大統領は議会に対して議案提出権をもつが、議会の法案に対しては拒否権をもつことができ、議会がそれを再可決するためには上院、下院のそれぞれの3分の2以上の賛成が必要となる。予算提出権も大統領にあるが、大統領から提出された予算案に対し議会は原則として増額修正を行なうことは出来ない。また、大統領は法令による予算支出と歳入法および関税法に記載された品目については拒否権を発動することができ、この場合には議会がそれを再可決するためには両院の総議員の4分の3以上の賛成が必要とされた。以上のことから、大統領権限の議会に対する優劣はあきらかであるが、加えて、議員数の少なさ（上院議員24名、下院議員120名以内）や会期の少なさによって、大統領が議会を操作することが比較的容易であったという事情もあった。また、大統領には、戦時または非常事態下の命令規則権が一定の制約の下に認められている。次に、大統領は広範な人事任命権を有したが、これには各政府省庁の長官、大佐以上の国軍将校、大使・公使、裁判所判事一般、中央選挙管理委員会委員、会計監査委員会委員長などのほか、法律により大統領に任命権が与えられた場合が含まれる。その他、大統領は公安のため必要がある時には人身保護令の停止や戒厳令布告を宣言するための緊急大権も有した。

しかしながら、以上のことは、実際の政策決定の場において、大統領が諸々の政策をほとんど意のままに決定し議会がそれを追認してきたことを意味しているわけではない。制度上の優劣のなかでも実際はむしろ、議会が大統領の政策決定に対してかなりの拘束力を発揮することが出来たことには留意しておく必要がある。例えば、ある資料によって⁽²⁾

、議会による大統領提出法案の修正状況を、マカパガル政権期（1962～65年）、マルコス政権第一期（1965～69年）、マルコス政権第二期（1970年～71年）でみると、マカパガル政権期では、下院で大統領法案に対して重要修正が行なわれたものが全体の75%（以下同様に全体に占める割合）、無修正・微修正が25%であった。マルコス政権第一期では、重要修正が72.7%、無修正・微修正が27.3%、マルコス政権第二期では、重要修正が80.06%、無修正・微修正が19.94%であった。あきらかなように、いずれの政権においても法案が重要修正を受けた割合のほうが無修正・微修正よりも圧倒的に高くなっており、議会の拘束力の大きさが想起される。したがって問題はどのような法案が大統領と議会の対立の焦点となり、どのように修正されたのかをみておくことであり、またそれを通して大統領と議会という国家装置がフィリピンの国内政治のなかで果たしてきた役割の基本的特性を理解しておくことである。

議会の役割は政党政治の実態と切り離して考えることが出来ない。政党組織の実態とそれによって規定される議会の性格については、谷川と木村の整理がある⁽³⁾。それによると、国民党と自由党の二大政党制といっても両者にはそれを構成する組織や階層の面で本質的な差異はみられず、いずれも以下の特徴を有する。政党組織は大統領と上院議員を頂点とし、パトロン-クライアント（親分子分）関係とネポティズム（縁故主義）によって支えられる私的な結合関係に基づく議員党的、連合的な性格を有する。この場合、政党の結びつきの核となるのは大量の政治資金と官職供与であり、これと集票との相互作用で全国区レベル（大統領・上院議員）⇒州レベル（知事・下院議員）⇒市町村レベルの私的で家父長的な系列が形成される。政党資金の主なものは2つある。1つは、ポークバレル

(Pork Barrel) といわれる公共事業予算である。これは政府の予算から各議員に分配されるものであるが、一般の予算とは異なり、歳入に応じて大統領が分配権をもつ。各議員は選挙区でこの予算を使い支持基盤の獲得に努めることが出来た。もう1つは、自己調達資金である。政党組織が私的な関係によって構成される関係上、多額の自己資金も必要であった。このため、政治家は自ら強大な経済力を有するものか、あるいはそういう人に支援されるようなものに限定される傾向が強かったのである。以上のことを基本的な背景とし、政党組織の核になる位置を占め、議会に直接間接の影響力を行使し得た中心勢力は地主階級であった。従って、議会は地主に代表される保守勢力の利益を代弁する場という性格を強くもっていたのである。

議会の性格について、カティロとタパレスもほぼ同様の指摘を行なっている⁽⁴⁾。それによると、基本的な論点は、議会が現状維持的であり、フィリピンの社会の改革や変革に結びつくような政策には反対の態度を示してきたことである。まず、議員の活動そのものに関連する問題がある。議員は度々議会を欠席し、議会の立法活動が損なわれた。次に、議会は地主階級に支配される傾向が強かったため、彼らの利益を損なうような法案に対してはその立法化に反対するか、あるいは免除条項を設けることや財政的裏付けを与えないなどの方法を通して法案の骨抜きをはかった。最後に、特に選挙前には集票活動に必要な公共事業予算を獲得するための活動に専念する傾向がみられた。これらを背景にして、議会は社会の変革の原動力としての機能ではなく、二層構造を維持し地主や農産物輸出業者の利益に応えるという主要な機能を担ってきたのである。

さて、マルコス政権成立以前において、議会が最も頑強に抵抗し修正を迫った大統領法

案の例として農地改革法案をあげることが出来よう。農地改革法案は自作小作関係を核とする土地所有制度から特権的な経済的利益を享受している地主階級の利益を損ねるものであっただけに議会の抵抗は頑強であった。農地改革法案に対する議会の対応に議会の反動的性格が最も顕著に露呈されていると言ってもよいであろう。ただし、農地改革法案に対する議会の対応は、農地改革法案の立法化そのものを阻止しようとしたのではなく、大幅な修正を迫ることによって法案の実質的な骨抜きを行なおうとすることにあつた。農地改革法案の立法化を阻止しようとすることは、膨大な農民層が貧困に直面し、農地改革の実施が緊急の政策課題であることが広く社会的に認められている状況下で困難であつた。

マルコス政権以前の時期に制定された農地改革法としては、マグサイサイ政権の1955年農地改革法とマカパガル政権の1963年農地改革法の2つがある。ここでは1963年法農地改革法を取り上げ、滝川の整理に依拠して⁽⁵⁾、農地改革法案が大統領によって提出された背景、議会での審議の経過と論点、制定された農地改革法の実施状況について、その主要な論点を述べておきたい。まず、マカパガルが農地改革法を制定しようとした主要な背景としては、フィリピンの多くの農村の貧困は土地所有制度に根をもつものであり、それが解決されないかぎり共産主義運動や反体制運動による社会不安は解決されないとのマカパガル自身の認識があつた。農地改革は貧困や失業という経済的問題の解決ばかりではなく、共産主義運動の根を断ち切り、民主主義を安定したものにするために欠かせないと捉えられた。マカパガル政権の60年代は差し迫った共産主義運動の脅威はない時代であつたが、マカパガルが当時のアジア情勢によって外からの共産主義の脅威を感じとっていたことはこの動きに影響した。ところで、農地改革の必要性はアメリカも認めていた。アメリカ

もまた 政情不安の主要な源泉を土地問題と捉えていたからである。しかし、アメリカの農地改革に対する要求は50年代と60年代とでは大きく違っていた。50年代初頭にアメリカが要求した土地改革の内容は、土地所有制度の抜本的改革の早急な実施を求めるものであり、それが実施されれば経済的支配階級の利益を大きく損ねるような内容であった。この背景には何よりもフク団の差し迫った脅威があった。しかしその後、既述したように、マグサイサイを長とするフク団掃討作戦が、軍事力の行使や公有地への投降者の移住計画によって（つまり、土地所有制度の抜本的改革を行なうことなしに）フク団壊滅に大きな効果をあげたことを契機に、農地改革に対するアメリカの要求は次第に温和なものへと変化したのである。従って、農地改革に対してアメリカと地主階級が徹底的に対立するような事態は生じることがなかった。

審議経過については、農地改革法案はもともと小作農の自作農への即時転換をはかっていることや、農地改革の対象も特定の地域から徐々に拡大していこうとする方針など、不徹底で漸進的なものであったが、それでもなお両院とも反対意見は強く、特に上院での審議は難航した。上院で論点となった主なものを列挙すると、刈り分小作廃止に関する規定、罰則規則に関するもの、政府の土地収用における地価の決定と支払い方法に関するもの、政府の私有地収用の際の地主の保有規模に関するものなど、農地改革の内容の根幹をなすものが多く、これらに関する法案は地主側に有利なように上院で大幅な修正を受けることとなった。また下院でも、地主の農地保有限度や政府による農地買収の際の価格などが同様に地主側に有利なように修正された。また、砂糖地主やココナツ地主の政治力によってそれらの作付け地も農地改革法の適用から除外されることとなったのである⁽⁶⁾。

最後に、マカパガルの農地改革の実施状況は遅々としており貧弱なものであった。議会で法案の骨抜きが行なわれた事情のほかに、実施過程における地主側の抵抗、必要な財政資金の不足、そして農地改革を実施する官僚自身が大地主や中・小地主であるという階級的制約によって官僚の非能率や不正が実施過程で度々生じたことなどが背景にあった。

さて、この項で述べてきたことを簡単に要約しておきたい。二層構造の存在や政党組織の実態に規定された状況のなかで、議会在全体として地主を中心とする保守勢力の利益を擁護する反動的な性格をもってきたことは否定できない。そしてまた、農地改革法を例としてみたように、地主の利益に直結する法案に対しては議会在それを大幅に修正する力、つまりかなりの政策決定力を発揮してきたことも認めねばならない。法的には強大な権限を有する大統領は対米従属の構造のなかでアメリカの利益を擁護する役割を担いながらも、一方で農地改革法の制定など国内の施策に関して革新的な指向性を持ち合わせていた。しかしこの革新性は保守勢力を代表する議会在との実質的な対抗関係のなかで形骸化され、社会構造の変革に対して大きな効果をあげることが出来なかった。地主階級と農産物輸出業者は親米勢力の支柱を構成してきたが、農地改革の実施をはじめ経済政策の面でアメリカと彼らとの間に利害の不一致や対立がみられることもあった。しかし、その対立が大きく顕在化することはなかった。いずれにせよ、アメリカと少数の特権階級の支配力のもとで、フィリピンの国家の相対的自律と変革を行なうための能力は制限されてきた。そして、フィリピンで低開発が維持されてきたことの根本的な原因として、この国家の支配的階級に対する弱さをあげることが出来るのである。

(注)

(1) 大統領と議会の権限に関する1935年憲法の内容については以下のものを参照した。
作本直行「フィリピンの権威主義体制と統治構造」(『アジア経済』XXVI-10 1985年10月
75ページから79ページ)

藤原帰一「フィリピンの政治制度—法的側面を中心として—」(『ASEAN 諸国の政治体制』
萩原宣之/村島英治編 アジア経済研究所 1987年 90ページから96ページ)

谷川榮彦/木村宏恒『現代フィリピンの政治構造』 アジア経済研究所 1977年 109 ペ
ージから117 ページ

(2) 藤原帰一 同上論文 95ページ 表2 参照。

(3) 谷川/木村 前掲書 117 ページから129 ページ

(4) Aurora C.Catilo and Proserpina D.Tapales " The Legislature " in Government
and Politics of the Philippines Edited by Raul P.DE Guzman and Mila A.Reforma
Oxford University Press, 1988. pp.146-148.

(5) 滝川勉『戦後フィリピン農地改革論』 アジア経済研究所 1976年

(6) 詳しくは、滝川の同上書、第2章第2節、40ページから64ページを参照。

第2節 マルコス戒厳令体制の成立

はじめに

フィリピンでは、1972年にマルコスによって戒厳令が布告され、権威主義体制が成立した。戒厳令布告や軍事政権といった権威主義体制が成立する場合、一般にその背景として、反政府勢力の増大が現存の支配体制を弱体化させ、支配的階級の間には危機意識を喚起させることが重要な要因となる。端的に述べれば、権威主義体制は支配的階級が反対勢力をおさえつける過程において、国家権力の強制的側面が顕在化した体制であると言えよう。しかしこの過程を理解するためには、一般に、以下の3つの問題が明らかにされねばならない。(1) 支配的階級と被支配的階級の対立を顕在化させた社会的要因、並びにその対立における両者の力関係、(2) 両者の対立関係に対する政治的対応として、国家が支配的階級の側に立ちその利益を擁護するための政策を遂行した理由、(3) その政治的対応が軍事的支配体制の成立となってあらわれたことの原因。

これらの問題に対する分析枠組としては、既述した、オドンネルを先駆者とする官僚的権威主義体制論が有益であろう。むしろこのことは、ラテンアメリカにおける官僚的権威主義の成立に関してオドンネルによって提起された枠組が、フィリピンの現実に直接適用

されることを意味しているわけではない。例えば、オドンネルによれば、官僚的権威主義の成立に先行する政治的危機は輸入代替工業化の行き詰まりを基本的な原因とするものであった。輸入代替工業化の行き詰まりに直面して、資本財、中間財の国内製造をめざす工業化が図られたが、それは外資を奨励する一方で大衆部門の生活を脅かしたから、人民主義体制下で政治力を貯えてきた大衆部門の反体制運動を増大させることとなった。こうした関係はフィリピンではみられないものであった。フィリピンの場合、輸入代替工業化の時期は貿易・為替管理政策がとられていた1950年から61年までの時期に相当する。輸入代替工業化の行き詰まりに直面してフィリピンがとった政策は62年のデコントロール政策であった。この政策は自由貿易や自由企業を奨励するものであり、生産財の国内製造をめざすものではなかった。また、この経済政策の転換が大衆部門の政治行動を増大させて政治的危機をもたらすこともなかった⁽¹⁾。しかしながら、重要なことは、オドンネルによって提起された3つの視点、すなわち、経済の従属性を主な原因として起こる経済的諸問題、大衆部門の増大する政治行動、国家官僚制の中樞を占める軍部とテクノクラートの役割拡張、がマルコス戒厳令体制成立の背景を検討するために欠かせない視点だということである。

以下、本節では、マルコス戒厳令体制成立の問題を検討する。フィリピンでは、70年代初めに経済的、政治的危機が顕在化し、このことが戒厳令布告の主な原因となった。この危機の性格とそれに対する国家の対応を上記の3つの視点を中心に検討し、戒厳令の目的と性格について指摘する。そしてまた、戒厳令体制成立の問題を支配の正当性との関連からも検討する。

(注)

(1) オドンネルの枠組がフィリピンの現実に適用可能かどうかを理論的、実証的に検討したものとして、次のもの参照。Fermin D. Adriano "A Critique of the 'Beureaucratic Authorutarian State' Thesis : The Case of the Philippines "
Journal of Contemporary Asia Vol.14, No.4. 1984.

第1項 マルコス政権の性格－経済面での成果と矛盾

1965年の大統領選挙はマカパガルとマルコスの対決となったが、両者が主張する政策にはそれほど差異はなく、両者ともデコントロール政策にもとづく経済開発を進めるという点では共通していた。この時期においてはまだ、工業化を推進する勢力の要求を代弁するような政治勢力は十分には成長していなかった。12月に大統領に選出されたマルコスは、66年から70年にかけての経済開発4か年計画によって経済政策の方向性を明確にした。経済開発4か年計画においては、特に長期的な経済開発を成し遂げる上で重要とされた公共事業の遂行と米を中心とする食料自給計画が最重要課題とされた。ところで、経済開発に必要な資金のなかで外国資本は不可欠なものであった。経済開発4か年計画の必要投資総額203億ペソの資本形成比率は、国内84%、国外16%であった。また、必要投資総額のうち政府投資は34億ペソ（16.7%）であり、大部分が民間投資に依存するものであったが、政府の財政状態はその34億ペソを確保するにも困難な状態にあった。従って、借款や直接投資を通じての外国資本の導入は経済開発4か年計画を遂行するうえで不可欠なものであった⁽¹⁾。マルコスは1966年に外資導入促進政令をだし、67年には投資奨励法（The Investment Act）を制定して多国籍企業の進出を奨励した。これらの処置により、多国籍企業は投資償還や利潤の本国送金、経営・技術担当者入国の自由化が保障され、さらに新設分野への100%外資会社の進出も許可されることとなった。つまり、経済開発は全体的に外資への依存を高めるような方法にもとづいて行なわれたのである。

経済開発4か年計画は最重要課題とされた公共事業の遂行と米を中心とする食料自給計画においてかなりの成果をあげた。公共事業では、特に道路の建設が著しい成果をあげ、目標とされたものをほとんど完成することが出来た⁽²⁾。また、食料自給計画では、米の自給化が達成されたばかりでなく、米の輸出が可能になった程に生産量は増大したのである。概して、歴代の政権のこうした経済面での実績は低かったから、それだけマルコス政権の実績には目を見張るものがあった。米の自給化は米価の値下がりを通して物価を比較的安定させることにも貢献した。

しかし、マルコス政権の経済政策は外資への依存や貿易の拡大に基づくものであり、このことは新たな問題を生じさせていた。1965年から69年にかけて対外債務の増大が新たな経済問題となっていたのである。つまり、マカパガル政権では経済活動の停滞やインフレーションなど国内面であらわれた従属経済の矛盾が、マルコス政権の場合は対外面で顕在化することとなった

対外債務を増大させた原因は、基本的に2つある。第1の原因は、貿易収支の悪化である。1962年のデコントロール政策は輸出業者に有利に輸入業者に不利に作用したから、貿易収支は好転し、63年には貿易収支は黒字に転化した。しかしこの状況は一時的なものにすぎず、その後貿易収支の赤字は蓄積されていった。66年から69年までの輸出量の増加は年率2%という低さであったが、これに対し輸入量はマルコス政権の成立以降急速に増大した。表1は、1960年から1970年までの輸出量、輸入量、貿易収支を示したものである。特に、1967年から輸入量が激増していることが理解できるであろう。輸入量を1964年から66年までの3か年平均と1967年から69年までの3か年平均で比較すれば、前者の年平均輸

表1 フィリピンの輸出額、輸入額、貿易収支

(1960年～1970年) (100 万ドル)

	1960	1961	1962	1963	1964	1965
輸入量	574.68	514.35	570.83	740.27	756.96	783.32
輸出量	603.87	611.30	586.74	618.19	780.33	807.58
貿易収支	-29.19	-96.95	-15.91	+122.08	-23.37	-23.86

	1966	1967	1968	1969	1970
輸入量	844.04	838.63	876.17	874.60	1082.78
輸出量	852.77	1062.19	1150.22	1131.49	1090.12
貿易収支	-8.73	-223.56	-15.91	-256.89	-7.34

出典 Edberto N.Villegas " Debt Peonage and the New Society " in
Mortgaging the Future-the World Bank and IMF in the Philippines
 Edited by Vicencio R.Jose, Foundation for Nationalist Studies,38
 Panay Avenue,Quezon City, Philippines Annex I pp.67-68.

入量は8億1,300万ドルであったのに対し、後者の年平均輸入量は11億1,400万ドルであった。この輸入増加は、主に経済開発4か年計画の中心であった公共事業の遂行が機械や現材料などの輸入を増加させたことによる。輸出の停滞と輸入の大幅な増加は貿易収支を悪化させた。64年から66年までの貿易赤字の年平均額は1,900万ドルであるのに対し、67年から69年までの年平均額は2億5,200万ドルであり、貿易赤字がいかに増大したかを示している。

第2の原因は、多国籍企業による利潤の本国送金が増加したことである。マカパガル政権によって採用されたデコントロール政策は、インフレーションを引き起こし国内市場向けの製造活動を営む多国籍企業には必ずしも有利に作用しなかったこと、また多国籍企業に対する奨励、優遇措置を立法化することがマカパガル政権下では出来なかったことについてはすでに述べた。このことは、デコントロール政策の採用後、多国籍企業による本国送金を一時的に減少させる原因となった。しかし、利潤の本国送金もマルコス政権になってから増加した。表2は、1960年から1970年までの外国資本直接投資と利潤の本国送金の状況を示したものである⁽³⁾。表2が示しているように、デコントロール政策の採用後、利潤の本国送金はそれ以前に比べて減少しているが、67年以降急激に増加している。また、外国資本の直接投資も65年以降増加している。これらの現象は、66年の外資導入促進令や67年の投資奨励法を通して、外資に対する種々の優遇措置がととのえられたことの結果である。つまり、多国籍企業はデコントロール政策の採用後まもなくの間は国内の金融機関からの借り入れなどの手段によって利潤の確保を図りながら、マルコス政権下の経済の開放政策によって外資への優遇措置が確保された後、本格的な利潤の本国送金にのりだし

表2 フィリピンにおける外国資本直接投資と本国送金 (1960年～1970年)

外国資本直接投資 (100 万ドル)

1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970
4.07	4.76	14.2	12.98	18.23	28.68	32.78	19.28	24.38	11.69	7.30

出典 表1に同じ Annex II pp.71-72.

利潤の本国送金 (100 万ドル)

1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968
75.12	38.23	17.40	21.08	25.07	31.45	36.74	75.72	97.46

1969	1970
77.94	129.73

出典 表1に同じ Annex I pp.67-68.

たのである。67年から69年までの利潤の本国送金の年平均額は8,400万ドルであり、64年から66年までの年平均額3,400万ドルを大きく上回るものであった。

貿易収支の赤字と多国籍企業による利潤の本国送金は国際収支を悪化させることとなった。マルコス政権はこのような状況を補うために徐々に外国からの借款を増加させていった。対外債務残高はデコントロール政策が採用される以前には2億7,500万ドルであったが、69年には19億1,200万ドルに増加しており⁽⁴⁾、フィリピンの対外的従属がいかに強まったかを示している。国際収支の悪化が貿易構造や多国籍企業の活動によることを考えれば、それに対処する方法は、経済政策の性格を本質的に変えるか、あるいは対外面であらわれた従属的経済の矛盾を国内経済に転化してその悪化を緩和するかのいずれかであろう。マルコスは70年にペソの切り下げを行なうことによって後者の方法を選択するが、このことは国内経済に大きな打撃を与えることになる。ただし、69年の大統領選挙で再選されるまでのマルコス政権第一期では、全体として、以上みたような従属的経済の矛盾よりも、公共事業の遂行や食料自給計画における実績のほうが政治的には大きな意味をもったことには留意しておきたい。つまり、そうした実績はマルコス政権の有効性を示すものとして、大統領再選にも少なからず影響した。従属経済の矛盾が政治的に大きな意味をもつようになったのは、大統領選挙後、それまで対外面でみられた矛盾が国内経済に転化されてからであり、それがマルコス政権の有効性の失墜を促したという意味においてである。

マルコス政権の経済面での対米従属の構造について以下のことを付け加えておきたい。貿易面では、フィリピンの輸出市場においてアメリカが占める割合は1950年で73.8%と独占的なものであったが、この独占的シェアは漸次減少し、1960年では50.7%、1970年では

41.7%であった。代わって、フィリピンの輸出市場に占める割合が急増したのは日本であった。日本のシェアは、1950年では6.61%であったが、60年には23.5%、70年には39.6%と増加した⁽⁵⁾。しかし、直接投資の面でのアメリカの独占的地位は継続してきた。1968年の時点でアメリカの187の企業はフィリピンにおける全事業収入の40.7%を受け取っており、また、東南アジアにおけるアメリカの総投資額のうち60%がフィリピンに対してなされている。1970年のフィリピン企業上位200社中外国企業は67社あったが、そのうちの55社が米系企業であった⁽⁶⁾。アメリカの企業活動は石油、製造業、鉱業、商業などフィリピンの経済部門のほぼ全域を包含し、経済支配を強化することとなった。60年代の終わり頃からは、従来の投資分野に加えて、アメリカの投資は新たに輸出向け製造活動にもなされるようになる。それは安価な労働力を利用するという意図に基づくものであったが、同時に、日本企業のフィリピンへの進出が増え始め、多国籍企業間の競争が激しくなったこともその理由の1つとなっている。マルコスも輸出向け製造活動への多国籍企業の進出を奨励した。69年には輸出向け製造活動を行なう多国籍企業に対し税制上の優遇措置を保証した「マリベレス自由貿易地帯法」(Mariveles Free Trade Zone Act)が、70年には輸出奨励法(Export Incentive Act)が制定されている⁽⁷⁾。このように、マルコス政権下のフィリピン経済は、外国資本と外国市場への依存をさらに指向するという意味で、従属的経済の特徴を強くもつこととなった。

なお、農地改革の実施状況については以下のように要約できよう。1963年農地改革法の本格的な実施はマルコス政権に入ってからのことであると言える。それは、マルコスが農地改革区の急速な拡大に取り組んだことにみとれる。滝川によれば、マカパガル政権下

では20の町が農地改革区として選定・布告されたが、71年 6月までに農地改革区は全国で236までに拡大した。さらに同年9月には農地改革法が一部改正され、全国が農地改革の対象とされるに至った。しかし、定額小作農に転換した農民の数はきわめて少数であり、全体として農地改革の成果は貧弱であった。1963年農地改革法がもともと不十分な内容であったのに加えて、マルコス政権下でも、実施過程における地主の抵抗や政府の財政資金の不足がその足枷となったからである。農地改革の不徹底は農民層の不満を高めたし、また農地改革をめぐる地主と小作人の対立が主要な背景となって、農村の治安も悪化し始めていた⁽⁸⁾。

本項では、マルコス政権の特徴を経済の面から捉えた。マルコス政権は米の生産や公共事業の遂行に一定の成果を収めた。しかしその反面、マルコス政権下でフィリピンの経済は外国資本と外国市場への依存を高めた。そして、従属経済の矛盾は、マルコス政権第一期では、主に対外債務の増大という対外面で顕在化したのである。

(注)

(1) アジア経済研究所『アジアの動向』 1966年版 30ページ

(2) 公共事業の計画目標と実績については、アジア経済研究所『アジアの動向』(1969年版)の83ページから84ページを参照されたい。

(3) 外国資本の国別の構成については、例えば次のものを参照。横山正樹 「フィリピンの従属性と民衆の抵抗運動」(久保田純編『自力更正論としての第三世界』 文真堂 1982年)

- (4) E.M.Village " Debt Peonage and the New Society " in Mortgaging the Future -the World Bank and IMF in the Philippines Edited by Vicencio R.Jose, Foundation For Nationalist Studies, 38 Panay Avenue, Quezon City, Philippines 1982. p.54.
- (5) Virginia S.Capulong-Hallenberg Philippine Foreign Policy toward the U.S. 1972-1980 : Reorientation ? Department of Political Science, University of Stockholm, 1987. p.80.
- (6) アジア経済研究所『フィリピンにおける米国資本』1971年 19ページから24ページ
- (7) R.Broad International Actors and Philippine Authoritarianism Working Paper-I.F.D.A. Princeton New Jersey, June 1979. pp.34-35.
- (8) 滝川勉『戦後フィリピン農地改革論』 アジア経済研究所 1976年 74ページから103 ページ

第2項 マルコス政権の性格－軍部とテクノクラートの役割拡張

マルコス政権の性格を国家装置の構造という点から整理するのがこの項の目的である。ここで問題にするのは、マルコス政権期において軍部とテクノクラートの役割が拡張したことである。なかでも軍部は、72年以降の戒厳令体制を支える支柱として、政治的抑圧の手段として組織的な武力を行使するとともに、政権運営のための重要な役割を担うこととなった。軍部がなぜ戒厳令を支持し、政権維持のための中心勢力になったのかという問題を理解するためには、戒厳令以前の軍部の性格を、軍部とアメリカ、そして軍部とマルコスの関係という視点から把握しておく必要がある。

フィリピン軍 (Armed Forces of the Philippines-APP) とアメリカの関係は、なによりもフィリピン軍がアメリカに大きく依存して成長してきたことに求められる。フィリピン軍の前身というべき警察軍 (PC) は1901年にアメリカの指導のもとに、軍事的プログラムによって組織化された。警察軍は社会の安定とフィリピンにおけるアメリカの統治権の強化をねらいとして、フィリピン人の反乱を鎮圧するという役割を担ってきた。フィリピン軍は1936年にダグラス・マッカーサーの指導のもとに創設されたが、当時その中核であったのは警察軍であった。創設以来、フィリピン軍は重要な点ではすべてアメリカをモデルにして形成されてきた。フィリピン士官学校 (PMA) もアメリカの士官学校「ウエスト・ポイント」をモデルとして1946年につくられたものである。

政治的独立をした当時、軍部の役割は基本的に3つであった。(1) 外的脅威に対する

国家の防衛、(2) 反乱鎮圧、(3) 治安の維持、の3つである。フィリピン軍は創設された当初から治安維持機構としての性格を強く有していた。この理由は、反乱をおさえ社会の安定を維持することが、アメリカからフィリピン軍に要求された優先的な課題だったからである⁽¹⁾。独立以降も密接な米比軍事関係は継続するが、これは1947年に締結された軍事基地協定と軍事援助協定によって確立されたものであった。特に、軍事援助協定によって設置された米軍事顧問団(JUSMAG)は、武器、装備の供給や軍事訓練といった点から、フィリピン軍の育成に大きく関与してきたのである。

ヴィレガスは、フィリピン軍の伝統的な役割が、経済、政治、軍事の面でのアメリカの利益を擁護し、アメリカの意向に従う親米政権を支えることにあったと述べ、フィリピン軍のアメリカに対する依存的性格を、アメリカの「新植民地的軍隊」(A Neo Colonial Armed Forces of the United States)と表現している。アメリカにとっての関心は、アメリカの利益を体現するフィリピン軍の育成にあるが、米軍事顧問団はこの課題に大きく貢献してきた。まず、フィリピン軍のアメリカに対する忠誠を継続させ、またアメリカが有している価値観やイデオロギーを教え込むための教育がなされる。なかでも、アメリカにとって最大の脅威は共産主義勢力の拡張にある。このため、アメリカの反共政策の拠点とすべく、徹底的な反共教育がフィリピン軍に対してなされてきたのである。軍部の戦闘能力の向上のための訓練も同様に重要であるが、これはもっぱら共産主義勢力を中心とする反乱軍を鎮圧するという意味においてである。つまり、なによりも有効な反乱鎮圧組織であることがフィリピン軍に対するアメリカの要求であった。武器、装備にしてもアメリカに対する依存には非常に大きなものがあった。アメリカからの援助なくしては有効な戦闘

行動が出来ない状態にあったのである⁽²⁾。

以上のようなアメリカに対する依存的性格によって、フィリピン軍は、フィリピン国民のものというより、アメリカや統治者のものという性格を強く有することとなった。なお、フィリピン軍はアメリカの利益を体現する存在であったから、軍の役割を拡張させるような社会、経済上の問題が生じた場合には、アメリカからの軍事援助は増大する傾向があった。また、軍部に対する文民統制の原則は守られており、軍部の政治的発言力は弱かった。ジャノビッツによれば、フィリピンにおける政・軍関係のモデルは民主的、競争的、軍部の政治的役割は主権の象徴、軍事費の水準は適度なものとされている⁽³⁾。

さて次に、軍部とマルコスの関係についてであるが、基本的な論点は、マルコス政権下にはいつてから軍部の役割が拡張し、このことが両者の関係を強固なものにしたということである。

第1に、マルコスは開発事業に対して軍部がもっている能力を重視した。一般に、第三世界の軍部は、他の諸組織よりも先進技術の導入や合理的な組織体系という点で近代性を多く備えているために、近代化の担い手になり得ると期待には強いものがあつた。マルコスもまた軍部が有している近代性に着目したわけである。「フィリピン軍は優秀な人材と物質的資源を有し、組織的な凝集性は高く、またよく訓練されており、開発事業を最大限に勤めるうえで重要な役割を遂行し得るものである。経済開発プログラムへの軍部の参加は、われわれの国を悩ませている問題が軍事的な問題より社会、経済的なものであり、しかもその問題を解決するための資源が不足し、制限されていることを考えあわせれば必要不可欠なものである。」とマルコスは述べている。そして、軍事支出の増大が国民経

済を圧迫していたこと、世銀など国際金融機関からの融資で始められたプロジェクトの完成度が非常に低かったことも、開発事業に対する軍部の参加を促した要因であった⁽⁴⁾。なお、開発事業への軍部の参加は1951年の「経済開発部隊」(EDCOR)の活動においてもみられ、1958年には開発事業に対する軍部の能力の向上を目的とした「社会、経済、軍事プログラム」(Socio-Economic Military Program-SEMP)がつくられているが、それが本格化したのはマルコス政権に入ってからのことである。

開発事業に利用されえる軍部の能力として、エンジニアリング、輸送、通信、訓練、計画があり、これらは経済開発4カ年計画において、道路の建設、教室の建設、かんがいシステムの改善、洪水の統制と移住計画の管理、医療サービスの提供など広範囲にわたる開発事業に利用されたのである⁽⁵⁾。ここで留意しておくべきことは、開発事業への参加を通して軍部は他の政府機関と接触する機会を多くもつこととなり、このことが軍部の行政的能力を高めることにつながったことである。また、軍部の開発事業への参加は野党の自由党から批判の対象とされていた⁽⁶⁾。軍部の役割拡張が軍部の政治的発言力の増大に通ずることが懸念されたからである。なお、1967年から68年にかけて700万ドルの軍事援助がアメリカからなされているが、これは開発事業を遂行するための軍部の能力向上を目的としていた。

ところで、開発事業における軍部の役割拡張がみられたこの時期に、フィリピン防衛大学(National Defense College of the Philippines-NDCP)やコマンド・ジェネラルスタッフカレッジ(Armed Forces of the Philippines Command and General Staff College-AFPCGSC)といった高等軍事教育機関の充実が図られた。フィリピン防衛大学は1963年に

創設されているが正規の教育が始められたのは1966年のことであり、また、コマンド・ジェネラルスタッフカレッジは1969年に創設されている。1960年代後半におけるこのような高等軍事教育機関の充実は、開発事業における軍部の役割が拡張されるにしたがって、広範な社会問題に対処する能力と行動様式が軍人に要請されてきたことを1つの背景としている⁽⁷⁾。

軍部とマルコスの関係のもう1つの側面は、治安維持の面で軍部の役割が拡張したことである。後述するように、1960年代末から70年代初めの時期は、広範囲にわたる反マルコス勢力の増大と急進化などが原因で治安の悪化がみられたが、治安維持に関する軍部の役割拡張はそれに対する対応であった。特に、都市部における治安の悪化と農村部での共産主義勢力である新人民軍 (New Peoples Army-NPA) の活動が問題であった。

都市部における軍部の役割拡張は、1969年に首都圏警察 (METROCOM) が創設されたことにみられる。首都圏警察の役割は一般的な犯罪に対する取り締まりを強化することと、非合法的な銃の所持、国家の治安を脅かすような行動や犯罪を取り締まることであった。フィリピン政府は、1969年から73年までに治安維持を目的としたアメリカからの援助として、390万ドルを受け取っている。この援助は、米国国際開発局によればフィリピンの治安の急激な悪化に対する対応であった。治安の悪化とは、主に労働運動の多発と学生運動の急進化をさしている。この援助は首都圏警察を強化し、ストライキやデモに備えるものとして、6000人の非正規軍⁽⁸⁾の育成に貢献している⁽⁹⁾。

新人民軍の活動に対してアメリカは新人民軍の掃討を目的に特殊部隊 (Special Forces) を派遣している⁽¹⁰⁾。特殊部隊は、新人民軍の活動が激しい地域で、軍事行動に直接参加

するとともに、新人民軍に対抗するための軍事機構として、自警団の育成も援助した。フィリピン軍のなかでは陸軍の役割が主に増大することとなった。こうして、反マルコス勢力の増大のなか、治安維持関連の役割が拡張したことは、統治者のための軍部という性格をより浮き彫りにすることとなった。

さて、マルコス政権下の軍部を開発事業と治安維持との関連でみたが、以上のことは、軍部に対する統制力を通して権力基盤を強化しようとするマルコスの基本姿勢と切り離しては理解することが出来ない。そもそもマルコスは大統領就任後に自ら国防長官となり軍部に対する統制力を強化した。次に、開発事業への軍部の参加という問題もただ単に経済発展の見地からだけではなく、権力基盤の強化というマルコスの政治的意図との関連で理解することが必要となる。つまり、開発事業へ軍部を登用した背景には、軍の近代化に必要な資源を援助等に依拠しながら供給することや軍部に政治上の重要な役割を供給し、その見返りとして軍部からの支持を強化するという意図があった。さらに、開発事業での軍の活動の中心は公共事業であったが、各地域の住民の利益に直結する公共事業での実績を通して、マルコス自身の支持基盤を拡大するというねらいもあった。実際、公共事業の遂行という点ではマルコス政権の有効性は高かったから、開発事業での軍の活動がマルコスの支持基盤の安定や獲得に果たした役割には看過できないものがあった。1969年の大統領選挙と71年の中間選挙では、軍はマルコスや与党に有利になるように選挙戦を監視する役割を担った⁽¹¹⁾。最後に、信頼できる人物を軍幹部に登用することは軍の忠誠を確保する手段として度々用いられたが、1972年の初めには軍の幹部はマルコスと同郷のイロコス州出身者で固められ、マルコスと軍部との結束は絶対的なものとなった。以上のように、マ

ルコスと軍部、アメリカと軍部の関係は強く、密接な利害関係が存在していたと言える。

国家装置の構造としてもう1つ注目されるのは、国家装置としてのテクノクラートの重要性が高まったことである。テクノクラート重視の姿勢はマカパガル政権期よりみられたが、マルコス政権期にはさらにそれが顕著となった。マカパガル政権下の計画実施庁 (Program Implementation Agency)、マルコス政権下の投資局 (Board of Investment) や大統領経済顧問団 (Presidential Economic Staff) など、開発計画機関の創設がテクノクラートの台頭を促した基本要因である。開発計画機関の創設は、経済に対する強い計画と管理の下で急速な経済開発を達成しようとするマルコス政権の指向性を反映したものである。ところで、テクノクラートという用語は、一般には、マルコス政権に入り行政部門の要職に多く任命されるようになった技術官僚のグループに対して用いられるようになったものである。かれらは任命された時点で30代前半から40代前半と若く、大半が経済学を中心にアメリカの大学で学んだ経歴をもつ⁽¹²⁾。また、テクノクラートの多くは中間層の出身である。テクノクラートはいくつかの共通した性格や指向性をもつが、その根幹は、技術主義的観点から、計画経済と経済的合理性に基いた近代化を推進することである。かれらはアメリカ型の近代化のイデオロギーを共有していたから、外国資本の導入や自由貿易に基づいた経済発展、輸出指向の工業化を指向する点でアメリカと同様の立場に立っていた。両者の立場の類似性は、アメリカ商工会議所がテクノクラートの台頭を歓迎したことにもあらわれている⁽¹³⁾。さらに、重要な1つの側面として、テクノクラートの反政治的性格がある。テクノクラートの立場からすれば、政治は本質的に権力争いであり、計画経済と経済的合理性に基づいた経済発展に支障となるものであった。

マルコスのテクノクラート重視の姿勢は、70年代に入ってからテクノクラートの何人かが内閣の閣僚に任命されたことでより鮮明となった。70年には、官房長官にメルコー、財務長官にビラタ、国家経済審議庁長官にシカトが任命され、翌年には、タンコが農業天然省の次官から長官に昇進している。このようなテクノクラート重視は、60年代末に顕在化した経済危機に対処する側面をもつものだったが、同時に古い政治体制に代わる新しい型の政治体制を構築しようとするマルコスの指向性をもあらわすものであった。

民族主義的観点からすれば、テクノクラートはフィリピン社会の自立を妨げる存在として糾弾の対象となった。例えば、フィリピン社会の新植民地的性格を問題にしたりチャウコは、主要なテクノクラートとして、ビラタ、シカトと投資局長官のパテルノの3名を取り上げ、彼らの指向する政策がアメリカの経済利益を促進するものであるとの観点から、テクノクラートをアメリカ帝国主義の新たな道具として捉え、批判した⁽¹⁴⁾。マルコス政権下で役割が拡張したテクノクラートは、現状維持的な保守勢力とも対米従属からの脱却を指向する民族主義者とも相対立する性格を有する存在であった。

以上のように、マルコス政権下では、国家装置として軍とテクノクラートの重要性が高まった。マルコスが軍とテクノクラートを重視したことの直接の目的はマルコス自身の権力基盤の強化であるが、同時にそれは、古い政治に代わる新しい政治体制を求めるマルコスの指向性を示していたと言えよう。そして、軍とテクノクラートはともにアメリカとの関係が強いという性格を共有していた。

(注)

(1) Carolina G. Hernandez The Extent of Civilian Control of the Military in the Philippines : 1946-1976 State University of New York, Unpublished ph.D Dissertation, 1979. pp.182-190.

(2) Edberto Villegas A Neo-Colonial Armed Forces of the United States Third World Studies Center, University of the Philippines 発行年不明

(3) Morris Janowitz The Military in Political Development of New Nations The University of Chicago Press, 1964. (モーリス・ジャノヴィッツ『新興国と軍部』張明雄 世界思想社 1968年 表Iと表II 35 ページと37ページ)

(4) Ferdinand E. Marcos The Role of the Military in Nation Building : The Alternative : Innovate or Stagnate Quezon City, AFP 1968. なお、引用カ所 は12 ページ。

(5) C.G.Hernandez op.cit. p.207.

(6) C.H.Lande " The Philippine Military in Government and Politics " in On Military Intervention Edited by Morris Janowitz and Van Doorn, Rottendam University Press, 1971.

(7) Jose G.Syiuco Military Education in the Philippines Armed Forces of the Philippines, New Day Publishers, Quezon City, 1977.

(8) フィリピン軍は、陸軍、海軍、空軍、警察軍の4つから構成されているが、通常の資料では、警察軍は民間郷土防衛軍とともに非正規軍のカテゴリーに入れられている。これは、非正規軍が必要と認められた場合に正規軍とともに軍事に行動を行なうものとされて

いるためであるが、実際には非正規軍は正規軍と同等の働きをしている。

(9) R. Broad International Actors and Philippine Authoritarianism
Working Paper-I.F.D.A. Princeton New Jersey, June 1979. p.26.

(10) Wolden Bello and Sereina Rivera " The Logistics and Repression " W.Bello
and S.Rivera eds The Logistics and Repression and Other Essays Washington, D.C.
Friends of the Filipino People, 1977.

(11) Richard J. Kessler Rebellion and Reression in the Philipnes
Yale University Press, New Haven and London 1989. pp.122-124.

(12) Romeo B. Ocampo " Technocrats and Planning : Sketch and Exploration "
Philippine Journal of Public Administration January 1971. pp.40-45.

この論文の42ページと43ページには、主要なテクノクラート16名について、出生年、学歴、職業経験、政府部門での地位が示されている。

(13) R. Stauffer " Political Economy of Refeudalization " in Marcos and Martial Law in the Philippines Edited by Rosenberg, A.D. Cornell University Press, Itha, 1979. pp.189-191.

(14) Alejandro Lichauco " The Lichauco Paper-Imperialism in the Philippines "
Monthly Review Vol.25, July-August 1973. pp.59-67.

* 本項で言及したフィリピンのテクノクラートの名前の綴りは以下の通りである。

メルコー (Alejandro Melchor) 、ビラタ (Cesar Virata) 、シカト (Geraldo P. Cicat) 、タンコ (Arturo R. Tanco) 、パテルノ (Vicente Paterno) 。

第3項 反体制運動の高揚

この項では、戒厳令布告前の社会状況を反体制運動の視点から整理する。対米従属の構造によってもたらされた経済的諸問題などを背景にして、60年代後半から70年代初めにかけてマルコス政権に対する批判が各方面で高まった。その1つは、政治エリート内の闘争といえるものであり、他の1つは、社会レベルで反体制運動が高揚したことである。

1970年以前における注目すべき政治エリート内の闘争として、69年の「両院合同決議案第2号」(Joint Resolution No.2)をあげることが出来る。マルコス政権の経済開発が対外的従属を強めるにしたがい、それに危機感を抱く人々も増大し始めた。彼らは外貨事情の悪化からペソが再び切り下げられることになれば、国民の経済生活が著しく悪化することを認識していた。こうした危機感の広がり、議会内にも従来の経済政策とは異なる方向へ経済を転換させようとする動きを生み出した。そしてこの動きが両院合同決議案第2号となってあらわれた。リチャウゴの整理によれば⁽¹⁾、合同決議案第2号は議会が経済政策のイニシアティブをとり、社会、経済発展に関するイデオロギーを生み出した点でフィリピンの政治史のなかで大きな意味をもつものであった。その本質的内容は、世銀やIMFによって要求され、フィリピンの経済政策の中心をなしてきた外国資本と自由貿易にもとづく経済を拒否することを根幹とし、多国籍企業の規制と制限、国内の信用取引(Domestic Credit)を含む経済の国有化、保護関税の使用、貿易・為替管理政策のもとでの工業化を要求することであった。つまり、それは従来の経済政策に対する民族主義的、

平等主義的立場からの要求であったと言える。

合同決議案第2号はフィリピンの経済を民族主義的な方向へ転換させる可能性をもつものであった。しかし、マルコスは一度はそれに調印したものの、大統領選挙で再選された翌年の70年1月、ペソの切り下げはしないという公約つきではあったが、この決議案を無効とする声明を發表している。そこで強調されたのは、フィリピン社会がいかなる意味においても自由社会であるということであり、この観点から自由貿易や自由企業にもとづく経済政策を再度正当化しようとする立場であった。しかしそれが実際に意味したのは、IMFや世銀との関係をより強化することによって経済開発を進めていこうとする方向性にほかならなかった。両院合同決議案第2号が議会で成立した背景にはいくつかの要因が関係しようが、それは少なくとも経済ナショナリズムを支持し、保守勢力に対抗する勢力が議会で力を蓄えてきたことをあらわすものであった。

ところで、1969年の大統領選挙でマルコスは独立以後の政治史上初めて大統領に再選されたのであるが、この点について少し整理しておきたい。同時に行なわれた上下両院選挙でも両院ともに与党の国民党が圧勝した。これらの選挙では、空前の金権選挙といわれたように多額の選挙費用が用いられた。選挙のために多くの政府支出も使われた。選挙に関する政治的殺害、大量の買収なども数多くみられた。また、国民党と自由党の対立を事実上意味のないものとして、選挙をボイコットするものも多かった。このような状況は選挙という合法的な政治手段の価値を下げるものであった。マルコスの再選や国民党の勝利はこれら不正な方法や選挙に対するあきらめによるところも大きかった⁽²⁾。とはいえ、1965年から69年にかけてのマルコス政権の経済面での実績、言い換えれば有効性が比較的高

かったことも選挙結果に少なからず影響したことには留意すべきである。公共事業の遂行や食料自給計画での実績や農地改革への積極的取り組みは、食料の不足や教育施設、経済、社会サービスの不足が恒常化していたフィリピンの状況を考慮すれば、いかに大きなものであったかが想起されよう。マルコス選挙キャンペーンとして自分の政権がそれ以前のものに比べて、より多くの道路、学校、ヘルスセンターの建設、食料生産などを成し遂げたこと、そして、マルコス体制の継続はさらに経済開発を約束するであろうことを強調していた。

さて、ペソの切り下げはしないという公約の1ヵ月後、フィリピンはIMFの勧めによって変動相場制（Floating Rate）を採用している。ペソの切り下げという表現はされていないが、変動相場制の採用は実質的にペソの切り下げを意味した。ペソレートはただちに1ドル：3.9ペソから1ドル：5.5ペソに切り下げられ、さらにその年の9月には1ドル：6.4ペソへと切り下げられた。また同じく70年には世銀の呼びかけによって、「フィリピンのための協議グループ」（Consultative Group for the Philippines）が結成されている。その構成メンバーは、アメリカ、IMF、アジア開発銀行（ADB）、経済開発協力機構（OECD）、そして世銀であった。そして外国からの経済援助はこの協議グループの結成以後増加していくこととなった。

社会レベルでの運動は、60年代中頃から徐々に組織化が図られ、社会改革の要求を実現すべく運動を展開していた。そしてそれらの運動においても、マルコス体制の対米従属の構造を批判し、民族主義的な立場からの社会発展を要求するという特徴は広くみられた。社会運動が高揚した根底には、経済状態の改善がそれほど達成されないという問題があっ

た。しかし社会運動が著しく高揚したのは60年代の終わりからである。大統領選挙にみられた金権、不正の体質やマルコスへの権力集中への危惧はその引き金になった。より決定的だったのは、70年の変動相場制によるペソの切り下げが、62年のデコントロール政策がそうであったように、一時的には貿易収支の改善をもたらしたものの、国内経済には大打撃を与えたことである。インフレーション、生産の減少といった現象が再びしかもより大きな程度で顕在化することとなった。つまり、大統領選挙後、それまで対外的な面であらわれていた従属経済の矛盾が国内へ転化され、マルコス政権の有効性も低下してきたのである。国際収支の悪化や多額の選挙費用が政府支出から使われたことによって、公共事業の遂行や食料自給計画に必要な資金も不足していた。こうした有効性の低下はマルコス政権の正当性を低下させる原因となった。

ここで、社会運動の担い手の主要なものをいくつかあげておこう。

民主主義青年同盟（KM）は、1964年に創設された最も急進的な学生団体である。60年代初めにみられた学生運動は一般に授業料の値下げや教育施設の拡充を要求する程度のもにとどまっていたが、民主主義青年同盟は、アメリカ帝国主義とそれに追随する政府を批判する立場を明瞭に打ち出すようになった。その要求はいくつかの経済部門の国有化やアメリカとの間に結ばれた不平等条約の撤廃、農地改革など多岐にわたっている。

ナショナリズム推進運動は（MAN）は1968年に創設されている。そこでも、フィリピン社会の発展の障害になっているのはアメリカ帝国主義とされ、運動の目的は植民地的工業化から民族的工業化へ転換させること、外国支配からの解放を通して民主的社会を建設することであるとされる。ナショナリズム推進運動は、そのような要求を実現させるために

、産業家、知識人、労働者、農民など広範な諸勢力の結集、組織化を目指していた。また、70年には多くの学生団体、農民団体、労働組合などが結集することにより、「民主フィリピン運動」を創設している。このような諸組織の結集は、社会全般においてマルコス政権への不信が増大してきたことの結果であり、同時に社会運動の政治的強さが強化されてきたことを示した。

表3は、1960年代と70年代初めの労働争議発生状況とデモ件数を示したものである。ストライキ件数は1961年から65年までの年平均が87件であるのに対し、66年から70年までの平均は108と増加している。その主なものは物価の値上がりに対する抗議と賃金の引き上げ要求であった。また、デモ行進も65年以降増加していると言えよう。デモの中心は学生であり、71年に開催される憲法制定会議（Constitutional Convention）での公正な審議の実現やマルコスの三選阻止などの政治的要求が目立った。時に学生のデモは急進化し、政府側との武力衝突で死者や多数の負傷者をだすことがあった。70年初期における政府側と学生の武力衝突は政治的対立の根深さを象徴する事件であった⁽³⁾。

ところで、デモや労働争議といった社会運動はマニラを中心とする都市部で展開されたものであったが、農村部では反体制運動の新たな展開が生じつつあった。その1つは、フィリピン共産党（Communist Party of the Philippines-CPP）の武装組織である新人民軍（New Peoples Army-NPA）が活動を始めたことである。フィリピン共産党は68年ホセ・マリア・シソンによって再建されたが、それは1930年の創設以来フィリピンの共産主義運動を先導してきたソ連派の共産党（PKP）が、旧世代の指導層と若い世代との対立によって60年代後半に分裂したことを主な背景としていた。両者の間の対立は議会主義闘争か武装

表3 フィリピンにおける労働争議発生状況とデモ件数（1961年～1971年）

	(1961-65)	1966	1967	1968	1969	1970	1971
デモ 件数	18	33	50	102		
ストライキ 件数	89	108	88	121	122	104	156

出典 アジア経済研究所『アジア動向年報』、1971年版、表4（386 ページ）
並びに、1972年版、表3（393 ページ）より引用。

闘争かという指導方針に関わるものであった。60年代前半に共産党に加入したシソンを中心とする若い世代は、多くが中間層出身のインテリ層で、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想に精髄した理論家であり、武装闘争による革命を指向していた。これに対し、旧世代の指導層は、50年代の敗北の経験を主因として、政権側からの弾圧を恐れ、革命的闘争には慎重であった。60年代後半にシソンは旧世代への批判を強めたが、これがきっかけになり、67年にシソンらはソ連派の共産党から除名された。そして翌年、シソンによってフィリピン共産党が再建され、69年には新人民軍が創設されたのである⁽⁴⁾。

都市部での学生運動の急進化の先鋒にたったのは民主主義青年同盟 (KM) であったが、それはマニラでの学生を中心にシソンが結成したものである。フィリピン共産党は都市部での運動に積極的に参画することにより、組織的基盤を拡充し、影響力を伸ばした。この戒厳令布告までの期間に、フィリピン共産党の指導層は急進化した学生からの補充を中心として増加したのである。しかしながら、フィリピン共産党の革命的闘争の基本戦略は、農村における活動と都市部における活動との結合を最終の目標としながらも、まず武装闘争を農村に集中させ、その後農村から都市を包囲するというものであった。これはフィリピン共産党の革命の主な内容が農民の土地闘争であるという考え方にもとづく。この背景には、地主と小作人の対立の激化を主因とする農村の治安の悪化と農地改革の不徹底ゆえに改善されない農村の貧困があった。フィリピン共産党の革命観は、フィリピン社会がかかえている最も大きな社会問題は農村の貧困であり、最も搾取され抑圧されているのが農民であるという社会認識にたつものであった⁽⁵⁾。

このほかにも、フィリピンでは少数民族による反体制運動も大きな社会問題となりつつ

あった。その代表的なものはミンダナオにおける回教徒の運動である。キリスト教と回教徒との間の根深い対立関係や回教徒共有地に対する政府、企業の剥奪が主な原因となって、マルコス政権への不満が募り、1970年にはモロ民族解放戦線（Moro National Liberation Front-MNLF）とその武装組織であるモロ人民軍（Bangsa Moro Army）が結成され、マルコス政権に反対し、民族独立をはかるための武装闘争が開始された。モロ民族戦線による反体制運動は戒厳令以後に激しさを増したのであるが、すでに70年から72年にかけても度々政府軍との武力衝突を引き起こしたのである。

1970年代に入ってからマルコス体制に対する反対勢力の増大は、憲法会議⁽⁶⁾の活動や中間選挙の結果に象徴的にみることが出来る。

憲法会議は71年6月に開催されたが、マルコス派議員と反マルコス派議員との対立で大きく揺れた。大統領制か議院内閣制かという制度上の問題について、当初反マルコス派議員はマルコスの権力永続化を阻止するために議院内閣制を支持したが、後に大統領制支持に回った。議員内閣制が採用された場合に現行憲法下では大統領三選の可能性がないマルコスも首相の座を保持しながら合法的に政権を永続化する可能性がでてくるためである。また、あらゆる形態でのマルコスの政治的影響力を排除するために、「現職大統領と2親等以内の親族、婚戚は、1973年以降、憲法会議が採択するいかなる形態の下でも国家元首および（または）政府首班となる資格がない⁽⁷⁾」とする決議案が過半数の議員の署名のもとに提案されたのである。しかし、こうしたマルコス政権永続化阻止のための努力は最終的に結実しなかった。72年7月には158対120で議院内閣制への移行が採択されたし、同年9月には上記の「王朝化阻止決議案」が155対131で否決され、マルコス政権の永続

化が合法的には保障されることとなった。当初から反マルコス色が強かった憲法会議が議院内閣制を採用し、「王朝化阻止決議案」を否決するにいたった詳しい経過は明らかではないが、マルコス派の抱き込みと買収が暴露されたことなどから⁽⁸⁾、憲法会議に対する信頼度は急速に低下していった。一方、71年11月の中間選挙でもマルコス政権の不評が顕著にあらわれ、全体として、野党の進出にはめざましいものがあった。しかもこの選挙では200人以上もの死者と負傷者がでるなど、選挙における暴力や不正は恒常化していたのである⁽⁹⁾。

以上を整理すると、マルコス政権下における反体制運動の高揚の主な原因は、マルコス政権の経済面での有効性の低下とマルコスの権力永続化への懸念の2つに求められよう。前者の問題は、フィリピン経済の対外的従属と大土地所有制によって根本的に規定されている。そして、反体制運動の特徴としては、対米従属の構造に批判的な民族意識の高揚が全般的にみられたことと、武装闘争と大衆抗議運動の増大にみられるように、運動の急進化が進んだことである。

(注)

(1) Alejandro A. Lichauco " International Economic Order and the Philippine Experience " in Mortgaging the Future-the World Bank and IMF in the Philippines Edited by Vicencio R. Jose, Foundation For Nationalist Studies, 38 Panay Avenue, Quezon City, Philippine 1982. pp.42-44.

(2) 1969年の選挙については、次のものを参照。

Jose Velso Abueba " The Philippine : Tradition and Change " Asian Survey Vol.X,
No.1. 1970.

(3) 高柴澄夫 「流血デモヘエスカレート～荒れるフィリピンの学生」『世界週報』66
,1970年3月

(4) これに対し、ソ連派の共産党 (PKP) は大衆抗議運動の急進化には否定的な立場をとり、この結果、反マルコス勢力のなかでのソ連派の共産党の孤立化が進んだ。ソ連派の共産党の衰退を決定的にしたのは戒厳令に対するその対応であった。戒厳令布告後まもなくソ連派の共産党は、戒厳令に対して協力する立場を明確にし、さらに74年には、武装闘争を正式に放棄してマルコス政権との政治的和解が成立した。ソ連派の共産党がこの方針を採用したのは、組織の存続を図りながらマルコス政権の政策形成に一定の影響力を行使するためであった。しかし、ソ連派の共産党はマルコス体制に影響力を行使することができず、再び反マルコスの立場を表明した80年までには、不満分子の追放や脱党が繰り返される過程で、党の勢力、組織力は著しく縮小した。以上の点をを含め、ソ連派の共産党とフィリピン共産党の再建については、以下のものを参照されたい。

Francisco Nemenzo " Rectification Process in the Philippine Communist Movement " Revised version of a paper for the seminar-workshop on " Armed Communism in Southeast Asia " Institute of Southeast Asian Studies Singapore 17-19, November 1982. pp.2-7.

(5) Amad Guerrero Philippine Society and Revolution Pulang Tala Publication Manila, Philippines 1971. (アマド・ゲレロ (ホセ・マリア・シソンー Jose Maria

Sison と同一人物) 『フィリピン社会と革命』 北沢正雄訳 亜紀書房 1977年 特に235
ページから238 ページ)

(6) 1971年、上下両院合同会議は、憲法改正の要求を受けて、1970年11月に代議員選挙
(代表320名)、1971年に憲法会議の開催を決定していた。

(7) アジア経済研究所『アジア動向年報』 (1971年版) より引用。

(8) Alex Bello Brillants, Jr. Dictatorship & Martial Law-Philippine
Authoritarianism in 1972 Graeat Books Publishers Quezon City, Philippines 1987.
pp.51-54.

John H. Adkins " Philippine 1972 : We'll Wait and See " Asian Survey Vol. XIII,
No. 2. 1973. pp.144-145.

(9) J.H. Adkins " Philippine 1971: Events of a Year, Trends of the Future " Asian Survey
Vol. XII, No. 1. 1971. p. 81.

第4項 戒嚴令の解釈

(1) 危機と政治変動

戒嚴令布告や軍事政権の成立といった政治変動が生じる場合、それに先行する経済的、政治的危機が重要な要因となる。ここで、戒嚴令が生じる直前の社会状況を経済的、政治的危機という観点から整理しておく。戒嚴令布告直前の社会状況は、基本的に次の2点に要約することが出来る。1つは、経済の従属性などを主な原因として、経済状態が著しく悪化していたことである。もう1つは、マルコス体制に対する反対勢力が、政治指導層、学生、労働者、新人民軍、モロ民族などを中心に広範囲に増大していたことである。また、学生、新人民軍、モロ民族との間で度々生じた武力衝突、特にマニラ首都圏を中心に多発した爆発事件、経済状態の悪化を主要な背景とした犯罪の上昇、地主と小作人の対立を主因とする農村部での治安の悪化など、社会全体に社会不安が広まっていた。それまでの政党政治という枠組みのなかで特権的権益を享受してきた地主階級や輸出業者あるいは政治家が、権益を守るために多くの私兵集団を抱えるようになったのもこのような状況に直面してのことである。

危機と政治変動の関係を問う場合に、誰にとっての危機なのかを明らかにすることが肝要となる。インフレーション、産業の停滞、国際収支の悪化などは、それ自体が政治変動

の直接の原因になるわけではない。むしろ問題なのは、反体制勢力の増大が現存の支配体制を弱体化させ、その結果として支配的階級の間に関機意識を喚起させることである。

まず、戒嚴令体制は反マルコス勢力を一掃する過程で国家権力の強権的側面が顕在化した体制として捉えることが出来る。後にも述べるが、マルコスは戒嚴令布告に正当性を付与するためにもっぱら共産主義勢力＝新人民軍の破壊活動による国家的危機の切迫を強調した。換言するなら、暴力による政府転覆の危機である。確かに、当時、新人民軍の勢力は増大し、活動は激しさを増していた。しかし、新人民軍についての政府発表は概ね誇張して伝えることが多く、新人民軍の脅威は国家全体としては大きなものではなかった。暴力による政府転覆の危機は戒嚴令布告の論拠としては非常に希薄なものだったのである。また、マルコスは戒嚴令布告によって、マルコスと対立していた、または対立する可能性をもった個人や集団をすべて無力化する政策をとった。この政策のなかには、急進派の活動家ばかりでなく、マルコスに批判的な多くの政治家、ジャーナリストの逮捕・投獄、議会活動の禁止、マルコミ機関や労働組合の活動の大幅な制限、禁止が含まれていた⁽¹⁾。このことからみて、戒嚴令がマルコス政権永続化の手段であったことは疑いえない。マルコス政権の永続化は、1972年の憲法会議による決定で合法的に可能になったとはいえ、政治指導層や大衆レベルでの反マルコス勢力の増大によって実質的に困難な状況に直面していた。この意味で、戒嚴令という強権的手段はマルコス政権の安定した永続化のために必要なものであった。

第2に、戒嚴令体制を支えた柱としてアメリカの存在があった。戒嚴令布告に対してアメリカ政府は公的な立場を明言しなかったが、アメリカ政府の戒嚴令に対する支持は、経

済援助や軍事援助を通してアメリカが戒厳令体制を支える役割を担ったことから明らかである⁽²⁾。また、アメリカ商工会議所は、戒厳令布告後間もなく、戒厳令体制を歓迎する意向をマルコスに伝えた。経済、軍事面での権益を堅持し続けようとするアメリカにとっても戒厳令布告前の社会状況は憂慮すべきものであった。フィリピン経済に対するアメリカの特権的利益を約束してきた「ラウレル・ラングレー協定」が1974年に失効する状況を前にして、アメリカはそれに代替する保障を求めていた。しかし、反米勢力の増大を前にその実現も困難な状況を迎えていた。しかも、多国籍企業の活動にとって最も重要な要因である、安定した良好な投資環境は、デモやストライキの多発、あるいは治安の悪化によって保証されなくなっていた。直接投資は1972年までは減少しているが、それ以後は急増しており、戒厳令が外国資本に対して良好な投資環境を提供したことを示している⁽³⁾。軍事面では、在比米軍基地の軍事的な重要性はニクソン・ドクトリン以後も減じることはなかった。従って、アメリカは安定した親米政権の存立を欲していたのである。戒厳令体制によって政治的安定が確保され、反米的民族主義者の政治力が抑圧されることはアメリカの権益を擁護することに通じた。

第3に、戒厳令布告には軍部の支持が必要であった。戒厳令布告前の社会状況が軍部に強い危機意識を喚起させていたとは言えないが、既述したように、軍部は一方で歴史的にアメリカに依存して成長してきたし、またマルコス政権での軍部の役割拡張はマルコスと軍部の関係を強固なものにしていた。従って、軍部はマルコス、アメリカと密接な利害関係をもっていたと言える。また、能力の面でも、マルコス政権に入り軍部は開発事業への参加や治安維持の面での役割拡張を通して軍備を充実させていたし、そうした役割拡張は

政権運営の柱として国家的事業に関わろうとする軍部の意識を高めたと考えられる。戒厳令布告の決定がマルコスと12人の側近との協議のもとに行なわれたことは1974年に明らかとなったが、彼らは1人を除いてすべて軍将校であった。このうち、エンリレ国防相、ラモスP C（警察軍）長官、エスピノ参謀総長、バール大統領警護隊（PSC）長は、戒厳令下長期にわたり同要職を担った。このことは、マルコスと彼らの強い信頼、忠誠関係を示している。

最後に、戒厳令体制を支えたもう1つの柱はテクノクラートであるが、これについては、ほぼ軍部と同様のことを指摘できる。すなわち、彼らの大半はアメリカで教育を受け、アメリカ型の近代化のイデオロギーを共有していたし、マルコス政権のもとで政治的力を増大させていた。技術主義的観点から経済発展を遂行しようとするテクノクラートの立場からすれば、現状維持的な保守勢力や対米従属からの脱却を指向する民族主義者の存在は彼らの近代化政策を妨げる足枷であったし、政治的安定の確保は経済発展の不可欠の条件として必要なものであった。

戒厳令布告に最も強い動機をもったマルコス、戒厳令体制を支える国家装置として重要な役割を担った軍部とテクノクラート、そして戒厳令体制を外から支えたアメリカを取り上げ、それぞれの戒厳令に対する関わりをみた。戒厳令体制という強権支配が可能となったのは、これらの支配層が基本的な利害で一致していて統合されていたからである。戒厳令体制成立の社会条件を反体制運動との関連で見れば、戒厳令布告前の反体制運動が社会全体としてみれば未だ小さく限定されていたことが、戒厳令成立を容易にさせたとは言えるであろう。反マルコス勢力は各方面で台頭したが、それぞれの運動は孤立して行なわれ

る傾向が強く、広範な社会層を結集した大衆運動が発展するまでには至らなかった。孤立した抵抗が物理的暴力を独占する国家によって弾圧されるのは比較的容易だからである。

(注)

(1) Lera Garner Noble " Emergency Politics in the Philippines " Asian Survey Vol.18, No.4. 1978. pp.353.

(2) 戒厳令布告前の社会状況とアメリカの危機との関連、並びに戒厳令に対するアメリカの支持と協力については、次のもの参照。 R.Broad International Actors and Philippine Authoritarianism Working Paper-I.F.D.A. Princeton New Jersey, June 1979. pp.38-42.

(3) Eberto N.Villegas " Debt Peonage and the New Society " in Mortgaging the Future-the World Bank and IMF in the Philippines Edited by Vicencio R. Jose, Foundation For Nationalist Studies, 38 Panay Avenue, Quezon City, Philippine 1982. pp.71-72.

*ここで言及したフィリピンの軍人、政治家の名前の綴りは以下の通りである。

エンリレ (Juan Ponce Enrile) 、ラモス (Fidel V.Ramos) 、エスピノ (Romeo C. Espino) 、ベール (Fabian Ver) 。

(2) 支配の正当性の問題

戒厳令体制のような強権支配が成立した場合、初期の段階では多くの国民からの支持は支配にとってそれほど重要なものではない。支配を支える根本は国家権力の強権的発動であり、それによる政治的弾圧である。フィリピンの場合も広範な社会層に対して弾圧が行なわれた。新人民軍やモロ民族の活動は別にして、非暴力的な方法で運動を展開していた反マルコス勢力が国家の暴力で弾圧されたという側面において国家権力の強権的側面が最も顕在化したと言えるし、国家の強権性は戒厳令体制を支える柱として機能し続けた。しかし、戒厳令体制の制度化や長期化につれて支配の正当性の重要度は高まる。支配の正当性は政権の安定性や強権性への依存を含め、政治変動を本質的に規定するものである。

戒厳令体制下の支配の正当性は、戒厳令体制下の経済、政治変動との関わりだけではなく、それ以前の体制の正当性との比較を通して検討される必要がある。特にフィリピンのように、民主主義体制⁽¹⁾の経験が長い国で戒厳令体制がしかれ、しかもそれが長期化したことを考えれば、戒厳令体制を支えた正当性をそれ以前のものと比較検討することの重要性は高まる。ここでは、戒厳令体制の成立を支配の正当性の観点から検討し、戒厳令のもう一つの側面に焦点をあてる。

まず、戒厳令布告前の混迷する社会状況のなかで、マルコスはどのような正当性の獲得を意図していたか、という点から整理をはじめ。

1970年代に入り、マルコス政権は正当性の危機に直面していた。経済的側面における有

効性は低下していたし、選挙における不正や暴力の恒常化の結果として合法性に対する信頼感も低下していた。また、治安の急速な悪化によって社会不安も広まっていた。こうしたフィリピン社会が直面した危機的状況について、マルコスはその基本的な原因を次の2つのものに求めた。1つは、ほんの少数にすぎない経済的な特権階級が過度に政治的影響力を行使できるような政治体制—彼はこれを寡頭政治体制（Oligarchy）とよんだ—の存在である。マルコスによれば、寡頭政治体制の下で政治権力の腐敗が横行し、また、保守勢力が支配的影響力をもっていることが社会改革の根本的な障害となっている。そしてその結果として、富裕な層と貧困な層との経済的格差は解消されないままである。マルコスは、フィリピン社会の真の発展のためには貧富の差の是正を目的とした社会改革が必要であること、そしてそれは革命的な方法で行なわれなければならないことを強調した。革命的方法とは、憲政的手段によりながらも強力なリーダーシップのもとに社会改革を断行することを意味し、「中心からの革命」（Revolution from the Center）とよばれた。

もう1つの危機の原因は、もっぱら共産主義勢力＝新人民軍の破壊活動に求められた。新人民軍の活動がマルコス政権の社会改革の障害となっていることだけではなく、そもそもそれが暴力による政府転覆を目的にしているという意味においてであった。そしてこの時期、マルコス政権の正当性の獲得という観点からいえば、直接問題になるのはこの後者の側面であった。つまり、この時期の正当化の方法は、もっぱら新人民軍の破壊活動によって国家的危機が切迫していることを強調し、同時に、そうした国家的危機に対処できるのは合法的な武力を独占している軍部とそれを掌握しているマルコス自身であることを強調することだったのである。換言するなら、政治的安定という目標を前面に押し出すこと

によって、その観点から自身の権力の正当性を獲得しようとする方法であった。

この正当化の論理にはいくつかの問題点が内在している。まず、1970年代初めにフィリピンが直面した経済状態の悪化や政治的不安定は、マルコス政権の対米依存の性格や従属的経済の矛盾の蓄積という問題と切り離して考えることは出来ないが、マルコスの見解にはこの視点が欠落している。また、政治的安定の確保が急務の課題だったにしても、政治的不安定の原因が新人民軍という特定の社会勢力の活動に直接求められており、その背景が問題にされていない。いわば危機のすり替えが行なわれている。しかもすでに若干述べたが、新人民軍の脅威は国家全体としてみれば大きなものではなかった。従って、新人民軍の破壊活動による国家的危機の切迫というのは現実の状況を反映したものではなく、意図的に創出された政治的キャンペーンとして理解されなければならない。つまり、国家的危機を過度に強調し、戒厳令布告の布石とするために、新人民軍の活動を利用しようとする方法である。新人民軍の脅威はいくつかの側面から強調されたが、たとえばその1つに、1971年のミランダ広場事件がある。⁽²⁾ この事件は1971年 8月21日にミランダ広場における自由党の選挙集会で爆発事件が起こり、9人が死亡、上院議員候補者を含む100人近いものが負傷するという事件であった。犯行者は確認されなかったが、マルコスは新人民軍のしわざだと断定し、全国に人身保護令の停止を布告した。人身保護令の停止とは、憲法上、「侵略、内乱または暴動の場合に限り公安上、大統領大権で逮捕状、裁判ぬきで容疑者を逮捕できるという非常措置⁽³⁾」のことである。人身保護令の停止は、非常に大規模の反対運動を引き起こしたため漸次廃止されていった。また、1972年 6月に入って、マルコスは全国遊説をはじめ、新人民軍の脅威を訴えはじめた。と同時に、新人民軍の脅威

に対処できるのは軍部を掌握してるマルコスだけであり、従って軍部を掌握していない他の人間へリーダーシップが移ることは非常に危険であることも強調された。7月には座礁した貨物船で多量の武器が発見された。その真相は明らかにならなかったが、マルコスはそれが新人民軍の密輸品であり、政府転覆のために使用されるはずのものであったと報告している。

さて、新人民軍の破壊活動による国家的危機の切迫を強調することが、一方で、フィリピン社会が直面している問題の真の原因を隠蔽しながら、他方で、合法的に武力を独占しているマルコスの正当性を主張するねらいをもつものであったことは明らかであった。もとより、新人民軍の脅威は大きなものでなかったから、こうした正当性の背後にマルコスの権力永続化の意志が存在していたこともまちがいない。しかし、ここで留意しておかなければならないことは、戒厳令布告前の社会状況のなかでは、確かに合法的な武力を独占しているマルコスが法と秩序の維持という点で正当性を主張することは比較的容易であったということである。それはなによりも、急進化した学生、新人民軍、モロ民族と政府側との間で度々生じた武力衝突、都市部で多発した爆発事件、殺人、強盗などによる治安の悪化によって、多くの人々の間に社会不安が高まっていたということである。政治的不安定は日常生活に対する直接の脅威であった。マルコス政権に対する反対運動のうち武力的な形態をともなったものについて言えば、それは多くの支持を得るものではなかった。例えば、都市部での急進化した学生運動にたいして、ほとんどの新聞は基本的な考え方や主張を支持していたけれども、学生の行き過ぎた行動には疑問をなげかけ、時には公然と非難していたし⁽⁴⁾、労働組合側も、学生の急進化した行動には警戒の念を強めていた。ま

た、共産主義革命を主張する新人民軍の活動も、それまでアメリカ型の民主主義を受け継いできたフィリピン人にとって受け入れがたいものであった。こうした政治的な混乱状態にもとづく社会不安の解決が困難になっている状況のなかで、それを統制し得る強固なリーダーシップ、あるいは政治制度の再編が求められていた。多くの人々は政治的安定の実現を期待したが、対症療法的な意味でなら、政治的安定という目標を実現するうえで最も力があつたのはやはりマルコスであつたと考えねばならない。この側面においては、軍部がマルコスを絶対的に支持していたことが大きい。マルコスによる国家的危機の強調は誇張であるとしても、政情不安は社会不安を増大させていた。この状況において、軍部を掌握しているマルコスは、政治的安定を実現できる指導者として正当性を獲得する条件を有していたと言えるのである。換言するなら、マルコスの正当化の方法は、多くの人々の社会不安を巧みに利用するものであつた。

戒厳令が布告された際、政治的安定の確保は最も緊急な課題として提起された。と同時に、マルコスは経済開発の推進による豊かな社会の実現を戒厳令布告のもう1つの根拠としてあげた。「われわれは、フィリピン社会が直面している暴力的な破壊活動による国家的危機を取り除くであろう。しかし同時に、われわれは、わが国の社会、経済、政治制度を改革しなければならない。それはなによりも、社会の不平等を取り除き、政府の腐敗や無能を一掃し、犯罪を根絶し、そしてわれわれの経済の絶え間ない成長を促進するためである⁽⁵⁾」。マルコスによれば、戒厳令布告の目的は、直接には共産主義勢力を中心とした破壊活動を鎮圧し、法と秩序を維持することであるが、最終的には経済開発によって政治的不安定をつくりだすような構造上の問題を消滅させることにある。社会改革によつ

て実現されるべき社会は、マルコスによって「新社会」(The New Society)とされた。

政治的安定については軍部が、経済開発についてはテクノクラートが主要な担い手となり戒厳令体制を支えるのであるが、テクノクラート主導型の経済開発に対する期待が戒厳令布告前にすでに産業界に存在していたことは重要である。1970年代初めの経済の行き詰まりに直面して、産業界では、もはや現存のシステムのもとでは継続する経済成長が望めないとの認識が増大しつつあった。経済活動に必要な投資環境が損なわれているという意味でも、それまでの政党政治がごく少数のものの私利私欲のための道具となり、資本や資源の有効で効率的な使用を妨げてきたという意味でもそうであった。しかし、現状維持を指向する保守勢力に対して、変革を求める勢力は代替的な方向について意見が分かれていた。スタファーは、農業天然資源会議所(the Chamber of Agriculture and National Resources)、商業会議所(the Chamber of Commerce of the Philippines)、工業会議所(the Philippines Chamber Industries)の定期刊行物を参考にして、変革を望む勢力のうち多くが外国からの投資と借款の必要性を認めていたこと、そして政治家からの干渉を最小限におさえ、テクノクラート主導のもとで経済の活性化、合理化を進めていくシステムへの移行を望んでいたことを指摘している⁽⁶⁾。(ただし工業会議所は外国投資についてはある程度の制限を望んでいた)。産業界では、保守勢力を代表する政治家からの干渉を経済開発に対する障害と捉えて、テクノクラート主導の開発に期待をよせる傾向が強まっていたのである。テクノクラート主導の経済開発に対する期待の一因は、マルコス政権第一期での経済的実績に求められよう。また、70年以降の内閣閣僚へのテクノクラートの任命は、古い型の政治体制から決別し、テクノクラートへの信頼にもとづいた、経済開発

に有用な新しい政府をつくらうとするマルコスの指向性をあらわしていた。外国からの資本と借款の必要性が認められていたことについては、歴史的に展開されてきた従属的経済によって、長期的にはともかく短期的には、外国資本に依存するかたちでの経済活動が最も多くの利益をあげる可能性をもっていたことが指摘されよう。この点、テクノクラートは、アメリカ型の近代化を指向するイデオロギーの面でも、また対外的にアメリカや世銀らと強いつながりを有している面でも、これらの勢力の期待に応えるものをもっていたのである。一方、1962年と1970年のペソの切り下げを通し経済の従属性が強まってきたなかで、例えばナショナリズム推進運動（MAN）などに参加して、経済の従属性から生じる弊害という観点からマルコス政権を批判し、民族主義的な経済路線を主張するものも増大してきた。しかし、産業界全体からみれば、民族主義的経済路線を主張するものはまだ少数であった。従って、産業界では、現存のシステムでは経済成長が望めないという認識のもとに現状変革を指向する勢力が増大してきたが、代替的な方向については、外国資本の導入を図り、テクノクラート主導の経済開発に期待するものが産業界の主流を占めていたのである。

さて、戒厳令を黙認するかたちで受け入れた多くの人にとって、「新社会」の実現という目標実現に関する正当化の論理はどのような意味をもったのであろうか。国民の多くが何故黙認するかたちで戒厳令を受け入れたのかに関して言えば、そのいちばん大きな理由はやはり国家権力に対する恐怖であろう。大統領自身の決断によって任意の逮捕・投獄が広く行なわれる状況のなかで、そうした危険がいつ自分の身に迫るかもしれないという恐怖がうえつけられ、それが黙認の態度につながっていたことは疑いない。しかし同時に、

黙認の態度をとった多くの人々の場合でも、経済開発による豊かな社会の実現ということに関して新しい政権への期待が存在していたことも看過すべきでないと考えられる⁽⁷⁾。そして、この期待の多くは「旧社会」へのあきらめから生じていた。

全体的に、1970年代初めの政治的不安定と経済状態の悪化に直面して、マルコス体制の正当性は失墜していた。政治の混迷の打開としてマルコスにかわる新たな政治指導者を求める動きも増大していた。しかしここでむしろ問題としたいのは、1970年代初めまでには、伝統的に続けられてきた政党政治と議会政治に対する信頼もまた低下していたということである。1971年に農地改革法改正法が成立するまでの背景をみても⁽⁸⁾、農地改革に対する議会の抵抗は以前と同様に頑強であった。70年には改正法案の審議は行なわれなかった。71年には大統領、農民団体、学生団体による強い働きかけや支援によって審議が行なわれ改正法は成立したが、いくつかの重要な法案は立法化されなかったのであり、ここでも議会の反動的性格が露呈されたのである。マルコス政権下の議会の役割は、軍部とテクノクラートの役割が拡張したこととの関連でもみておく必要がある。いずれも開発事業を遂行するための能力が重視されたわけだが、これらの役割拡張は政治運営のなかで行政力の重要性を高めた。しかも、軍やテクノクラートは公共事業の遂行などを通して地方レベルでの問題に直結する政治的ネットワークをもつようになったが、このことは、従来、公共事業予算をもとに地方レベルの問題に影響力を行使してきた議会の役割を相対的な意味で減少させることとなった。地域住民の利害に直結する諸問題も官僚的統制の下におかれることが多くなった。つまり、軍部とテクノクラートの役割拡張は政治制度全体のなかで議会に対する行政部の優越を促してきたのである⁽⁹⁾。一方で保守勢力の利害を代弁する

という性格をもち、他方、地域住民の利害に直結するような問題に対しても政治制度としてのその重要性が低下するなかで、社会変革のイニシアティブを議会に期待することは出来ない状況であった。

マルコス戒厳令体制は議会を停止し、強力なリーダーシップと強い国家のもとで、少数の特権階級による支配－寡頭政治体制－を打倒し、革新的な政策を断行するという側面をもつものであった。もとより、戒厳令体制は、全体主義体制とは異なり、広範な社会層から強い支持を受けたわけではないし、反マルコス勢力を弾圧する過程で強権的性格が顕在化した。しかし、戒厳令体制が旧政治体制に変わる新たな可能性をもつものとして、国民から期待される側面をもっていたことも戒厳令体制の性格を理解するために欠かせない。新しい政権がどのような成果を成し遂げるかは未知の問題だったにしても、政治的安定と経済再建に対する国民の期待は、「新社会」実現という目標と合致するものであった。政党政治や議会政治へのあきらめ、軍部とテクノクラートを掌握しているマルコスのリーダーシップへの期待、そして目標に対する支配者と被支配者の一体性は、新しい政権に対する多くの人々の期待の一因であったと考えられる。

ところで、戒厳令の布告そのものは、反乱や暴動などによって国家の危機が切迫したと判断される場合、憲法にしたがって大統領によって与えられている権限であり、非合法な手段ではない。マルコスもまた戒厳令が合法的行為であることを強調した。このことは、マルコスが戒厳令体制を「合憲的権威主義体制」と呼んでいたことや、度々戒厳令布告はクーデターでないと強調していたことにもあらわれている。しかし、戒厳令体制は、正当性の観点から言えば、「新社会」という目標実現の論理に最も大きく依拠しており、合法性

とカリスマ性はそれを補完する要因として理解するのが妥当であろう。カリスマ性の強調は、正当性を獲得するうえで軍部やテクノクラートが有する役割を過小評価することに通ずる場合もある。

さて、本章では戒厳令成立以前のフィリピンの政治変動と国家について検討してきた。基本的論点として、フィリピンの民主主義体制では、伝統的に国家の相対的自律が制限され、その結果として国家の有効性が小さいことがあった。このことは、対米従属と大土地所有制の構造によって、国家の権力基盤が狭く限定されてきたことを本質的原因とする。国家の有効性が小さい状況下で民主体制が継続されてきた背景として、民主体制の合法性による正当化機能の重要性を指摘できよう。しかし、1960年代末までには民主体制の形骸化が進行し、政治的な混迷状態が作りだされた。

戒厳令体制の成立は、マルコス政権の永続化を最大の目的とした政変であり、反マルコス勢力を一掃する過程で強権性が顕在化した。しかし、権威主義体制への期待が民主体制の混迷状況のなかで作り出されていたことは、政変の背景として重要である。権威主義体制への期待を生じさせた主な要因としては、旧来の民主体制へのあきらめ、政治的安定とテクノクラート主導の経済開発への期待があった。民主体制へのあきらめには議会の保守性と議会を媒介とする寡頭政治体制が大きく関係していたから、戒厳令体制は議会の停止という点で革新性を主張出来たのである。なお、戒厳令体制の成立は、マルコス政権の永続化を最大の目的とした政変ではあったが、アメリカの承認と支援を必要としたこと、国家装置としての軍とテクノクラートに対するアメリカの影響力が強かった点で、対米従属の構造に強く規定された政変であったと言える。

(注)

(1) アメリカの政治モデルから強い影響を受けたフィリピンの民主主義体制が、一方でアメリカの利益を擁護し、他方で地主階級や輸出業者特権層の利益を擁護する機能を担ってきたことは、すでにみたところである。しかしそれにもかかわらず、一般に、フィリピンでは、アメリカ型の民主体制は近代化された社会が有する価値あるものとして多くの人々から高い評価を受けていたと言える。独立以降フィリピンでは絶えず経済上の問題が政権の安定を左右する大きな問題であった。従属的経済や大土地所有制度の存在は、高い失業率やインフレーション、農村の貧困などを背景に社会的な不満層を輩出してきた。ただし、このような経済的不満は民主体制そのものを脅かすような要因にまではなっていなかった。例えば、吉川は、1956年に農民100人を対象に行なわれた、良い統治制度の判定基準についての調査結果などを参考としながら、主要有力集団、政治指導層そして大衆のかなりの部分が民主政治の価値を重んじていたことを指摘している*。民主政治の価値が重んじられていたことは政治の安定に貢献してきた。だから、経済上の不満が存在しても、人々の間では民主政治の枠組みのなかで解決を期待する傾向が強かった。つまり、批判されるべきは民主政治の枠組みではなく、政治家の無能や政治の腐敗だったのである。このような場合の政治の特徴は度重なる指導者の交替である。1965年の大統領選挙まで2期続けて再選された大統領はいないが、この主な原因は、歴代の政権の特に経済面での有効性が低かったことに求められよう。新たな指導者の登場はその都度人々に社会改革の実現を期待させたのであり、このことも民主政治の安定に貢献してきた1つの要因と言える。ア

アメリカ型民主政治が信望されてきた背景には、アメリカそのものに対するフィリピン人の意識も関係していよう。フィリピン社会の低開発や新植民地的構造を問題視する民族主義的観点からすればアメリカ帝国主義は非難の対象であったが、しかし一般にフィリピン人の親米感情は高く、帝国主義に対する意識は希薄であった。と同時に、経済上の問題が生じた場合でも、その解決がある程度伝統的な家族体系のなかでなされていたことにも留意しておく必要がある。伝統的な家族体系にみられる相互保障とでもいうべきシステムは、経済上の不満が政治的な問題に転化することを防ぐ役割をしていたのである**。とはいえ、経済上の不満が政治の安定を脅かす可能性を最も大きくもっていたのは確かである。換言すれば、経済上の不満が合法性に対する信頼を低下させ、合法性に基づく正当性を動揺させる危険性をもっていたということである。

*吉川洋子「フィリピンの政治的正当性の一考察」（『東南アジア研究』14巻 2号 1979年 233 ページから237 ページ）

**David F.Roth " The Deterioration and Reconstitution of National Political Parameters : The Philippines during the 1970s' " Asian Survey Vol.XIII, No.9. 1973. p.813.

(2) J.H.Adkins " Philippine 1971 : Events of a Year, Trends of the Future " Asian Survey Vol.XII, No.1. 1971. p.81.

(3) アジア経済研究所『アジア動向年報』 1972年版 38ページ

(4) Robert V.Tilman " The Philippine in 1970 : A Difficult Decade Begins " Asian Survey Vol.XI, No.2. 1971. p.142.

(5) L.Noble " Emergency Politics in the Philippines " Asian Survey Vol.18, No.4. April 1978. p.353.

(6) Robert B.Staufer " Political Economy of Refeudalization " .
in Marcos and Martial Law in the Philippines Edited by David A.Rosenberg
Cornell University Press, Itha 1979. pp.193-194.

(7) 同様な見解は次の論文にもみられる。
Ledivina V.Carino " The Succession Issue and the Continuity of the Present
Political Order " in Nation in Crisis Edited by A.R.Magno, University of the
Philippines, Quezon City, 1984. pp.22-26.

(8) 滝川勉『フィリピン戦後農地改革論』 アジア経済研究所 1976年 105 ページか
ら112 ページ

(9) A.C.Catilo and P.D.Tapales " Legiglature " in Government and Politics of
the Philippines Edited by Raul P.DE Guzman and Mila A. Reforma,
Oxford University Press, 1988. pp.148-149.

第3章 フィリピンにおける戒厳令体制の検討

はじめに

この章の主な目的は戒厳令体制の性格を国家の権力基盤と相対的自律という観点から検討することである。マルコスが「新社会」実現のためにいくつかの大きな政策を実施したが、それらの政策は戒厳令体制下の国家の権力基盤と相対的自律に規定されるから、まずその関係が問われなければならない。次に戒厳令体制が国家の権力基盤と相対的自律をどのように変動させたのかという問題がある。前章まででみたように、国家の相対的自律に直接関わるのは対外的従属と国内の支配階級の問題である。国内の階級構造の変動は主に国家の政策の従属変数となるが、階級構造の変動が逆に国家の政策や国家権力の性格を規定する側面もある。なお、戒厳令は81年1月に解除されたが、解除後もマルコス独裁体制は基本的に継続した。以下、戒厳令体制という用語は81年1月までに限定することなく、おおよそ83年頃までをさすものとして使う。

戒厳令体制の性格を検討するために欠かせない基本的視点として次の2つをあげておき

たい。1つは、戒厳令体制がマルコス政権永続化のための手段として成立したということである。もう1つは、戒厳令体制の正当性においては、国民の要求に応えるような政権の有効性を証明することが非常に大きなウエイトを占めたということである。実際にはこの2つは相互に密接な関係をもっていて、戒厳令体制下の諸々の政策は多くが両者の側面をあわせもつ。例えば、議会と政党の活動の禁止という措置は、反マルコス勢力を一掃するという点で政権永続化の手段であることは明らかである。しかし他方で、従来、保守勢力を代弁していた議会を禁止することは、社会改革を断行するための国家の能力を高めたという点で革新的な側面をもっていたことも否定できない。また、農地改革にしても、地主の経済力を弱め自身の支配力を強化する目的と、農民の生活向上という目的が併存していたと言える。従って言うまでもなく、特定の側面を強調することは戒厳令体制の偏った理解に通ずる。あらゆる国家がそうであるように、戒厳令体制も階級性と公共性の2側面をもつのであり、問題は両者の関係を国家の権力基盤と相対的自律という観点から動的に検討することである。なお、この章の最後では支配の正当性という観点から戒厳令下の政治変動を検討する。

第1節 戒嚴令体制の基本的性格

マルコスによれば、戒嚴令体制が社会改革を実現するうえで有効なのは、戒嚴令体制下では、寡頭政治体制を通して行使されてきた経済的特権階級の政治的影響力が排除され、社会改革に必要な政策を国家が自由に打ち出すことが出来るからである。つまり、国家の支配的階級に対する自律性が強調されている。戒嚴令体制下ではマルコスの権力が独裁的に行使されるような政治制度がつくられたが、その権力集中は、従来、社会発展の停滞の原因となってきた保守勢力に対する強い国家の創設という点から正当化されたのである。

戒嚴令布告後の11月の憲法会議での新憲法草案の承認、翌年1月の国民投票での批准という手続きを経て、1973年に新憲法が制定された。1973年憲法によって大統領制から議院内閣制への将来の移行が決定されるが、それまでは移行政府とされ、マルコスがいうところの「合憲的権威主義体制」が樹立された。その下で、マルコスは1935年憲法下での大統領権限と1973年憲法下での大統領兼首相の権限をあわせもつ絶対的な権力を手中におさめた⁽¹⁾。最も大きな特徴は政党活動と議会が禁止されたことである。政策決定に対する議会の影響力が失われたことにより、三権はマルコスに集中し、独裁体制の制度的基礎が確立したのである。戒嚴令体制下で政権を支える主要な勢力になったのは、軍部とテクノクラートである。経済活動の合理化や効率化を促進するために行政機構の改革が行なわれ、新設された国家経済開発庁 (National Economic Development Authority-NEDA) が経済開

発計画の立案実施の役割を担った。テクノクラートは戒厳令体制を通じて、国家経済開発の要職を占め、また、内閣閣僚のほぼ1/3を占めた。軍部とテクノクラートを中心とする国家官僚が国家装置の中樞を占め、他方で経済開発に障害とされた代議制度をはじめとする政治活動が大幅に制限されたり禁止されることは、権威主義体制に広くみられた特徴である⁽²⁾。

テクノクラートと軍部の協力をもとに、「中心からの革命」によって社会改革を断行しようとした戒厳令体制の性格を、ここでは、次の2点から検討しておきたい。1つは、戒厳令体制の正当性の論拠をいまいし詳しくみておくことである。マルコスは、著作、演説などを通じて、絶えず合憲的権威主義体制の正当性を強調し続けた。その場合に展開された論理は戒厳令体制のイデオロギーといえるものであり、戒厳令下の支配の在り方の最も基本的な部分と関連する。もう1つは、経済開発計画の性格についてである。経済開発計画の柱として、輸出指向型産業開発と農村開発が重視されたが、その背景を国家の権力基盤と相対的自律の観点からみる。

戒厳令体制のイデオロギー的側面については、マグノの整理がある⁽³⁾。マグノは戒厳令体制のイデオロギーを「抑圧的な開発主義」(Repressive Developmentalism)と捉え、その特徴を4点から明らかにしている。それは、(1)国家に対する、ブルジョア的自由主義的な考え方、(2)中心からの革命、(3)技術主義的政権のコーポラティスト・エートス(Corporatist ethos of the technocratic regime)と規律(National discipline)、そして(4)権威主義と離陸(Take-off)の4点である。以下マグノに従って、主要な点を整理する。

国家に対するブルジョア的自由主義的な考え方は、戒厳令下における特有な現象だというわけではなく、フィリピンの政治に伝統的にみられたものである。しかしそれは、戒厳令のもとで最も強調されることとなった。ブルジョア的自由主義的な考え方の最大の特徴は、国家を一般的利益の体現者として、また社会全体の道具としてみなすことにある。国家は社会全体の利益を実現するという目的のために、統治者と被統治者との間の契約によって成立し、存在しているのである。従って、貧困をはじめとする社会問題を解決できるのは国家だけであり、直接には政府だけである。国家を主体として革命は進行するのである。こうした国家制度はマルコスが強調した「中心からの革命」において具体的にあらわれる。社会の危機に対処するための革命的方法は、政治的安定を確保し、社会改革を断行するために国家権力の集中化を必要とする。しかし、これは古い国家に代わる革命政権の樹立を意味するのではなく、憲政的手段によりながら現存の政治制度の改革を通して達成される革命なのである。「中心からの革命」の「中心」には、テクノクラートと軍部が重要な位置を占める。彼らは、「価値中立」という国家の性格を最もよく反映し、いわば政治からは一定の距離をおいた中立的な勢力である。しかも、近代的な価値観や能力を備えた社会勢力であるがゆえに革命の直接の担い手としてみなされ、彼らの能力が最大限に発揮されるような政治制度が必要とされた。これとは反対に、「中心からの革命」に対して一般大衆が積極的な役割を果たすべきとはみなされなかった。むしろ、テクノクラートや軍部といった勢力のリーダーシップや呼び掛けに応ずるべきという消極的な役割が想定されていたのである。マルコスは国家の発展の重要な要因としてナショナリズムや規律の確立を強調したが、それらは、個人や集団に対する国家の優先や国家主導の政策に対する国

民の支持、協力を意味していたのである。

ところで、ブルジョア的自由主義的な考え方を基礎とする以上のような国家並びに「中心からの革命」の位置付けは、様々な政治的な反対勢力の問題を、容易に、国家に対する反対勢力の問題へと変質させることが出来る。国家とは一般意志が対象化された存在であるから、あらゆる反国家的な運動はいかなる意味においても妥当性をもちえないとされ、しかもまた、そうした運動が存在すること自体が国家の発展にとって最大の障害とみなされるのである。戒厳令布告に際してこの論理が展開されたことはすでにみた。フィリピン社会が直面している危機は、階級対立や経済的低開発といった関連で捉えられるのではなく、なによりも国家の脅威となるような反対勢力の存在に求められた。従って、国家がなすべき課題は、まず、そうした反対勢力を一掃し、国家の安全を維持するということになる。この論理は戒厳令以後「中心からの革命」の名の下に絶対的なものとなった。国家は国家に対する抵抗運動を、一般利益を脅かすものであるという理由で、抑圧する正当性を有することになる。このように、「中心からの革命」によって社会改革を断行するとする方法は、それがいつでも強権的支配に転化する論理を内在的に有していたと言えるのである。むしろ、どの程度強権的支配が顕在化するかという問題は、開発計画の内容や実施状況と深く関わる問題である。

技術主義的 (technocratic) と離陸 (take-off) という表現は経済開発に対する戒厳令体制の基本姿勢を示している。技術主義的とは、産業的資源に対する管理、統制をテクノクラートにゆだねる政権の基本姿勢をさすが、その背景として、経済に関する様々な問題は、産業的資源の最大限の利用を可能にするような技術上の進歩によって解決できるとの

考え方が存在している。この技術主義的観点からすれば、フィリピン経済の遅れは、産業的資源に対する不十分な管理、統制、そしてその非効率的利用といった次元の問題と同一視される。テクノクラート主導の経済開発はそうした問題を克服するための最善な方法として正当化されるのである。離陸は、以上の観点に基づいて、産業的資源の最大限の利用と積極的な資本投資を通して、急速な経済成長によって達成される。このため、大量の外国資本の導入は離陸に不可欠なものと考えられた。急速な経済成長が貧富の格差を是正し政治的安定を導くとされたが、これは明らかに近代化のイデオロギーをあらわしている。

さて、次に経済開発の性格についてである。戒嚴令体制の経済開発計画には大きな2つの柱があった。1つは、輸出指向型産業開発であり、これは輸出指向型工業化と農産物の輸出に大別される。特に、輸出指向型工業化は離陸のための戦略として最も重視されたものである。もう1つの柱は農村開発（Rural Development）であり、この根幹は農地改革であった。ここで問題にしておきたいのは、これらの開発計画が重視されたことに対し、戒嚴令体制を支えた内外の勢力の利害関係と影響力がどのように関係していたかということである。

戒嚴令体制のもとでの国家権力の集中化が、国家の権力基盤と相対的自律の点で、それ以前の体制に比してどのように変化したのかということが基本的な問題となる。国家の自律を、国内的なものと対外的なものとの関係に大別して整理すれば、次のようになる。すなわち、国内的には、政権永続化という政治的意図もあって、従来の支配的階級に対する国家の自律の度合いは高いものであった。これに対し、対外的には、戒嚴令体制がアメリカや世銀、IMFなどからの支援を不可欠の要素としたことから、国家の自律は制限さ

れた。逆に言えば、戒厳令体制は世銀らの進める政策を採用したから、それらの支援を受け続けることが出来たのである。つまり、対外的従属の点では、戒厳令体制はそれ以前の体制との連続性を示したのである。

国内の支配的階級に対する国家の自律性は、次の政策に典型的にみられる。1つは、従来、地主や農産物輸出業者の利益を代弁していた議会を停止したことにより、彼らの政治力を弱めたことである。もちろん、議会の停止は60年代後半から増大し始めていた民族主義者の政治力も弱めた。しかしともかく、議会の停止は、従来の保守勢力に対する国家の自律を高めたから、この点では、革新的な社会改革を断行する国家の能力は増大した。もう1つは、農地改革の実施である。戒厳令布告直後に農地改革の実施が宣言されたが、その内容は小作農の自作農への即時転換を図っている点で以前のものより前進していた。この革新性は、上記の国家装置の再編によって可能となったものである。ただし、農地改革の対象は米・とうもろこしを主作物とする私有地に限定され、ココナツ、砂糖など、外国市場向けの商品作物地域はその対象から除外されていた。この点については、経済開発のもう1つの柱である輸出指向型産業開発を進めるうえで、その障害とならない程度で農地改革が構想されたと言えるのである。

対外的従属の問題は輸出指向型産業開発の採用に直接関わる。戒厳令布告後の主な特徴として、経済開発計画の立案に対して世銀が大きく関与するようになったことがある。フィリピン経済に対する世銀の影響力は、1962年のデコントロール政策の採用や70年の変動相場制への移行の事例でみたように以前から強かったが、71年の「フィリピンのための協議グループ」結成以後さらに増大したと言える。毎年、同グループは、グループの各構成

機関の代表者とフィリピンのテクノクラートによる会議を召集する。会議の前には、国家経済開発庁と世銀、IMFの職員が合同でレポートを作成し、本会議ではこれをもとにして、次年度のプロジェクト融資について協議するのである。フィリピンは資金援助を要求する立場であり、発言権は相対的に弱い。経済開発の内容を含め、被援助国に対する援助機関の影響力には大きなものがある。このグループを構成する主要機関、つまり世銀、IMF、アジア開発銀行が、開発計画に対して基本的な価値観と立場を共有していることは重要である。それらが共通に推奨しているものとして、食料作物を栽培する部門の近代化、工業・農業両部門の輸出指向型産業開発の推進、労働集約型工業化の重視、そして外国資本に対する自由化政策がある⁽⁴⁾。つまり、農業の近代化を図りながら、外国資本や外国産製品の流入が自由であるようにフィリピン経済を開放すること、言い換えれば、国際分業体制に深く組み込むことである。世銀に対する依存は、この他にもいくつかの点で見られるが、例えば、1973年にフィリピンは世銀に対する債務国82か国のうち債務額が30番めに大きな国であったが、1976年には7番めの国となり、その従属性は著しく高まった。また、フィリピン経済の世銀に対する依存は、国家経済開発庁が立案した経済開発計画（1974年～1977年 4か年計画）の内容が世銀によって奨励されたものと非常に類似しているという側面においてもみられる⁽⁵⁾。

輸出指向型工業化について言えば、それは以前から世銀が経済の自由化の核としてフィリピンに要求してきた戦略である。この点について、ベリヨは、輸出指向型工業化に関する世銀の関心を統合化と捉え、それが採用された背景を世銀の圧力という観点から整理している⁽⁶⁾。統合化とは、フィリピン経済を国際分業体制により深く統合することであり

、外国資本と先進国市場に対するフィリピン経済の依存性を強めることである。戒厳令体制の下、反米民族主義勢力の政治力を一掃したなかでマルコスは輸出指向型工業化への大きな転換を図ったが、それは世銀からの要求に応えるものであった。国内ではテクノクラートが輸出指向型工業化を立案・実施した。輸出指向型工業化が重視された背景には、民族系資本の成長が十分でなかったことなどの国内事情も関係しようが、従属関係に基づく外的な圧力が大きなウエイトを占めたのである。なお、輸出指向型工業化は、大きな購買力を有する先進国市場への工業製品の輸出を通して高い経済成長を達成し、同時に外貨を増大させるという展望をもつものであった。

戒厳令体制の成立は、国内的には国家の自律を高めたが、対外的には、従来の従属関係が継続したことから国家の自律を高めるものではなかった。さて、戒厳令体制における国家の権力基盤と相対的自律の検討においては、次の2つが主な問題となる。1つは、対外的な従属関係がどのように変化したかという問題であり、従来から圧倒的な影響力を行使してきたアメリカとの関係がこの問題の焦点となる。もう1つは、国内の支配的階級の動向であるが、この場合は、国内の諸階級のうちどのような階級が国家の権力基盤として新たな重要性をもつようになったかという問題が中心となる。

(注)

(1) 作本直行「フィリピンの権威主義体制と統治構造」(『アジア経済』XXVI-10 1985年10月 79ページから83ページ)

(2) 鈴木祐司「アジアにおける強権政治」(『国際問題』1982年11月 No.272.)

(3) Alexander R. Magno Developmentalism and the New Society : The Repressive Ideology of Underdevelopment Third World Papers Series, No.35. University of the Philippines, August 1983.

(4) Rene E. Ofreno " Agribusiness Impact on Rural Sector " Philippine Development Forum Vol.1, No.1. 1983.

(5) Edbert M. Villegas " Debt Peonage and the New Society " in Mortgaging the Future-The World Bank and IMF in the Philippines Edited by Vicencio R. Jose, Foundation For Nationalist Studies, 38 Panay Avenue, Quezon City, Philippines 1982. pp.57-61.

(6) Walden Bello, David Kinley, Elaine Elinson Development Debacle : The World Bank in the Philippines Institute Food and Development Policy, Philippine Solidarity Network (ワルデン・ベリョ著『フィリピンの挫折 世銀・IMFの開発政策とフィリピン』鶴見宗之介訳 三一書房 1985年 233 ページから241 ページ)

A.B. Brillantes, Jr. Dictatorship and Authoritarianism in 1972 Great Books Publishers, Quezon City, Philippines 1987. pp.115-118.

第2節 戒嚴令体制と対外的従属

第1項 戒嚴令体制と経済の従属構造

この項の目的は、戒嚴令体制のもとで、フィリピン経済の従属構造の様態がどのように変化したかをみることである。一般に、一国の経済の従属構造の様態は貿易と資本の面からみることができる。従属的経済の基本的な特徴として強調されてきたのは次の2つに大別されよう。1つは、従属的輸出経済と言えるもので、経済成長が外国貿易に深く結びついており、そのため外部市場に対する依存が大きい場合である。外国市場への依存が強まると、輸出部門の核を構成する部門が国内の産業との連関性を失い、いわゆる飛び地的な性格をもった輸出経済が形成されることは度々指摘されてきた。アミンは、輸出経済の場合には、経済成長の効果の及ぶ範囲がサービス部門と政府部門に限定され、その結果、工業化を欠いた都市化とサービス部門の異常肥大、政府部門の官僚機構の増殖が起こることを指摘している⁽¹⁾。もう1つは、外国資本への依存度が高い場合である。外国資本はさらに直接投資と援助に大別されるが、いずれの場合も依存が高まれば、経済の自律性が失われ、先進国との格差の拡大や国内での富の偏在化が進むことが主な問題とされてきた。

貿易と外国資本への依存は従属経済の最も基本的な特徴であるが、加えて、当該国が世

界経済の国際的分業体制にどのように組み込まれているか、換言すると、その国が世界経済のなかでどのような役割を演じているかが重要な側面となる。貿易や資本への依存の形態を類型化する試みはいくつかの観点からなされてきた。例えば、カウフマンは、従属の構造が所得の不平等性や貿易収支などの国内の諸問題にどのように連関しているかを統計的に検討するために、従属の測定をいくつかの観点から行なっている⁽²⁾。そこで、従属の測定をする際の理論的前提となっているのは、一国の経済の貿易や外国資本への依存度だけではなく、貿易と資本の面で特定国に対してどの程度依存しているか、また輸出面では特定の輸出品への依存度が高いか否かが、従属経済の重要な要素を構成するということである。特定相手国に対する依存や特定製品に対する依存が高い場合、国内経済の基盤は弱まり、従属経済の特徴が強まる。このため、例えば貿易面では、最大貿易相手国との貿易額の全体に占める割合や2大輸出品額の輸出額全体に占める割合が測定され、それと国内の諸問題との連関が問われている。

国家の自律を対外的従属の観点からみる場合でも、経済の従属の度合いだけではなく、従属の形態が重要な側面となる。フィリピン経済はアメリカの圧倒的な影響力を受けてきたから、1つの焦点は、貿易相手国や投資国の多様化を通してアメリカの影響力が軽減したかどうかという点であろう。以下、貿易と外国資本に関するいくつかの資料をもとに、戒厳令布告以後のフィリピン経済の従属性とそれが国家の自律の問題にもつ意味を検討する。

まず貿易面についてであるが、表4は1970年から1981年までの地域別輸出の割合を、アメリカ、日本、ASEAN、EC諸国、社会主義諸国に分けて示したものである。フィリ

表4 地域別輸出の比率 (%)

(1970年～1981年)

	アメリカ	日本	A S E A N	EC 諸国	社会主義諸国	その他
1970	41.7	39.6	1.2			
1971	40.3	35.6	1.2			
1972	40.4	33.7	1.4	14.6	0.1	8.9
1973	35.8	35.7	2.1	12.2	0.7	13.4
1974	42.5	34.8	1.3	11.9	1.2	8.4
1975	28.9	37.7	2.7	16.2	1.6	13.0.
1976	35.0	24.2	3.1	18.8	5.7	12.2
1977	35.3	23.1	4.0	18.4	8.0	11.1
1978	33.8	23.9	6.1	18.5	2.8	15.0
1979	30.1	26.1	4.1	20.2	3.2	16.2
1980	27.4	26.5	6.5	16.9	4.4	18.1
1981	30.9	21.9	7.2	16.1	4.5	19.4

出典 The World Bank Philippines: A Framework for Economic Recovery 1987.
 Table 3.7. p.92. ただし、1970年と1971年の数字は以下から引用。
 Virginia S. Capulong-Hallenberg Philippine Foreign Policy toward the U.S.
 1972-1980: Reorientation? Department Political Science, University of
 Stockholm, 1987. Table.4.1. p.80.

ピンの輸出市場におけるアメリカの独占的地位が1960年代に失われ、アメリカとともに日本が主要相手国になったことは、既にみた。表4によれば、1970年にはアメリカが41.7%、日本が39.6%で両者の合計は80%以上であるから、この2国に対する依存は非常に高いものであった。戒厳令体制下の状況は、アメリカも日本もともに比率を減少させている。1981年にはアメリカ30.9%、日本21.9%で両者の合計は50%以上であるから、この2国に対する依存は依然高いが、貿易面での相手国の多様化は着実に進んできたことが表3から理解される。また、A S E A Nや社会主義国の占める割合が70代後半から増加し始めたことが同時に理解される。

表5は1972年から1983年まで、製品別輸出額と全体に占める比率を示したものである。まず、ココナツや砂糖などの伝統的製品の占める比率は、両者ともに1972年にはほぼ20%であったが、1983年には、ココナツ製品13%、砂糖製品6%と減少した。これに対し、非伝統的工業製品の輸出の伸びは激増したと言える。非伝統的工業製品が占めた割合は、1972年にはわずか9%であった。それが70年代後半には30%を越え、83年には52%という高い数値を示した。輸出指向型工業化の促進がフィリピンの輸出構造を大きく変化させたことがわかる。非伝統的工業製品のなかで最も輸出が増大したのは電子部品と衣服である。両者の占める割合はともに1972年には1%に満たなかったが、70年代の終わり頃から急増し、83年には電子部品が21%、衣服は11%を示した。非伝統的工業製品のなかでの割合をみると（83年）、電子部品が41%、衣服は21%で、両者が全体の60%以上を占めている。ところで、部分的ではあるが、非伝統的工業製品の輸出市場についての資料をみると、アメリカに対する依存が高いことがわかる。1982年における5つの主要な伝統的工業製品に

表5 フィリピンの製品別輸出額と全体に占める比率 (100万ドル) (%)
(1970~1981年)

	1972年	1973	1974	1975	1976	1977
ココナツ製品	227(21)	327(17)	608(25)	462(20)	536(21)	729(23)
砂糖製品	217(20)	292(15)	765(28)	615(27)	451(18)	526(17)
その他農産物 (バナナ)	85(7)	115(6)	163(6)	176(8)	233(9)	267(9)
木製品	24(2)	28(1)	45(2)	73(3)	76(3)	73(2)
鉱物	226(20)	416(22)	292(11)	225(10)	268(10)	262(8)
非伝統的工業製品 (電子部品)	240(22)	424(22)	519(19)	365(16)	431(17)	520(17)
(衣服)	95(9)	252(13)	343(13)	411(18)	575(22)	771(25)
合計	2(0)	11(0)	27(1)	47(2)	85(3)	124(4)
	2(0)	58(3)	94(3)	100(4)	185(7)	250(8)
	1,106	1,886	2,725	2,294	2,574	3,151

	1978	1979	1980	1981	1982	1983
ココナツ製品	872(26)	965(21)	781(14)	719(13)	563(11)	639(13)
砂糖製品	213(6)	239(5)	590(10)	454(8)	396(8)	282(6)
その他農産物 (バナナ)	297(9)	411(9)	483(8)	441(8)	429(9)	373(8)
木製品	84(3)	97(2)	114(2)	124(2)	146(3)	105(2)
鉱産物	324(9)	484(10)	420(7)	344(6)	290(6)	327(7)
非伝統的工業製品 (電子部品)	534(16)	820(18)	1168(20)	980(17)	686(14)	608(12)
(衣服)	1,076	1,524	2,109	2,565	2,457	2,588
合計	(31)	(33)	(36)	(45)	(49)	(52)
	253(7)	412(9)	671(12)	838(15)	1000(20)	1053(21)
	326(10)	404(9)	500(9)	617(11)	539(11)	542(11)
	3,425	4,602	5,788	5,722	5,021	5,005

出典 The World Bank Philippines: A Framework for Economic Recovery 1987.
Table 3.5. p.90. ただし、比率は小数点第一位を四捨五入で計算。

ついて、アメリカが輸出市場全体のなかで占めた割合を示すと、衣服16%、手工業製品72%、電子部品88%、家具60%、履物55%であった⁽³⁾。これらの5つは、同年の非伝統的工業製品のほぼ80%を構成している。このうち衣服は70年代中ごろには輸出の70%前後がアメリカに対してであったが、その後アメリカの輸入割り当て制限の関係で減少した。また、スノーも、非伝統的工業製品のアメリカ市場に対する依存は輸出全体のそののほぼ2倍であったと指摘し、輸出指向型工業化の急成長は、アメリカ市場に大きく依存してきたことを明らかにしている⁽⁴⁾。非伝統的工業製品の輸出額は全体のほぼ半分を占めるようになったから、それがアメリカ市場に大きく依存していることの意味は大きい。つまり、輸出市場全体でみた場合にはアメリカの占める割合は減少してきたが、戒厳令以後経済開発の柱となった輸出指向型工業化においては、アメリカ市場が独占的地位を占めてきたと言えるのである。

次に、資本の側面について。まず、外国資本直接投資についてであるが、直接投資の量を測ることは難しく、資料によって大きく数値が異なる場合もある。しかし、いくつかの資料を参照すると、全体の趨勢として次のことを指摘できる。すなわち、戒厳令以後外国資本に対する依存が増大したこと、外国資本のなかではアメリカに次ぐ第二の投資国としての日本の重要性が急速に高まり、全体としては投資国においても多様化が進んだことである。表6は、投資局認可の投資総額の推移を1968年から1977年まで示したものである。戒厳令体制は外国資本の積極的な導入をはかったが、表6より、外資の重要性が高まったことが理解できる。すなわち、投資総額に外資が占める割合をみると、戒厳令以前では30%前後であったのに対し、戒厳令以後は、72年53.37%、73年53.70%、74年55.88%、

表6 投資局認可の投資総額 (千ペソ) (1968~1977年)

	投資総額	国内資本 総額	外国資本 総額	外資増 加率 (%)	外資が占める 割合 (%)
1968	468,698	371,095	97,503		20.81
1969	448,829	308,204	140,625	+ 44	31.33
1970	284,389	188,501	95,897	- 32	33.72
1971	530,249	381,771	148,478	+ 55	28.00
1972	578,117	269,594	308,523	+ 108	53.37
1973	1,001,979	463,865	538,114	+ 74	53.70
1974	2,558,934	1,128,839	1,430,095	+ 166	55.88
1975	870,404	409,465	460,939	- 68	52.96
1976	1,509,943	888,692	621,251	+ 35	41.14
1977	890,487	552,473	338,014	- 46	37.96
1978	1,405,057	890,633	584,424	+ 73	39.62

出典 A.B.Brillantes, Jr. *Dictatorship & Martial Law in 1972*

Great Books Publishers, Quezon City, Philippines 1987. Table 1. p.106.

75年52.96 %といずれも投資総額の半分以上の高い数値を示し、それ以後も戒厳令以前よりは一貫して高い。フィリピンへのアメリカと日本の直接投資の動向については、小島の整理がある⁽⁵⁾。小島は、中央銀行認可の直接投資の数値と投資局認可のそれを比較し、戒厳令以後の日本の対比投資はアメリカの投資を上回って急増したこと、アメリカと日本の両国が対比投資国のなかで支配的影響力を有することを指摘している。日本の対比投資は1974年以降急増したが、この背景として、前年の日比友好通商条約の批准があった。中央銀行の統計によって80年末までの直接投資累積額をみると、アメリカは49.5%、日本は19.7%で、両国の合計は全体の70%弱を占めた。投資局の統計では、1968年から1981年までの累積額のうち、アメリカが占めた割合は28.8%で、日本は20.1%であった⁽⁶⁾。また別の資料によって1968年までの累積額をみると、アメリカは全体の59%を占めたが、日本はわずか1.7%であった。これに対し、1977年までの累積額では、アメリカ29.8%、日本21.3%であったから、70年代における日本の投資急増が理解されるのである⁽⁷⁾。

資本のもう1つの側面である援助はどうであろうか。フィリピンは戒厳令に先立つ16年間に総額20億ドルの政府開発援助（Official Development Assistance）を受け取ったが、戒厳令の1972年から1985年までの間にその額は約100億ドルと急増している。この100億ドルのうち、貸し付け（loan）が88%、約88億ドルを占めた。この貸し付けは、二国間政府貸し付けと国際機関によるものに分かれるが、それによると次の特徴が指摘される。二国間貸し付けでは、戒厳令以後日本が最大の援助国となった。1972年から76年、77年から81年、82年から85年までの3つの時期について、日本とアメリカの二国間貸し付け額と二国間貸し付け全体に占める比率は、以下のように推移した。すなわち、日本は、2億8,

780 万ドル (50.8%)、6 億9,790 万ドル (62.7%)、6 億6010万ドル (76.6%) であり、アメリカの場合は、2 億3,240 億ドル (41%)、1 億6,940 万ドル (15.2%)、1 億3,180 万ドル (15.3%) であった。日本とアメリカの合計の比率は、91.8%、77.9%、91.9% と推移している。日本の援助額の急増と、日本とアメリカに対する依存度がきわめて高いことがわかる⁽⁸⁾。国際機関からの貸し付けの面では、世銀からの援助が増大し、世銀への依存が強くなったことが大きな特徴である。同じ3つの時期区分についてみると、世銀からの貸し付けは、7 億490 万ドル (国際機関全体の66.8%、以下同様)、21億4,100 万ドル (69.9%)、13億4,780 万ドル (62.9%) と推移した。1950年から1972年までの世銀の援助額は2 億2,600 万ドルであったから、戒厳令布告以後それが激増したことはあきらかである。ところで、世銀に対するアメリカの支配力は強いから、アメリカの二国間援助の減少を世銀が穴埋めしたと考えることができる。なお、二国間贈与の面でも日本は70年代末よりアメリカに代わり最大の援助国となっている。

経済面での最後に、対外債務の状況のみておきたい。対外債務の増大は経済面での自律性を減少させる最大の要因と考えられるが、それは従属経済の結果でもあり原因でもあると言えよう。表7はフィリピンの対外債務の状況を制度別に1972年から1981まで示したものである。対外債務が戒厳令以後急増したことは表7から明らかである。すなわち、対外債務残高は、1972年では11億5,830 万ドルであったが、1981年には113 億420 万ドルに急増した。制度別にはアメリカと国際機関、その他に大別される。国際機関のうち世銀とIMFに対してアメリカが強い影響力を有していることはここで想起しておきたい。世銀を構成するIBRDとIDAともに最大の出資国はアメリカであり、1984年でアメリカ

表7 フィリピンの対外債務 (制度別) (100 万ドル)

(1972年～1981年)

	1972	1974	1976	1978	1980	1981
全体の合計	1,158.3	1,538.6	3,323.4	5,370.2	8,581.8	11,304.2
米合計	117.1	130.4	299.7	474.9	683.2	730.7
米政府	79.2	103.7	202.3	251.4	324.3	384.5
米商業銀行	37.9	26.7	97.4	223.5	358.9	346.2
国際機関合計	506.8	579.5	1,073.4	1,651.4	2,664.4	3,698.6
世銀	158.9	173.7	331.8	537.2	876.6	1,248.5
IMF	336.3	358.9	612.6	914.9	1,484.8	2,012.0
ADB*	11.6	46.9	129.0	199.3	303.0	438.1
その他合計	534.4	802.7	1,950.3	3,243.9	5,171.2	6,874.9
外国の銀行	320.2	519.5	1,139.5	1,348.2	2,838.7	4,013.3
個人債権者	181.2	215.3	148.1	492.7	559.1	533.5
外国政府	32.6	67.9	270.8	467.8	521.9	718.4
その他	-	-	391.9	935.2	1,251.5	1,612.7

* ADB = アジア開発銀行

出典 V.S.Capulong-Hallenberg Philippine Foreign Policy toward the U.S. 1972-1980 : Reorientation ? Department Political Science, University of Stockholm, 1987. Table 4.11. p.100.

の出資比率は前者で29.96%、後者が28.35%であった。また、IMFも同様であり、1981年でアメリカの出資比率は19.68%であった。したがって、アメリカの影響力を問題にする場合には、米政府、米商業銀行、世銀、IMFの合計が全体に占める割合をみるのが妥当と思われる。4者の合計は1981年で35.3%で、1972年の52.9%からはかなり減少しているが、それでも依然高い数値と言えよう。また、世銀とIMFは4者全体の81.7%（81年）を占めるが、81年の債務残高を1972年のものと比較すると、世銀は7.86倍、IMFは5.98倍である。なお、その他の外国の銀行や外国政府の多くは先進諸国のものでアメリカと密接な利害関係をもつものもあると考えられる。いずれにしろ、フィリピンの対外債務の30%以上がアメリカとアメリカの影響力が強い国際機関に対してのものであることは、フィリピンのアメリカに対する依存が依然として強いことを物語っている。

以上のことから、戒厳令以後フィリピン経済の従属性はより強まったと言える。アメリカとの従属関係は部門別で異なる。輸出市場と直接投資の面ではアメリカが依然最大の相手国ではあるが、全体として、アメリカの優位性が相対的に低下してきたことは否定できない。輸出市場と直接投資では日本がアメリカに次ぐ第二の国として急成長した。二国間援助では日本が最大の援助国となった。しかしこれらのいずれの部門でも、アメリカと日本の2国が全体の大きなウェイトを占めていたから、貿易と資本の面でのフィリピン経済の従属性は、アメリカ依存型からアメリカ・日本依存型へと変質したと言ってよいであろう。ただし、援助や対外債務の面で世銀を中心とする国際機関への依存が増したことは、戒厳令以後のもう1つの大きな特徴であった。それらとアメリカとの強い関係を考えれば、形態としては変化しつつも、対米従属の構造は本質的に変化しなかったと言えるのである。

(注)

(1) Samir Amin L'Accumulation a Lechell Mondiale Edition Anthropolis Paris, 1976. (サミール・アミン『世界資本蓄積論』第一分冊の訳 野口裕他訳 1979年 『周辺資本主義構成体論』第二分冊の訳 原田金一郎・野口裕訳 1979年 『中心=周辺経済関係論』第三分冊の訳 原田金一郎訳 1981年) いずれも柘植書房

(2) Robert R.Kaufman " A Preliminary Test of the Theory of Dependency " Comparative Politics Vol,17. 1974.

(3) IBON Facts and Figures 145. 31, August 1984.

(4) Robert T.Snow " Export-Oriented Industrialization ,the International Division of Labor, and the Rise of the Subcontract Bourgeoisie in the Philippines " in The Philippine Economy and the United States Edited by Norman G.Owen, Ann Arbor, The University of Michigan, Center for South and Southeast Asian Studies, Michigan Papers on South and Southeast Asia, No.22. 1983. pp.93-96.

(5) 小島清「フィリピンへの日・米直接投資」(『海外投資研究所報』 1983年10月第9巻第10号 日本輸出入銀行 海外投資研究所 2 ページから5 ページ)

(6) 小島によれば、この数値の差は、中央銀行が「証券取得」のみを外国資本の対象としてきたのに対し、投資局はそれ以外のもの(債券取得、支店設置・拡張不動産)をも対象としてきたことに主な原因がある。

- (7) V.S.Capulong-Hallenberg Philippine Foreign Policy toward the U.S. 1972-1980 : Reorientation ? Department Political Science, University of Stockholm, 1987. Table 4.9. p.96.
- (8) IBOM Facts & Figures 199. 30, November 1986. p.2.

第2項 戒厳令体制と対米軍事関係

従属という概念は経済、政治、軍事面を包含した多面的概念として理解されなければならない。アメリカとフィリピンの特異な関係は軍事面でも長く続けられてきた。軍事面での依存は国家の自律を左右する大きな要因であるから、戒厳令以後アメリカとの軍事関係がどのように変化したのかをみておく必要がある。

戒厳令体制に対するアメリカの支援は、アメリカからの軍事援助が増大したことにもあらわれている。軍事援助は、軍事面からマルコス体制を支え、アメリカの既得権益を擁護する目的のもとになされた。表8は軍事援助を構成するもののうち上位3つ、軍事援助プログラム(MAP)、余剰軍備移転(EDA)、外国軍事販売クレジット(FMSCP)を取り上げ、1970年から1978年までの推移を示したものである。このうち、外国軍事販売クレジットは1974年から新しく始められた軍事援助である。この3つの軍事援助の総額を、戒厳令布告以前の3年間(1970~1972年)と布告後の3年間(1973~1976年)で比較すると、前者が5,111万8千ドルであるのに対し、後者は9,229万7千ドルである。さらに、1976年から1978年の3年間では1億3,015万5千ドルに達しており、その増加傾向が指摘できる。

軍事援助への依存は、国家の自律性を制限させる要因と考えられるが、しかし一方で、在比米軍基地の見直しが戒厳令体制下で行なわれたことは注意を要する。マルコスは、外交面では、社会主義諸国を含む多様な国々との自主外交路線を推進したが、米軍基地の見

表8 フィリピンへのアメリカの軍事援助 (100 万ドル)
(1970年～1978年)

	軍事援助プログラム (Military Assisyanse Program-MA P)	余剰軍事移転 (Excess Military Articles- EDA)	外国軍事クレジット販売 (Foreign Military Salesmen Credit Prog ram- F M S C P)	合計
1970	14,729	3,699	-	18,428
1971	14,517	2,333	-	16,850
1972	13,152	2,688	-	15,840
1973	16,457	15,671	-	32,128
1974	14,784	2,470	8,600	25,854
1975	18,975	1,340	14,000	34,315
1976	17,556	4,649	-	22,205
197t	3,950	-	17,400	21,350
1977	17,000	9,000	20,000	46,000
1978	19,600	1,000	20,000	46,000
合計	150,720	42,850	80,000	

* 197t は1976年 7月、 8月、 9月をさす。この3カ月は会計年度が 7月 1日～ 6月 30 日から、10月 1日～ 9月30日へ移行した過度期にあたる。

出典 IBON Facts & Figures 41. April 1980. p.5.

直しはその一環として行なわれたものである。もっとも、基地の存続そのものが問題になったわけではなかった。マルコス側のねらいは、端的に言えば、基地に対するフィリピン側の統制権を増大させることと、基地の存続を条件として多額の援助を要求することであった⁽¹⁾。米軍基地の見直しに関して、フィリピン側の要求が多く実現したことは、1979年に改訂された基地協定の内容からわかる。特に、5年毎の基地協定の見直しが決められたことは、フィリピン側の交渉力を高めたという意味で重要であった。アメリカにとっての米軍基地の重要性は、この基地協定に関しアメリカが5年間で5億ドルの軍事援助を約束したことにもみられる。他方、マルコスにとって軍事援助は政権安定のために必要なものであったから、両者の利害は基本的に一致し、両者は相互依存の関係にあった。しかしこの関係を前提とするなら、基地協定に関しては、戒厳令以後、フィリピン側の交渉力が増大したと言えよう。

さて、経済面と軍事面で、アメリカとの関係を中心に対外関係をみてきたが、以上のことを、戒厳令体制を支える基盤という観点から整理し直しておく。一般に、戒厳令体制のような強権的支配を支える要因としては、外部からの持続的な資本の流入と、軍・警察からなる強力な国家装置の存在が決定的な重要性をもつ。直接投資や援助を通しての資本の流入は前者の面で、また、軍事援助は両方の面からマルコス戒厳令体制を支えるのに貢献してきた。戒厳令体制が外部からの資金援助に依存してきたことは対外面での国家の自律性を制限させてきた。経済面での相手国の多様化は、主に日本の急成長を意味したから、戒厳令以降、フィリピン経済は米・日依存型へと変質し始めたと言えよう。しかし、軍事援助についてはもちろん、経済面でも、直接投資、援助、対外債務を総合してみれば、ア

アメリカが支配的影響力を持ち続けてきたから、対米従属の構造から国家の自律が制限されるという関係は戒厳令以降も継続してきたと言えるのである。

(注)

(1) V.S.Capulong-Hallenberg Philippine Foreign Policy toward the U.S.1972-1980 : Reorientation ? Department Political Science, University of Stockholm, 1987.
pp.119-128.

第3節 階級構造の変動

はじめに

戒厳令体制はマルコスへの権力集中を軸に、軍部とテクノクラートによって支えられた体制であるといえる。マルコスへの権力集中は、従来の伝統的支配階級に対する国家の自律を増大させるとともに、同時に、政治面でも経済面でも国家権力が恣意的に利用される可能性を高めた。ここでは、マルコス、軍部、テクノクラートという国家装置がそれぞれどのような階級の利益を代弁したかについて、全体の構図を述べておく。

マルコスの権力基盤としては、まず、クローニーの台頭がある。クローニーとは、マルコスから事業資金や企業機会などを優先的に供与されたことを背景として、戒厳令下で急成長した企業集団を指す。クローニーは、伝統的なエリート層には属さず、また関係も薄いことから、新興の企業家集団という性格をもつ。マルコスは自身の権力基盤となる勢力に対しては様々な優遇措置を与えた。例えば、輸出主導型産業開発では、砂糖とココナツ産業でクローニーの存在が際立っていたのであり、それぞれで財を築いたエドアルド・コファンコとロベルト・ベネディクトはよく知られている。ミリバンドは、第三世界の国家権力が、国家権力を掌握しているもの自身やそれと関係が深い他のものの経済的目的の

ために利用される側面を強調したが、この関係はフィリピンではクローニーの台頭という面で強く顕在化したのである⁽¹⁾。ところで、マルコスへの権力集中は大統領令 (Presidential Decree) による立法制定権に象徴的にあらわれている。吉川の整理によれば、戒厳令布告から戒厳令解除までに1,770 の大統領令が発令されており、最初の4年半では1,100、平均3日に2つという多さであった⁽²⁾。

戒厳令下の軍部の成長と特権化⁽³⁾がマルコスから様々な優遇措置をうけたことによって生じた点は、クローニーと同様の論理から説明できよう。しかし、軍部の場合にはマルコスと同様にアメリカとの関係も強かったのに対し、クローニーの場合には成長が全面的にマルコスに依存してきたという相違がある。国家装置としての軍部の役割は多岐にわたったが、基本的には戒厳令体制を支えることでマルコスとアメリカの利益を擁護する役割を担った。国家装置のもう1つの核であるテクノクラートは、既述したように、世銀の代理機関としての性格が強く、米政府や米資本を中心とする外国資本の意向を優先的に政策に反映しようとした存在であったと捉えられる。このため、テクノクラートを支える基盤としては、世銀やアメリカなど対外的なものが大きなウェイトを占めた。そして、アメリカは、軍事援助と経済援助に対する支配的役割を通して、マルコス体制を支持し続けた。

戒厳令体制下では、有効性の証明が支配の正当性として大きなウェイトを占めた。

「新社会」の実現は政権の安定を左右する大きな鍵であった。従って論理的には、マルコス戒厳令体制は自身の政権永続化を最大の目的とするなかで、クローニーとアメリカの利益を優先させつつ、広く国民の要求にも応えようとする体制であった。後述するように、マルコス戒厳令体制の有効性は70年代中頃までは比較的高かったが、それ以降有効性は低

下する。すなわち、国民の犠牲の上に、クローニーとアメリカの利益に奉仕するための国家権力、また、軍とテクノクラート自身のための国家権力という性格が顕在化するようになる。

これらの支配的グループは一枚岩であったわけではない。開発政策をめぐって、マルコス、クローニーとアメリカ、テクノクラートとの間に利害の対立もみられた。しかし、個々の対立関係を含みながらも、これらの支配グループは基本的な利害で一致、統合しており、このことがマルコス戒嚴令体制の長期化を可能にした。また、それぞれの国家装置の権力基盤は、マルコスとアメリカのいずれかに関係するものに限定されており、この意味で国家の権力基盤は狭く限定されたものであった。以下、この節では、輸出指向型産業開発と農村開発が階級構造に与えた変動をみていく。

(注)

(1) R.Miliband Marxism and Politics Oxford University Press, 1977. (ラルフ・ミリバンド『マルクス主義政治学入門』北西允／田口富久治／網井幸裕子訳 青木書店 1979年 157 ページから161 ページ)

(2) 吉川洋子「マルコス戒嚴令体制の成立と崩壊」(河野健二編『近代革命とアジア』名古屋大学出版会 1987年 87ページから88ページ)

(3) 軍部の成長と特権化については次節で扱う。

第1項 輸出指向型産業開発と階級変動

まず、最初に、熟練労働者、未熟連労働者、農業労働者の実質賃金指数の推移をみておきたい。表9は、1972年を100とした場合の実質賃金の推移を1960年から1986年まで示したものである。戒厳令前の1970年と戒厳令が解除された81年の比較で言えば、熟練労働者の実質賃金は114.4から68.4に減少、未熟連労働者のそれは111.6から71.3に減少、そして農業労働者のそれは102から90に減少している。いずれも減少しているだけでなく、その減少率もかなり大きいことがわかる。実質賃金の低下はフィリピンで貧困化が進んだことを示しているが、他方で、戒厳令下の開発戦略は、新たな特権層を輩出した。以下、この経過について、開発戦略の主要な側面を取り上げ検討する。

輸出指向型産業開発の柱として最も重視されたのは労働集約的な輸出指向工業化であった。国内市場を基盤とする輸入代替工業化に対し、輸出指向工業化は経済の開放に基づく外向きの政策である。それは外国資本の積極的な導入を図り、外国市場への依存を高める点で、国際分業体制に深く組み込まれることを意味する。そして、国際的競争力を高めるための最も重要な条件が低賃金労働力の確保である。輸出指向工業化の特徴について、フランクは、それが労働者に対する「超搾取」(Super Exploitation)に基づくものであることを強調している⁽¹⁾。超搾取とは、非常に苛酷な労働を強要し、労働力の再生産それ自体を困難にするような搾取の形態を指す。フランクは、労働の強度、労働条件、賃金の3つを基準にして、輸出指向工業化の搾取の問題を輸入代替工業化のそれと対比させな

表9 フィリピンの実質賃金指数の推移

(1960年～1986年)

(1972年=100)

	熟練労働者	未熟練労働者	農業労働者
1960	133.4	107.9	144
1965	115.2	102.7	127
1970	114.4	111.6	102
1975	72.7	72.9	107
1980	63.7	60.7	92
1981	68.4	65.4	90
1982	76.8	71.3	97
1983	87.1	72.6	104
1984	69.5	75.1	89
1985	66.6	67.1	89
1986	60.3	67.2	98

出典 World Bank Philippines : The Poverty Challenge in the Philippines

May 19, 1988. Table 3.7. p.8.

がら検討している。フランクによれば、輸入代替工業化の場合は国内市場を基盤にしているから、国家はある程度の購買力を保証するような所得分配政策を行なわなければならない。しかし、輸出指向工業化の場合には市場が外部であるから、国内市場は企業にとって主要な関心事ではない。このため、生産コスト低減のために、企業は出来るかぎりの賃金の切り下げ、搾取の強化を行なうのである。また、その場合、国家は企業の要請に応える種々の社会的条件をつくりだし、企業の超搾取を支える役割を担う。

ところで、低賃金政策が輸出指向工業化の不可欠の条件であることは確かだとしても、この工業化の成否や階級構造の変動に与えた影響を考える場合、国ごとの社会的、歴史的条件を視野に入れることが当然ながら必要である。輸出指向工業化は、1960年代と70年代に、第三世界諸国で広く採用された開発戦略であったが、そのなかには、韓国、台湾、シンガポールなど、経済成長とともに所得分配の平等化の面で、かなりの成功を取めたといわれる国がある。しかしそれらの国の成功は輸出指向工業化という開発戦略の一般的成功を意味しているわけではない。

輸出指向工業化の成長を図るためにいくつかの輸出加工区 (Export Processing Zone) が設置されたが、その状況からは、低廉な労働力を利用して外国資本が利益を享受したことがわかる。戒厳令布告直後にはバターンで、70年代後半にはマクタンとバギオで輸出加工区が開設された。ペリヨの整理によれば⁽²⁾、1980年までにバターン輸出加工区は大部分が外資系の57の企業を誘致し、雇用人数は約26,000人であった。バターン輸出加工区には外資系企業を誘致するための様々な措置が与えられた。そのなかには、100%外人所有企業の許可、マニラ首都圏におけるよりも低い最低賃金法制定の許可、企業に対する税制

面での様々な優先措置などがあった。輸出指向の製造業は基幹産業であるという理由からストライキも禁止された。また、労働力の圧倒的多数は若年の女子労働者であった。労働内容の大半は組み立て作業であったが、若年女子労働者は、この面での生産性が高く、賃金が安く、しかも従順であるという点で企業が要求する条件をみたす存在であった。パターン輸出加工区では、1982年で労働力全体の75%が女子労働者であり、そのうちの2/3が15才から22才までの年齢であった。輸出加工区での搾取率をみる1つの基準として、上述した3つの輸出加工区について、一人当たり労働者の年間生産高と年間賃金の比較に関する試算がある。それによると（1981年）、パターンでは、労働者一人当たりの年間生産高が7,744ドルであるのに対し、賃金は1,173ドルで、賃金の生産高に占める割合は15%であった。以下同様に、マクタンでは、生産高10,614ドル、賃金1,265で、割合は12%、バギオでは、生産高71,834ドル、賃金222ドルで、割合は0.3%という低さであった⁽³⁾。全体的に、輸出加工区での高い搾取率が推察される。

輸出加工区をはじめとする輸出指向製造業の労働条件については、低賃金、劣悪な労働環境と生活環境、長時間労働などの点から実態が報告されている⁽⁴⁾。この点は別にして、階級構造に与えた影響という点からみれば、輸出指向工業化は主に3つの面で階級構造の変動を促した。第1は、製造業部門で女子労働者の雇用が急増したことである。特に、輸出指向工業化の核となった衣料と電子部門では女子労働者の雇用が急増した。第2は、輸出向け製造活動を営む外資系企業が増大したことである。そして第3に、輸出指向工業化に伴い新しい民族資本家が成長したことであるが、スノーは、これを「下請けブルジョアジー」(Subcontract Bourgeoisie)という用語で表現している⁽⁵⁾。スノーによれば

、下請けブルジョアジーとは、親企業との間に下請けの契約を結び、それに基づいて輸出向けの製造活動を営む現地企業家のことである。スノーは、70年代の輸出向け製造業に対する外資直接投資の状況を衣料と電子部門を中心に検討し、外資の役割には大きなものがあったが、国際的な下請け制度が直接投資に代わる形態として重要性を帯びるようになったこと、そしてその結果として、輸出指向工業化が輸出向け製造活動を行なうフィリピン人企業家の成長を大きく促してきたことを指摘している。それによると、衣料部門と電子部門いずれの部門でもほぼ50%の生産がフィリピン人所有の企業によるものであった。これらの下請けブルジョアジーは、外資に依存しない点では自律性をもつ。しかし、衣料や電子製品をはじめとする非伝統的輸出品の多くがアメリカの市場に過度に依存してきたことを想起すれば理解されるように、彼らは、その成長がアメリカ市場に過度に依存してきた点で、従属的、買弁的性格をもつブルジョアジーである。またこれらの大半は大企業によって占められ、輸出向け製造活動を営む中小企業は僅かであった。スノーは、輸出指向工業化は従属の形態を変えたが、本質的な点では対米従属の関係を变えていないと捉え、輸出指向工業化による新しい従属関係に着目した。ただし、労働集約的な輸出指向工業化から最も高い利益を得たのは外資系企業であることは強調しておく必要がある。1978年の輸出企業上位100社のなかの関連企業をみても、レヴィ・ストラウス (Levi Strauss) やスタンフォード・マイクロシステム (Stanford Microsystem) など外資系企業が上位を占めており、この部門での優勢が理解できる。しかしいずれにしろ、外資と下請けブルジョアジーは製造業労働者の低賃金利用で利潤を得るという点で共通性をもつ⁽⁶⁾。

ところで、輸出指向工業化は当初喧伝されたような経済的成功を取めることが出来なか

った。ペリヨはこの原因を、労働者側からの抵抗の増大、戦略そのものに内在している諸矛盾、戦略の成功に必要な外的条件－輸出市場の継続的拡大－の解消の3点から捉えている⁽⁷⁾。戦略そのものに内在している矛盾に関して、例えば、外貨の獲得という点ではほとんど逆の効果が生まれた。というのは、輸出による外貨獲得額が増大する一方で、輸出指向工業化に要する原料、中間財、資本財の輸入も増加したし、また、輸出指向工業化関連のインフラ部門の建設資金も多くが借款によって賄われたからである。このため、工業化が進めばそれだけ対外債務が増加するという構造がみられた。雇用創出効果という点でも、輸出の拡大に伴う製造業部門での直接の雇用創出効果だけをみて、それを判断することは出来ない。1978年で非伝統的工業製品の輸出部門は約33万の労働者を雇用しており、これは製造業雇用全体のほぼ20%を占めた。しかし問題は、輸出指向工業化の低賃金政策が労働者全体の賃金水準を押し下げたことによって、失業人口と潜在失業人口がむしろ増大したことである。また、外国市場に依存する輸出指向工業化は、輸出指向型農業と同様、先進諸国の景気や意向に大きく左右される。70年代末からの先進諸国の景気後退と保護主義の高まりによって、フィリピンの輸出指向工業化の成長は鈍化し、製造業輸出部門の雇用吸収力は減少し始め、全体の失業率も増加し始めたのである⁽⁸⁾。

さて次に、輸出指向型産業開発のもう1つの側面である農業関連部門についてみよう。農業関連部門はココナツや砂糖など伝統的に最重要産業であったものと、バナナ産業を代表的な例として、戒厳令以後急成長したものに大別される。戒厳令以後の農業関連部門の動向をみると、一方で外資系アグリビジネスの支配力が強まった部門があり、他方で、クローニーといわれるマルコスの盟友達の企業集団の支配力が強まった部門があった。

輸出指向型農業部門に対する外資系アグリビジネスの進出は、低賃金労働力、廉価な土地、税制面を中心に相手国政府より供与される様々な優遇措置の獲得を条件になされる。外資系アグリビジネスはこれらの条件を利用して利潤率が高い先進諸国向けの食料を生産するが、大企業ほど生産から販売までの過程を一括して支配する傾向が強く、現地社会に対する経済的利益の還元は乏しい。外資系アグリビジネスを軸とした輸出指向型農業に内在する問題点はバナナ産業に最も典型的にあらわれたと言える。戒厳令下、バナナ産業は、米系資本と日系資本の主導のもとに急成長をみた。しかしバナナ産業の動向は、急成長のなかでもバナナ産業を底辺で支えてきた農業労働者の生活は改善されず、むしろ富の偏在化が進行してきたこと、外国市場が飽和状態になり成長が危機に直面した時には経済的負担がなによりも最底辺の農業労働者に転嫁されたことを示している⁽⁹⁾。

ココナツ産業と砂糖産業ではクローニーとマルコスの支配力が強まるという新しい展開がみられた。この2つの産業はともにフィリピンの産業のなかで最も重要な輸出産業を構成してきた。1972年の数値で見ると、ココナツ製品と砂糖製品の総輸出額に占める割合はともに約20%であった(表4)。1960年ではココナツが約35%、砂糖が約23%、また1980年ではココナツが14%、砂糖が10%であったので、その重要性は相対的な意味では低下してきたと言えるが、しかし依然として最重要の産業であることに変わりはない。それだけに、この2つの産業がクローニーの支配下に置かれるようになったことは、階級構造という点でも大きな意味をもった。この過程をココナツ産業を中心に述べる。

1976年でフィリピンのココナツ製品生産量は世界全体の82%を占めた。生産の86%が輸出され国内消費は14%であった。1978年でココナツ農場の総面積は全農地面積の約25

%を占めた。ココナツ産業に直接間接に従事するものは労働力全体の1/4から1/3を占めた。また、輸出企業上位10社のうちココナツ関連企業は5社であった(78年)。ココナツ産業は1970年代に入って新しい展開を示したが、経済面での特徴は関連する次の2つに大別されよう。1つは、ココナツ製品のなかで、従来のコプラに代わってココナツオイルが最も重要なものとなったことである。ココナツ製品の輸出の内訳をみると、コプラは1969年で全体の63.2%を占めたが、70年には38.3%、80年には5.8%と減少した。これに対し、ココナツオイルは69年31.3%、70年45.9%、80年69.9%と増大した。もう1つの特徴は、ココナツオイル分野に対する政府の輸出奨励策が主たる誘因となって、70年代にココナツオイル工業への資本投資が急増したことである。伝統的にココナツ産業では外資の力が強かったが、70代にはフィリピン人企業家の投資が急増した⁽¹⁰⁾。

さて、ココナツ産業におけるクローニーの台頭は、ココナツ産業の国家による統合化の過程として捉えられる。国家による統合化とは、ココナツ関連企業を接収し、生産調整と輸出統制を中心にしてココナツ産業全体を統括するための単一独占機関をつくることであった。ココナツ産業の統合化⁽¹¹⁾には、ココナツオイルの世界市場に対する交渉力の増大とココナツ農民の所得向上という目的が与えられていた。そして従来ココナツ産業は外資系企業の支配力が強かった部門であるから、国家による統合化はココナツ産業のフィリピン化、民族化という側面も含んでいた。1965年のココナツ産業主要20社のうち、米系企業9社、華僑系企業7社、英系企業1社で、フィリピン企業は1社であった⁽¹²⁾。すべての外国企業が接収されたわけではないが、接収されなかったのは華僑系の比較的小規模の企業など重要度が低かったもので、その他の有力企業はすべて接収されたのである。

ココナツ産業の統合化は、いくつかの点で当初の目的や期待とは異なる結果をもたらした。階級構造の変動の観点から最も重要なのは、コファンコやエンリレ（当時国防相）といったマルコスと関係の深い人物が、ココナツ産業統合化事業のなかでマルコスより中心的役割を与えられ、これによりクローニーのココナツ産業に対する支配力が強まったことである。このことは、第1に、伝統的な地主層の経済、政治力を弱めた。そもそも、ココナツ産業統合化の財政的基盤となったココナツ農民に対する賦課金の徴収は71年に法令化されたものだが、この背景には地主層によって構成されるココナツ生産者連盟（Philippine Coconut Producers Federation-COCOPED）の強い意向があった。ココナツ産業を統制するための独占機関であるココナツ農民銀行（UCPB）とココナツオイル企業（UNICOM）のなかでココナツ生産者連盟は中心的地位を占め続けた。しかしそれ以上に、両機関はコファンコとエンリレの支配下に置かれるようになった。コファンコはココナツ農民銀行の最大の個人株主として、社長として、そして経営を委託された人物として支配力を確立し、ココナツオイル企業でも社長職に就いた。エンリレは、両機関の会長職に就任した。また、彼らと関係の深い人物が両機関の要職を占めた。これらクローニーの台頭によって、ココナツ生産者連盟の両機関に対する影響力は弱まったのである⁽¹³⁾。また、70年代にココナツオイル工業に投資し始めたフィリピン人企業家の多くも国家による統合化から利潤を得ることはなかった。第2に、クローニーを中心とする統合化はココナツ農民に対する搾取度を高めた。ココナツ農民に対する賦課金の徴収率は増大し、農民の負担を高めた。また、ココナツ農民銀行とココナツオイル企業の独占体制の下でコプラ買い上げ価格が切り下げられたことも農民の生活を直撃した⁽¹⁴⁾。第3に、統合化による外国企業の接取は対

外的な面での国家の自律という点でどのような意味をもったのか。森澤が指摘するように⁽¹⁵⁾、外資系企業の接収は話し合いや十分な保証を与えて行なわれたもので、外資に対する国家の強い自律性が発揮されたわけではない。この面では全体的に投資や援助への依存が強い戒厳令体制の性格が反映されていると言えよう。統合化のインパクトは、対外面よりも国内でより大きなものであった。しかし、外資系企業を撤退させ、マルコスがクローニーの存在を通してココナツ産業に対する支配力を強めたことの政治的重要性は、それが最も重要な輸出産業であっただけに強調されねばならない。ココナツ産業に対するクローニー支配は、経済の合理性や効率性を追求するテクノクラートの近代的価値観とも相反するものであった。従って、ココナツ産業の統合化は、開発政策に対するマルコスの政治力の大きさを示す現象であったと捉えられる。ハウズは、ココナツ産業の統合化を通して、マルコスが2つの目的を実現させたことを指摘している。1つは、従来、政治に対して大きな影響力を行使してきた地主層の政治力を弱めたことである。もう1つは、ココナツ産業によって得られる利潤の一部を自分やクローニーが優先的に専有し、それを政権の財政基盤や個人的目的のために利用する体制をつくりだしたことである⁽¹⁶⁾。そして、この2つを実現する過程において、部分的ではあるが外資に対する交渉力が発揮されたことも否定できない。議会と政党の禁止が伝統的な地主や輸出業者の権力を弱める第1の方法であったとすれば、輸出産業においては、輸出を統制する独占体制をつくり、それをマルコスと関係の深い人物の管理下に置くことは第2の方法であった。そしてこの方法はもう1つの重要産業である砂糖産業でも行なわれた。

砂糖産業では、1974年から始められた再編事業のなかで、ベネディクトが中心的役割を

与えられ、フィリピン砂糖委員会 (Philippine Sugar Commission) の長として、砂糖の生産と販売に独占的な支配力を確立した。ココナツ産業との対比でいくつかの特徴を述べると、第1に、砂糖産業の伝統的エリートの1つであったロペス家の経済、政治力がマルコスの強権的方法によって奪われたことがある⁽¹⁷⁾。砂糖産業に関して、マルコスの政敵となりうる有力者を強権的に弾圧する方法が、政権永続化のための直接の方法として用いられた。第2に、70年代の砂糖産業は砂糖の国際価格の暴落を主因として全般に不況であり、砂糖産業に対する新規資本投資も停滞した。砂糖産業の独占化はこうした状況下で行なわれた。第3に、砂糖産業の独占体制は、ココナツ産業と同様の結果をもたらした。つまり、それはマルコス体制の新しい財政基盤を提供すると同時に、伝統的エリート層の経済、政治力を弱めた⁽¹⁸⁾。砂糖産業の独占体制は伝統的エリート層の不満を高めたが、議会と政党活動が禁止され、マスメディアがマルコスの支配下に置かれた状況では、有効な政治手段もなかった。一方、砂糖労働者の状態について、フィリピンの砂糖の約6割を生産するネグロス島の状況をみると、プランテーション (アシエンダ) の下での労働者の状態が半封建的と性格づけられるものであり、生活の多くの面で農園主への依存が強いこと、また、最低賃金さえ支払われないことがしばしばあるなかで極端な低賃金労働が課されていることが理解される⁽¹⁹⁾。また、砂糖の国際競争力を高めるために生産の機械化が進められたが、このことは失業問題を悪化させてきた。長年砂糖生産に特化してきたネグロス島では他の代替的な職業を見い出すことは困難であるし、労働者は他の土地で新たな職業に従事するための資本や技術をほとんどもっていないからである。

本項では、輸出指向型産業開発の実態と問題点について言及した。労働集約的な輸出指

向型工業化は、フィリピン経済を新しい従属関係のなかで国際分業体制に組み入れるものであり、特に外資系企業が多く利益を得た。輸出指向型農業部門では、ココナツと砂糖の輸出産業がマルコスとクローニーの支配下に置かれたことが大きな特徴であった。この点に関して留意しておくべき点は、マルコスとクローニーによる独占的支配は、大土地所有制と一次産品の輸出経済によって特徴づけられる半封建的構造を変更するものではなかったことである。独占体制は伝統的な支配層に代わる新たな支配層を生み出した。したがって、この農業部門では、一方での特権層の成長の陰で、プランテーション労働者や季節労働者に対する低賃金労働の強要、土地なし農民の増加、失業問題の深刻化といった農村の貧困化が進行したのである。

(注)

(1) Ander Gunder Frank Crisis : in the Third World Holmes & Meier Publishers, New York, London 1981. Chapter 5.

(2) Walden Bello, David Kinley, Elaine Elinson Development Debacle : The World Bank in the Philippines Institute Food and Development Policy, Philippine Solidarity Network (ワルデン・ベリヨ著『フィリピンの挫折 世銀・IMFの開発政策とフィリピン』鶴見宗之介訳 三一書房 1985年 242 ページから252 ページ)

(3) IBON Facts & Figures 109. 28, February 1983. p.4.

(4) ベリヨの同上訳書やIBON Facts & Figures 109.などを参照。

(5) Robert T. Snow " Export-Oriented Industrialization, The International

Division of Labor, and The Rise of the Subcontract Bourgeoisie in the Philippines " in The Philippine Economy and the United States Edited by Norman G.Owen, Ann Arbor, The University of Michigan, Center for South and Southeast Asian Studies, Michigan Papers on South and Southeast Asia No.22.1983.

(6) Business Day Vol.1, 1977. " Philippine Largest Exporters " pp.8-17.

(7) ベリヨ 前掲訳書 265 ページから271 ページ

(8) 輸出指向型工業化の問題点については、次のものも参照。

Rene E.Ofreneo " Contradictions in Export-led Industrialization : The Philippine Experience " Journal of Contemporary Asia Vol.14, No.4. 1984.

(9) Randolph David " Transnational Corporation and the Philippine Banana Export Industry " Third World Studies Center, University of the Philippines, 1983.

(10) 以上の事情については、次のもの参照。

森澤恵子 「フィリピンにおける農業関連工業の展開 - 70年代におけるココナッツオイル工業の新展開 -」 (『季刊経済研究』第6巻第3号 1983年 31ページから35ページ)

(11) 統合化の概略は以下の通りである。マルコスはいくつかの大統領令 (Presidential Decree) によってココナッツ産業の統合化を進めたが、まず、73年6月にフィリピン・ココナッツ管理庁 (Philippine Coconut Authority-PCA) が設置され、ココナッツ産業に関する権限が集中化された。同時8月には、同年ココナッツ農民に対する賦課金であるフィリピン消費者安定基金 (Coconut Consumer Stabilization Fund-CCSF) の徴収が始められた。この賦課金は、当初一時的な性格のものでされたが、74年11月より恒久的なものに変

わっている。75年 7月にはCCSFのフィリピン消費者安定基金の賦課金をもとにココナツ農民銀行 (United Coconut Planters Bank-UCPB) が設置され、79年 1月には77年に設立されていたココナツオイル企業 (United Coconut Oil Mills-UNICOM) がココナツ農民銀行の投資のもとに新たに改組された。ココナツ農民銀行とココナツオイル企業はココナツ関連企業の接収を行なった主体であった。接収されたのは、外資系、民族系を問わず、ココナツオイル工業関連の企業である。70年代に入ってからこの分野に投資した企業も操業間もなく接収されることとなった。接収は79年に急テンポで進められ、同年のうちにはココナツ農民銀行とココナツオイル企業を頂点とする独占体制がつくられたのである。以上の経過については、次のもの参照。森澤同上論文 35ページから42ページ

Gary Hawes The Philippine State and the Marcos Regime-The Politics of Export
Cornell University Press, Ithaca and London, 1987. pp.68-76. Appendix II (p.168)

(12) G.Hawes Ibid. Table 2.1. p.64.

(13) G.Hawes Ibid. pp.68-76.

(14) 森澤 前掲論文 49ページから52ページ

(15) 森澤 同上 41ページと53ページ

(16) G.Hawes op.cit. p.82.

(17) フェルナンド・ロペスは戒厳令前のマルコス政権で二期副大統領をつとめた人物である。ロペス家は伝統的に有力な財閥であったが、政治的な対立から、マルコスの強権的弾圧の対象となった。1975年までにロペス家が所有していた企業はマルコスに接収されている。

(18) G.Haves op.cit. pp.93-98.

(19) International Commision of Jurists The Philippine : Human Rights after Martial Law Geneve, Swizterland 1984. pp.96-100.

第2項 農村開発

農村開発が経済開発の柱として重視されたことには2つの大きな理由があった。1つは、大土地所有制を解体し、マルコスへの権力集中の障害となるようなエリート層の経済、政治力を弱めることである。もう1つは、小農民の生産性と所得の向上であり、またそれによって農村社会の安定化をはかることである。後者は戒厳令体制の有効性に直接関わる問題であるが、そのための主要な政策として、農地改革、マサガナ99計画 (Masagana 99 Program)、大規模なかんがいプロジェクトの実施があった。マルコスは農地改革の成否が「新社会」実現を規定する大きな要因であることを強調した。戒厳令布告直後の1972年9月大統領法令第2号 (Presidential Decree No.2) が、次いで10月大統領法令第27号が布告され、農地改革の実施が宣言された。農地改革の内容は対象が米・とうもろこしを主作物とする私有地の小作農に限定されるなど不十分な面もあったが、小作農の自作農への即時転換を図っている点で以前のものに比べて前進した内容をもっていた。農地改革と並行して実施されたマサガナ99計画 (1973年5月発足) は、稲作農民に高収量品種の採用とそれに伴う化学肥料、農薬、資材など農業用投入財を一括して使用することを義務づけ、必要な資金を低利、無担保で貸し付ける政府信用計画であり、農民全体の所得向上と農地改革の円滑な実施を目的としていた。かんがいプロジェクトは世銀からの融資を主な資金源として実施されたが、それは高収量品種に代表されるような革新技術の生産性増大に対する効果をあげるためや、気候条件に左右されやすい農地を安定化させるということである。

、最も重要な投資事業の1つとされたのである。1973年から1981年まで世銀はフィリピンへの総援助額の40%にあたる約40億ドルを農村開発に対して融資しているが、これは世銀の農村開発重視の姿勢をあらわしている。世銀の農村開発重視の姿勢は第三世界全体において1970年代以降強まったものである。世銀によれば、農業生産性の増大は、工業製品に対する国内需要を高める、工業労働者には低廉な食料を、農産物加工工業には低廉な原料を供給する、工業化に必要な資本財、中間財を輸入するための外貨を稼ぐ、小都市や農村地域において労働集約的な中小規模の工業化を促進する、農村社会の安定化を促進する、といったいくつかの理由から重要なのである⁽¹⁾。

さて、農村開発の重要性は小農民の生産性や所得の向上を最大の目的として喧伝されたものであるが、農村社会の変容についてのいくつかの研究は、農村開発の実施がむしろ農村の貧困化につながったことを明らかにしている。その原因の主なものは3つに大別される。

第1に、農地改革に対する地主の抵抗があった。これはさらに2つに大別して整理できる。(1)制度面では、当初、地主の保有限度は法令では認められていなかったが、地主の抵抗によって、1975年には24ヘクタール以下の小作地所有者に限り7ヘクタールの保有限度が認められ、農地改革の対象から除外された。この措置により、全国の米・とうもろこしの作付け面積の約47%、小作農数の57%、地主数の90%が農地改革の対象から除外され、農地改革の適用範囲は著しく縮小されたのである⁽²⁾。(2)移転される農地の価格は地主と小作農の交渉によって決まるが、小作農の立場が伝統的に弱かったこと、農地改革に対する地主の抵抗が頑強であったため、地価は割高に決まることが多かった。このこ

とは、小農民の経済を圧迫すると同時に、農地改革の進展を遅らせた。

第2に、農地改革を推進するための財源と役人が恒常的に不足していたという政府の制度面での問題があった。この制約要因は地主と小作農の交渉を地主側に有利にさせる原因ともなった⁽³⁾。また、小作農の共通の利益を守るべき農民組合の自主的な結成は禁止されていた。大統領法令は農地改革受益農民に対して村落組合(SN)への加入を義務づけていたが、これは政府の強い圧力によって農民の貯蓄を強要する性格が強く、農民の共通の利益を守るものではなかった。以上の2つが主因となって農地改革の達成度は目標とされたものをはるかに下回った。1983年6月の段階で、移転される土地の支払いが決定した数の目標数に占める割合は、地主数で23.8%、小作農数で34.7%、作付け面積で28.7%ときわめて低いものであった⁽⁴⁾。

第3に、農地改革とマサガナ99計画の並行的実施が農民の経済的負担を増大させたという問題があった。マサガナ99計画による革新技術と農業用投入財の普及は農民経営における生産費の支出を増大させた。むろん、生産費の増大はそれを上回る収入が生産性の増大によって得られる場合には問題とはならない。しかし実際には、農業生産性の増大による増収は期待されたほどではなかった。その主な理由は、農業用投入財の価格が企業の寡占体制の下で急騰する傾向が強かったのに対し国内米価は低くおさえられたこと、化学肥料、農薬の大量使用が自然界の生態学的均衡を崩し逆に地力を低下させたことや新品種が自然災害を受けやすかったことなど、高収量品種の普及が生産性に対してマイナスの効果を及ぼすことがあったからである⁽⁵⁾。高収量品種の潜在的生産力を実現させることに貢献すると考えられたかんがい施設について言えば、かんがい用水使用料の値上げによって資

金力に乏しい小作農の経済的負担が増大したこと、かんがい施設利用によって生産性が増大した場合でも農業用投入財の価格の上昇がそれによる利益を損ねることが多かったのである。生産費の増大や病虫害、自然災害などの被害が零細農民に対して直接の打撃になることは明白である。以上のような理由から、資金力に恵まれた少数の農民は別として、多くの貧困な小作農は経済状態を悪化させた。世銀の統計によれば、米作農家の実質所得は1976年から79年までの間に50%も低下したのである⁽⁶⁾。

これに対し、農村開発計画の実施によって、アグリビジネス特に外資系のアグリビジネスは多大な利益を得た。というのは、マサガナ99計画とかんがいプロジェクトは近代的農法のもとで生産性の増大を意図したものであったが、このことは必然的に、化学肥料、農薬、トラクター、脱穀機、農業用機械が消費する燃料など、農業用投入財に対する国内需要を高めた。そしてこれら農業用投入財の大部分は外資系アグリビジネスの支配下にあったからである。換言すれば、農村開発計画は農村社会を外国資本のための新たな市場に組み入れたのである⁽⁷⁾。なお、外国資本の支配力が強い状況では、橋や道路の建設といったプロジェクトによる交通網の整備も、それが従来比較的孤立した立場にあった社会を外国資本の市場に組み入れるという点で、外国資本を利するものであることに留意しておく必要がある。

農村開発の成果が十分でなかったことは戒嚴令体制の有効性を低下させる大きな原因となったが、特に農地改革の実施が不徹底であった原因を、戒嚴令体制の政治的性格という点に関連づけてみておくことは必要であろう。伝統的地主階級の経済、政治力を弱めるという目的と、有効性の証明として農民の所得の向上をはかるという目的を比べた場合、マ

マルコス独裁体制の樹立のための直接の基盤となるのは前者である。農地改革は前者の目的に関しては一定の成果を取めた。また、1976年の憲法改正によってマルコスは戒厳令下はもとより、戒厳令以後も引き続き立法権を含む独裁的な権力を行使する保証を得た⁽⁸⁾。マルコス独裁体制の事実上の完成は、有効性の証明として農地改革を断行する意欲を減退させた主たる要因と考えられる。そして述べたように、地主の強い抵抗があった。地主のなかの多数を占める小地主の利害に根底から対立する政策を断行することは、むしろ政権の基盤を危うくする危険性があった。農地改革を強権的な方法も辞さない形で断行しなかったのは、農民の生活向上という目的がマルコス体制の永続化に比べれば二次的なものであったことを反映したものである。

(注)

(1) World Bank World Development Report 1979 Oxford University Press, 1979.

(2) 滝川勉「マルコス政権下における農地改革の展開と緑の革命」(『アジア経済』XXV-5・6 1984年 5月、6月 152 ページから153 ページ)

(3) 滝川 同上論文 159 ページから161 ページ

(4) 滝川 同上論文 155 ページ

(5) 農村開発の実態について、以下の論文を参照。滝川勉「戒厳令下フィリピンにおける農地改革の実態と農民」(滝川勉編『東南アジア農村社会構造の変動』アジア経済研究所 1979年) 梅原弘光「フィリピン米作農村の構造変化—中部ルソンの1ハシエンダ・バリオの事例を中心として」(滝川勉編『東南アジア農村社会構造の変動』アジア経

済研究所 1979年)

(6) Walden Bello, David Kinley, Elaine Elinson Development Debacle : The World Bank in the Philippines Institute Food and Development Policy, Philippine Solidarity Network (ワルデン・ベリョ著『フィリピンの挫折 世銀・IMFの開発政策とフィリピン』鶴見宗之介訳 三一書房 1985年 第3章)

(7) Rene E. Ofreneo " Modernizing the Agricultural Sector " in Mortgaging the Future-The World Bank and IMF in the Philippines Edited by Vicencio R. Jose, Foundation for Nationalist Studies, 38 Panay Avenue, Quezon City, Philippines 1982.

(8) この側面については、第5節で述べる。

第3項 クローニーと外資

輸出指向型産業開発と農村開発によって、特にクローニーと外資系企業が利益を得てきたことをみたが、ここでは、クローニーと外資がフィリピン経済全体のなかで占めてきた地位を整理する。

まず、クローニーについてであるが、砂糖とココナツ産業を独占的支配下においたベネディクトとコファンコの他にも、クローニーは広範な経済部門で支配的な地位を確立してきた。よく知られている例としては、フィリピン建設・開発公社（CDCP）を通して建設部門を中心に財を築いたクエンカ、デルタ・モーターズ・コーポレーション（Delta Motors Corporation）を通してトヨタの自動車部品組み立てを中心に財を築いたシルベリオ、タバコのフィルター業界や原子力発電所建設を中心に財を築いたディシニ、そしてイメルダ・マルコスの実兄ベンハミンを中心に旧財閥のロペス家の財産を支配下においたロムアルデス家などがある⁽¹⁾。クローニーの大半は民間人であるが、これらクローニーの台頭は、もっぱらマルコスとの関係をもとに、政府から事業資金と企業機会を優先的に与えられたことに基づいていた。クローニーの一般的性格として、多角化戦略の性急な敢行、中心となる企業人は伝統と経験に欠ける新興の企業家であり近代的経営にも通暁していなかった、ワンマン経営への指向が強かったことなどが指摘されており⁽²⁾、企業家としての資質や能力は高いものではなかった。1977年から79年にかけてフィリピンの主要企業453社を対象に行なったドエトリイの調査からは、フィリピン経済全体に対するクローニーの支

配力が非常に強かったことが理解される⁽³⁾。ドエトリイの調査の目的は、戒厳令以後、フィリピン経済がクローニーと外資系企業にどの程度支配されるようになったかを明らかにすることであった。その主要な発見として、10の大手銀行グループがフィリピン経済全体に対して圧倒的な支配力を行使していたという事実があった。この10のグループは、それぞれアグリビジネス、建設部門、コミュニケーション、サービス部門と関連部門で数多くの企業と密接な関係をもっていた。例えば、最大大手のリサル・チャイナ銀行グループ(The Rizal-China Banking Group)は164の企業と密接な関係にあり、10の銀行のなかでは一番下位のフィリピン銀行公社(Philippine Banking Corporation-PBC)は38の企業と密接な関係をもっていた。そして特筆すべきは、この10の銀行グループを通して、僅か81家族というきわめて少数のものがフィリピン経済に対して圧倒的な支配力をもっていたことである。ドエトリイはこの81家族を3つのカテゴリーに分類している。それによると、第1のグループは、戒厳令以後急成長したクローニーで、コファンコやベネディクトをはじめ先に述べたものはすべてこのグループに属する。戒厳令以前からエリート層を構成していたもののうち、戒厳令体制下でもマルコスとの結びつきによって成長したグループが第2のグループを構成する。第3は、戒厳令以前のエリート層で、マルコスとの政治的な結びつきはないが、戒厳令下でもエリート層としての地位を保持し続けたグループである。広い意味で第1と第2のグループをクローニーとすれば、それは全体のほぼ2/3に達するから、クローニーの経済力の大きさが理解されるのである。

ドエトリイの調査結果からは、フィリピン経済に対する外資系企業の支配力の強さも同時に理解される。ドエトリイは10の大手銀行グループと関係が深い産業での外資系企業を

部門別に示し、その結果として次の点を指摘している⁽⁴⁾。それは、米企業と日本企業を中心に全体に外資系企業の支配力が強いことと、ほとんどの経済部門で経済の独占化が進行していたことである。それによれば、全体の98%の部門で、4つ以下の大手企業がそれぞれの部門の総売上高の35%以上を占めた。以上のことから、経済の独占下のもとでクローニーと外資系企業へ富が集中していることがわかる。ところで、クローニーと外資系企業との関係は、部分的な対立関係を含みながらも、全体として相互の関係を利用して利益をあげた点で基本的利害は一致していた。これは、代表的なクローニーが外資との協力関係で成長したことにも、大手銀行が外資系企業に資金融資をしてきたことにもあらわれている。

戒厳令体制が階級構造に与えた影響のもう1つの側面として、国内市場向け製造活動を営むフィリピン人企業家が戒厳令体制の開発政策から否定的な影響を受けたことがある。これは労働集約的な輸出指向工業化が推進されたことの結果である。この工業化は、ペソの切り下げ、労働者に対する低賃金政策、輸出指向の企業への援助、国内産業に対する保護主義的制度の解体を要求する点で、国内市場向けの企業と利害が対立する。フィリピンでは、世銀の要求に従い、1962年のデコントロール政策以来、経済の自由化政策が進められてきた。戒厳令体制下でも国内産業に対する保護主義的制度が解体されたわけではないが、しかし、輸出主導の政策が奨励されたことと、外資系企業の経済力の前に、現地製造業者は停滞を余儀なくされたのである⁽⁵⁾。

本節では、戒厳令体制下の階級構造の検討を行なった。戒厳令体制の下で、国家権力を利用し最も大きな利益を得た中心勢力は、クローニーと外国人企業家である。市場の面で

みれば、輸出指向の企業が戒厳令体制から利益を得たといえる。これらの層の特権化を促した戒厳令体制は、伝統的な支配階級による寡頭政治体制を打倒するうえで一定の役割を果たしたが、しかし一方で、労働者と農民の実質賃金を低下させ、新たな寡頭支配の下で社会的不平等を増大させるものであった。

(注)

(1) クローニーの概況については次のものを参照されたい。

Charles C. McDougald The Marcos File San Francisco Publishers, 1987. Chapter 20 and 21.

小池賢司「マルコスの盟友たちの財閥」(伊東編『発展途上国のビジネスリーダー』アジア経済研究所 1983年)

小池賢司「フィリピン—マルコス期の企業経営」(米川・小池編『発展途上国の企業経営』アジア経済研究所 1986年)

(2) 小池 同上論文参照。

(3) John F. Doherty "Who Controls the Philippine Economy : Some Need Not Try As Hard As Others " in Cronies and Enemies : The Current Philippine Scene Belinda A. Aquino Editor, Philippine Studies Occasional Paper, No.5. University of Hawaii, Honolulu, Hawaii August 1982. なお、この論文は調査結果の要約であり、細部について不明な点もある。

(4) J.F. Doherty Ibid. pp.22-27.

(5) Walden Bello, David Kinley, Elaine Elinson Development Debacle : The World Bank in the Philippines Institute Food and Development Policy, Philippine Solidarity Network (ワルデン・ベリョ著『フィリピンの挫折 世銀・IMFの開発政策とフィリピン』鶴見宗之介訳 三一書房 1985年 第5章)

また、1つの目安として、1982年の製造業売り上げ上位250社の内訳を示せば、外資系企業が167で全体の66.8%を占めており、製造業全体に対する外資の支配力の大きさが理解される。IBON Facts and Figures 140. June 1984. p.3.

*本節で言及したフィリピンのクローニーの名前の綴りは以下の通りである。

コファンコ (Eduardo Cojunco, Jr.)、ベネディクト (Robert Benedict)、クエンカ (Rodolfo Cuenca)、シルベリオ (Ricard Silverio)、ディシニ (Herminio Disini)、ロムアルデス家 (Romualdes Family)。

第4節 戒厳令下の軍事化と強権支配

第1項 軍部の肥大化

フィリピンでは、戒厳令下軍事化が進行した。軍事化とは、軍部のサイズと財政面における肥大化、軍部の役割拡張、そしてそれらを通して、社会の各方面に軍部の影響力が浸透していくことを意味している。

「新社会」を実現するという目的の下、軍部は政権運営のための重要な役割を担った。治安維持関連の役割は戒厳令以後一層重要なものとなり、また、開発事業に関連する役割も受け継がれた。この他、一般命令8号「フィリピン軍参謀総長に軍事裁判所を設置して軍人の事件その他事件を裁判する権限を与える」によって司法の分野へも進出することとなったし、行政関連分野への進出も顕著になったのである。

ヘルナンデスは、軍部がどの程度の政治的発言力をもっているかにもとづいて、政治における軍部のかかわりあい (Military Involvement in Politics) を3つのモデルに分類している。それは、政治的発言力が弱い順から、「影響」 (Influence)、「参加」 (Participation)、「統制」 (Control) であり、「統制」のモデルが妥当するのは軍事政権の場合である。ヘルナンデスによれば、フィリピンでは1946年から1972年までの間は軍部の発言力は弱く、「影響」のモデルが妥当し、戒厳令以後は「参加」のモデルへ移行し

た。この理由は、第1に、戒厳令以後軍事的領域はもとより非軍事的領域においても軍部の役割は大きく拡張し、この結果、文民領域と軍部の制度的な境界が不明確になるとともに、政権の維持、運営に対する軍部の重要性が高まったからである。そして第2に、従来、軍部を統制する力をもっていた議会、政党といった諸制度が廃止されたことである。この結果、戒厳令以後の文民統制とは、事実上、マルコス個人による軍部の統制を意味することとなったのである⁽¹⁾。

ここでは、軍部のサイズと財政面における肥大化について整理する。表10は1971年から1980年までの軍事支出の推移を、表11は同期間の兵力の推移を、それぞれ示したものである。軍事支出は、軍事支出の合計、国民一人当たりの軍事支出、国民総生産に占める軍事支出の割合、の3点からみた。それぞれの数値を1971年と1980年で比較すると、軍事支出の合計は、1971年1億3,500万ドル、1980年9億6,200万ドルで増加率612%、国民一人当たり軍事支出は、1971年3ドル、1980年20ドルで増加率567%、国民総生産に占める軍事支出の割合は1971年1.6%、1980年2.0%で増加率25%となっている。軍事支出が戒厳令以後急激に増加したことが理解されよう。

兵力の推移は、正規軍と非正規軍の2点からみた。兵力もまた急増したことが理解される。1971年から1980年までの間に、正規軍の兵力は34,600人から112,800人（増加率226%）に、非正規軍の兵力は23,500人から78,500人（増加率234%）に増加しており、この結果、軍部全体では、58,100人から190,800人（増加率228%）、すなわち約130,000もの兵力拡大をみたわけである。構成別では、陸軍の伸びが最も大きく、1971年から1980年までの間に兵力は17,600人から70,000人に増加している（増加率298%）。なお、このこ

表10 フィリピン軍 (Armed Forces of the Philippines-AFP) : 軍事支出の推移
(1971年 ~ 1980年)

	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980
合計 (100 万ドル)	135	136	172	312	407	410	680	793	753	962
国民一人当たり (ドル)	3	4	8	10	9	15	17	16	20	20
対比GNP	1.6	1.7	2.1	3.6	2.1	2.6	3.0	3.4	3.4	2.0

出典 P.N.Abinales Militarization in the Philippines

Third World Papers Series No.33. Third World Studies Center, University of the Philippines, September 1982. Table 1. p.10.

* 1971の数値は、The International Institute of Strategic Studies
The Military Balances 1971-1972 (Great Britain : IISS)による。

表11 フィリピン軍 : 兵力の推移 (1971年 ~ 1980年)

	合計 (人)	正規軍	陸軍	海軍	空軍	非正規軍	警察軍	民間郷土 防衛軍
1971	58,100	34,600	17,600	8,000	9,000	23,500	23,500	約400 部隊
1972	54,000	31,000	16,000	6,000	9,000	23,000	23,000	同上
1973	89,800	42,700	19,300	12,200	11,200	47,180	27,180	20,000
1974
1975	126,900	67,000	39,000	14,000	14,000	59,900	34,900	25,000
1976	138,000	78,000	45,000	17,000	16,000	60,000	35,000	25,000
1977	164,000	99,000	63,000	20,000	16,000	65,000	40,000	25,000
1978
1979	185,000	103,000	65,000	22,000	16,000	82,000
1980	190,800	112,800	70,000	26,000	16,800	78,500	43,500	35,000

出典 The International Institute of Strategic Studies

The Military Balance 1971-1972~1980-1981 (Great Britain : IISS)

* 1974年と1978年の全数値、1979年の警察軍と民間郷土防衛軍の数値は資料が入手できなかったもので不明。

とを反映して、戒厳令下で陸軍が警察軍に代わって軍部の主流となった。1980年の構成別比率を示すと、陸軍36.7%、海軍13.7%、空軍8.7%、警察軍23.0%、民間郷土防衛軍18.3%である。

(注)

(1) C.G.Hernandez The Extent of Civilian Control of the Military in the Philippines : 1946-1976 State University of New York, Unpublished ph.D Dissertation 1979. pp.182-190.

第2項 軍部の役割拡張

ここでは、軍部の肥大化の背景である、軍部の役割拡張の問題について検討する。

軍部がなによりも取り組まなければならなかった問題は政治的安定の確保であった。戒厳令布告にともない、政治的安定に関連して軍部が担った役割は、主に都市部で反マルコス運動を展開していた政治家、ジャーナリスト、学生、労働者らに対する強権的弾圧、犯罪の防止と統制、新人民軍とモロ民族解放戦線の武装勢力の鎮圧、の三つに大別することができる。このうち、軍部の役割拡張を促した主要な要因は、新人民軍とモロ民族解放戦線の武装闘争が戒厳令下で引き続き行なわれたことである。

新人民軍の活動は戒厳令布告の直接の根拠とされたものであるが、当時勢力は推定で1,000人前後であり大きなものではなかった。このため、軍部はルソンを中心に活動していた新人民軍に大きな打撃を与えることができ、新人民軍の活動は一時期停滞することになった。これに対し、ミンダナオにおけるモロ民族解放戦線の武力闘争は回教徒の大量虐殺などを引き金として、1973年から1974年にかけて一段と激しさを増し、軍部の多くはそれに対処しなければならなかった。軍部が新人民軍を壊滅させることができなかつた一因もこのことに存在する。1975年までにモロ民族解放戦線との戦闘において、約20,000人の政府軍の死者がでたといわれている。ただ、モロ民族解放戦線の活動はミンダナオに限定されていたため、マニラを基盤とするマルコス政権に対する脅威は自ら限定されていた。

1970年代後半においても武力闘争は続いた。モロ民族解放戦線は、1976年政府側と停戦

の合意をみたが、77年の本交渉では決裂、以後引き続き武力闘争が展開された。しかし、全般的にモロ民族解放戦線の活動は70年代から停滞し始めた。他方、新人民軍の活動は、一時的な後退期を経て、70年代後半から徐々に活発化しはじめた。表12は、1977年から1982年までの期間の政府軍と反乱軍との武力衝突の推移を示したものである。武力闘争の増加は1981年以降に顕著であるが、戒厳令下でも1977年245件、78年251件、79年268件、80年377件と増大したことが理解される。武力闘争を展開する反政府勢力の増大、それを鎮圧するための政府軍の軍事力増強、こうした構造的関連にもとづく軍事化は1970年代後半からより顕著になったのである。

さて、とりわけ新人民軍の活動や反政府運動の高揚といった構造的不安定要因は治安維持関連の軍部の役割を引き続き重要なものとさせてきた。ところで、反政府勢力増大の背景には、軍部による権力濫用と人権侵害という問題があった。軍部の人権侵害には、軍部の規律の乱れと、戒厳令下の軍事費の膨張にもかかわらず、全体として軍の資財は不足しており、下級兵士もまた経済的困窮に直面していたことも関係している。このため、軍人の特権を利用して民衆の資産を巻き上げるよう行為も頻繁にみられた⁽¹⁾。農村部においては、フィリピン軍による新人民軍の掃討作戦の展開過程で人権侵害が顕在化した。なかでも、新人民軍の兵士あるいは支持者と疑われたものに対する人権侵害は大きな社会問題であった。軍事化についてのいくつかの報告書は、フィリピン軍による脅し、虐待、拷問、殺害などが数多く行なわれたことを報告している⁽²⁾。これらは、フィリピン軍に対する反感と新人民軍への支持を促す要因であったが、新人民軍の勢力拡大につれてフィリピン軍による人権侵害はさらに激化する傾向があった。組織的にみるなら、民間郷土防衛隊

表12 政府軍と反乱軍の武力衝突 (1977年～1982年)

	1977	1978	1979	1980	1981	1982
新人民軍	70	67	106	83	252	362
モロ民族解放戦線	38	32	34	76	117	81
* 断定できないもの	137	152	128	218	319	409
合計	245	251	268	377	688	852

* 第三番目のカテゴリーである「断定できないもの」は實際上、新人民軍とモロ民族解放戦線のいずれかと考えてよい。

出典 P.N.Abinales The Philippine Military and Marcos Regime

paper prepared for the Third Meeting of the Southeast Asia Network of United Nations University Perspective Planning, Panang Malasia October 21-25 1985. Table 4. p.62.

(CIDF) が軍部への反感を増長させたことを指摘しておかねばならない。民間郷土防衛隊は新人民軍の勢力拡大に対抗するために設立されたもので、フィリピン軍から武器と最低限の訓練を受けた民間人からなる民兵組織である。民間郷土防衛隊が反乱鎮圧組織として一定の成果をあげたことは確かである。しかしそれ以上に、民間郷土防衛隊が地方有力者の私兵と化したり、民衆への暴力事件に関与することで、軍部や政権側が受けたダメージは大きなものであった。なお、以上のことは新人民軍がフィリピン軍と同様な人権侵害を行わなかったことを意味しているのではない⁽³⁾。しかしここで重要なのは、フィリピン軍の権力侵害の総体としての政治的効果であり、それが政権側に対する不満を高めたという側面である。

もう1つの軍事化の重要な側面として、各種の開発プロジェクトを強権的に行なおうとする戒厳令体制の性格が、開発プロジェクトの実施に伴い軍事化を促進させたという問題がある。つまり、開発プロジェクトが新たな紛争をひきおこし、それが原因で国家に対する抵抗運動が生じた場合に、その紛争の解決が度々軍事的方法によってなされた。

開発プロジェクトにともなう軍事化の問題は、2つの典型的パターンに要約できよう。1つは、労働者の労働条件に関連する。輸出向け製造活動を行なう労働集約的工業化であれアグリビジネスであれ、外国資本の進出の大きな目的は生産コストの削減にあり、低賃金労働力の確保は決定的に重要である。労働者は低賃金、劣悪な労働条件に悩まされており、このため常に潜在的な不満層としての性格を有する。彼らの不満が顕在化した場合、それを取り締まり、弾圧するのが軍部の役割となる。劣悪な労働条件に起因する労働者の不満を軍部が弾圧するという関係は、戒厳令下クローニーの支配下におかれた砂糖やココ

ナツの伝統的輸出産業においても同様にみられた。もう1つは、鉱物資源の採取を目的とした多国籍企業の活動やそれと提携している現地企業の活動、並びにエネルギー開発や公共事業が地方の農民、漁民、少数民族らとの利害対立を生み、その問題の解決のために軍事力が行使される場合がある。これには、農民、漁民、少数民族の強制移住、地方住民の生活の破壊、国家主導のプロジェクトに抵抗する社会勢力の弾圧等が含まれる。

軍事化に関する地域別の報告によると、以上の関係における軍事化がフィリピン全土でみられたことが理解される⁽⁴⁾。ルソン島を例としていくつか紹介すると、例えばマニラ湾の入口に位置するバターン州における軍事化がある。この州は初めて輸出加工区が設置されたほか、バターンパイプ製紙工場、フィリピン軍弾薬工場、ウェスティングハウス原子力発電所など多くの重要なプロジェクトが進められてきた。しかし、低賃金、劣悪な労働条件、公害などを不満とした抵抗運動が絶えず、それを弾圧するための軍事力行使という形で軍事化が進行してきた。ストライキに代表されるような組織的な抵抗運動は厳しく処置され、また、暴行、強奪、殺害など軍部による人権侵害にかかわる問題も報告されている。

ルソン北部のカリンガ・アパヤオ州は、エネルギー開発プロジェクトが少数民族との利害対立を生み、それが原因で軍事化が進行した例としてよく知られている。この州における最大のプロジェクト「チコ川流域開発プロジェクト」は、世銀からの融資をもとにチコ川流域に四つのダムを建設するというものであった。この計画の立案は1965年であったが、1973年の予備調査を経て正式に提案されることになった。しかしこの計画が実施されると広大な土地が水没するため、伝統的にチコ川流域に住んでいたカリンガ族の多くが土地

と生活を奪われることになる。このため、彼らは計画立案当時から反対を表明していた。伝統的に所有してきた財産や土地、部族間の関係を支えてきた社会制度が破壊されることは、かれらにとって死活問題であった。1975年に「少数民族に関する大統領特別補佐官」(PANAMIN)によって説得工作が始められたが、これが失敗するに及んで解決が軍事的方法に求められるようになった。なお、新人民軍は1976年後半からこの地に浸透し始め、ダム建設に反対する勢力を吸収する形で勢力を拡大していったのである。

イサベラ、トゥゲカラオ、ヌエバビスカヤの三州からなるカガヤン川流域では1971年以降軍事化が進んだが、これは2つの事柄と関連する。1つは、地味の肥えた土地と豊富な天然資源に恵まれているという経済的条件が誘因となって多国籍企業の活動が活発化し、このことが地元住民との利害の対立をもたらしたことである。もう1つは、この地が早くから新人民軍の活動の中心地であったことである。このため多くの戦闘や反共キャンペーンが行なわれてきた。述べたように、新人民軍との関係が疑わしいとされる人物に対して軍部が行なう人権侵害の問題がある。こうした対象になるのは多くが農民や農業労働者である。軍部の弾圧的な方法が軍部への反感を強め、新人民軍の勢力拡大に寄与する場合は少なくないのである。

開発プロジェクトの性格それ自体が軍事化を必然化するわけではない。開発プロジェクトを強権的に行なおうとする方法が、この種の軍事化を基本的に説明するのである。いずれにせよ、反政府勢力に対する強権的弾圧は、軍部による人権侵害とも関連しあい、マルコス政権への反感を強めてきたという意味で、自ら構造的不安定要因をつくりだしてきたと言える。

(注)

(1) 例えば次のもの参照。米上院外交委員会調査報告「フィリピンの現状分析と展望」
上・下 (『国際開発ジャーナル』 1984年 4月、5月)

(2) Militarization LUSSA 1980, Year Report など。

(3) 新人民軍の人権侵害については、R.H.Munro " The New Khmer Rouge " Commentary December 1985. を参照のこと。

(4) 同上報告書の他に、次のものを参照されたい。

International Commision on the Militarization of Samar. Militarization of Samar
Eastern Visayas, Philippines Published by Resource Center for Philippine
Concerns, Hongkong 1979.

The International Commision of Jurists The Philippines after Martial Law
Geneve, Swizterland 1984.

第3項 行政関連分野への軍部の進出

戒厳令以後に特有な問題として、次に考慮しなければならないのは、行政関連分野での軍部の役割拡張という問題である。これは従来の文民機関(Civilian Agencies)への軍部の進出となってあらわれた。これは主に、マルコスが中央省庁や政府系企業といった文民機関の要職に軍人を登用したことにもとづく。どのくらいの軍人がどのような文民機関へ進出したかについて、トータルなデータは得られない。しかしながら、いくつかの部分的なデータから大まかな特徴を把握することはできる。

まず、全体の人数であるが、1983年10月5日マルコスは2,000人の軍人の文民機関からの召還命令をだしており、このことから少なくとも2,000人以上が文民機関に所属していたことが明らかである。次に、文民機関の問題であるが、これについてはマリアーノとアビナレスの論文が参考となる。マリアーノは、1983年10月5日現在、軍将校が所属している文民機関について、その44の機関名とそれぞれに所属している軍将校の数(現役71人、退役23人、計94人)を示している⁽¹⁾。また、アビナレスは、1981年までの資料をもとに、35人の軍将校(現役11人、退役24人)について、所属している文民機関名とそこでの役職を示している⁽²⁾。文民機関は、中央省庁、政府系企業、私企業の三つに分類されると考えてよい。このうち、中央省庁には、運輸、通信省、エネルギー省、公共事業省、農業省、天然資源省、大蔵省といった政府行政機関の中核や地域の開発を推進するための諸機関が含まれる。後者には、たとえば12地域の開発計画を担当した「地域開発庁」(PRODS)

があったが、1978年の段階で6地域の最高責任者は軍将校であった。軍部と企業活動の関係についてはさらにいくつかの指摘を必要とする。第1に、政府系企業や私企業の要職に軍人が登用される場合がある。第2に、軍部が軍事関連企業を直接統制する場合があるが、これはさらに2つに分かれる。1つは、戒厳令布告によって接收した企業を統制し、管理する場合であり、この代表的な例が反マルコス派という理由で接收されたハシント財閥系企業である。そしてもう一つは、軍事関連企業が軍部のためにつくられる場合である。この代表的な例は「旧韓国派遣部隊開発公社」(PEFTOK/IDC)と「退役軍人投資開発公社」(PVIDC)であり、いずれも1973年につくられている。組織としてであれ個人としてであれ、軍部は戒厳令以後経済活動に関与するようになったのである。

行政関連分野における軍部の役割拡張を促したものは、なによりも、軍部が政権を支える主要勢力になったことに求められる。しかしこのことの意味は、軍部が政治、経済の両面で政権運営のための積極的な役割を担うようになったということと同様に、軍部がマルコスから様々な特典を供与される特権集団として成長し始めたという文脈のなかで理解される必要がある。それには、基本給の増額、軍組織における軍将校の比率の増大などのほか、先にあげた二つの軍部投資公社の設立も含まれる。旧韓国派遣部隊開発公社は、旧韓国派遣部隊に所属していた軍人に対し、国家権力を奪取しようとした反乱分子を鎮圧したことに対する報酬として、投資機会を供給するためにつくられたものであり、創業資本の半分が政府によって供給されている。退役軍人投資開発公社は、退役軍人のために就業と投資の機会を供給するためにつくられた。創業資本の20%は政府によって供給され、非課税の特典も与えられた。一年以内に現役の軍人に対しても適用されるようになった。こう

した関係、つまり軍部の支持、忠誠を確かなものにするために様々な特典を与えるという関係が、行政関連分野における軍部の役割拡張を基本的に規定してきたのである。密接に関連するが、中央省庁への進出による政治的発言力の増大は政治的利益、企業活動への関与は経済的利益の享受に結びつく。戒厳令布告を契機とした軍部の政治的発言力の増大は、行政関連分野での軍部の役割拡張の原因でもあるし、また結果であるともいえるのである。

この側面における軍事化は、先にみたような、社会構造上の条件（反政府勢力を弾圧するための軍部）とは異質の問題を提起している。独裁的権力を掌握しているマルコスとそれを支える軍部、という少数の者への権力集中が彼らの利害に沿うような政策をつくりださせてきたことが問題なのである。

本節では、戒厳令下の軍事化を検討した。戒厳令以降、マルコス体制の権力基盤としての軍部の重要性が増大した。軍部は戒厳令体制という強権支配を支える国家装置として、決定的に重要な役割を担ってきた。この強権性は、戒厳令体制が富の遍在や人権侵害といった点で絶えず不満層を輩出する構造を有してきたことから必要とされ続けてきたものである。他方、権力基盤としての軍部の重要性の増大は、軍部の政治化と特権化を並行的に促した。フィリピンでは、従来、軍部の政治的発言力は弱かったが、戒厳令を通して、軍部の政治化が進んだのである。

(注)

(1) M.G.Mariano Managerial Education/ Training of Military Personnel : Issues

and Problems Administration Development Center, College of Public Administration
, University of the Philippines, 發行年不明。 Annex A and Annex B, pp.18-20.

(2) P.N.Abinales The Philippine Military and Marcos Regimes paper prepared for
the Third Meeting of the Southeast Asian Network of the United Nations
University Perspective projects, Panang Malasia, October 21-25.1985.
Appendex 2. pp.64-65.

第5節 支配の正当性の問題

はじめに

フィリピンは第三世界諸国のなかでも民主的伝統が長い国であった。マルコス戒厳令体制によって権威主義体制への移行が起こり、しかもそれは長期化した。マルコスは戒厳令布告の論拠として、「新社会」の実現という目標実現に関する正当化の論理を強調したが、全体としてみれば、戒厳令体制の有効性は高いものでなかった。

経済発展の停滞、不平等の増大、治安の悪化等の問題を抱えながらも、マルコス体制が長期に渡り存続したのはなぜかが問題となるが、この節では、マルコス戒厳令体制を支えてきた要因を正当性という視点から検討する。正当性の検討は、強権支配との関係において戒厳令体制の性格を明らかにするためだけではなく、80年代に強まったマルコス体制への抵抗運動と民主化の性格を理解するためにも欠かせない。

第1項 正当性の基盤

マルコス戒厳令体制を支えてきた要因を正当性の視点から検討する場合、中心となる論点は合法性と有効性の2つである。マルコスは一方で「新社会」の実現を強調し、他方で政権に合法性を付与することに腐心してきた。この2つの要因の相互関連が問題となるが、正当性の基盤はおおよそ1970年代の中ごろをさかいに大きく変質したように思われる。つまり、70年代の中ごろまでは正当性の基盤として有効性の重要度が高く、それ以降は代わって合法性の重要度が高まったといえよう。

政権に合法性を付与しようとする試みは、1973年から1975年にかけて3度、いずれもバラガイ（市民集会）を通した国民投票という形式でなされた。まず、1973年1月には新憲法が95%以上の圧倒的支持を得て批准された。これにより、新憲法の批准、新憲法に規定されている暫定国民議会を召集しないことなどが採択された。同年7月には、戒厳令下の諸改革の成果と戒厳令の継続、マルコスの任期延長を問う2回目の国民投票が、そして1975年2月には再び戒厳令継続とマルコスの信任を問う国民投票が行なわれ、いずれも90%以上の高い支持を得たのである。しかし、これらの国民投票はマルコス政権に合法性を付与するという点ではきわめて不十分であった。そもそも、1973年1月の国民投票は、新旧憲法のいずれにも規定されていない方法で、しかも挙手の形で行なわれたものであり、違憲との批判が強かった。2回目の国民投票からは一応秘密投票の形はとられたが、国民の意志を十分に反映させるものではなかった。焦点となる問題に対する自由で公の論評や

議論、自己の意見を自由に主張できるような政治環境、適切な選挙上の手続き、といった政治参加に最低限必要な条件が、政治的抑圧や戒厳体制の下で欠落していたからである。国民投票はマルコス体制に合法性の装いを与えるための管理された国家行事という性格を有していた⁽¹⁾。実質的には、マルコスへの独裁的な権力集中のなかで、合法性はほとんど欠落していたと考えられる⁽²⁾。ただ、国民投票にみられる高い支持の原因を抑圧や戒厳体制のみに求めることは出来ないし、この高い支持をマルコス体制の有効性と関連づけて捉えることが必要である。というのは、この時期、有効性という点で、正当性を獲得することが比較的容易だったからである。

戒厳令を黙認あるいは支持という形で受け入れた人々にとって、その主な動機は「旧社会」へのあきらめと、政治的安定と経済の再建への期待にあった。この場合の期待は、マルコスの指導力またカリスマ性への期待や、国家建設を遂行するための軍部やテクノクラートへの期待が入り交じったものである。正当性の基盤としての有効性を考える場合、期待と実績評価の2つの点からのアプローチが必要である⁽³⁾。

戒厳令の実績としてまず評価されなければならないのは、それが政治的安定の確保に貢献したことである。政治的安定という観点からみた戒厳令体制の動向は、おおよそ70年代中ごろまでを相対的安定期、それ以降を再び政治不安が顕在化し始めた時期として整理できると思われる。70年代中ごろまでを相対的安定期としてみるのには3つの理由がある。第1に、主に都市部で反マルコス運動を展開していた諸勢力が強権的に弾圧されたことと、マルコス独裁体制の下で厳しい政治的抑圧が課されたこと、第2に、武装勢力の活動が政権を脅かすまでには至らなかったこと、そして第3に、政治不安の大きな原因であった

犯罪が減少したことである。第1の局面は戒厳令体制の強権的側面が最も端的にあらわれた局面である。しかし、こうした強権的処置が政治的安定の確保に一定の貢献をしたことも確かである。戒厳令を黙認する形で受け入れた多くの人々にしても、国家権力に対する恐怖、強権的処置、政治的抑圧に対する嫌悪感と同時に、政治的安定の確保とその下での社会改革への推進という点で国家への期待が存在したであろうことは看過されるべきではない。第2の点について言えば、もともと勢力が大きくなかった新人民軍（NPA）は政府軍の攻撃の前に活動の停滞を余儀なくされたことがあり、また、当時政府軍と激しく衝突していたモロ民族解放戦線の場合も、活動がミンダナオに限定されていたため、政権に対する脅威、また政治的安定に対する影響は限定されていた。

次に、第3の犯罪の動向についてであるが、犯罪の防止と統制に関する役割は主に軍部が担った。夜間外出禁止令が全土に布告された状況のなか、軍部は145 存在したといわれる私兵集団を解散させ、銃不法所持者を摘発し60万以上にもおよぶ銃を押収した。また、1975年の統合国家警察（INP）の創設をはじめとするいくつかの組織的な改革が、犯罪の防止と統制の強化のためになされた。こうした一連の処置によって、犯罪の減少は1972年から1976年にかけて顕著であった。月別平均人口 100,000 人当たりの犯罪数（以下、犯罪発生率と略）は、1972年19.65、1974年17.29、1976年15.33 であった。犯罪全体のうち、殺人、傷害、強盗など凶悪な犯罪（Index Crime）のカテゴリーにはいるものも同様に減少し、犯罪発生率は1972年8.39、1974年7.85、1976年6.12であった。なかでも、この期間、殺人の発生率は0.74 から0.21へと72%、強盗の発生率は2.75 から1.16 へと57%、いずれも大きく減少したのである。1976年は戒厳令下で犯罪率がもっとも低い年であった。

この点で、犯罪の防止と統制に関する役割を通して、戒厳令体制が政治的安定に貢献したことは確かである⁽⁴⁾。

政治的安定はそれ自身が目的であると同時に、経済の再建の不可欠の条件という点でも、「新社会」実現への期待を抱かせるものであった。経済的実績では、物的サービスの提供という点も見逃せない。例えば、軍は、1977年までに、2,866の学校建設、ほぼ150万人に対する医療サービス、台風、洪水、地震など自然災害をうけた被害者に対する救援活動、ほぼ10万本におよぶ植林などに従事した⁽⁵⁾。

経済開発全体については、この時期、実績評価よりもむしろ期待が、正当性の基盤としての重要性が高かったと考えられる。政治的安定という課題に比べれば、経済開発は成果があらわれるまでに時間を要するし、マルコスが経済開発計画に対して積極的に取り組んだのは確かだからである。戒厳令体制の経済開発が政権への期待を促すような性格をもっていた点について、以下の側面を指摘できよう。1973年の大統領令によって実施が宣言された農地改革は過去25年のものに比べて進歩的な内容を含んでいた。マサガナ99計画は、高収量品種の採用による米の生産性向上を喧伝していたが、事実1975年から76年にかけて余剰米がでるまでに至った。マサガナ99計画の実施に伴い農民に対する資金援助が政府からなされた。農村開発のための大規模な投資事業であったかんがいプロジェクトは1974年から76年5月までに11のプロジェクトが着工された⁽⁶⁾。砂糖産業を国家の独占的支配下に置いたことは、従来、寡頭政治体制を打倒するという喧伝効果をもった。砂糖産業の伝統的エリート層は、従来、貧富の格差が大きいフィリピン社会での富と権力の象徴的存在であった。この他、農村の電力化プロジェクト、道路、橋の建設、都市開発といった公共

事業も積極的に進められたのである。行き詰まりをみせていた輸入代替に代わって輸出指向の工業化が戦略の中心とされ、経済成長と外貨の獲得が実現されると喧伝された。国民総生産は年平均6%の高率であった。こうした経済開発計画に対して世銀をはじめとする国際機関が積極的に資金援助したことの意味も大きい。それはマルコスの政策が国際機関から支持を得ていることのあらわれであったし、外資の流入は経済再建のための種々のプロジェクトを執行するうえで不可欠な資金源であった。

経済開発に対するこのような積極的な取り組みは、戒厳令体制の中央集権的体制の下、政策の策定と実行に関する過程の合理化、効率化、迅速化によるところが大きい。戒厳令は自由の喪失と厳しい政治的抑圧をもたらしたが、効率のよい政府として、社会改革に対する積極的対応を可能とさせるものであった。正当性の基盤としての有効性を整理すれば、以下のようなだろう。伝統的に続けられてきた民主主義体制が政治的安定と経済開発の課題にほとんど実効性を失っていた状況は、戒厳令を受け入れやすくする基本要因であった。そして、戒厳令体制の政治、経済面での有効性は、1970年代中ごろまで比較的高いものであった⁽⁶⁾。それは3つの理由、つまり、政治的安定の確保、経済開発における一定の成果、経済開発に対する積極的取り組みが政権への期待を継続させたこと、に求められる。

(注)

(1) Jose Veloso Abueva " Ideology and Practice in the New Society " in Marcos and Martial Law in the Philippines Edited by Rosenberg, A.D. Cornell University

Press, Itha, 1979. pp.47-48.

(2) この点については、次の論文も参照されたい。

吉川洋子「フィリピンの政治的正当性の一考察」(『東南アジア研究』14巻 2号 1979年 254 ページから269 ページ)

(3) 有効性を吟味する場合、トッテンの次の指摘には留意しておく必要がある。「しかしながら、分析目的のためには、国民がその期待によって評価する『有効性』と、研究者が発展途上国を比較し判断するための基準として設定する『有効性』とを区別するべきである。最初の種類のデータは、正当性の基盤であると考えられ、後の種類のデータは、正当性の一変数であると考えられる。」(G.O.Totten " Models and Problems of Internal Legitimacy " in Developing Nations : Quest for a Model Edited by W.A.Beiling and G.O.Totten, New York 1970. ジョージ・トッテン「正当性のモデル」『政治発展のモデル』片岡寛光監訳 早稲田大学出版部 1975年 242 ページ) 例えば、経済面での有効性を考える場合でも、賃金、所得分配、経済成長の程度といったものは、経済状態を判断させるものではあるが、有効性そのものを判断する直接の資料とはならない。正当性の基盤としての有効性を考える場合、現政権への不満や批判がどのような形であらわれているか、またそれはどのような理由に基づいているかを吟味することが必要であろう。

(4) Eugenio A.Ocampo " Criminality and the Cost of Law Enforcement 1972-1982 " Criminal Justice Journal Vol.III, No.1. pp.13-15.

(5) C.G.Hernandes The Extent of Civilian Control of the Military in the Philippines : 1946-1976 State University of New York, Unpublished ph.D.

Dissertation 1979. p.226.

(6) この時期、戒厳令体制の有効性は高く、マルコスが比較的多くの国民の支持を得ていたことについては、次の論文でも述べられている。

W.H.Overholt " The Rise and Fall of Ferdinand Marcos " Asian Survey Vol.XXVI,NO.
11. November 1986.

第2項 正常化過程の意味

1976年10月に行なわれた4回目の国民投票は、戒厳令の継続と憲法改正の是非を問うたものである。前3回と同様公正な政治参加が可能となるような条件は欠落しており、国民の意志の反映は十分でなかったが、それぞれ90%、88%の高い支持を得た。この国民投票によって憲法改正が批准されたことはマルコス体制の権力基盤、特に合法性の問題に大きな影響を与えた。憲法改正の根幹は3つからなる。(1) 1973年憲法が規定する暫定国民議会を廃止し、それに代わって、将来、大統領決定で選挙が実施され、新暫定国民議会(Interim National Pambansa)が設立される。(改正第一号)(2) 戒厳令中は、新暫定国民議会は立法権をもたず、大統領が引き続き立法権を行使する。(改正第五号)(3) 戒厳令解除後も「大統領(首相)は、重大な緊急時・脅威が存在もしくは急迫していると判断した場合または議会が即決を要する問題に適切に行動しない場合、議会に代わって法律の効力をもつ布告等を公布できる⁽¹⁾」。(改正第六号)

以上の3つを根幹とする憲法改正はフィリピン政治の正常化(Normalization)の始まりを意味している⁽²⁾。これには基本的に2つの側面がある。

第1に、正常化は戒厳令下の抑圧された状態から政治的自由、民主主義的政治形態への復帰であり、その当面の目標は戒厳令の解除である。新暫定国民議会の設立は正常化路線の体制固めとして、つまり正常化への移行期間を政権に与えるものとして構想された。これは政権の合法性の獲得をねらいとしている。もっともこの段階では、正常化への移行と

いう将来的な展望を示すことにより、政治的自由を渴望する国民のエネルギーや不満を吸収することが主なねらいだったと言えよう。

しかし第2に、正常化はマルコスの独裁的な権力基盤が損なわれることのない正常化である。憲法改正第五号、第六号から明らかのように、戒厳令中また戒厳令後もマルコスの独裁的な権力行使が合法的に保証されることになったからである。従って、マルコスの側からすれば、政権の合法性の要素を高めながら、政権の永続化を図ることに憲法改正の真のねらいがあったと言えよう。

1976年の憲法改正の後を受けて、1978年4月には新暫定国民議会の国政選挙が実施され、さらに1980年1月には地方選挙が実施された。こうした形で獲得が意図された合法性が、実質的にどの程度正当性の基盤となり得たかということは、従来にもまして政権の体質や安定を左右する要因となった。というのは、1970年代後半から正当性のもう1つの基盤である有効性が低下し始めたからである。有効性の低下は政治不安の増大と戒厳令体制に対する抗議運動の増大にあらわれている。

まず、70年代後半以降の犯罪の動向から整理すると、77年以降犯罪は増加し始めた。77年の犯罪発生率は20.53であり、すでに1972年のそれを上回っている。それ以降一貫して増加を続け、1981年には24.03に達したのである。同時に留意すべき点は、犯罪全体に対して凶悪な犯罪の占める割合が高くなりはじめたことである。この割合を1976年と1981年で比較すると、前者が39.92%であるのに対し、後者は55.51%であった⁽³⁾。従って、長期的にみれば、犯罪の防止と統制という課題は十分には達成されなかったと言える。犯罪の増加に関連する要因としては、夜間外出禁止令の解除（1977年8月全面解除）、この課

題に割り当てられる国家の資金が十分でなかったことなど、制度面でもいくつか考えられる。しかし、犯罪は本質的に貧困や社会的不平等といった社会構造上の問題に関係する。

犯罪の増大と並んで、新人民軍（NPA）の勢力拡大と活動の広がりも70年代後半からみられた。戒厳令の直接の目的とは裏腹にしかも軍部が肥大化したにもかかわらず、新人民軍の勢力が拡大したという側面においてこそ、マルコス独裁体制の本質が最も大きく露呈されていると言えるのかもしれない。労働者によるストライキの件数も70年代後半より増加し始めた。ストライキ件数は76年86件、77年30件、78年47件、79年39件、80年62件であった。戒厳令以前の状況と比較すれば少ないがこれが政治的に厳しい状況の下で行なわれたことは考慮しなければならない。戒厳令が解除された1981年にはストライキ件数は一挙に260へ増大したが、このことは労働者の労働条件に対する不満がいかに強いものであったかを物語っている⁽⁴⁾。

一方、1976年、77年にはそれまでにみられない規模での反政府集会やデモが行なわれ、以後こうした形態での反政府運動も高まりをみせた。反政府運動は学生、労働者、聖職者、農民らを中心として展開された。留意すべきことは、戒厳令下の反政府運動においては共産主義勢力との関係が強い左翼系勢力が大きな役割を演じてきたということである。民族民主戦線（NDF）は共産党の指導のもとに、新人民軍、モロ民族解放戦線、農民、労働者、学生など反マルコス勢力の結集にもとづいた統一戦線組織で、1973年に設立をみた。民族民主戦線は反マルコスとともに反米帝国主義の立場に立つ。民族民主戦線は地下組織の強化、デモやストライキの組織化等に努め、マルコス独裁体制に対する批判が高まるなかで勢力を拡大、反政府運動を組織する中核的存在として、米-マルコス独裁体制の打倒

を目的とした運動を展開した。

以上のことから、政治的安定という課題は、強権発動を軸としたマルコス体制の取り組みによって一時的に確保されたが、それはあくまでも対症療法的なものであったことが理解される。政権側からすれば、犯罪の増大と治安の悪化は戒厳令の継続が必要であることを主張する主な根拠ともなった。しかしこのことは同時に、戒厳令が政治的に不安定な状況を生み出す構造上の問題の払拭に十分な効果をあげられなかったことの反映であった。

戒厳令体制に対する抗議運動の増大の背景には、なによりも貧困と圧政、軍部による人権侵害という問題があった。経済面での有効性では絶対的な生活水準の上昇や下降が最も重要な要因となる。先に、世銀の統計資料の実質賃金指数の推移から、生活水準が下降したことをみた（表9）。タデムは戒厳令体制の経済の推移を「貧困の成長」と表現している。ペソの価値は1972年から79年にかけて62%下落した。また、1979年1家族当たりの最低生活費は1日46.27ペソと計算されていたのに対し、名目賃金は17ペソであった⁽⁵⁾。70年代後半以降の経済面での有効性の低下を「開発」と「独裁」の関係の視点からみることも出来よう。イデオロギーの面では、「開発」のために「独裁」が正当とされる。しかし実際には、「独裁」を正当化させるものとして「開発」が指向されると捉えたほうが妥当である。戒厳令体制の開発政策は、マルコスの独裁的権力を樹立するという面と、広く国民の要求に応えるという正当性の面をあわせもつものであった。独裁体制それ自体は開発政策の成否を決定する要件ではないが、しかし76年の憲法改正によってマルコス体制の永続化が合法的に保証されたことは、開発政策がもっていた後者の側面の重要性を低下させ、マルコスが独裁的権力を恣意的に利用する誘因となったと思われる。換言すれば、マ

ルコス体制永続化の合法的保証を契機にして、マルコスが独占的権力を広く国民のためではなく、自分と関係の深い少数のもののために利用する性格が前面に出ることとなった。なお、軍部の権力濫用と人権侵害の一因には、戒厳令布告後の軍事費の膨張にもかかわらず、下級兵士もまた経済的困窮に直面していたことがある。

さて、1978年の国政選挙では、マルコス陣営は与党「新社会運動」(Kilusang Bagong Libunan-KBL)を結成し選挙に臨んだ。「新社会運動」は旧与党国民党が旧野党自由党の一部と連合して出来たものである。これに対し、反マルコス陣営では、旧野党自由党は選挙ボイコットを決めたが、自由党員が中心となって「ラバン」(Lakas ng Bayan-LABAN)を結成し、首都メトロ・マニラで獄中の元上院議員ベニグノ・アキノを筆頭に選挙に臨んだ。選挙結果は「新社会運動」の圧勝で終わり、「新社会運動」は改選179議席中165議席を獲得したのである。また、1980年1月に行なわれた地方選挙でも与党「新社会運動」は圧勝した。

戒厳令体制下で行なわれたこの2つの選挙はいずれも、与党「新社会運動」の勝利を通して、マルコス体制に合法性を付与するための試みであったと言える。しかし実際には、選挙戦における野党陣営への不当な干渉、大量の選挙資金による買収、選挙後の野党候補者を含む不正選挙抗議デモ参加者に対する強権的措置といったことが、マルコス独裁体制の政治的性格を改めて露呈するという結果を招いた。政権側の意図とは反対に、選挙はマルコス体制の正当性を失墜させ、穏健派勢力の急進化を促した。選挙が正当性の獲得に十分でなかったことは、選挙後に反政府運動がさらに高揚したことにもあらわれている。1980年5月には、急進的な労働組合「5月1日運動」(Kilusang Mayo Uno-KMU)の活動が始

められた。「5月1日運動」は新人民軍、民族民主戦線と密接な関係にあり、反米帝国主義、外資系企業の国有化などを主張する立場に立つ。また、同年7月には戒厳令、米帝国主義反対の政治的要求を盛り込んだ大規模のデモが学生によって行なわれた。マルコスには労組幹部やデモ参加者の逮捕・拘留といった強権的措置でこれらに応じたが、こうした措置が政権の安定化を意味しないことは既に明らかとなっていたのである。

70年代後半以降の政治不安と抗議運動の増大は、マルコス体制の有効性が特に経済面で低下し始めたことと関係しよう。そして、抗議運動に対する強権的弾圧はさらにマルコス体制への不満を高める要因となった。合法性の獲得を目的とした選挙の実施も、正常化がマルコス独裁体制の性格を基本的に変えるものではないことを示した。端的に言えば、政治の自由化はマルコスの権力を脅かさない限りで許容されるということである。だから、正常化は正当性の基盤としては十分でなかった。ところで、このように整理した場合、70年代後半から81年の戒厳令解除前後まで、マルコス体制の正当性として機能したものは何に求められるのであろうか。全体的な正当性の低下という枠の中ではあるが、それは戒厳令解除後への期待ではないかと考えられる。2度の選挙は正常化の当面の目標である戒厳令解除への体制固めという性格を与えられていた。正常化が徐々にではあっても進められることにより、戒厳令解除後への期待が醸成されたことは確かだろうし、この期待が政権の安定に少なからず貢献したとも言えるであろう。戒厳令解除後への期待はマルコス独裁体制の終結と民主的な政治の復活に対する期待が入り交じったものであろう。より自由で民主的な政治へ移行するための体制固めを行なっているという主張、換言すれば、民主化という目標実現に関する正当化の論理が正当性の基盤として一定の働きをしたことは看

過すべきでないと考えられる。正当化の論理として、戒厳令の解除を当面の目標とする正常化は、当然戒厳令の解除が民主化への前進につながることを証明しなければならなかった。だからこそ、81年 1月に戒厳令が解除され、同年 6月の大統領選挙を経て、当面の目標が実現した状況でもマルコス体制の独裁的な性格が変わらないことが判明したとき、国民の期待は裏切られマルコス体制に対する反感は非常に強まったのである。マルコスからすれば、戒厳令解除の目的は、合法的装いの下での政権の長期安定にあったと言えよう。しかし事態は逆に、それを契機として、マルコス体制は正当性の失墜、つまり危機に直面していくこととなった。

さて、本章では、フィリピンにおける戒厳令体制の検討を行なった。マルコス戒厳令体制は、フィリピンにおける民主主義体制の崩壊と権威主義体制の成立を意味した。戒厳令体制は、国家権力を集中化させて伝統的な寡頭政治体制を打倒するという革新的な側面をもちながらも、新たな寡頭支配体制に帰着した。この背景としては、戒厳令体制の成立がマルコス政権の永続化を最大の目的とする政変であったことを別にすれば、戒厳令体制下でも、国家の権力基盤は狭く、国家の相対的自律が制限され続けたことが重要である。戒厳令体制の権力基盤としてのアメリカの重要性は高く、対米従属の構造は継続した。国家装置の核を構成したテクノクラートと軍部はいずれもアメリカとの関係が強かった。また、戒厳令体制は被支配層には厳しい政治的抑圧を課した。したがって、マルコスへの権力集中を軸にテクノクラートと軍部によって支えられた戒厳令体制の下では、国家の権力基盤は、マルコスとアメリカ並びにそれと利害を共有する少数の者に限定され、国家権力はそれら少数の者のために優先的に行使された。この結果、戒厳令下では、第1に、経済の

従属性が強まったことにより、経済的利益の多くが米系・日系の多国籍企業やそれと関係が深い国内資本家など少数の者に占有された。フィリピンにおけるアメリカの軍事的利益も擁護された。第2に、マルコスと特別な関係を有している者が国家から様々な優遇措置を受けることによって特権化した。後者の側面に関しては、マルコスクローニーの台頭と、軍の成長と特権化が最も代表的なものであった。

以上のような構造をもちながらも、マルコス支配が長期にわたったのは、軍部、テクノクラート、クローニー、マルコス派政治家、そしてアメリカといった支配的グループが基本的に統合されていたからである。支配の正当性の面では、目標実現に関する正当化の論理が戒厳令体制の正当性として大きなウェイトを占めた。戒厳令体制の有効性は、政治、経済いずれの面でも70年代中ごろまでは比較的高かった。この有効性は、戒厳令によって伝統的な支配的階級に対する国家の自律性が増大したことと直接に関連する。しかし、70年代後半以降、戒厳令体制の有効性は低下し始めた。フィリピンの場合には、韓国やタイとは異なり、外的脅威からの防衛ということが政権正当化の重要な論拠とはならなかったから、内政面での有効性の低下が政権の正当性の動揺に直結するという関係がみられた。合法性は、戒厳令体制の正当性の基盤として重要なものではなかった。ただし、正常化路線が、戒厳令解除後への期待を醸成した点で、戒厳令体制の安定に対して一定の役割を演じた関係は看過すべきでないと考えられる。

(注)

(1) アジア経済研究所『アジア動向年報』1981年版 293ページ

(2) 正常化過程については、次のものを参照されたい。

Robert B. Stauffer " Philippine "Normalization" : The Politics of Form "
Bullitine of Concerned Asian Scholars Vol.12, No.3. 1980.

(3) E.A. Ocampo " Criminality and the Cost of Law Enforcement 1972-1982 "
Criminal Justice Journal Vol.III, No.1. pp.13-15.

(4) The Philippine Labor Situation 1984. Center for Situation, Inc. Manila,

(5) Eduardo C. Tadem " The Philippines : Growth with Poverty "
Third World Studies Center, University of the Philippines, 1982.

第4章 マルコス体制崩壊の意味

第1節 2月政変が提起している問題

ほぼ20年の長期にわたったマルコス体制はフィリピン2月政変（1986年2月22日から25日）によって崩壊した。2月政変の事実経過はすでに広く知られているが、まず、その要点を述べておきたい。

2月政変において先導的役割を果たしたのは軍部の決起であった。軍部の決起は、2月22日、エンリレ国防相とラモス参謀総長代行が国軍基地内の国防省でマルコス退陣を要求、さらに軍や他の閣僚に反マルコスへの参加を呼び掛け、公然とマルコス政権に対して反旗をひるがえしたことに端を發した。この決起はエンリレを中心とする国軍改革運動（RAM）のクーデター計画が失敗したことを引き金とするものであった。国軍改革運動によって画策されていたクーデター計画は2月23日に決行が予定されていた。これが成功した場合、エンリレを長とする臨時政府が樹立されることになっていた。しかし、クーデター計画の情報が事前にマルコス派に察知されていたこと、また、エンリレ並びに国軍改革運動

のメンバーに逮捕の危機が切迫していることが、決行直前に明らかとなった。このため、クーデター計画は変更を余儀なくされ、これがラモスの支持を得たうえでの国防省における決起へとつながったのである。当初、決起軍の勢力は200 から300 人たらずであった。エンリレらの決起は、緊急避難あるいは自己保身のためのものであった。

とはいえ、この軍部の決起を契機に、反マルコス勢力が一本化し、マルコス政権打倒を果たしたピープルパワー（People Power）が形成されることとなった。まず、カトリック教会が決起軍支持を表明した。カトリック教会は、2月7日の繰り上げ大統領選挙に関するマルコス陣営の不正を批判し、選挙後はコラソン・アキノ陣営の非暴力的不服従運動を支持することで抗議運動を展開してきたが、2月政変ではいち早く決起軍支持の態度を表明したのである。マルコス派からの攻撃を防ぐために国軍基地に集結せよとの呼び掛けがラジオ放送を通じてなされ、これがピープル・パワー形成の第一歩となった。翌23日、エンリレとラモスは2月7日の大統領選の野党大統領候補者コラソン・アキノに忠誠を表明、アキノも決起軍支持を表明した。こうして、非暴力的不服従運動を展開していたアキノ陣営とクーデターを画策していた軍部は、マルコス体制打倒という共通の目的成就のために一本化されることとなった。

国民の間で絶大な人気を得ていたアキノが決起軍を支持したことは、反マルコスのピープルパワーの形成を決定的なものにした。決起軍をまもるために国軍基地には次々に人々が集まり、それは短期間のうちに未曾有の規模にまで達したのである。それはマルコス不支持を強烈にアピールするものであった。こうした状況のなか、軍の各部もマルコス派から決起軍派へと次々に態度を変え、また、アメリカも決起軍派を支持し、マルコスに大統領

領辭任を要求するにいたった。3日目にはすでに大勢は決し、4日目のマルコスと少数の側近の亡命をもって、長期にわたるマルコス体制は終末を迎えたのである⁽¹⁾。

2月政変は決起した軍を非武装の民衆が守るという形で展開し、勝利を収めた。そして両者を結びつけたものは「反マルコス」という共通の目的であった。2月政変が生じた背景には、なによりもマルコスによる独裁的な政治体制が長期化したことへの多くの人々の不満があった。そして2月政変は、ピープルパワーの結集に基づいてなされたということ、ほとんど無血革命であったという点で、大きな意義をもつものであった。

2月政変が生じた根本的理由として、1980年代初めの経済危機と83年のベニグノ・アキノ暗殺事件を契機として、マルコス体制の正当性が失墜してきたことがある。正当性の失墜は、マルコス体制に批判的な勢力や反マルコス勢力の増大にあらわれている。ところで、マルコス体制の正当性の失墜とそれによる政治的危機は、従来からの反マルコス勢力の運動が激しさを増したことに加えて、長期にわたりマルコス体制を支えてきた勢力とマルコス体制を基本的に黙認する形で受け入れてきた勢力がそれぞれの利害関心からマルコス批判を強めた結果であるが、このことに関連する内外の勢力の動向の主要な特徴としては以下の4つがあった。

第1に、マルコス体制の権力基盤としての役割を担ってきた勢力間で対立関係が深まったという問題があった。マルコス体制を支えてきた主な勢力は、国家装置としての軍とテクノクラート、そしてクローニーとアメリカである。このうち、軍のなかのプロフェッショナル派、テクノクラート、アメリカがマルコス体制に対する批判的態度を強めた。国内の勢力がマルコス派とアメリカ派という形で対立関係を深めたとも言える。

第2に、従来、マルコス体制を基本的に受け入れ非政治的存在であった勢力が政治化しマルコス批判を強めた。この勢力の中心はカトリック教会関係者、ビジネスエリート、中間層である。彼らは基本的にマルコス体制の受益者であったといえる存在である。いずれも、アキノ暗殺を契機に政治化が進んだが、その社会的影響力の大きさのゆえに、マルコス体制の正当性の失墜に与えた影響には大きなものがあった。

第3に、労働者、農民、都市貧民、学生、聖職者を中心とする大衆運動が以前に比して一層高揚した。前3者はマルコス体制の強権性や開発政策の犠牲となってきた存在であり、これらの社会勢力は様々な方法を通して従来より戒厳令体制に対する抗議運動を行ってきたのである。

そして第4に、共産主義勢力とそれと関連する左翼系勢力が増大し、活動範囲が広がったことがある。農村部での活動を行なう新人民軍（NPA）の勢力は80年で2,000人前後だったものが85年には15,000人前後に達し、活動範囲も84年までに全国73州の85%に相当する62州にまで拡大した。1984年10月の米上院外交委員会調査報告によると⁽²⁾、新人民軍は62州でゲリラ戦を展開しながら影響力を拡大したが、これは全国73州のほぼ85%に相当した。同報告は、新人民軍の兵力の配置について、ルソン島に5,000人、ビサヤ諸島に3,500人、ミンダナオ島に4,000人という数字をあげ、また、3年から5年の間に新人民軍が中央政府を脅かす存在にまで成長する可能性を示唆している。新人民軍の活動が勢力60名で中部ルソンの1州から始まったことを想起すれば、新人民軍の勢力拡大と全国的広がりが理解される。都市部では、民族民主戦線（NDF）が第3のところでも述べた勢力に影響力を拡大し、大衆動員力を高めることに成功してきた。共産主義勢力と関連の左翼は従来

より最も強力に反マルコス闘争を展開してきた中心的存在であったが、80年代の混迷する政治状況のなかでさらに勢力と影響力を拡大したのである。

さて、一般的に言えば、権威主義体制の崩壊の様態はポスト権威主義体制の性格を規定する点で重要なものである。権威主義体制の崩壊に関して重要な役割を演じた社会勢力の利害が新体制に反映されるという点で、それはポスト権威主義の国家の権力基盤と相対的自律を根本的に規定するからである。権威主義体制の崩壊と民主化という政治変動の検討にとって中心となることは、国家の権力基盤と相対的自律という点から、国家レベルでの変動の連続性と変化を探ることであるが、このためには、主要な社会勢力が権威主義体制の崩壊に対してどのような役割を演じたのかを明らかにする必要がある。諸社会勢力の利害と勢力間の力関係が主要な論点となる。

2月政変の最大の特徴は、マルコス体制を長期にわたって支えてきた軍部とマルコス体制の終結を希求するピープルパワーが結集したことであろう。先に述べた4つの勢力との関連で、2月政変の性格と問題状況を次の3点から整理しておく。

第1に、ピープルパワーは2・7大統領選挙を直接の背景として形成されたもので、その圧倒的多数は低所得層からなる。しかし、ピープルパワーを指導した中心的存在は、政治的観点からみれば穏健的改革派であり、階級的観点からみれば中・上層階級であり、そして国民各層に広範な影響力をもつカトリック教会関係者であった。換言すれば、ピープルパワーの形成は、アキノ暗殺以後マルコス批判を強め政治化したカトリック教会、ビジネスエリート、中産層の力によるところが大きいのである。

第2に、マルコス体制を長期にわたって支えてきた主要勢力のうち、軍とアメリカが2

月政変においては重要な役割を担った。特に、マルコス体制の軸であった軍部は2月政変での功績により、政治的発言力を強める形でアキノ政権への影響力を残存させた。戒厳令下の役割拡張から2月政変を経て、軍部はより政治化された勢力へと進んだのである。

第3に、マルコス体制下で最も積極的に反マルコス闘争を展開してきた共産主義勢力と関連の左翼系勢力は、2月政変を成功させた大衆の蜂起に対して、指導性を発揮することも、それに重大な影響も与えることが出来なかった。このことは、アキノ新政権に対する左翼系勢力の影響力を限定させた。この直接の原因は、左翼系勢力が2・7大統領選挙をボイコットしたことに求められる。2月政変を成功させたピープルパワーは、選挙に参加した人々が、不正選挙の現実直面したことを契機に、マルコスとの全面的な戦闘に結集していった過程を通して形成されたものである。左翼系勢力は選挙をボイコットしたことによって、ピープル・パワーを指導する機会を逃した。ただし、この問題は、共産党の戦略や2月政変を成功させた大衆運動の全体的な性格との関連で問われる必要がある。

以上のような性格をもった2月政変によってマルコスとマルコス派の政治家、経済人、軍人などが放逐され、国民の熱狂的な支持を受けたアキノ新政権が樹立された。本章の目的は、2月政変が成立した社会的背景を通して、マルコス体制が崩壊した意味を考察することである。

(注)

(1) 2月政変の事実経過については、例えば次のものを参照されたい。

Patricio R. Mamot People Power New Day Publishers, Quezon City 1986.

(2) 米上院外交委員会調査報告「フィリピンの現状分析と展望」上・下（『国際開発ジャーナル』 1984年 4月、5月）

第2節 マルコス体制の動揺と国家装置

第1項 経済危機とテクノクラート

戒厳令体制の開発政策や強権的支配の犠牲となってきた人々は、労働者や農民を中心に様々な方法でマルコス体制に抵抗する運動を展開してきた。しかし、マルコス体制が動揺し始めたのは、基本的にマルコス戒厳令体制の受益者であった人々が80年代に入ってマルコス批判を強めたりそれに抵抗する運動を展開するようになってからのことである。それには、国家装置である軍部やテクノクラート、カトリック教会、ビジネスエリート、中間層、そしてアメリカが含まれる。マルコス批判の高まりは、80年代初めの経済危機と83年のアキノ暗殺を契機とする政治危機によって促進された。制度的には、81年の憲法改正と大統領選挙によってマルコス体制の長期化が合法的に保証されたが、政権内でも社会的レベルにおいて、マルコス派の政治家や経済人、軍人が徐々に孤立化していくのが80年代の大きな特徴であった。本節では、国家装置の問題を論ずる。

81年6月の大統領選挙後のマルコス新体制は、制度面では、2つの大きな特徴を有していた。1つは、同年4月の憲法改正によって規定される制度的側面である。同年1月の戒厳令解除をうけて、4月には憲法改正に関する国民投票が実施された。この国民投票も6

月の大統領選挙もマルコス体制の独裁的性格を改めて露呈するものであった⁽¹⁾。新憲法はフランスのドゴール体制を模範としたもので、議会の正常化を果たしつつも、大統領権限の超強大化と議会並びに首相の権限の弱体化によって特徴づけられる大統領を中心とする行政優位の体制であった⁽²⁾。大統領の立法権も76年の憲法改正第6号により引き続き認められた。もう1つの特徴は、マルコスのテクノクラート重視の姿勢に関するものである。戒厳令体制を通して、テクノクラートは国家経済開発庁（NEDA）の要職をはじめ、内閣閣僚の約1/3を占め、国家装置として重要な役割を担ってきた。81年7月の内閣改造は、テクノクラート重視の姿勢がさらに強まったといえる内容をもつものであった。まず、最も大きな特徴として、財務大臣のビラタが首相とともに行政委員会（Executive Committee）の委員長に任命された。首相にはイメルダ・マルコスを推す動きもあった。行政委員会は4月の憲法修正によって創設されたもので、大統領を補佐し、また大統領が死亡等により欠けた場合次期大統領が選出されるまで、大統領の権限、職務を代行するためのものである。次に、大統領顧問にメルチョールが任命された。彼は70年に官房長官に任命された人物であるが、イメルダとの対立などを理由に75年に解雇され、その後アジア開発銀行の理事をつとめた経歴をもつ。その他の主な特徴としては、国家経済開発庁の長官にマパが、中央銀行の総裁にはラヤが新しく任命され、また、商務省と工業省が合併した商工省の大臣には工業大臣であったオングピンが引き続き任命されたことなどがあった⁽³⁾。ペリヨは、従来以上にマルコスがテクノクラートを重視した内閣改造の背景にはアメリカ政府と世銀の圧力があったこと、そしてこれらのテクノクラートがアメリカと世銀から強い信望を得ている点から、この内閣を世銀内閣と表現している⁽⁴⁾。ペリヨによれば、ア

アメリカと世銀は70年代末頃から従来以上にテクノクラートを重視した内閣を求めていた。その基本的な背景としては、世銀の援助にもとづく開発プロジェクトの実施状況がきわめて不十分であったこと、マルコス政権に対する国際金融機関からの信用度が低下していたことなどがあり、これらの問題を克服し、世銀の経済的要求を円滑に政策に反映させるために、政府の中核的位置にテクノクラートをつかせる必要があったのである。そして、マルコスの立場からみれば、テクノクラート重視は、80年代にはいって顕在化した経済危機に対処し、経済を再建する必要性と関連していた。

フィリピン経済は、79年の第二次オイルショック以来、石油価格の高騰、先進諸国の景気後退による輸出の不振などが原因で停滞していたが、81年のデューイ・ディー (Dewey Dee) 事件を直接の原因とする金融恐慌によって経済危機が顕在化した。この事件は、織物業経営者であるディーが、多額の債務を残したまま国外逃亡した事件をさす⁽⁵⁾。この金融恐慌によって数多くの企業が経営困難に陥った。特に注目されるのは、このなかに、クエンカ、ディシニ、シルベリオらのマルコスクローニーが含まれていたことである。

マルコスは経営困難に陥った企業に対して大規模な救済措置をとったが、この結果として、数多くの企業が中央銀行やフィリピン開発銀行によって接收され、政府の管理下に置かれることになった。救済措置の対象になった企業はマルコスクローニーに限定されないものだったが、特に多額の救済資金がクローニー関連の企業に費やされた⁽⁶⁾。クローニーはマルコスの階級基盤として戒厳令体制下で圧倒的な経済力を行使してきたグループである。クローニーの没落はマルコスの権力基盤の崩壊に直接関連するがゆえに、その救済はマルコスにとって最も重要な問題であった。一方、世銀やテクノクラートの立場からすれ

ば、クローニーの急速な凋落が経済全体に与える影響が問題であった。経済全体に対するクローニーの支配力は非常に大きなものであったから、その急速な凋落は経済全体を破滅させる危険性があったのである。しかしいずれにせよ、クローニー関連企業に大規模な救済措置がとられたことは、70年代のクローニーの台頭とともに、非クローニーのビジネスグループのマルコス体制に対する不満を高めることとなった。

さて、経済危機を契機として、テクノクラートの経済、政治力は高まったといえる。政治的には、テクノクラート重視型の内閣が成立したことによる。そして経済的には、テクノクラートが経済危機を契機に増大した政府系企業の管理、統制の面で最も中心的な役割を担ったからである。また、クローニーの経済力の低下も相対的な意味でテクノクラートの経済力を増大させた。

戒厳令布告以後の政府系企業の増大には3つのパターンがあった⁽⁷⁾。1つは、経済の重要な部門を国家の統制下に置くことを目的としてなされた場合である。1973年に設立されたフィリピン国家石油会社 (Philippine National Oil Company) やハシント系財閥企業などいくつかの民間の製鋼工場を接収してつくられたナショナル・スチール・コーポレーション (National Steel Corporation- NSC) などが代表的な例としてある。第二は、政府系金融機関が重要だと思われる特定の企業に資金を融資した場合である。そして第三が、81年以降クローニー企業を中心に経営困難に陥った企業を接収した場合である。政府系企業の数72年から82年までに3倍以上に増加しており、82年には95の親会社と120の子会社があった。80年代の政府系企業の増大は主に第三の要因によるのである。政府系企業の管理、統制の面では、従来、軍とクローニーも中心的な役割を担ってきたが、特に

81年の経済危機以降、テクノクラートが最も中心的役割を担うこととなった。これには世銀の要求も関連している。1983年に調査された135の政府系企業の中の67の企業で少なくとも一人以上のテクノクラートが重役以上の役職にあった。また、テクノクラートは18の政府系金融機関のうち13を管理していた。複数の政府系企業の役職を兼任するテクノクラートも多い。複数の政府系企業の役職を兼任する15名のテクノクラートのリストによると、テクノクラートは、一番少ないもので4、最高で29、平均では一人13.5の政府系企業の役職を兼任している⁽⁸⁾。政府系企業の経済的重要性は数の増大にともない高まったが、1983年には、売上高上位10企業のうち総収入で6つ、純所得では4つが政府系企業であった⁽⁹⁾。また、1984年、売上高上位1,000企業のうち政府系企業は45であったが、その総収入は1,000企業全体の20%を占めたのである⁽¹⁰⁾。政府系企業の増大が階級構造の変動に与えた影響という点で強調しておきたいのは、戒厳令体制の産物として、テクノクラートが特権化したという側面である。経済開発計画の立案実施の役割と政府系企業の管理、統制を通してテクノクラートの経済力は増大した。私企業経営に携わるテクノクラートも多い⁽¹¹⁾。国家官僚の高官がその公的な立場を利用して経済的利益を享受する構図は一般に官僚資本主義といわれるが、この構図は、軍とともにテクノクラートにおいてもみられた。

しかし同時にここで指摘したいのは、経済危機以降、テクノクラートとマルコスクローニーとの対立が表面化し始めたこと、そしてそれに伴い、テクノクラートのマルコス体制に対する不満も増大し始めたことである。戒厳令体制下の70年代においても、クローニーを優遇するマルコスの政策は、経済的合理性を標榜するテクノクラートにとって好ましい

ものではなかった⁽¹²⁾。また、テクノクラートは直接投資や援助による外資の積極的な導入をはかってきたが、外資の導入に関連する事業資金や企業機会がマルコスによってクローニーに優先的に与えられたという問題もあった。70年代を通して両者の対立がそれほど表面化しなかったのは、基本的にクローニーと外資とテクノクラートが相互依存のなかで経済的利益を享受できたからである。81年の経済危機を契機にフィリピン経済の破綻が表面化すると、テクノクラートのマルコスクローニー批判も表面化し始めた。しかしながら、80年代の経緯が示しているのは、テクノクラートの政策決定に対する影響力は増大しつつも限定されたもので、マルコスの独裁的な権力構造は維持されたということである。テクノクラートの政治的弱さは、81年憲法に規定された首相権限の弱さにも起因するし、テクノクラートが国内の政治的基盤をもたないことにも関連する⁽¹³⁾。

例えば、経済政策の争点となったものにココナツ課徴金の問題があった。テクノクラートを代表するビラタはココナツ課徴金の廃止を求めた。それは、ココナツ産業におけるクローニー支配の強化に利用されてきたもので、コプラ農民の困窮の原因であった。81年9月にビラタは閣議でココナツ課徴金を停止したが、翌10月にマルコスは大統領令でこれを再度復活させている。この背景にはエンリレやコファンコからの反発があった⁽¹⁴⁾。ココナツ課徴金は結局82年8月に廃止されたが、この問題は政権内の対立関係を反映し、テクノクラートの影響力が安定したものでないことを示した。マルコスの権力基盤としてのテクノクラートの重要性が二次的なものであることは、81年3月のサウジ訪問に際してマルコスが非常事態の場合の行政委員会の指揮をベール参謀総長に指示したことや、82年にイメルダとベネディクトら4名を新たに行政委員会の委員に任命したことに示されている。

さらに、83年前半にマルコスが2つの大統領令と1つの通達 (Letter of Constructuon) の更新を発令したが、それらはいずれもクローニーの利益を利するものであった⁽¹⁵⁾。

テクノクラートの立場からすれば、クローニー優遇策がフィリピン経済の破綻の根本原因である。80年代初めに経済危機が表面化した後も、マルコスがクローニーを優遇し続けたことはかれらの不満を高めたし、結局のところ、それはテクノクラートの政治力の限界を示したともいえよう。83年のアキノ暗殺以後は、政情不安によって、資本逃避が相次ぎ、経済危機はさらに深まった。テクノクラートはマルコス体制の崩壊に対して直接的な役割を演じたわけではない。しかし80年代に入って、マルコスクローニー体制の下での経済改革の困難さが露呈されるにつれ、テクノクラートの立場からもマルコス体制の正当性は受け入れがたいものになっていったのである。

(注)

(1) 81年の大統領選挙とマルコスの独裁的権力の関係については、次のものを参照。

"Next, a War on Graft" Asiaweek June 26, 1981.

Robert L. Youngblood "The Philippines in 1981: from "New Society" to

"New Public" " Asian Survey Vol. XXII, No. 2, February 1982.

(2) 作本直行「フィリピンの権威主義体制と統治構造」(『アジア経済』XXVI-10
1985年 10月 83ページから86ページ)

(3) "Time for Technocrats" Far Eastern Economic Review July 31, 1981.

(4) Walden Bello, David Kinley, Elaine Elinson Development Debacle: The World

Bank in the Philippines Institute Food and Development Policy, Philippine
Solidarity Network (ワルデン・ベリヨ 著『フィリピンの挫折』鶴見宗之介訳 三一書房
1985年 第7章 311 ページから314 ページ)

(5) デューイ・ディー事件については、例えば、アジア経済研究所『アジア動向年報』
1982年版 286 ページ参照。

(6) フィリピン政府によって接収された主な企業のリストについては、次のもの参照。
Emmanuel S.De Dios " The Erosion of Dictatorship " in Dictatorship and
Revolution Edited by Aurora Javate-de Dios, Petronilo Bn.Daroy and Lorna
Kalaw-Tirol CONSPECTUS, Metro Manila 1988. Table 3.3 p.87.

(7) G.Hawes The Philippine State and the Marcos Regime- The Politics of Export
Cornell University Press, Ithaca and London 1987. pp.137-138.

(8) IBON Facts and Figures 149. 31, October 1984. p.7.

(9) IBON Facts and Figures 140. 15, June 1984. p.2.

(10) C.C.McDougald The Marcos File San Francisco Publishersp, 1987. p.219.

(11) 一例として、IBON Facts and Figures 149. 参照。

(12) 例えば、ベリヨの前掲訳書、319 ページから321 ページを参照。

(13) R.S.Mile " Technocrats and Politics in the ASEAN Countries " Pacific Affairs Vol.55, No.3. Fall 1982. pp.410-417.

(14) " Playing a New Tune " Far Eastern Economic Review January 1, 1982.

(15) " Favouritism Still in Favour " Far Eastern Economic Review June 30,1983.

*本項で言及したテクノクラートの名前の綴りは以下の通りである。

ビラタ (Cesar Virata)、メルチョール (Alegandro Melchor)、マパ (Placido Mapa)、
ラヤ (Jaime Laya)、オングピン (Robert V.Ongpin)。

第2項 軍部の亀裂と反マルコスへの動き

マルコス体制を崩壊させアキノ新政権を樹立させた2月政変で、先導的役割を果たしたのは軍部の決起であった。軍部の決起は、当初から他の反マルコス勢力との結集の下にマルコス体制打倒をねらいとした計画的な決起ではなく、エンリレを中心とする国軍改革運動(RAM)のクーデター計画が失敗したことを引き金とするものであった。述べたように、もともとフィリピンでは軍部の統帥権を大統領が握るアメリカ型の文民統制が伝統であり、軍部の政治的発言力は弱いものであった。戒厳令以後、軍はマルコス独裁体制を支える柱として肥大し、政治的重要性を高めたが、2月政変では、フィリピンの政治史上初めて、軍が政権の交替に直接関与したのである。

80年代の権威主義体制の崩壊と民主体制への移行において、軍が重要な役割を担ったことは第三世界全般でみられた現象である。権威主義後も軍は様々な形で影響力を残しており、軍の動向が新政権の性格を規定する1つの焦点となっていることも同様である。ところで、ラテンアメリカ諸国の民主化と軍部の関係をいくつかの視点から検討したステパンの見解は、軍事政権の問題だけでなく、広く政治変動と軍の関係を捉えるための有効な視点を提供している⁽¹⁾。ラテンアメリカ諸国で80年代にみられた軍事政権の民政移管は、権威主義体制内部からの発意の下での再民主化、つまり、軍主導による漸進的な民主化の結果である。この過程を分析する際に、ステパンは、軍部という国家装置を一枚岩とみるのではなく、その様々な構成要素と配置という視点から捉える必要性を指摘している。構

成要素としては、政府としての軍部、治安集団、制度としての軍部の3つがあり、構成要素間の関係によって形成される配置としては、表面的な合体状態、治安集団支配の状態、「制度としての軍部」による脱出クーデター、「政府としての軍部」主導による政治の自由化、の4つがある。これらの構成要素と配置の視点から、ステパンは、ブラジルの政治開放と軍事政権の終焉の過程を検討している。その最も基本的な論点は、「政府としての軍部」が治安集団の自律した増強を懸念して体制の自由化を指向したこと、軍事政権の継続が「制度としての軍部」の恒久的利益にマイナスに働くとの判断から「制度としての軍部」によって民政移管が指向されたことである⁽²⁾。

フィリピンの場合は軍の一部の反乱と大衆運動の高揚が融合して、マルコス体制の崩壊をもたらされた。軍の一部の反乱の背景には、軍部内の亀裂という問題があった。そして、軍の一部が反マルコスに変質したことは、軍を取り巻く厳しい政治状況のなかで、「制度としての軍部」の利益を守ろうとする側面をもつものであった。さて、軍部はマルコス独裁体制の柱として肥大してきたが、内部には対立関係が存在し、決して統一された結束の固い組織ではなかった。軍部の肥大化とともに軍部内の対立関係が強まってきたと言える。この原因は、マルコスが自身の権力強化のため、忠誠と引換えに特定の集団、組織に対して特典を供与してきたことにある。ただし、軍部内の対立関係は戒厳令体制の下ではそれほど表面化せず、軍部の亀裂を決定づけるものではなかった。

軍部内の対立関係はいくつかの側面に分かれるが、その中心はフィリピン士官学校（PMA）出身の将校と一般大学出身の将校との間の対立関係である。後者は一般大学の予備将校訓練部（ROTC）で訓練を受ける。両者の間の対立関係は伝統的なものであったが、戒厳

令以後、一般大学出身の将校が軍部の肥大化にともない増加し、マルコスから優遇措置を受ける過程のなかで一層強まった。かれらの多くはイロコス州（マルコスと同郷）出身者であり、マルコスの信頼できる部下であった。マルコスがイロコス州出身のものを優遇したことはよく知られている。フィリピン士官学校出身の将校とは違い、一般大学出身の将校は前線で反乱軍との戦闘に参加するわけではなく、多くのものが情報機関や「エリート中のエリート」といわれる大統領警備隊に配属された。また、軍部の階層序列のなかでは准将以上の高い地位で優位を占めるようになった。フィリピン士官学校出身の将校をとびこして昇進の機会を与えられるものも多くいたのである。こうしたことは、前線で反乱軍との戦闘に参加している、フィリピン士官学校出身の下級将校の間に特に強い不満を生じさせる原因となった⁽³⁾。フィリピン士官学校出身の将校にはもう1つの大きな不満があった。それは退役延長将軍の存在である。これはマルコスが忠誠度の高い将軍の定年延長を認めてきたことによる。平均して、約100人の将軍の定員のうち3分の1から2分の1が退役延長将軍によって占められてきた。このことは、言うまでもなく、下級将校の昇進の機会を狭めてきた。

フィリピン士官学校出身の将校と一般大学出身の将校との対立は、ラモス対パールという対立図式に要約できる。ラモスはフィリピン士官学校出身から米士官学校「ウェストポイント」をでたプロフェッショナルな軍人であり、戦闘経験もある。警察軍司令官を長くつとめマルコス独裁体制を支えてきた中心人物の一人である。これに対し、パールはマルコスと同じフィリピン大学出身であり、長い間マルコスの個人的な運転手兼ボディガードをつとめ、そこから出世した人物である。軍部における昇進や優遇が軍人としての功績よ

りもマルコスに対する忠誠という要因に大きく依存してきたことは、ベールの履歴から理解されよう。軍内組織のなかでマルコスから最も特典を供与されたとされる組織は大統領警護隊と国家情報公安庁（NISA）の2つであるが、ベールはこの2つの組織の最高責任者としてマルコスに仕えてきたのである⁽⁴⁾。

ラモスはもともと政治的野心は少なく、軍人は政治に関与すべきではなく軍務に専念すべきであるという信念をもっていた。プロフェッショナルな軍人としてのラモスの不満は、マルコスが支持する無能で年老いた将軍によって軍部が運営されていることにあったと言えよう。マルコス忠誠派による実権の掌握は、汚職の横行や人事の停滞を招き、現場の兵士の士気を阻喪させてきた。そしてこのことは、軍部が最大の課題である反乱軍の鎮圧に対して十分な効果をあげられなかったことの大きな原因となっていた。軍部の肥大化はむしろマルコスの私兵的性格を強めてきたのである。ところで、アメリカにとってもラモスと同様の不満があった。フィリピン軍に対してなによりも有効な反乱鎮圧組織であることを要求してきたアメリカにとって、フィリピン軍がマルコスの私兵的存在になってきたことは憂慮すべきことだったのである。特に、軍部の肥大化にもかかわらず、新人民軍の勢力が拡大してきたことは大きな問題であった。

1981年、マルコスはエスピノ参謀総長の退任にともない、後継者にベールを指名し、ラモスは参謀次長に就任した。軍最高幹部である参謀総長をめぐる争いでベールが勝利したことは、単なる個人的勝利ではなく、ベールを筆頭とするマルコス忠誠派のラモスを筆頭とするプロフェッショナルな軍人に対する勝利を意味した。エンリレもベールの参謀総長就任には強い不満をもったが、エンリレの場合は大統領への野心がその理由であった。エ

ンリレはマルコスの側近の一人として一時マルコスに次ぐ実力者といわれたほどの人物であった。しかし、1980年前後から大統領への野心でイメルダ・マルコス大統領夫人、ベールと対立するようになって以来、政権内でのエンリレの影響力は低下し始めていた。

参謀総長就任以後、ベールは権力基盤を固めた。1981年から1984年までの3年間に将軍へ昇進したものはほとんどベールの部下であった。また、1983年には軍の司令が大統領と参謀総長に直結され、指揮系統からはずされたエンリレの影響力はさらに低下した。ベールの最終的な権力固めは1984年の地方総合司令部（RUC）の設立にみられる。これは、首都圏を除く12地域に成立されたものであり、軍部全体に対するベールの統制力を一段と高めた。以上のように、ベールの参謀総長とその後の権力固めは、マルコスとベールに対する忠誠が昇進のための唯一の基準となるような体制を確立させた。これは表面的には軍部に対するマルコスの統制力の強化を意味したが、同時に、マルコスへの不満が増大し、軍内部の対立関係をより強める契機となった。

さて、1983年8月に生じたベニグノ・アキノ暗殺事件は、マルコス体制の正当性を大きく失墜させると同時に軍部をとりまく社会状況を一段と厳しいものにした。アキノ暗殺が軍部に与えた影響は次の3点に整理できよう。第1に、アキノ暗殺に軍部が関与したとの疑いが強く存在し、このことから独裁政治を支えるための軍部に対する批判が内外から高まった。第2に、新人民軍の活動が激しさを増したことである。新人民軍の勢力は80年2,000人、83年7,500人（5月）、84年10,000人から12,500人（10月）と推移し、85年の終わりまでにはほぼ15,000人から16,500に達した⁽⁵⁾。また、アジアウィーク誌によれば、1984年1年間における政府軍と反乱軍との間の小ぜりあいを含めた衝突は3,660に及び、

これは前年比52%の増大であったが、交戦回数の72%が新人民軍との交戦であった⁽⁶⁾。この2点により、軍部の改革は切迫した問題となった。そして第3に、アキノ暗殺以後広範囲にわたり反マルコス勢力の運動が活発化したことがあり、これは、軍内部の不満層の運動に拍車をかけることに通じたのである。

1984年10月、アキノ事件に対するベールら25人の軍人と民間人1人の関与を指摘した真相究明委員会の4委員の報告に基づき、ベールは参謀総長を休職、参謀総長代行にはラモスが任命された。ラモスに対する支持は軍内部の不満層ばかりではなく、産業界やアメリカにおいても強く、軍部の改革が期待された。改革のねらいは、軍部におけるプロフェッショナルな性格の回復、好ましからざる軍人の一掃、反乱軍鎮圧組織としての戦闘能力の増大、国民に対する信用の回復、といったことに集約された。しかし、ラモスの参謀総長代行は軍部の改革を推進させることが出来なかった。ベールの権力が依然として強かったからである。ラモスの参謀総長代行直後、警察軍を除く3軍司令官、南部司令官の4少将および64人の准将が連名でベールに対するゆるがぬ忠誠と支持を表明したのは、その1つのあらわれであった。マルコスもまた改革には消極的であり続けた。ラモスと関係が深い將軍を引退させ、ベールに近い將軍の定年延長を認めるなど、軍部の忠誠を得る方法は旧態依然としており、ラモスに対しては非常に限定された権限しか与えなかったのである。

プロフェッショナルな軍人としては最高の力を有していたラモスの参謀総長代行は、改革の実現のための最後の拠り所であったと言えよう。この期待が裏切られたことは、マルコス独裁体制の下ではいかなる改革も実現が困難であることを改めて示すものであった。そしてこのことは、以下にみる、国軍改革運動(RAM)の性格にも大きな影響を与えた。

フィリピン士官学校の1971年卒業生を中心とする国軍改革運動の存在が公のものとなったのは1985年3月であった。推定勢力1,000人から2,000人であり、構成メンバーの多くが実戦の経験をもっている。国軍改革運動の結成は大佐クラスを中心とする若手将校の間にマルコスに対する不満が広まっていたことが原因である。不満の原因は、すでにみたように、マルコス忠誠派による実権掌握にあり、昇進の私物化、退役延長将軍の存在、反乱鎮圧組織としての能力の低さ、社会的な評価の低さなどである。国軍改革運動が本格化したのはアキノ暗殺以後のことである。ネメンゾは、国軍改革運動の性格について、構成についてはエリート主義的であり、指向においては政治的であると指摘している⁽⁷⁾。エリート主義的とは、国軍改革運動のメンバーがフィリピン士官学校出身者で占められていることをさす。指向が政治的とは、マルコスから権力を奪取することにより改革を実現しようとする方向性をさす。軍部がマルコスとバールの支配下にあることが問題の根本なのであるから、彼らの支配力を完全に取り除かない限り改革はあり得ない、との認識がそこには存在している。こうした指向性は国軍改革運動のメンバーすべてに共有されていたわけではないが、国軍改革運動の方向性を規定するものであった。なお、アキノ暗殺以後アメリカのフィリピン軍に対する改革要求は強まったが、国軍改革運動の結成は若手将校による自発的なものであり、アメリカ主導で結成されたものではない⁽⁸⁾。

エンリレの助言と支持のもと、国軍改革運動がマルコス体制打倒のためのクーデターを画策していたという事実は、2月政変以後に明らかとなった。国軍改革運動の主要メンバーは国防省での身辺警護隊（MIND Security Group）でエンリレのボディガードだった人物で、当初からエンリレとの関係は強かった。大統領への野心をもちながらも政権内での影

警力が低下していたエンリレと、マルコス忠誠派による実権掌握に対して不満をもっていた国軍改革運動は、反マルコスという点で共通の利害をもっていたが、エンリレが国軍改革運動に支援を与える形で両者の結びつきは強まったのである。クーデターの計画は1985年秋に完成されたが、当初クーデターは1986年初めに決行の予定であった。しかし、1985年11月の突然のマルコスの大統領選挙の繰り上げ発表で、クーデター計画は延期を余儀なくされたのである。

本節では、マルコス体制の動揺を、テクノクラートと軍の国家装置の観点からみた。テクノクラートと軍の不満が増大した根本的な原因は、それぞれマルコスによる経済と軍の私物化であった。特に軍部の亀裂は、それがマルコス体制の強権的支配を支える柱であっただけに、マルコス体制の崩壊に対して与えた影響は大きかった。そして、軍がクーデターを画策し、マルコス体制の崩壊に重要な役割を演じたということに、フィリピン軍の政治化が進行したことが端的に示されている。

(注)

(1) Alfred Stepan Rethinking Military Politics : Brazil and the Southern Cone Princeton University Press, 1988. (掘坂浩太訳『ポスト権威主義—ラテンアメリカの民主化と軍部』 同文館 1989年)

(2) ステパン 前掲訳書 第3章と第5章

(3) Nancy F. Rocamora " Armed Forces of the Philippines : The Split Within " Ang Katipunan 1984.

(4) P.N.Abinales The Philippine Military and the Marcos Regime paper prepared for the Third Meeting of the Southeast Asian Network of the United Nations University Perspective, Panang Malaysia October 21-25. 1985. pp.32-34.

(5) F.A.Mediasky " The New Peoples Army : A Nation-Wide Insurgency in the Philippines " Contemporary Southeast Asia Vol.8, No.1. June 1986.

(6) Asia Week March 29. 1985.

(7) Francisco Nemenzo " Military Intervention in the Philippine Politics " Diliman Review Vol.34, No.5 & 6. 1986.

(8) RAM については、次のものを参照されたい。

Gemma N. Almendral " The Reformist of the February Revolt " Diliman Review Vol.34, No.2. 1986.

*ベニグノ・アキノ (Benigno Aquino)

第3節 社会的レベルにおける抗議運動の増大－その特徴と問題点

はじめに

1983年8月のベニグノ・アキノ暗殺事件はマルコス体制の正当性を決定的に失墜させる事件であった。アキノ暗殺以後、マルコス体制に対する抗議運動が著しく高揚したことによって、マルコス体制の政治的危機が顕在化した。アキノ暗殺以後の社会的レベルにおける抗議運動の大きな特徴として、抗議運動が最終的なマルコス体制の打倒を共通の目的としながらも、政治指向や行動様式の面で異なる様々な組織やグループによって担われたことがある。このことは、アキノ暗殺を契機に様々な勢力のマルコス批判が強まったことを背景とするものであった。おおよそ、アキノ暗殺以前の反マルコス闘争を担ってきた中心の勢力は、学生、労働者、農民、聖職者などであり、かれらの運動に対しては、共産主義勢力とそれと関連する左翼系勢力が影響力を与えてきた。政治的な抑圧、弾圧体制の下で最も積極的な闘争を主導してきたのは左翼系勢力であった。そして、かれらの闘争においては、反マルコスと同様に反帝国主義や反封建主義が主要な闘争目標となってきた。アキノ暗殺以後の政治情勢のなかで反マルコス勢力間の緊張・対立関係が増大したが、なかでも、反共勢力と共産主義勢力、親米派と反米派、穏健派と急進派の対立は、この問題の中

心をなした。そして、この緊張・対立関係は、全体的な反マルコス闘争の高揚にともないより強まることとなった。

反マルコス勢力間の主要な争点としては、（１）マルコスの早期退陣を求めるのか否か、（２）政治行動として、選挙を重視するのか大衆抗議運動を重視するのか、（３）反マルコスと同時にフィリピンの対外的従属なかでも対米従属の構造と、大土地所有制支配の半封建的構造を主要な闘争目的とするのか否か、（４）ポストマルコスの方向性、の４つがあった。以下、この節では、アキノ暗殺以後の新しい情勢として、未組織の大衆の抗議運動への参加、カトリック教会とビジネスエリートを中心とする穏健派の政治化、そして中間層の政治化の３つを取り上げ、この観点から、アキノ暗殺以後の抗議運動の特徴と問題点を検討する。

第1項 未組織の大衆の抗議運動への参加

アキノ暗殺がどのような点でマルコス体制の正当性を失墜させたかという問題は、それによって触発された大衆運動の性格を理解するために欠かせない。この項では、未組織の大衆の抗議運動への参加がアキノ暗殺によって触発された意味を考える。

大衆運動の高揚の最も根本的な原因は大衆の悲しみと怒りであった。アキノ暗殺事件が何故大衆の激しい怒りと大衆運動の大きな高揚を生じさせたかについては、フィリピンの宗教文化という観点から、アキノの死の意味をホセ・リサールの死の意味と対比させて捉えたイレトの興味深い見解がある⁽¹⁾。リサールは19世紀末の民族主義運動の指導者の1人であり、主に著作活動を通して、当時のスペインによる植民地支配を批判し、民族主義運動を奨励した。リサールは富裕層の出身で政治的指向も革命的方法をきらう改革主義者であったが、彼の著作が民族主義運動に与えた影響には大きなものがあつた。そして、なによりもリサールが祖国を救うために危険を冒してまでヨーロッパから帰国し、結果としてスペイン人によって処刑されたことが民族主義運動の高揚に決定的な影響を与えたのである。アキノもまたエリート層の1人として階級的には支配階級に属し、革命を指向する政治家ではなかつた。アキノは戒厳令によって投獄されたが、その後心臓病治療のために80年にアメリカへの出国が許され、以後アメリカに滞在していた。政治家としてのアキノが社会の変革を望む大衆からどの程度信望され期待されていたかは定かではない。イレトによれば、重要なことは、リサールの死と同様にアキノの死が殉死としての性格を与えら

れたことによって、大衆運動を高揚させた決定的要因として機能したことである。アキノもまた祖国のために、名誉ある死を覚悟でアメリカから帰国する決意をした。結果としての死は、最も強くフィリピンを愛していた人間の最も悲しむべき死として人々に受け取られ、これが大衆の怒りへとつながった。そして、イレトによれば、リサルやアキノの殉死と大衆運動の高揚の関係は、根本的には、国民の9割近くがカトリック教であるというフィリピンの伝統的な宗教文化によって規定された現象として理解されるのである。

ここで指摘しておきたいのは、リサルの死がスペイン植民地支配に対する民族主義運動を高揚させたのに対し、アキノの死に対する大衆の怒りは、アキノ暗殺事件の真相はともかくとして、アキノ暗殺に関与し、責任があると大衆が考えたマルコスに最も強く向けられたということである。この怒りは、マルコス体制の背後にあってそれを支えてきたアメリカの経済的、軍事的支配やフィリピン社会の大土地所有制支配の半封建的構造に関連した問題に触発されたものではない。アキノの死が象徴的に示したのは、マルコス体制の独裁的性格であり、強権的性格そのものであった。従って、そもそもアキノ暗殺によって触発された大衆抗議運動は対米従属や半封建的構造の問題に主眼を置く闘争へと発展する内的必然性を有するものではなかったと言ってよいだろう。むしろ、アキノ暗殺を契機として高揚した大衆抗議運動がどのような政治的性格をもつ運動として発展するかは、反マルコス闘争を指導した勢力の政治的性格をはじめ、他のいくつかの要因に規定されることとなった。

(注)

(1) Reynaldo C. Illeto " The Past in the Present Crisis " in The Philippines after Marcos Edited by R.J.May & F.Nemenzo ST.Martin's Press, New York 1985.

第2項 穏健派の政治化～カトリック教会とビジネスエリートを中心に

アキノ暗殺以後、経済再建に先立つ政治的安定の確保と、自由と民主主義の回復を主な闘争目標とする穏健派のマルコス批判が強まった。この勢力の指導的中心は、カトリック教会、ビジネスグループのなかの穏健派、合法野党勢力である。かれらの政治的立場は84年の国民議会選挙の公正な実施要求に端的にあらわれている。つまり、公正な国民議会選挙の実施によって野党の議会進出を促し、マルコスに対する政治的、経済的要求を強めていこうとする立場であった。この穏健的立場がかれらの組織的、階級的利害とどのような関係にあるのかが主な論点となる。

まず、国民の9割近くがカトリック教徒であるフィリピンにおいてカトリック教会の社会的影響力には非常に大きなものがあるが、それは伝統的に保守的で、体制順応的な組織であった。カトリック教会が全体としてマルコス政権に批判的になりはじめたのは1983年に入ってからのことである。このことは、カトリック教会の指導的立場にある司教団の動向からみてとれる。カトリック教会の中樞はハイメ・シン枢機卿を指導者とするフィリピン司教協議会（CBCP）であるが、フィリピン司教協議会が1983年初頭にマルコス政権批判の内容を盛り込んだ教書を作成したのがその皮切りであった。

従来、マルコス戒厳令体制に対するカトリック教会の態度は曖昧であり、批判的協調と言えるものであった。このことは、一般に教会はマルコス政権の独裁的性格、不正の体質や軍部による人権侵害に対し批判的であったけれども、反マルコス色を鮮明にだすまでに

至らなかったことを指す。フィリピン司教協議会を構成する約100人の司教のうち、批判的協調の立場に立つ穏健派がハイメ・シンを中心に多数派を占め、その両極にマルコスに批判的な進歩派とマルコス体制を擁護もしくは黙認する保守派がそれぞれ少数派を構成してきた。この体制順応的な性格はカトリック勢力全体の反映であった。カトリック教会は基本的にマルコス政権を支える形で機能してきたのである⁽¹⁾。

アキノ暗殺以後、フィリピン司教協議会のマルコスに対する批判的態度は強まった。アキノ暗殺後、シンを中心とする司教団は非常に大きな規模で行なわれたアキノの葬儀を指揮したほか、アキノをはじめ政権によって迫害、弾圧された人々のための祈禱を広く国民に呼び掛けた。また、政権批判の教書発表のほか、カトリック教会は一部財界人との協力の下に反マルコス色の強い全国紙ベリタスを創刊した。フィリピン司教協議会の反マルコス色が1983年以降強まった背景には2つの事柄が大きく関係している。1つは、80年代特にアキノ暗殺以降の反マルコス運動の活発化のなかで、教会自身もマルコス政権の不正の体質、人権侵害や貧困といった現実を直視し、国民救済のための役割を担うべきだとの気運が醸成されていったことである。人権の弾圧も貧困も命の尊厳の否定につながるものであり、こうした状況を見過ごすことは出来ないとの、宗教的、人権的立場からの要請と言えよう。しかしむしろ重要なのは、カトリック教会の反共的側面と関係するのであり、とりわけ80年代に入ってから共産主義勢力の急速な拡張にカトリック教会もまた危機意識をもったことである。

共産主義勢力のカトリック教会に対する批判は、経済面と文化面に大別される。経済面では、教会自身が最も富裕な組織の1つであり、多くの司教や牧師自身が土地所有階級や

資本家として経済的特権層に属していることである。文化面では、教会の保守的体質が問題であった。長年、カトリック教会の宗教文化は支配の本質を隠蔽し、神秘化し、人々を服従させてきたものとして捉えられた。従って、教会の改革を目的とする文化闘争が社会全体の革命的闘争の一部として同時に進められねばならないと認識されていたのである。共産主義思想のカトリック教会への浸透はすでに70年代初期よりみられた。フィリピン司教協議会の体制順応的な性格に異議を唱え、70年代初期よりマルコス体制に対する抗議運動を積極的に展開してきたのは若手聖職者であり教会の下部構造を支える人々であった。マルコス体制に反対するグループが司祭や修道女などを中心にいくつか結成されたが、そのなかの最大のグループである民族民主主義派 (National Democrats) は明確に反マルコスで、共産党と新人民軍を支持する立場に立った。その核となった組織は1972年に約200人のキリスト教左派 (Christian Left) によって設立された「キリスト教民族解放」 (CNL) で、民族民主戦線の創立メンバーの1つとなった。キリスト教民族解放は民族民主戦線の指導の下で統一戦線の拡大と教会の保守的体質の変革を2大目標としてきた。85年までに14,000人の司祭と修道女のうち1,200人がキリスト教民族解放のメンバーになったと言われている⁽²⁾。

教会内のもう1つのキリスト教左派である社会民主主義派 (Social Democrats) は、帝国主義と封建主義に反対し、サンディガンという軍事組織を創設したが、共産主義にも強く反対する点で、民族民主主義派と対立関係にあった。73年には「フィリピン連合社会民主党」 (NPDS) が設立された。フィリピン連合社会民主党はキリスト教民族解放ほどの組織力をもたなかった。80年にはフィリピン連合社会民主党は共産主義との協力を争点と

して分裂をみた。この背景として、共産主義との闘争よりもマルコス独裁体制との闘争を優先すべしとの考え方が従来の路線の変更を迫ったことがある。この結果、フィリピン連合社会民主党の反共路線は修正され、民族民主主義派への傾斜が強まった⁽³⁾。

フィリピン司教協議会は穏健派、保守派、進歩派に分かれていたとはいえ、反共の性格では一致していた。進歩派にしてもマルコス体制に批判的で民主化を強く要求したが、階級闘争や革命的暴力を拒否する点では前二者と同様であった。穏健派に代表されるフィリピン司教協議会は、マルコス独裁体制よりも共産主義勢力による革命を恐れてきたのである⁽⁴⁾。従って、80年代における共産主義勢力の急速な拡張、また、ますます多くの司祭や修道女が共産主義活動に参入していくという状況は、伝統的に反共であるカトリック教会に強い危機意識を喚起させるものであった。それは布教活動の妨げになるだけでなく、カトリック教会が有する幅広い権益を侵食する恐れもあったからである。また、83年以後フィリピン司教協議会がマルコスへの批判的態度を強めたことは、マルコス体制の正当性を低下させる主因の1つとなったが、教会自身はマルコス体制の正当性を否定したのではない。フィリピン司教協議会の立場はマルコス体制の独裁的性格や不正の体質を批判するとともに、左翼系勢力の暴力を批判することで一貫している。この協議会の立場から最も懸念されたのは、政権と反対派の対立が政治的な無秩序状態を招来し、人々を急進化させ、革命的闘争に有利な状況をつくりだすことであった。不正と暴力的状況に対するオルタナティブとして彼らが求めたのは、マルコスと反対派の政治的和解であり、それによる政治的安定と民主化であった。それはカトリック教会の組織的権益を擁護するために不可欠なものであった。

フィリピン司教協議会がマルコス体制の正当性を全面的に否定したのは、2・7大統領選挙以後のことである。フィリピン司教協議会が政治に介入した背景には、選挙後の混乱した情勢のなかで大衆が左翼系勢力へ急進化することへの強い懸念があった。

さて、次に穏健的ビジネスグループについてであるが、ビジネスグループのマルコス批判の動きが顕在化し始めたのは、80年代初めからのことである。81年にはマカティビジネスクラブ(MBC)が発足している。マカティビジネスクラブは81年の経済危機の後に結成されたものだが、短期間のうちにメンバーは400人のビジネスエリートによって構成されるようになった。マルコスと関係が深いクロニーは含まれていない。マカティビジネスグループは82年に統一した批判的見解をマルコスに対して提起したが、これはビジネスグループが直接、政府の政策に影響を与えようとする最初の試みであった。マカティビジネスグループは経済危機の主な原因として、マルコスによる経済の私物化、硬直した中央集権体制、汚職と腐敗の構造などをあげ、また、マルコスによる経済の私物化を支え、経済政策の面で世銀やIMFの方針に過度に依存してきたとして、テクノクラートを非難した。同時に、マカティビジネスクラブは、農村部の貧困と治安悪化、新人民軍の影響力拡大という政治危機の原因をマルコス政権の経済政策の失敗に求め非難した⁽⁵⁾。

アキノ暗殺後は、ビジネスグループのマルコス批判が経済面でも政治面でも強まったが、政治指向と政治行動の面からみて、穏健的ビジネスグループは、マカティビジネスグループと「ビショップ・ビジネスマン会議」(Bishops-Businessman's Conference for Human Development- BBC)が中心で、この他にフィリピン商工会議所(PCCI)、アメリカ商工会議所(ACCI)などが含まれる。ビジネスグループの政治化を中間層の政治化として一

括して捉える見解もあるが⁽⁶⁾、穏健的ビジネスグループの階級構成は上層階級が中心であり、経済的特権層を構成している。マカティビジネスクラブとビショップ・ビジネスマン会議を構成するのは、ハイメ・オンピン（アキノ政権成立時の蔵相）、エンリケ・ソベル、ハイメ・ソベル・デ・アヤラのアヤラグループ、ワシントン・シシップ、ヴィセンテ・ハイメ、シサール・ヴェナベンチェラ、エルネスト・エスカレル、ベルナンド・ビレガスなど経済界の中心的人物を筆頭に、フィリピンの実業界をリードするビジネスマンである。そして、かれらの多くはアメリカ資本と日本資本を中心とする外資との関係が強く、外資に対して好意的な態度を有している⁽⁷⁾。かれらは、クローニーとはちがい、マルコスから事業資金や企業機会の面で優遇されてきたわけではないが、伝統的な資金力や外資との関係を基礎に経済的特権層を構成してきた。

ビショップ・ビジネスマン会議はカトリック教会とビジネスマンの連絡協議機関として1971年に創設されたものだが、アキノ暗殺後、いち早く「国民的な和解」を求める声明を公表した。ビショップ・ビジネスマン会議によると、和解は、アキノ暗殺事件の徹底的な究明、国家的危機を解決するための協議会—これは、政府、反政府勢力、教会、私的部門の各代表によって構成される—の設立、公正な選挙の実施によって達成される⁽⁸⁾。この声明には、穏健的ビジネスグループの政治的立場がよくあらわれている。つまり、和解によって急進派勢力の台頭を阻止することと、当面、マルコス体制を認めながら、交渉によって経済的、政治的要求の実現をめざすというものであった。この他の政治的要求の中心には、大統領の後継問題、政府の計画と政策決定への参加、政府の信頼の回復、などがあつた。なかでも、大統領の後継問題の解決は最も緊急な課題として認識されていた。

穩健的ビジネスグループが選挙を重視するのは、選挙という平和的、民主的方法による政權の改革や交替こそが大衆の急進化を阻止し政治的安定をもたらすと認識していたからである。アキノ暗殺後大衆抗議運動が高揚したことは穩健的ビジネスグループにとって憂慮すべき事態であった。選挙は穩健派にとって重要な手段であったが、しかし、マルコス体制下の従来選挙では、不正選挙によって、逆に大衆の急進化が促されてきたという問題があった。84年の国民議会選挙を前に、83年11月にはマカティ実業界の中心人物の1人であるホセ・コンセプション（コラソン・アキノ政權成立時の工業貿易相）を議長として、公正な選挙の実施を目的に、選挙監視機関である「自由選挙のための国民運動」（NAMFREEL）が発足したのは、以上のことと関係していた。なお、この「自由選挙のための国民運動」の構成メンバーの多くは中間層であったから、ビジネスエリートとともに中間層は穩健派の主要なメンバーを構成した。穩健的ビジネスグループの政治的性格としてもう1つ明確なことは、その反共的性格である。マカティ実業界はマルコスとの対立を深めるなかで、合法野党勢力を中心に反マルコス勢力を支援したが、左翼系勢力と関係が深い人物に対しては支援しない方針をとった⁽⁹⁾。この反共的側面は、穩健的ビジネスグループの階級利害と直接関係しよう。

穩健的ビジネスグループの反独裁、民主化指向は政治面では政治的混沌の回避と大衆の急進化の阻止を目的としたものである。経済面では、政府の過度の経済介入と、政府のクローニー優先策と不公平な経済政策の排斥、是正が主な要求である。穩健的ビジネスグループの反独裁にみられる進歩性は、従属経済に対する現状維持的性格と不可分の関係にあるものであって、経済的特権層としての権益を擁護する目的に規定されたものであった。

最後に合法野党勢力について。合法野党勢力の主な動きとして、「民主野党連合」(UNIDO)、「民主・人民の力党」(PDP・ラバン)、「社会民主党」(SDP)の結成があげられよう。民主野党連合は80年8月自由党、国民党など主要8グループが結集したことに基づく。82年5月には組織が拡大し、それまでの集団指導性から単一指導性へと組織構造の改編もなされた。民主・人民の力党は、82年2月に結成された「フィリピン民主党」(PDP)が同年6月ラバンと統合したものである。マニラに地盤をおくラバンとミンダナオ、ビサヤに地盤をおくフィリピン民主党の統合によって、民主・人民の力党は全国的な野党となった。また、社会民主党は81年1月に結成されたが、社会民主党もミンダナオとビサヤを地盤とする野党であった。これらの合法野党勢力は、平和的な手段によるマルコス体制の打倒、市民権の回復、民主的政府の樹立を目標とする点で共通性を有する。3つのなかでは、民主野党連合の勢力が最も大きく、合法野党勢力の中心をなす、政治的立場では、民主野党連合とSDP社会民主党は共に保守的性格が強い。この主な理由は、いずれの指導者も多くは地方有力家族出身の旧政治家やマルコス体制から離脱した政治家であるという性格に求められる。かれらはフィリピン社会の特権層であり、かれらの権益を擁護してきたアメリカ型の政治体制への復帰を指向する。かれらの主要な目標はマルコス体制の打倒であり、社会システムを変革するという意識は希薄である。民主野党連合、社会民主党と比べると、民主・人民の力党の基本的立場は民族主義的指向が強い。また、民主・人民の力党は社会民主主義派といわれるキリスト教聖職者との関係があり、その影響も受けている。しかし、民主・人民の力党は、地方有力家族出身の旧政治家と民族主義指向の者との対立などが原因で党全体の統一が十分ではなかった。また、急進的抗議行動や共産

主義勢力の闘争に反対する立場は前二者と同様であった。

以上、本項では、穏健層の指導的中心として、カトリック教会、穏健的ビジネスグループ、合法野党勢力の動向と性格をみた。穏健層に共通する性格としては、マルコスの早期退陣を求めたわけではないこと、政治行動としては選挙を重視したこと、自由と民主主義の回復を主要な闘争目標としたことがあった。全体的に、対米従属の構造や半封建的構造の問題に対する意識は希薄であった。そして、カトリック教会と穏健的ビジネスグループが反マルコス色を強めた背景には、大衆の急進化と共産主義勢力の拡大という切迫した問題があった。つまり、かれらの主なねらいは、民主主義の回復を通して大衆の急進化と共産主義勢力の拡大を阻止することにあった。この側面において、かれらが基本的にマルコス体制の受益者であったことと、かれらの保守的性格が端的に示されている。

(注)

(1) F.Nemenzo The Alternative to Marcos Prepared for a Seminar on "Development and Political System" under Auspices of the Indian Council of Social Science Research in Collaboration with the Center for the Study of Developing Societies and Center for Policy Research, New Delhi, India 25 February to 1 March 1980. pp.11-13.

(2) Ross H.Munro "The New Khmer Rouge" Commentary December 1985. p.26.

(3) David A.Rosenberg "Communism in the Philippines" Problems of Communism September-October 1984. pp.43-44.

(4) 教会の全体的性格と共産主義との関係については、次のものを参照。

Dennis Shoemith " Church " in The Philippines after Marcos Edited by R.J.May & F.Nemenzo, ST.Martin's Press, New York 1985.

Rosalinda Pineda Ofreneo " The Catholic Church in Philippine Politics " Journal of Contemporary Asia Vol.17, No.3. 1987. pp.326-328.

(5) " Stirrings at the Club " Far Eastern Economic Review 24, September 1982.
Teresa S. Encarnacion " The Filipino Technocracy " in Transnationalization, the State and the People : The Philippine Experience " Part II Working Papers of the United Nations University, Asian Perspective Project, 1985. pp.246-248.

(6) Francisco Nemenzo The Current Philippine Crisis Delivered at a Joint Seminar of the Department of Political and Social Change and the Department of International Relations, 20, October 1983. pp.9-10.

(7) 具体的な関係については、例えば次のものを参照。

『フィリピンにおける日系進出企業の現勢～A S E A Nの日系進出企業リスト (その3)～』 日本貿易振興会 海外経済情報センター 1981年 5月

また、LA INTERNATIONALの臨時増刊、フィリピン特集号の105 から112 ページ、188 から191 ページに掲載のインタビューも参照されたい (通巻 第311号 国際評論社)。

(8) Ma.Serenal Diokno " Unity and Struggle " in Dictatorship and Revolution Edited by Aurora Javate-de Dios, Petronio Bn.Daroy and Lorna Kalaw- Tirol CONSPECTUS, Metro Manila 1988. pp.139-142.

(9) "The Power and Direction from Makati" Far Eastern Economic Review
4, April 1985.

* 本項で言及したフィリピンのビジネスマンの名前の綴りは以下の通りである。

ハイメ・オンピン (Jaime V.Ongpin) 、エンリケ・ソベル (Enrique Zobel) 、ハイメ・ソベル・デ・アヤラ (Jaime Zobel de Ayala) 、ワシントン・シシップ (Washington Sycip) 、ヴィセント・ハイメ (Vicente R.Jayme) 、シサール・ヴェナベンチェラ (Cesar Buenaventura) 、エルネエト・エスカレル (Ernesto S.Escaler) 、ベルナンド・ビレガス (Bernando M.Villegas) 、ホセ・コンセプション (Jose S.Concepcion, Jr.,) 。

第3項 中間層の政治化と問題状況

アキノ暗殺以後の政治情勢の大きな特徴として、中間層の政治化が顕著になったことがあった。中間層のマルコス批判の動きは、首都マニラのビジネスセンターであるマカティでマルコス批判やマルコス退陣を要求する抗議集会やデモが多く行なわれるようになったことに最も象徴的にあらわれている。マカティを中心とするビジネス街で、反マルコス勢力が新たに形成された背景には、マルコスの圧政に対する怒りとともに、アキノ暗殺以後外国資本の逃避が相次ぐなかで、政治、経済情勢に対する中間層の不安が倍加されたことが関係しよう。

アキノ暗殺以後の政治情勢を地域別にみるなら、都市部、とりわけ首都マニラでの反マルコス気運の高揚が大きな特徴であったが、この一因は、中間層のマニラへの集中度が高いことに求められる。中間層の核を構成すると考えられる、専門・技術職、行政・管理職、事務職の3つを取り上げてみると、それらが全活動人口に占める割合は、専門・技術職が71年5.57%、75年5.54%、78年6.14%、80年6.38%、83年5.92%、86年5.55%、行政・管理職が71年1.38%、75年1.01%、78年0.95%、80年0.98%、83年0.91%、86年0.88%、事務職が71年3.16%、75年3.82%、78年4.40%、80年4.54%、83年4.53%、86年4.10%であった。この3つの合計は、71年11.11%、75年10.37%、78年11.49%、80年11.90%、83年11.36%、86年10.53%となる⁽¹⁾。この3つの職種には上層と下層の人々も含まれようし、これ以外の職種でも中間層に入れるのが適当なものもあろうが、以上の数値か

ら大まかな傾向として、中間層の全活動人口に占める割合は71年から86年にかけて横這いであり、フィリピンの経済発展が中間層を増大させてこなかったことが理解される。専門・技術職の割合は70年代には増加したが、80年代に入って減少した。また、行政・管理職の割合はほぼ一貫して減少してきた。次に、この3つの職種のマニラでの活動人口がフィリピン全体に占める割合を78年と86年でみると、78年では、専門・技術職23.00%、行政・管理職50.00%、事務職40.45%で、86年では、専門・技術職17.74%、行政・管理職30.21%、事務職30.76%であった⁽²⁾。3つの職種のマニラへの集中度の合計は、78年で32.08%、86年で23.85%となる。マニラでの全活動人口がフィリピン全体に占める割合は、78年で12.08%、86年で9.94%であるから、この3つの職種のマニラへの集中度の高いことが理解される。以上の数値から、中間階級の3割前後がマニラに集中していると言ってよいであろう。津田の試算でも、中間階級のほぼ1/3がマニラに居住していることが述べられている⁽³⁾。

断片的ではあるが、これら3つの職種の学歴と収入に関するデータから、中間層の経済的地位の大まかな特徴を捉えておきたい。78年の職種別学歴のデータによると、大学卒（大学院を含む）の比率は全体では15.78%であったが、専門・技術職では90.57%、行政・管理職では68.82%、事務職では72.88%が大卒であった⁽⁴⁾。また、77年の職種別収入のデータをもとに、この3つの職種の平均収入の全体の平均収入に対する比率を示すと、専門・技術職は1.61倍、行政・管理職は5.21倍、事務職は1.23倍であった⁽⁵⁾。これ以外の職種では、販売職従事者だけが平均収入の1.02倍と平均収入を上回っていた。したがって、中間層の経済的地位は明らかに上層に属すると言えよう。なお、加納は、ILOの

労働統計を用いて、全活動人口に占める中間層の比率の国別比較を中東とアジア諸国に関して行なっている⁽⁶⁾。加納の定義による新・旧中間層に事務職の雇用者を加えた合計を中間層として試算すると⁽⁷⁾、フィリピンの中間層の比率は、75年18.6%、83年21.5%となる。先の3つの職種合計の割合よりもかなり数値が高くなっているが、これは、販売職・サービス業従事者・製造業従事者・及び不明のうちの雇用主か自営業者が含まれていることによる。

さて、中間層の政治的性格はどのように理解されるのであろうか。中間層の政治化は2つの側面で捉えることが出来る。1つは、中間層を中心とするビジネスグループの政治化であるが、このビジネスグループは、デモや抗議集会などの大衆抗議運動を重視した点で穏健的ビジネスグループと区別される。アキノ暗殺直後の9月には、反マルコス派中間層の動員を目的に、ビジネスマンを中心として「8月21日運動」(ATOM)が結成された。その後、ベニグノ・アキノの実弟であるアガピト・アキノを代表として、「マカティ協会同盟」(Alliance of Makati Associations-AMA)が結成されている。マカティ協会同盟は「8月21日運動」をはじめとした諸グループの集合からなったが、ビジネスマンのほかに、事務員、中・下級管理職など幅広い中間層から構成された⁽⁸⁾。「8月21日運動」とマカティ協会同盟はマカティを中心にビジネス街でのデモを先導した中心的存在である。ところで、マカティ協会同盟の政治指向はマルコスの早期退陣に焦点を当てるものであり、この点も大衆抗議運動の重視とともに、穏健的ビジネスグループと異なるところである。しかし、反米や反帝が主要な政治的要求とならなかった点は穏健的ビジネスグループと同様であった。この点に関して、コンスタンティーノは、中間層が政治化する以前の反マル

コス闘争が、反マルコスとともに反米帝国主義をも主要なテーマとしていたのに対し、中間層の政治化によって運動全体に占める反米帝国主義の比重が低下し、反マルコスの側面が強調されるようになったことを指摘している⁽⁹⁾。ビジネスグループの反乱は中間層の政治化の最も大きな特徴であったが、アメリカや日本資本との関係が強固な特権層はもとより、ビジネスグループが全体として反米、反帝を指向することはなかった。この意味で、相対的なものであるが、中間層の政治化によって、反体制運動から反帝の比重が低下し始めたことは確かだと言える。

次に、「大義重視型グループ」(COG)の性格を捉えておきたい。アキノ暗殺以後、大義重視型グループと呼ばれる大衆参加型のグループによる抗議運動が高揚した。このグループの構成メンバーは、労働者、農民、学生、聖職者、中間層など多様であった。アキノ暗殺直後の8月末に結成された「アキノに正義を、すべての者に正義を」(JAJA-以下、「正義」と略)は、その後の大義重視型グループの基本モデルとなり大衆抗議運動を先導する役割を担った。マルコスの早期退陣を目標とすること、そのための手段として大衆抗議運動を重視することは、大義重視型グループに共通する性格であった。「正義」の議長にはタニャーダ、書記長にはディオクノのいずれも元上院議員がついたが、街頭の議会ともよばれるこの大衆抗議運動の高揚は新しい政治指導層を輩出することともなった。この新しい指導層は、専門職や知識人層の中間層が中心であった⁽¹⁰⁾。ところで、「正義」は様々な政治的立場にたつ諸組織がマルコス退陣の要求を共通の基盤として団結した連合組織である。しかし、「正義」の政治指向には、特にタニャーダとディオクノを中心とする指導層の意向を反映して、反米、反帝指向が強く出されていた。「正義」によれば、最終

の目標は、自由と正義と民主主義の確立にあるが、アメリカから軍事、政治、経済の面で援助を受けているかぎり真の自由も民主主義も達成されないのである⁽¹¹⁾。「正義」の反米、反帝指向は、具体的には、米軍基地の存在、軍事援助、外国資本、国際機関による経済介入など、フィリピンに対する外国の介入に反対する政治的立場をあらわしている。しかし同時に留意しておくべき点は、「正義」は諸組織の緩い連合に基づくものであって、なんらかの方針を所属組織に徹底させるような指導体制をとっていなかったことである。米軍基地や外資の問題は、その後、大衆抗議運動を支持する反マルコス勢力間でも大きな争点となり続けたのである。

さて、アキノ暗殺以後、一方で共産主義勢力とそれと関連する左翼系勢力の運動が活発化し、他方でカトリック教会や穏健的ビジネスグループの穏健、保守層のマルコス批判が強まった。両者は、政治指向と政治行動が相違するだけではなく対立関係にあった。こうした状況下で、中間層の政治化は反マルコス勢力の動向を左右する重要な要因であった。中間層は反共という性格はほぼ共有するものの、急進派から穏健派、反米派から親米派までを含み、政治的に統一された勢力ではなかった⁽¹²⁾。内部に緊張・対立関係をかかえた反マルコス勢力の運動が2月政変に結実していくプロセスの検討は次節以降の課題となるが、本節の検討から、アキノ暗殺を契機にして、マルコス体制に対する抗議運動の性格が変質したことを指摘できよう。その中心は、抗議運動全体のなかで反米、反帝といった構造上の問題の重要性が低下し始めたこと、換言すれば、抗議運動がマルコス退陣や民主主義の回復に焦点をあてるものへと変質し始めたことである。

(注)

(1) Philippine Statistical Yearbook 1989. Republic of the Philippines, National Statistical Coordination Board, Table 11.5

(2) Philippine Statistical Yearbook 1979. Table 11.3. and Philippine Statistical Yearbook 1987. Table 11.3.

(3) 津田守「富と貧困と間の存在としてのミドル・クラス」(川田・石井編『発展途上国の政治経済学』東京書籍 1987年 215 ページから217 ページ)

(4) Benjamin B. Domingo Philippine Labor Foreign Service Institute Manila, Philippines 1983. p.95.

(5) B.B. Domingo Ibid. p.93.

(6) 加納弘勝「中東からみたN I C S」(『社会学雑誌』6 神戸大学社会学研究会 1989年 81ページから84ページ)

(7) I L Oの労働統計では、職業分類は、専門・技術職、行政・管理職、事務職、販売職、サービス業従事者、農業従事者、製造業従事者、不明、失業の9つに分類され、職業上の地位は、自営業者・雇用主、雇用者、不払い家族労働者の4つに分類されている。加納は、この職業分類と職業上の地位の交差から、新中間層と旧中間層を定義しているが、それによると、新中間層は、①専門・技術職、②行政・管理職、③事務職で自営業者か雇用主、の3つと定義され、旧中間層は、販売職・サービス業従事者・製造業従事者・及び不明のうちの雇用主か自営業者と定義される。この定義で問題と思われるのは、事務職の雇用者が新・旧いずれの分類にも含まれていないことである。しかし、これまでの中間層

の議論からして、事務職の雇用者も中間層に含めるべきだと考える。なお、本文中の数値は、ILO、Bulletin of Labor Statistics より作成。

(8) Nicolas V. Quijano " Is There Profit in Protest ? " WIO December 14, 1983. p.20.

(9) Letizia R. Constantino The Snap Revolution Quezon City, Philippines 1986. pp.16-17.

(10) M.S. Diokno " Unity and Revolution " in Dictatorship and Revolution Edited by Aurora Javate-de Dios, Petronio Bn. Daroy and Lorna Kalaw-Tirol CONSPECTUS, Metro Manila 1988. pp.134-135.

(11) M.S. Diokno Ibid. p.135.

(12) この点については、次のもの参照。F. Nemenzo The Current Philippine Crisis Delivered at a Joint Seminar of the Department of Political and Social Change and Department of International Relations, 20, October 1983.

*本項で言及したフィリピン人の名前の綴りは以下の通りである。

ジョクノ (Jose Diokno)、アガピト・アキノ (Agapito Aquino)、オンピン (Jaime V. Ongpin)、タニャーダ (Tanada)。

第4節 共産主義運動の展開と挫折

はじめに

フィリピン2月政変はマルコス体制の終焉と民主化を希求する国民各層が結集してなされたものであるが、特筆すべき事実として、フィリピン共産党（NPA）並びにそれと関係が深い急進的左翼系勢力が、2月政変を成功に導いた大衆の蜂起に対して、指導性を発揮することも、それに重大な影響を与えることも出来なかったということがある。軍部の決起を引き金にして形成されたピープルパワーを指導した中心的存在は、政治的観点からすれば穏健的改革派であり、階級的観点からすれば中・上層階級であり、そして国民各層に広範な影響力をもつカトリック教会関係者であった。

この事実は、次の2つの事柄との関連において、特に大きな意味をもっている。第1に、フィリピン共産党はマルコス体制下の厳しい政治状況のなかで最も強力に反マルコス闘争を展開してきた中心的存在だったことである。そもそも戒厳令の目的の1つは共産主義勢力の鎮圧にあったが、事態は逆に、戒厳令以後共産主義勢力の成長をみたわけである。しかし、マルコス体制崩壊の決定的段階においてフィリピン共産党は重要な役割を果たさなかった。このことにより、これらの勢力のアキノ政権への影響力は限定された。このこ

とは、マルコス体制を支える柱として肥大し、特権化と政治化を享受してきた軍部が、一部の反乱から2月政変の一つの立て役者となり、より政治化された勢力へと進んだこととまさに対照的である。

第2に、フィリピン共産党や急進的左翼系勢力は、マルコス体制の打倒とともに、アメリカの帝国主義支配や半封建的構造からの脱却を主要な闘争目標としてきた。フィリピン共産党の創始者シソンによれば、フィリピン社会が直面している基本的諸問題として、アメリカ帝国主義、封建主義、官僚資本主義の3つが挙げられている⁽¹⁾。なかでも、アメリカ企業による経済支配、巨大米軍基地の存在に基づくアメリカ帝国主義と、少数の地主による土地所有を意味する封建主義は、フィリピン社会の半植民地的、半封建的構造の根源の問題として認識されている。この点において、これらの勢力は、独裁政治に代わる民主主義の回復に闘争の主眼をおいてきた穏健的また伝統的な勢力と一線を画してきたのである。2月政変を成功に導いた勢力の多くは、マルコス体制の打倒ということに比べれば、アメリカ帝国主義や封建主義の構造的変革を志向する意識は希薄であった。むしろ、2月政変の歴史的意義はそれが成立した背景の性格によって決定されるものではない。しかしこれらの事実によって、2月政変の革命性が損なわれたとは指摘できよう。つまり、2月政変はマルコスの悪政に起因してきた諸問題を払拭する可能性は開いたが、構造的変革を尺度とした場合の革命性は限定されることとなった。

フィリピンでは韓国と共に、大衆運動の高揚が権威主義体制の崩壊に対して決定的な役割を果たした。本節ではフィリピン2月政変を成功させた大衆運動の性格に関して、フィリピン共産党並びに関連の左翼系勢力がマルコス体制下で反マルコス闘争の中心的存在と

して成長しながらも、2月政変で指導性を発揮しえなかったという問題を取り上げ、フィリピン共産党の戦略、戦術という観点を中心に検討する。この問題はアキノ政権下の政治変動を理解するためにも重要だと考えられるが、これまで十分な解明がなされていない。特に日本の研究の現状は、マルコス体制下の共産主義運動の展開を重要視しながらもそれと2月政変との関連についてはほとんど触れていないか、または、フィリピン共産党が2月政変で指導性を発揮しなかった原因を2・7繰り上げ大統領選挙での選挙ボイコット戦術に直結させてしまう傾向が強い。確かに、選挙ボイコットはその直接の原因であるが、それはフィリピン共産党の戦略や2月政変を成功させた大衆運動の全体的な性格との関連で問われる必要がある。

さて、マルコス政権下における共産主義運動はおおよそ次のような展開を示した。ほぼ1983年頃までは持久的人民戦争を中心とするフィリピン共産党の戦略、戦術が有効であり、これによりフィリピン共産党の成長が促され、フィリピン共産党の政治的影響力が拡大した。しかし83年以降は急変する政治情勢のなかで、伝統的な戦略に固執し持久戦を堅持したことと戦術的な不適應性が原因となり、新しい情勢に対するフィリピン共産党の対応が遅れ、この結果高揚する反マルコス勢力のなかでのフィリピン共産党の孤立化が進んだのである。戒厳令以降の成長にもかかわらず2月政変でフィリピン共産党が指導性を発揮できなかった問題を考える場合、問われるべき課題は大別して次の2つであろう。1つは、持久戦が堅持され続けた背景は何であったのかという問題。これには、フィリピン共産党の指導部の現状認識と政策志向が直接に関係する。もう1つは、83年以降の大衆運動の高揚のなかでフィリピン共産党が急速に孤立化したのは何故かという問題であるが、これ

には、持久戦の堅持がフィリピン共産党の運動全体に与えた影響、フィリピン共産党の運動がもっていた限界、反マルコス感情を共通の基盤とした大衆運動がコリー（コラソン・アキノ）指向というべきものに収斂していったことなどが関係する。

(注)

(1) Amad Guerrero Philippine Society and Revolution Pulang Tala Publication Manila, Philippines 1971. (アマド・ゲレロ (ホセ・マリア・シソンと同一人物) 『フィリピン社会と革命』北沢正雄訳 亜紀書房 1977年 91ページから180 ページ)

また、フィリピン共産党の再建については、以下のものを参照されたい。

David A. Rosenberg "Communism in the Phillipines" Problems of Communism September-October 1984. pp.29-36.

吉川洋子「マルコス戒厳令体制の成立と崩壊」(河野健二編 『近代革命とアジア』名古屋大学出版会 1987年 64ページから73ページ)

第1項 フィリピン共産党の基本戦略—持久的人民戦争

ここではまず、フィリピン共産党の基本戦略である持久的人民戦争の内容を押さえ、この観点からフィリピン共産党の成長の背景と特徴を整理しておく。

持久的人民戦争の必要性は、毛沢東の思想を継承したシソンによって提唱されたものである⁽¹⁾。シソンによれば、フィリピンのような半植民地的、半封建的社会では革命的闘争は武装闘争を主要な形態とする人民戦争でなければならない。この人民戦争は農村から都市を包囲する形で行なう持久戦である。持久戦の必要性は、なによりもマルコス体制を支えるフィリピン軍（AFP）が強大であるのに対し、フィリピン共産党の軍事組織である新人民軍（NPA-1969年創設）が全くゼロからの弱小な勢力として出発しなければならなかったことにある。武装闘争による権力奪取を志向する党にとって、革命の条件は新人民軍がフィリピン軍と互角、あるいはそれ以上の勢力になるのを待たねばならず、それには長期間を要するのである。シソンはフィリピン共産党の闘争を戦略的防御、戦略的対峙、戦略的攻勢の3段階として捉え、さらに戦略的防御の段階では次の2つの課題が決定的に重要であると述べている。1つは武器の調達である。フィリピン共産党は毛沢東思想を基盤としたけれども対外関係は希薄で、武器の調達も自力更正による。その主要な方法はフィリピン軍との戦闘を通して武器を捕獲することである。もう1つは大衆勢力基盤の拡大である。すなわち、フィリピン共産党の闘争に対する大衆の支持を広め、闘争に参加する革命勢力を獲得することである。農村から都市を包囲する戦略の必要性は、フィリピンが農

業国であり、最も搾取され、抑圧されているのが農民であることによる。農民が革命の中心勢力として指導されねばならない。シソンによれば、都市部での闘争は重要であっても農村部に比して副次的なものであり、都市の革命勢力は農村の武装勢力が都市を掌握するまで守勢に立たなければならないのである。留意しておくべきことは、新人民軍の役割についてである。それは単なる戦闘集団ではない。特に戦略的防御の段階では、新人民軍の主な課題は、武装闘争、農地革命、農村根拠地の建設を通じて農民からの支持を広め、革命的闘争に対する動員能力を高めることであり、プロパガンダ組織、政治的組織としての性格を強く有するのである。

以上のような基本戦略としての持久的人民戦争は、2月政変までフィリピン共産党の公的見解によって堅持されたものである⁽²⁾。ところで、この基本戦略が新人民軍の成長に効果的であったことは、戒厳令布告以降の社会状況のなかで新人民軍が着実に成長してきたことから理解される。換言すれば、農村部における武装闘争を最優先とする戦略の妥当性は農村部での新人民軍の成長によって実証されてきたのであり、このことは、持久的人民戦争が堅持され続けたことの根底にある問題として重要なのである。

全国レベルで新人民軍の活動がどの程度広まったかは、その政治的影響力の拡大という点で重要な指標である。先にみた米上院外交委員会調査報告のほかにも、新人民軍の勢力拡大がいくつかの観点から示されている。民族民主戦線（NDF-1973年フィリピン共産党の指導の下で創設された統一戦線組織）の声明によれば、1980年までに新人民軍は26州でゲリラ戦線を確保した。この26のゲリラ戦線は全国各地に広まっており、北部ルソンに4、中部ルソンに7、南部ルソンに2、ビサヤ諸島に7、ミンダナオに6であった⁽³⁾。

83年までにはゲリラ戦線の数45に増大した。また、フィリピン軍は1984年までに全国のバランガイ（行政区域の最小単位）20%が新人民軍の支配下に置かれたか、新人民軍の影響力が浸透したとみていた。

新人民軍の成長の要因は多岐にわたるが、社会経済的要因と新人民軍の側の主体的要因に大別すれば、以下の整理が出来よう。社会経済的要因としては、経済状態の悪化、軍部の権力濫用と人権侵害といった問題が農村部で深刻化したことが特に重要である。マルコス独裁体制は経済開発や政治的安定の実現を政権正当化のきわめて強い根拠とする体制であった。しかし述べたように、農地改革や緑の革命を中心に実施された農村開発は小農の経済状態を悪化させる傾向が強かった。また、開放経済の下で輸出主導型農業は成長したが、外資系アグリビジネスやクローニーの企業集団が大きく富む一方で、それを支える農業労働者の生活は悲惨なものであった。こうした農村の貧困は農民層のマルコス体制に対する不平・不満の根本的な原因となっていた。さらに、軍部の農民に対する人権侵害と弾圧は農民の不平・不満を高めただけでなく、社会変革の手段として暴力への依存を不可避とし、それを肯定する意識を農民の間に覚醒させる要因となった。

新人民軍の成長を促した新人民軍の側の主体的要因としては、新人民軍が貧困や弾圧といった問題から農民を救済する力を備えていたことが大きい。新人民軍関連の資料や調査からは、地域別で部分的ではあるが、新人民軍が農地革命と武装闘争を通して農民の要求に応え、その過程でゲリラ戦線と政治的影響力を拡大してきたことが理解される⁽⁴⁾。農地革命は、地代の引き下げや農業労働者の賃金の引き上げなどの様々な譲歩を地主から引き出すものから、地主の農地の接収とこれら農地の農民への無償配布までを含む。追求さ

れる農地革命の内容は、その地域での新人民軍の政治的影響力の強さに応じて選択されるが、いずれも農民の経済状態の改善を意図したものである。例えば、フィリピン共産党の機関誌アン・バヤン（1984年2月号）によれば、新人民軍による農地革命は中部ルソンにおける小作人の地代をほぼ半分に軽減させることに成功した。また、農作業の手伝いやかんがいシステムの改良に関する援助活動を行なうことなども新人民軍の重要な役割であった。

武装闘争は武器の捕獲を目的としたフィリピン軍との戦闘を別とすれば、農民の敵であると特定された人物に対してなされる。農民の敵の特定は農民の証言による場合もあるし、新人民軍の独自の判断による場合もあるが、牛泥棒、土地や金品の掠奪者、悪徳な軍人、役人、地主などいずれも農民の利害を脅かすものであり、その方法は警告、脅しから殺害までを含む。この武装闘争は、新人民軍が農民の保護者であり、農民の利益に奉仕するものだというプロパガンダ効果をねらいとしたものである。すなわち、農地革命も武装闘争も、農民が日常生活で直面している諸問題の解決を意図したものであり、これはマルコス体制の圧政という状況下では、新人民軍に対する農民の支持を増大させるのに効果的であった。

（注）

（1） シソンによるフィリピン共産党の基本戦略は、「誤りを正し党を再建せよ」（1968年）「われらが人民戦争の特質」（1974年）に示されている。（いずれもアジア太平洋資料センター編訳『フィリピン民衆革命へーフィリピン共産党重要文献集』 れんが書房

1988年)

(2) Ang Bayan (Published by the Central Committee of the CPP) March 1986.

(3) Philippine-Repression & Resistance pp.203-204.

(4) この点については以下のものを参照されたい。

William Chapman Inside the Philippine Revolution-The New Peoples Army and Its Struggle for Power W.W.Norton & Company, New York, London 1987. Chapter 7 and Chapter 8.

Gregg R. Jones Red Revolution - Inside the Philippine Guerrilla Movement Westview Press, 1989. Chapter 16.

"Philippine : The Seven-Year Itch " Far Eastern Economic Review June 29, 1979.

Ang Bayan February 1984.

第2項 フィリピン共産党、新人民軍の運動に関する諸問題

新人民軍関連の資料や調査からは、新人民軍の成長に関していくつかの問題点が存在していたことも理解される。大きな問題としては次の2つがあった。

第1に、新人民軍の全国的規模での活動はフィリピン共産党の政治的影響力を広めたが、特に新人民軍の下級兵士や新人民軍に対する支持者の間ではフィリピン共産党のイデオロギーの浸透が十分でなかったという問題がある。この原因は2つの側面から考えられよう。もともとマルクス主義や毛沢東思想に通じた少数のものを除いて、新人民軍に参加した農民の多くは、貧困、弾圧、軍部による人権侵害などによって日常生活が脅かされ、その結果マルコス体制に対する反感を強めたことを基本的な動機としている⁽¹⁾。新人民軍の農村根拠地の建設のプロセスをみても、まず農民の経済活動を援助したり政権側の弾圧から擁護することなどを通して農民からの信頼、支持を獲得し、その後政治教育によってイデオロギーの浸透を図るというもので、農民の新人民軍への参加の動機がイデオロギーへの傾倒によるものではないこと、並びにイデオロギーの浸透には時間を要することがうかがえる⁽²⁾。次に新人民軍の政治教育の問題であるが、この点に関しては、フィリピンの文化や従来の教育の影響もあり、政治教育を通してシステムとしてのアメリカ帝国主義や半封建的構造を問題視する意識を農民の間に覚醒させることや共産主義思想を浸透させることは容易でなかったようである⁽³⁾。特に、米軍基地の存在やアメリカ企業による経済支配といった面でみられるアメリカの新植民地的支配に対しては、フィリピン共産党

からだけではなく民族主義的観点から様々な批判が加えられてきたが、しかし一般にフィリピン人の親米感情は高く、このこともこの種の教育の浸透を困難なものにさせてきた。言うまでもなく、イデオロギーの浸透の度合いは、フィリピン共産党、新人民軍の運動の基盤の強弱を規定するという意味で重要なものである。

第2に、新人民軍の活動の重要性は主に政治面で評価されるべきものであり、軍事面での新人民軍の成長は、武装闘争を主要な形態とする人民戦争という観点からすれば、未だ不十分なものであった。新人民軍の勢力を85年で15,000人前後としても、ほぼ200,000人を擁するフィリピン軍に対しての軍事的劣位は明らかであった。しかも、新人民軍は武器の不足という問題を抱えていた。新人民軍は主としてフィリピン軍との戦闘を通して武器を捕獲するという自力更正的な方法によってきたが、80年代には勢力の拡張に武器の補充が追い付かない状況が明らかになっていた⁽⁴⁾。83年以後、新人民軍が勢力、武装正規メンバー、フィリピン軍との交戦回数とその規模のいずれでみても急速に軍事力を拡大したのは確かである。この点に関し、2月政変前のフィリピン共産党の公式見解は、数年で「戦略的対峙」の段階に移行するというものであった⁽⁵⁾。しかし、新人民軍の軍事力の制限のなかで、持久的人民戦争のモデルに従えば、2月政変前フィリピン共産党はマルコス体制打倒のための早急な行動に出るような状態ではなかった。

さて、以上のような問題があったとはいえ、持久的人民戦争という戦略それ自体は新人民軍の成長と影響力拡大に対して、2月政変前まで基本的に効果的であり続けたと言ってよい。また、81年の戒厳令解除も新人民軍の活動をはじめとするフィリピン共産党の運動に対して否定的な影響を与えたわけではなかった。むしろ、戒厳令解除後もマルコス体制

の独裁的性格が変わらず、そのなかで穏健派勢力の無力さが露呈されたことが大衆の急進化を促し、このことがフィリピン共産党の基盤強化につながった。しかしながら言うまでもなく、持久的人民戦争の妥当性は反マルコス運動全体の動向との関連で理解されねばならず、この意味で83年8月のベニグノ・アキノ暗殺事件によって急変した政治情勢の性格を捉えておく必要がある。以下ここでは、その基本的性格とそれが従来のフィリピン共産党の闘争とどのような関係にあったかについてまとめておく。

アキノ暗殺事件はフィリピンの政治情勢を急変させるほど大きなインパクトをもつ事件であったが、それを契機に生じた新しい政治情勢は以下の4つの側面から構成されるものであった。第1は、中間層、ビジネスエリート、カトリック教会関係者ら、従来基本的にはマルコス体制を支えてきた勢力の反マルコス色が鮮明になったことである。第2は、未組織の大衆の大衆抗議運動への参加が顕著になったことである。第3は、首都マニラを中心とする都市部で反マルコスの気運が急激に上昇したことである。そして第4は、アキノ暗殺以後反マルコス運動に参加した人々の多くは、マルコス独裁体制の早期終結を願う強い感情を共通にもっており、そのための効果的な闘争として、大衆抗議運動とともに選挙にも強い期待を抱いたことである。

ところで、これらの諸側面にみられる要素、つまり階級的には中・上層階級、地域的には都市部、そして闘争の方法に関しては特に選挙は、それまでのフィリピン共産党の闘争のなかでは副次的な重要性しか与えられてこなかった領域にほぼ相当する。フィリピン共産党の持久的人民戦争では、農村部での武装闘争が闘争の主要な形態であった。換言すれば、アキノ暗殺以後新しく政治的意味を有するようになった領域は、従来フィリピン共産

党の政治的影響力がほとんど及んでいなかったか、及んでいても十分ではない領域であった。

民族民主戦線はフィリピン共産党の指導の下に広範な反マルコス勢力の結集を図った統一戦線組織であり、その活動を通して、上記の問題に関連する都市部での統一戦線の一定の成果と限界を明らかにすることが出来る。都市部での闘争は一時後退を余儀なくされたが70年代後半より再び活発になった。この基本的背景としては、戒厳令下の開発体制の歪みや弾圧体制がマルコス体制に対する不満層を不断に増大させたことがある⁽⁶⁾。闘争の中心となった主勢力は、聖職者、労働者、学生であるが、民族民主戦線は地下組織の強化と大衆抗議運動の組織化を通してこれらの勢力に対する影響力を強め、統一戦線の拡大を促した。このことは、民族民主戦線の創立メンバーの1つで72年キリスト教左派によって結成された「キリスト教民族解放」の成長や、民族民主戦線のメンバーではないが民族民主戦線の影響を強く受けた組織の結成と成長にみる事が出来る。後者には例えば、急進的労組「5月1日運動」(KMU - 80年5月に結成、メンバーは結成時の5万から86年までに約50万に増大)や「フィリピン学生連盟」(LFS - 77年結成、85年までに約2万のメンバーと全国245の支部)がある。特に、「5月1日運動」の結成は労働運動と統一戦線の1つの大きな到達点と言えるものであった。

共産主義と左翼に敵対的な立場をとる上層階級はともかく、中間層との協力や提携は統一戦線の成長を左右する大きな要因であった。しかし、民族民主戦線はそれまで中間層の支持を獲得することに成功せず、このことは統一戦線の拡大にとって大きな問題となっていた⁽⁷⁾。この現象の原因はいくつかある。まず、民族民主戦線自身統一戦線の基礎を労

農同盟に置く立場を堅持してきたことがある。そしてまた民族民主戦線からすれば、中間層は革新と反動の2重の階級性をもつものとして、全面的な信頼関係を結べるような対象ではなかった。次に、全体としてみれば、中間層は戒厳令以後の開発体制の受益者でありマルコス体制を容認してきたことがある。中間層の反マルコス色は80年代に入って徐々に強まった。もう1つは、民族民主戦線とフィリピン共産党の関係に求められるであろう。制度的にはフィリピン共産党は民族民主戦線の一構成要素にすぎず、また77年には広範な社会層の要求に応えるべく民族民主戦線の10項目要項が修正された。しかし実質的にはフィリピン共産党が民族民主戦線の主導権を握ってきた。このことは反共意識の強い中間層や反マルコスでは一致できても他の面で利害や性格を異にする中間層にとって、民族民主戦線を受け入れがたいものにしてきた。地域的にみれば、中間層が最も多く集中しているマニラでの民族民主戦線の統一戦線が他地域に比べて立ち遅れていた⁽⁸⁾。また一般にマニラを中心とする都市部では反共意識が強く、また共産主義に対する恐れ、不安が広く蔓延していたことも統一戦線の障害になってきたことには留意しておく必要がある⁽⁹⁾。

83年頃までの政治情勢のなかで都市部でのフィリピン共産党の政治的影響力が農村部に比して立ち遅れていたことは、フィリピン共産党の闘争の性格を考えても当然ではあるが、しかしこのことは83年以後反マルコスの気運が特に都市部で高まったこととの関連で重要であった。また、中間層を中心に、フィリピン共産党、民族民主戦線との関係が希薄なあるいは対立するような社会勢力が積極的に反マルコス運動に参加し始めた。従来フィリピン共産党の影響力が希薄だった領域で反マルコス運動が急速に高揚したこの新しい政治情勢は、持久的人民戦争の妥当性を含め、反マルコス運動全体のなかでのフィリピン共産

党の闘争の方法について新たな対応を迫るものであった。

(注)

(1) 新人民軍への農民の参加の動機については以下のものが参考となる。

野村進『フィリピン新人民軍従軍記』 暁社 1981年

(2) Philippine Research Center New Peoples Army of the Philippines 1981.

(3) W.Chapman Inside the Philippine Revolution-The New Peoples Army and Its Struggle for Power W.W.Norton & Company, New York, London 1987. pp.140-142.

(4) この点については、Gareth Porter " Philippine Communism after Marcos " Problems of Communism September-October 1987. pp.15-17.

(5) Ang Bayan March 1986.

(6) 都市部での闘争については、次のもの参照。 " Preparing for Revolution-The United Front in the Philippines " Southeast Asia Chronicle Issued No.62. 1978. pp.6-13.

(7) F.Nemenzo Rectification Process in the Philippine Communist Movement Revised version of a paper prepared for Seminar-Workshop on " Armed Communism in Southeast Asia " Institute of Southeast Asian Studies, Singapore 17-19 November 1982. pp.21-22.

(8) " Marx, Mao and Marcos " Far Eastern Economic Review 21, November 1985. pp.56-57.

(9) Karina Constantino-David " The New Politics : Lessons from the Democratic Struggle in the Philippines " in Transnationalization, The State , and The People : The Philippine Case Part II Working Papers of the United Nations University, Asian Perspectives Projects, 1985.

第3項 2月政変とフィリピン共産党

(1) 持久的人民戦争の堅持

2月政変とフィリピン共産党との関係をフィリピン共産党の戦略という観点から考える場合、最も本質的な問題は、マルコス独裁体制打倒のための早急で効果的な闘争を多くの人々が望み、戦闘的な行動も辞さない程度に益々政治化されてきた段階で、フィリピン共産党が持久戦の立場を堅持し、このためにフィリピン共産党が大衆の要求に応える戦略、戦術を提供し得なかったことにある。

戦略としての持久戦は党指導部の方針として堅持されてきた。党指導部の組織構造について述べておくと、党の最高決議機関はほぼ30名の幹部からなる党中央委員会である。そしてそのなかに、11名の幹部から構成される政治局 (Political Beureau) と5名の幹部から構成される執行委員会がある。通常の状態では、党の方針に関する実質的な指導権は執行委員会によって行使される。ただし、党の戦略に関する重大な決定がなされる場合には、執行委員会は政治局と協議することが要件とされている⁽¹⁾。

さて、持久戦は党全体の方針として堅持されてきたが、この戦略に関しては、党指導部と下級幹部や地方の幹部との間で意見の相違や対立が度々生じてきた。この経緯を検討することによって、党指導部が持久戦を堅持してきた背景に関するいくつかの要因を抽出す

ることが出来る。ここでは以下の2つの問題を取り上げる。

その第1は、70年代後半から末にかけて中央委員会とマニラ支部との間で生じた対立である⁽²⁾。根本的な争点はフィリピン共産党の闘争全体において都市部での闘争がどのような役割を果たすべきかに関してであった。マニラ支部の見解では、都市部での闘争の役割は農村部のそれに比して必ずしも副次的である必要はないし、農村部の状況とは関わりなく都市部それ独自の闘争を展開させることも重要である。こうした考え方がでてきた背景には、都市部での具体的な闘争方針が党指導部によって必ずしも明示されていなかったこと、農村部での闘争の成長が緩慢であったこと、都市部で反マルコスの気運が確実に成長していたことなどがある。方法的には、合法、非合法のあらゆる手段を用い、反マルコスの立場に立つあらゆる勢力と協力して闘争を展開することが必要とされた。直接の争点は78年の「暫定国民議会」選挙に対する党の対応に関してであった。マニラ支部は旧野党の政治家たちとの協力関係の下に選挙に参加する立場をとったが、中央委員会は選挙ボイコットを党の方針として決定したのである。中央委員会のマニラ支部に対する批判や対応を通して、党指導部の考え方や行動のいくつかを抽出することが出来る。まず、選挙という合法的手段への参加は党の闘争の前進にはならないという認識。党の戦略にとって選挙の重要性とは、選挙という穏健的手段の無力さを主張し、党の闘争の有効性を大衆に浸透させて大衆の急進化を促すことにある。このこととも関連するが、次に改良主義的政治家やブルジョア改良主義者との同盟を右翼日和見主義と捉える認識。中央委員会によれば、党の闘争はマルコス独裁体制だけではなく、アメリカ帝国主義や封建主義の構造変革を志向するものであり、合法的手段や改良主義的政治家との同盟によってこれらの党の目標が

実現すると考えるのは幻想にすぎない。明らかのようにこれらの認識はシソンが「誤りを正し党を再建せよ」のなかで旧共産党（PKP）の都市型、議会型の活動に対して行なった批判と同様な立場に立つ。つまり、党指導部の考え方は毛沢東思想を正統的に継承したものに基づくものであったと捉えることが出来る。マニラ支部と中央委員会の対立は、マニラ支部がボイコット路線を拒否し、さらにサラス新議長（77年シソンに代わって議長に就任）を批判したことで深刻な対立に発展したが、結局は不満分子の追放や肅正で收拾をみた。しかし、選挙や非共産主義者との同盟といった党の闘争にとって重要な問題が、この対立を契機にして党指導部によって十分吟味されることはなかった。選挙に対する以上の認識は86年の2・7大統領選挙まで基本的に継承されたのである。

第2は80年代特にアキノ暗殺以後、ミンダナオを中心に都市部での蜂起（insurrection）による、革命を構想する動きが増大したことである。党中央委員会は80年に、革命の早期達成を図るべく武装闘争路線を強化したが、その一環として都市部への新人民軍の侵入と都市ゲリラ闘争が開始された。従来、都市部は新人民軍の進出が難しいものと想定されていたが、特にミンダナオのダバオは貧困なスクウォッター地区（不法居住区）が多く存在することもあって都市貧民を中心に新人民軍の急速な拡大がみられた⁽³⁾。ダバオでの成功を契機に新人民軍はミンダナオをはじめネグロス、ビサヤなどのいくつかの主要都市へ進出した。この結果、都市部でも大衆の政治化、急進化が進んでおり、また武装闘争が有効であることが示された。都市部での蜂起の構想はこの都市部での新たな展開が主たる要因になった。またこの動きは、農村部での軍事面での新人民軍の成長が緩慢であったことも関係している。それは農村部での武装闘争を優先する革命的闘争の展望を非常に不鮮

明なものにさせていた。蜂起の構想は、政府機能を事実上麻痺させることをねらいとした主要都市における一斉蜂起である。それは、通常の経済活動、交通、コミュニケーションを麻痺させる大衆の行動と、軍事施設を破壊し、公共の建物を占領し、政府役人、政治家を一掃する新人民軍の活動との連合よりなる⁽⁴⁾。84年の終わり頃から大衆抗議運動としてゼネストが各地で行なわれるようになったが、蜂起の構想から言えば、ゼネストは革命的雰囲気醸成し大衆の政治化を促して都市部での将来の蜂起を準備するという意味合いをもった。

都市部での蜂起を主張する党员の間でも85年の段階では、ゼネストはフィリピン南部、中部に集中しており、主要都市での一斉蜂起の条件はまだ十分でないといえられていた。一斉蜂起の時期としては3年から5年後が一般に想定されていた。

しかし、党指導部の態勢は、持久的人民戦争の基本モデルを堅持して、都市部での蜂起という構想を受け入れることはなかった。党指導部は都市部での大衆の政治化とゼネストを闘争の重要な発展と捉えつつも、それらを「戦略的対峙」への移行を速めるためのものとみなし、農村部での武装闘争に主眼を置くことを変えなかった。ところでこの背景の一因を、党指導部が都市部での未組織の大衆の政治化と政治力を過小評価してきたことに求める党内部からの見解があるが⁽⁵⁾、この視点は重要だと考えられる。それによると、政治情勢の評価に関し、党指導部は組織化された勢力と強い支持者だけを考慮し、特に都市部の未組織の大衆の政治力を過小評価する傾向が強く、これが主因となって闘争の原動力を農民に置く伝統的な戦略に固執することとなった。確かに、2月政変を成功に導いた大衆の蜂起は、多くは未組織の大衆の自発的な行動によって構成された。しかもそれは大衆

の政治化、急進化が遅れているとみられたマニラで、将来的に展望された都市部での蜂起にきわめて類似した形で起きたのである。

以上のことから言えることは、党指導部は長期に渡り、毛沢東思想に基づく持久的人民戦争の基本モデルに固執し続けたということである。基本モデルへの固執は流動する政治情勢の評価を機械的なものにしがちであろう。そしてまた、持久戦が堅持された背景には、党員全体からみればごく少数の幹部が実権を握っているという組織上の問題があった。

(注)

(1) G.Porter " Philippine Communism after Marcos " Problems of Communism September-October 1987. pp.22-23.

(2) G.Jones Red Revolution-Inside the Philippine Guerrilla Movement Westview Press, 1989. Chapter 16.

(3) アジアウィーク誌によれば、ダバオの157のバランガイのうち34が、ほぼ3人に1人が新人民軍の影響下に置かれた。特に、アグダオやマンダグなどの大きなスクウォーターはほぼ完全に新人民軍の支配下に置かれるまでになった。

"Murder City" Asia Week 13, September 1985.

(4) W.Chapman Inside the Philippine Revolution-The New Peoples Army and Its Struggle for Power W.W.Norton & Company, New York, London 1987. pp.175-176.

(5) Marty Villabos Where the Party Faltered-An Analysis of the Snap Polls and the February Uprising pp.5-9. 発行所 発行年不明

(2) 統一戦線の成果と問題点

2月政変とフィリピン共産党との関係を考える第2の視点は、統一戦線の成果に関してである。統一戦線の面では、アキノ暗殺後の中間層の政治化は、民族民主戦線（NDF）にとって特にマニラでの統一戦線を強化、拡大する好機を意味した。アキノ暗殺後、中間層を含む広範な社会層が既述した「大義重視型グループ」（COG）とよばれる大衆参加型のグループに結集した。民族民主戦線が「大義重視型グループ」を通して統一戦線の強化、拡大に一定の成果を取めたことは、84年の大衆抗議運動の中心となった「民主主義回復のための組織連合」（CORD）の性格からみれる。「民主主義回復のための組織連合」を構成する組織には、「アキノにすべてを、すべてのものに正義を」（JAJA）、「8月21日運動」（ATOM）の他、「5月1日運動」（KMU）やフィリピン共産党の影響を受けている宗教組織などが含まれている。そして、「民主主義回復のための組織連合」を構成する組織の多くは、マルコス独裁体制だけではなく、米軍基地問題、アメリカ企業による経済支配、その他の民族主義的諸問題に焦点を当てた大衆運動を推進することの必要性を認識していた。全体として「民主主義回復のための組織連合」の政治的立場はフィリピン共産党と類似していた。「民主主義回復のための組織連合」は民族民主戦線がマニラで統一戦線を拡大する基盤でもあった。民族民主戦線は大衆動員力を主な武器に「民主主義回復のための組織連合」を通して中間層や広範な社会層への接触を試みた⁽¹⁾。「民主主義回復のための組織連合」は84年の国民議会選挙ではボイコット運動の先頭に立ったが、民族民主戦

線はこのなかで中心的役割を果たした。

85年3月には「新民族主義者同盟」（BAYAN - 以下、「新同盟」と略）が結成された。

「新同盟」は「民主主義回復のための組織連合」を発展、拡大した組織である。それまでの「大義重視型グループ」はいずれも諸組織の緩い連合体であったが、「新同盟」では単一の指導体制の下で組織の統合が図られ、組織の方針が所属団体すべてに徹底されることとなった。「新同盟」の結成は大衆抗議運動の指導者であるタニャーダ、ジョクノ、アガピト・アキノらが中心となって行なわれたが、民族民主戦線もまた「新同盟」の結成に大きく関わった。それは、83年、84年の大衆抗議運動と統一戦線の一定の拡大をみて、さらに統一戦線を拡大しようとするフィリピン共産党の意向を受けたものであった。

「新同盟」の結成に関して、フィリピン共産党は2つの大きな目的を持っていたといわれる⁽²⁾。1つは、「新同盟」を通してより多くの非共産主義勢力を民族民主戦線の統一戦線に動員することである。もう一つは、「新同盟」主導の下で大衆抗議運動と労働運動の連携を図り、より大規模で戦闘的な反マルコス闘争を展開することである。ゼネストはその主要な方法の1つであった。

「新同盟」の結成は2月政変以前の大衆抗議運動の大きな結実であった。しかし、統一戦線という観点から考える場合に重要なのは、全国的規模での勢力拡大にもかかわらず「新同盟」がマニラでは統一戦線の強化と大衆動員力の増大という課題に十分な成果を上げられなかったという事実である。この原因は、結成当初「新同盟」に加わった、著名で大きな社会的影響力をもつ指導者やいくつかの組織が結成後間もなく「新同盟」を脱党したことにある。脱党した指導者には、ジョクノ、アガピト・アキノ、そしてマカチ実業界の

指導者の一人ハイメ・オンピンなどがある。彼らは中間層をはじめ広範な社会層の信望を得ていた指導者で、民族民主戦線のマニラでの統一戦線は彼らとの同盟如何によるところが大きかった。また、組織としては、「8月21日運動」をはじめ中間層を代表する組織が脱党した。この内部分裂は、民族民主戦線の統一戦線の大きな障害となった。かれらの脱党の原因は、「新同盟」の主導権を握ろうとするフィリピン共産党の権力的横暴に対する反発であった。85年5月に「新同盟」の第一回全国評議会が開催されタニャーダが議長に選出された。この全国評議会の場で、「新同盟」を自分の支配下におこうとするフィリピン共産党の動きが顕在化し、様々な政治団体の代表権をめぐる利害対立が生じたのである。結果として、民族民主戦線は全国評議会の132の議席のうちの29議席を獲得し、また多くの地方支部の主導権もフィリピン共産党や民族民主戦線の幹部によって掌握された。しかしこのことは、他の政治的立場を異にする団体、社会階層の反発を招き、「新同盟」の分裂をもたらしたのである⁽³⁾。

一般にフィリピン共産党は共産主義思想以外の思想を認めようとせず、しかも他の組織を常に自らの支配下に置こうとする独断的態度を強くもっており、このことがアキノ暗殺以後の政治情勢のなかでも統一戦線の妨げとなったことは度々指摘されている⁽⁴⁾。「新同盟」のような大衆組織との接触を通してフィリピン共産党のそうした性格が緩和されるとの向きもあったようであるが、しかし、「新同盟」の分裂はフィリピン共産党の独断的態度が未だ強いことを示すものであった。一方で「新同盟」はフィリピン共産党の主導下で急進化し、2月政変までの短期間に公称1,000団体、メンバー200万人と全国レベルで急速に拡大した。しかしその反面、マニラでの統一戦線の行き詰まりという代償があった

のである。85年 8月には「新同盟」から分離したグループがアガピト・アキノらを指導者として、新たにバンディエーラ (BANDILA) という大衆組織を結成した。バンディエーラは、自身をマルコス独裁とともに極左の専制主義に対するオルタナティブと位置付ける。バンディエーラは、大衆抗議運動を重視し、外国支配からの解放や社会的不平等の是正を指向する。しかし、バンディエーラは合法野党勢力との協力・同盟の必要性も認める。この点で、バンディエーラの結成は明らかに当初「新同盟」に結集した勢力が急進派と穏健派に分裂したことを意味したと言えよう⁽⁵⁾。このことは、8月21日のマニラでのアキノ暗殺2周年集会在「新同盟」とバンディエーラによる分裂集会となったことに端的にあらわれている。前者のシンボルカラーは赤で集会参加者は約4万人、後者のシンボルカラーは黄色で参加者は約3万人であり、このことはマニラでの「大義重視型グループ」が急進派と穏健派にほぼ二分されたことを示すものであった。そして、中間層の大半はバンディエーラに結集した。2・7大統領選挙でも、「新同盟」はボイコット、バンディエーラは参加と対応が分かれた。マニラでの民族民主戦線の統一戦線の行き詰まりは、2月政変がマニラを舞台にして成立しただけに大きな問題であった。

(注)

(1) " The Left Reaches out to the Moderate Opposition " Far Eastern Economic Review 4, April 1985.

(2) Larry A.Niksich The Communist Party in the Philippines and The Aquino Government: Responding to the New Situation Prepared for a Conference on

" Crisis in the Philippines " Sponsored by the Washington Institute for Values in Public Policy, April 30-May 1, 1986.pp.5-7

(3) W.Chapman Inside the Philippine Revolution-The New Peoples Army and Its Struggle for Power W.W.Norton & Company, New York, London 1987. pp.222-225..

Bernardo M. Villegas "The Philippines in 1985" Asian Survey Vol.XXVI, No.2. February 1986. pp.130-131.

(4) Alex Magno " Revolution within the Revolution: The Left and the Aquino Government " Diliman Review Vol.34, No.5 & 6. 1986.

(5) B.M.Villegas op.cit. p.131.

(3) ボイコット戦術の背景と帰結

2・7大統領選挙においてフィリピン共産党は選挙ボイコット路線を採択し、フィリピン共産党との関係が強い「新同盟」など急進派左翼系勢力も同様の立場に立った。この選挙ボイコットは2月政変でフィリピン共産党が指導性を発揮できなかった直接の原因である。それは選挙期間中、左翼系勢力の孤立化を招来し、さらに選挙後の状況に対するフィリピン共産党の対応を遅らせたからである。

政変後の5月にフィリピン共産党はボイコット路線を公的に誤りであったと認めたが、その自己批判の中で強調されたのは、選挙の時点での政治情勢に対する評価が十分でなかったことである。それによると、マルコス体制を支えてきた支配層内部の分裂（アメリカやフィリピン軍内部の反マルコスの動き）、アキノを中心とする穏健的改良主義者達の政治力と決意、大衆一般の強い反マルコス感情と政治化などに対する政治的評価が十分でなかった。このため、大統領選挙に対して、マルコスが不正選挙によって勝利する、アメリカはマルコスを支持し続ける、この選挙に参加することはマルコス体制に合法的、民主的装いを与えることになる、大衆の多くはボイコットに賛同する、大衆抗議運動は選挙後左翼系勢力に傾き急進化する、などの従来と同様な機械的な分析がなされ、これによりボイコット戦術が正当なものとしてされた⁽¹⁾。この点に関して、共産党員から戦術的に選挙への批判的参加が必要であったことが強調されている。それは、選挙に積極的意義を認めた上で大衆と共に選挙戦を展開してこそ、その後の大衆の運動に対して指導性を発揮し得たで

あろうとの認識である。誤りの根源のもう1つは、「民主集中」(democratic centrism)の組織原理の理解と適用において誤っていたというものである⁽²⁾。フィリピン共産党は民主集中の組織原理の下での政策決定や運動実践における柔軟な組織運営を標榜してきたが、党中央指導部の少数が実質的な政策決定権を掌握しているという非民主的な組織体質の一面が明らかになりつつあった。ボイコット戦術の決定に関してはこの側面が顕在化した。党の戦略に関する重要事項であるにもかかわらず、党の中央委員会の執行委員会が政治局との協議なしにボイコット戦術を決定した。ボイコットの決定は、執行委員会を構成する5名の幹部のうち、ボイコット賛成3名、反対2名の結果であった。当初よりボイコット戦術に対しては反対の意見も強かった。84年の国民議会選挙でのボイコット戦術が成果を上げられなかった過去の経験もあった⁽³⁾。また、選挙戦の展開の過程でボイコットを見直そうとする動きも増大した。反対派は大衆の多くが熱狂的に選挙を支持している状況が明らかになるにつれてボイコットが左翼系勢力の孤立化につながることを危惧した。しかし選挙まで党指導部はボイコット反対派の意見を考慮せず、急速に変化する政治状況の中で柔軟な対応を示すこともなかった。

ボイコット戦術は選挙戦の展開の過程で急速に左翼系勢力の孤立化や内部分裂を招来した。選挙戦に参加するために「新同盟」を離脱するものが相次いだ。「新同盟」のボイコット路線にもかかわらず、「新同盟」の地方支部のいくつかはアキノ支持の選挙戦を展開した⁽⁴⁾。ところで「新同盟」のボイコット路線は米軍基地協定の即時撤廃や農地改革の実施などの諸要求がアキノ側に拒否されたことを受けて決定されたものである。当初「新同盟」は諸要求が受け入れられれば選挙に参加することを表明していた。しかし実際はボ

イコットの決定は事前に行なわれており、諸要求はそれが受け入れられないことを予想したうえで、ボイコットの正当性を内外に承認させるためになされたようである⁽⁵⁾。

以上、持久的人民戦争、統一戦線、選挙ボイコットの戦略、戦術を通して、2月政変とフィリピン共産党の関係をみた。アキノ暗殺以後急変した政治情勢のなかで、フィリピン共産党はゼネストや統一戦線を通して大衆運動の高揚と影響力の拡大に一定の成果を上げた。しかし農村部での武装闘争に重点を置く従来戦略を堅持し続けたために、高揚した反マルコス運動全体のなかで主導権を握ることが出来ず、むしろそのなかでのフィリピン共産党と左翼系勢力の孤立化が深まった。この現象には、持久的人民戦争の基本モデルに固執し続け、急変する政治情勢に対して的確な判断が出来なかった党指導部の硬直的思考と、組織内外に対する独断的態度が深く関わっている。

しかし同時に考慮しておかねばならないのは、2・7大統領選挙はある意味でフィリピン共産党の予想どおりの結果となったことである。つまり、マルコスが不正選挙によって勝利し、選挙という穏健的手段の限界が露呈された。また、不正選挙に直面して大衆がより政治化、急進化する素地がつくられた。フィリピン共産党の予想と大きく食い違う事態は選挙後に起こった。フィリピン共産党の予想では、不正選挙に幻滅した大衆は左翼系勢力に傾き急進化するはずであったが、しかし事態はそれとは異なり、選挙に参加した人々を中心とした大衆は野党大統領候補者コラソン・アキノが主導する非暴力的不服従運動の下に結集していったのである。この現象は選挙戦でのフィリピン共産党の孤立化と選挙後の対応の遅れが関係しようが、同時にアキノ暗殺以後急速に高揚し、大統領選挙から2月政変にかけて主役を演じた大衆運動の性格という観点からの分析を要する。この観点はフ

フィリピン共産党が2月政変で指導性を発揮できなかった問題だけでなく、2月政変との関連を通してフィリピンの共産主義運動の特徴を把握するためにも欠かせない観点である。

(注)

(1) 『アン・バヤン』1986年5月号「ボイコット戦術は間違っていた」(アジア太平洋資料センター編訳『フィリピン民衆革命へーフィリピン共産党重要文献集』れんが書房1988年)

(2) Ang Bayan June 1986.

(3) "Marching to the Beat of an Opposition Drum" Far Eastern Economic Review 24, May 1984.

(4) 例えば次のものを参照。

"The Mood in Mindanao" Far Eastern Economic Review 30, January 1984.

(5) Larry A. Nixsch The Communist Party in the Philippines and The Aquino Government: Responding to the New Situation Prepared for a Conference on "Crisis in the Philippines" Sponsored by the Washington Institute for Values in Public Policy, April 30-May 1, 1986. p.10.

第5節 2月政変を成功させた大衆運動の性格

2月政変を成功させた大衆運動の最も根本的な原動力は、選挙によってコラソン・アキノを大統領にすることであった。彼らが希求したのはマルコスに代わるコリーであり、それは独裁、強権的支配の終結を、腐敗に代わる誠実を、抑圧に代わる自由を意味した。このことは大統領選挙の争点をみても明らかである。アキノ陣営の政治的立場はマルコス体制の独裁的性格それ自身を専ら糾弾するものであり、汚職や腐敗の体質、隠し財産、抑圧やテロなどが糾弾の対象であった。これに対して、米軍基地問題や農地改革といった構造上の問題に対する政治的立場は明確でなかった⁽¹⁾。つまり、2月政変を成功させた大衆運動の原動力は「反マルコス」を共通の基盤としたコリー指向であり、アキノを支持した人々にとってアキノが上記のような問題に対してどのような政治的立場に立つかは当面問題とはならなかった。また、2・7大統領選挙でアキノ陣営の基盤となったのは、「民主・人民の力党」と「民主野党連合」などを中心とする穏健的改革派であった。アキノ暗殺以後反マルコス色を鮮明にし始めた中間層やビジネスエリート、カトリック教会関係者の多くがアキノ支持者であった。選挙に対する国民の高い期待は、アメリカ型の民主主義を長年受け入れてきたフィリピンの伝統的な政治文化にも規定されようが、83年以降の政治情勢との関連で見れば、社会的な影響力をもつ教会やビジネスエリートなどの政治化が大きな要因となったと言えよう。選挙に対する期待は、84年の国民議会選挙で示された。

この選挙に関しては、ボイコット派と参加派の運動が激しく展開された。ボイコット派は、マルコス体制下では不正選挙が行なわれることや、大統領に事実上の立法権があるかぎり、選挙への参加はマルコス体制に形式的な合法性を与えるだけで、その独裁体制を変えることは出来ないことなどを主張した。しかし、国民の多くは選挙への参加を選択した。特に、首都マニラでは、選挙に対する強い期待が示された。また、この選挙では、「自由選挙のための国民運動」(NAMFREL)の活動によって比較的公正な選挙が行なわれ、多くの野党進出がはたされた。このことによって、選挙に対する期待はさらに高まったと言えよう。2月政変を成功させたピープルパワーは、選挙に参加した人々が、不正選挙の現実と直面したことを契機に、マルコスとの全面的な戦闘に結集していった過程を通して形成されたものである。選挙民にとって選挙はマルコス独裁体制を終結させるための最後ともいえる手段であった。大統領選でのマルコス退陣の要求は予想以上に大きく、このことがマルコス側が露骨な不正行為を行なう原因ともなった。不正な選挙によるマルコスの勝利は、選挙にかけていた選挙民の怒りを爆発させ、これが選挙後の不服従運動の高まりにつながっていったのである。

さて、大衆運動が「反マルコス」を共通の目的としたコリー指向と言うべきものに収斂していく過程は、アキノ暗殺以後の政治情勢との関連で捉えられる。まず、大衆のコリー指向の背景として、未組織の大衆を含む反マルコス運動の高揚がアキノ暗殺によって触発された意味を考えておくべきであろう。述べたように、大衆運動の高揚の最も根本的な原因は、アキノの殉死に対する大衆の悲しみと怒りであった。この怒りは、マルコス体制を背後から支えてきたアメリカの経済的、軍事的支配やフィリピン社会の半封建的構造に関

連する問題に触発されたものではない。アキノ暗殺によって触発された大衆運動は反米や反封建の問題に主眼を置く闘争へと発展する内的必然性を有するものではなかったからこそ、フィリピン共産党や民族民主戦線からすれば、こうした大衆の怒りを統一戦線の強化を通して指導していけるかが大きな課題だった。マルコスに対する大衆の強い怒りの感情は、そのままマルコス体制の犠牲者であるコリーへの支持、指向へと収斂することが容易な性質のものであった。

次に、アキノ暗殺以前の大衆運動の中核は学生、労働者、聖職者などであり、それらはフィリピン共産党と民族民主戦線の影響を強く受けていた。アキノ暗殺後政治化した勢力のうち、保守・穏健派とカトリック教会がなによりも恐れたのは大衆の急進化と左傾化であった。かれらはそれを阻止するために、政情の安定と民主主義の回復を求める運動を先導した。第3に、反米、反帝を最も強く主張してきた左翼系勢力が統一戦線の失敗や持久的人民戦争の堅持によって、反マルコス勢力のなかで孤立化したという事情があった。そして第4に、アメリカの影響力があった。

80年代における反マルコス勢力の増大はアメリカにとって憂慮すべきことであった。まずなによりも共産主義勢力の急成長があった。同時に、中間層やカトリック教会が新たに反マルコス色を強めてきたこともアメリカにとって憂慮することであった。アメリカからすれば、共産主義勢力の成長は阻止しなければならなかったし、反マルコス運動の高揚については、それが反米的になることを防ぐ必要があった。みてきたように、フィリピンに対するアメリカの主要な関心は、2つの米軍基地と経済的利益の獲得である。アメリカからすれば、こうした利益を擁護する政権が安定していることが最も望ましい。マルコスは

基本的にアメリカの利益を擁護してきたが、反マルコス気運の高まりのなかでマルコスを支援し続けることは、反米勢力を増大させる懸念があった。こうした事態を打開するものとしてマルコスに対するアメリカからの改革要求が強まったが、その中核は、軍の改革と政治体制の民主化であった⁽²⁾。前者では、効果的な反乱軍鎮圧組織の育成が、後者では、諸制度の民主的改革と公正な選挙の実施が主な内容であった。明らかなように、新人民軍の勢力拡大阻止と、民主化を通しての政権の安定がねらいである。マルコスは軍部に対する支配力の低下を恐れて軍改革にはほとんど着手しなかった。これに対して、大統領選挙の繰り上げ実施は、アメリカの民主化要求に応えたものである。アメリカからすれば、選挙はマルコス陣営と野党陣営のどちらがアメリカにとって望ましいかを見極める機会であった。

ところで、来るべき大統領選に備えて、84年11月にアキノ、ハイメ・オンピン、タニャーダを主要な指導者として「招集者グループ」(CG)が結成されたが、「招集者グループ」の政策綱領には、米軍基地の撤去、共産党の合法化、農地改革の実施などが含まれていた。この「招集者グループ」の政治的立場はそれと「民主主義回復のための組織連合」(CORD)との関係が密接であったことを反映している。「招集者グループ」が当初有していたこの政治的立場は、大統領選挙で野党陣営が、大統領候補アキノ、副大統領候補「民主野党連合」のラウレルに一本化される過程で大きく修正された。軍事基地協定は91年まで遵守となり、農地改革に対する立場は明言されなかった。つまり、最終的に野党陣営の立場はマルコス体制そのものを糾弾するものへと変質した。この経緯において大きな役割を果たしたのがアメリカである。アキノが当初反米的要素をもっていたことはアメリカにと

って問題であった。2月政変直前までアメリカはマルコス体制を支持したが、マルコス体制と一定の距離をとり始めて以来、アメリカはフィリピンに対する強い影響力を武器に野党陣営と度々交渉し、アキノと保守的、親米的性格が強い「民主野党連合」を一本化させ、野党から反米的要素を取り除くことに大きな役割を果たしたのである⁽³⁾。大統領選挙の繰り上げと同様に、この関係には、フィリピンのアメリカに対する依存的性格が端的にあらわれている。ただし、2月政変の成功に対してアメリカが演じた役割は大きい、直接には、決起軍に対するマルコス派軍人の攻撃を阻止したことと、マルコス亡命の手筈をととのえたことであり、二次的なものである。また、野党候補者の統一においてはカトリック教会が果たした役割も大きい⁽⁴⁾。

以上のような経緯が2月政変を成功させた大衆運動の性格を規定した。共産主義運動との関連で言えば、大衆の熱狂的なコリー指向はフィリピン共産党とそれと関連する左翼系勢力の急速な孤立化を促した一因であったと考えられる。この大衆のコリー指向の根底には、なによりもフィリピン社会が直面している諸問題の根源をマルコスの独裁体制に求め、マルコスの早期退陣を願う強い反マルコス感情があった。一方で、アキノの人気には、マルコスとは全く対照的だと思われた、信心深さ、謙虚さ、正直さなどの彼女の個人的な性格が強く影響した。コリー指向の大衆運動において左翼的イデオロギーが重要な役割を果たすことはなかった。

ピープルパワーを構成した多数は低所得層からなるが、指導的立場にある者の多くは中・上層階級であった。また、政治的観点からみれば、中核をなしたのは穏健的改革派であった。左翼系勢力の一部はピープルパワーを構成したが、その影響力は微弱であった。と

ころで、左翼系勢力がピープルパワーの軸でなかったことは、決起軍とピープルパワーの連帯を容易にさせた要因として考えられるかもしれない。というのは、マルコス政権下において軍部の弾圧の最大の犠牲者は左翼系勢力やそれと関連する勢力だったからである。逆に言えば、ピープルパワーの多くは軍部の弾圧の犠牲者ではなかった⁽⁵⁾。

さて、本章では、フィリピン2月政変成立の社会的背景を考察してきた。2月政変は、現象的には、下層、中間、上層の人々が同盟して独裁体制を打倒した点で革命的である。しかし同時に、2月政変は脱権威主義体制や民主化を求める人々の関心が一様でないことを示している。一方では、ポストマルコス体制に社会の構造変革を強く期待してきた人々がいる。戒厳令体制の犠牲者で、ピープルパワーを構成した低所得層や、従来より抵抗運動を行ってきた労働者、農民、学生らはこれに該当しよう。しかし、他方で、マルコス体制の崩壊に対して主要な役割を担った勢力のうち、ビジネスエリート、カトリック教会、そしてアメリカは、フィリピン社会の構造的変革を指向する意識は希薄であるという点において共通性を有している。かれらが望んだのは、マルコス体制に代わる、より民主的で安定した政権である。なぜなら、それによってかれらの階級的組織的権益が守られるからである。かれらが共通に求めたのは、マルコス派の政治家、軍人、経済人とともに、急進派勢力の放逐であった。中間層の政治的性格は多様で、その政治的役割を一義的に捉えることは出来ない。しかし、全体的にみれば、中間層の政治化は、反マルコス運動がマルコスの独裁体制そのものに焦点を当てる運動へと収斂していくことを助長したと言える。そして、軍の政治的立場は、マルコス派の追放、急進派勢力の放逐、政治力の掌握であった。

2月政変が成立した背景という観点からみれば、二次的とはいえアメリカが大きな役割を演じたこと、指導的な役割を演じた勢力の多くがアメリカの利害と共通するものを持っていること、そして共産主義とそれと関連する左翼系勢力が政変に対して重要な役割を果たすことができなかつた点で、支配層・保守層の政治的意向がより大きく反映した政変であったことは否定できないところである。かれらの主なねらいは、民主的な政権によって政治を安定させ、その下で権益の確保を図ることにあったと言えよう。焦点の1つは、形態における革命性がアキノ政権にどのように反映されるかにあった。

この章の最後に、2月政変と共産主義運動の関係について述べておく。

2月政変後、国民の多くがアキノの政治に期待したことで、フィリピン共産党の闘争は停滞を余儀なくされることとなった。政治的、イデオロギー的な立場が明確でなかつたアキノという政治指導者の出現がフィリピン共産党の大衆基盤の喪失につながったことは、フィリピン共産党の成長にとってマルコスの存在がいかに大きなものであったかを改めて物語っている。このことは同時に、戒厳令以降のフィリピン共産党の成長にもかかわらず、フィリピン共産党のイデオロギーがそれと同程度には、新人民軍と民族民主戦線のメンバーや支持者の間に受容され、浸透してきたわけではないことを示している。これはフィリピン共産党の運動がもっていた1つの限界と言えよう。新人民軍が農地革命や武装闘争を通して弾圧や貧困から農民を救済するために活動し、民族民主戦線が大衆運動を先導する中心的存在となってきたという観点からみれば、フィリピン共産党の成長は主体的なものである。しかし国民の多くが急に政治家として浮上したアキノに強く期待した状況は、フィリピン共産党の成長がある意味で消極的支持というべきものに基づいてきた側面をあ

らわしている。換言するなら、フィリピン共産党の成長は、戒厳令以後の長期に及ぶ弾圧体制のなかで、それがマルコス体制と戦う唯一の勢力であったことによるところも大きかったのである。

(注)

(1) Letizia R. Constantino The Snap Revolution Quezon City, Philippines 1986. pp.5-6.

(2) " Time to Call the Bluff " Far Eastern Economic Review 25, July 1985.

(3) L.R.Constantino op.cit. pp.16-21

浅野幸穂・福島光丘編 『アキノのフィリピン』 アジア経済研究所 1988年 68ページから69ページ

(4) R.P.Ofreneo " The Catholic Church in the Philippine Poitics " Journal of Contemporary Asia Vol.17, No.3. 1987. pp.328-329.

(5) L.R.Consatntino op.cit. p.25.

*本節で言及したフィリピン人の名前の綴りは以下の通りである。

コラソン・アキノ (Corazon Aquino)、ラウレル (Salvador Laurel)。

第5章 アキノ政権下の国家の権力基盤と相対的自律

はじめに

この章の目的は、2月政変によって誕生したアキノ政権下の国家の権力基盤と相対的自律に焦点をあてて、フィリピンにおける権威主義体制の崩壊と民主化の歴史的意味を検討することにある。時期としては、おおよそ1987年の末までを扱う。制度面では、1987年2月の国民投票による新憲法の承認と、同年5月の国民議会選挙の実施によって、アキノ政権の制度的な骨格が形成された。また、同年末までにアキノ政権の性格と問題状況の基本的なものが明らかになったと言えよう。2月政変成立後の3月、暫定憲法が布告され、新憲法が制定されるまで、アキノ政権は暫定政権であるとの位置付けがなされた。アキノは新憲法によって議会が召集されるまで立法権を有することになったから、事実上、革命政権としての性格を有した。大統領への権力集中という点では、革命政権下のアキノ政権はマルコス体制と共通する。したがって、この時期の中心の問題は、アキノとマルコスの政策面での相違を、国家の権力基盤と相対的自律の視点から検討することである。87年5月

の国民議会選挙の実施後は、アキノ政権の政体は基本的に戒厳令布告以前、すなわち1935年憲法に規定されたものへと回帰した。したがって、ここでの問題は、戒厳令以前がそうであったように、大統領と議会の制度的・実体的な関係と、それら国家装置と社会諸階級との関係である。一般に、権威主義から民主化への政治変動は第三世界の発展に好適な条件を提供するものと想定されがちである。以上の作業を通して、マルコス権威主義体制からアキノ政権下の民主的政体への移行の国家レベルでの連続性と変化を探り、この観点から、アキノ政権の性格と問題状況を把握することが本章の目的である。

第2節 アキノ革命政権の性格と問題点

第1項 マルコス体制との決別における革新性

政変成立後の3月、暫定憲法が布告され、アキノ政権の性格が暫定政権と位置付けられた。この憲法の主なものとしては、国民議会、首相および内閣の廃止、大統領への立法権と地方行政の指揮監督権の付与がある。また、大統領には、この憲法の布告の日から60日以内に新憲法起草委員会を設置することと、その委員の任命が義務づけられた。

2月政変によって成立したアキノ政権が革命政権か立憲政権かについては、いくつかの観点から論議があったが、アキノ政権はピープルパワーによって政権の正当性を与えられた、事実上の革命政権として自らを位置付けた。この背景には、なによりもマルコス派勢力を早急に一掃する必要性があった⁽¹⁾。2月政変によってマルコスをはじめマルコス派勢力の中核が放逐されたといっても、戒厳令以降の長期にわたるマルコス支配体制によって、マルコス派勢力は政治の中樞を占めていた。例えば、国民議会は与党「新社会運動」(KBL)によって議席のほぼ2/3が占められていたし、地方首長の多くもマルコス派勢力から構成されていた。アキノ主導の政権運営を行なうためにはマルコス派勢力の一掃が不可欠であり、このために革命的権力がアキノに付与される必要があった。

アキノ政権が革命政権のもとで取り組んだ政策課題は2つに大別されよう。1つは、政権の合法性の獲得と民主化を目的に、新憲法の草案を作成したことである。これについては後述する。もう1つは、アキノが選挙時に公約した政策を大統領の強大な権力をもとに実施したことである。選挙時におけるアキノの政治的立場はマルコス独裁体制を弾劾し、民主主義と自由の回復を主張するものであった。いわばマルコス体制からの決別を焦点とするものであったが、革命政権での改革の断行もこの側面が主な焦点となった。政変後の間もない時期にアキノによって実施された主な政策には以下のものがある。

まず、政治犯の釈放があった。3月の初めまでに500人以上の政治犯が釈放されたが、そのなかには、フィリピン共産党初代議長シソン、新人民軍の初代司令官ブスカイノをはじめとする共産主義勢力が含まれた。政治犯の釈放はアキノがめざす政治的和解の主要な一環であり、強権的弾圧と軍事闘争で反体制派に陥んだマルコスの政治姿勢と大きな対照性を示した。政治的和解の姿勢は、アキノが3月下旬に民間郷土防衛軍(CHDF)の解散を明言し、共産主義勢力に停戦交渉を呼び掛けたことにもあらわれた。次に、行政規律委員会(PCGG)と人権委員会(PCHR)を設置したことがある。前者は、マルコスとクローニーの不正資産の調査と接収を、後者は、マルコス体制下の人権侵害の調査を目的とした。なお、前者に関して、87年1月までに国内で268社が接収されたが、60%がマルコスクローニーの6グループの所有だったといわれる⁽²⁾。軍については、四軍司令官の更迭、定年をすぎた将軍の解任、ベールの統制下にあった国家情報公安庁(NISA)と大統領警護隊(PSC)の解体・縮小が行なわれた。司法でも改造人事が行なわれた。そして、アキノの暫定地方首長の任命権をもとに、地方首長の刷新が断行された。政変後ほぼ二カ月の間に、

知事の76.3%、市長の66.7%、町長の42.7%が更迭され、暫定首長が任命された。以上の経過が、マルコス体制からの決別、マルコス派勢力の一掃を指向していることは明らかである。そして、制度的な立法権のアキノへの付与と、実質的なマルコスの支持基盤の切崩しによって、アキノへの絶対的な権力の集中体制が確立したことも同様であった。

絶対的な権力が大統領に集中した点で、革命政権下のアキノ体制とマルコス体制は共通するが、問題は大統領に集中した国家権力の大きさと指向性である。アキノの革命的権力がマルコス体制からの決別とマルコス派勢力の一掃に行使されたことは、アキノ個人の指向性ととも、アキノ政権を樹立させたピープルパワーの性格によって直接規定される側面である。国家の相対的自律という観点からみれば、アキノ体制とマルコス体制の決定的な相違の1つは、アキノ体制が国民の広範な層の強い支持をうけて成立したことにある。国家と大衆の関係は国家の相対的自律と国家の能力を規定する主要な要因の1つである。クローンが述べていたように⁽³⁾、国家と大衆の関係は社会統制の問題であるが、国家に対する大衆の支持が強いか弱いかによって統制が協調的か抑圧的かが規定される。そして、関係が協調的であるほど、社会変革を推進する国家の能力は高まると考えられる。マルコス体制とは異なり、アキノ政権は大衆との関係が協調的である点に特徴があった。そして、ピープルパワーを構成した大衆は2月政変で指導的役割を果たした社会層とともに、「反マルコス」の政治指向を共有していた。

これに対して、2月政変の指導層は閣僚としてアキノ政権の権力基盤を構成したが、それは、2月政変の性格を反映して、「反マルコス」を別とすれば政治的立場を異にする人々の集合であった。アキノ政権内部の主要なグループとして3つがあげられよう。1つは

、保守的性格が強いグループといえるものである。ラウレル副大統領、ホセ・コンセプション貿易・工業大臣、ハイメ・オンピン大蔵大臣などが主要人物である。かれらは民主主義の回復を希求するが、大土地所有制に基づいた半封建的経済構造や対米従属の構造を変革する意識は希薄である。この政治指向はかれら自身が経済的支配階級に属するという階級性に規定されている。第二は、軍である。エンリレは国防大臣に、ラモスは参謀総長に就任した。かれらはマルコス体制を支えた柱であったが、2月政変での功績により、アキノの権力基盤の一角を占めた。軍の政治指向で根本的なものは強硬的な反共路線である。そして第三に、民族主義指向の強いグループがある。これには、アキリノ・ピメンテル自治大臣、オウグスト・サンチェス労働大臣、行政規律委員会（PCGG）委員長ホビト・サロンガ、人権委員会（PCHR）委員長ジョクノなどが含まれよう。この3つの主要グループは、共産主義問題や対米政策を主な争点として立場が対立する。政権内部の対立関係はアキノ政権の展開とともに強まり、この力関係がアキノ政権の性格を規定する主要な要因となった⁽⁴⁾。

以上の政権内部の対立関係を反映して、マルコス体制からの決別を指向するアキノの政策には、政権発足当初より内部からの批判があり、アキノの権力基盤は安定したものではなかった。特に、政治犯の釈放と共産主義勢力に対する政治的和解の姿勢には軍が強く反対した。しかし、それはアキノの政策を変更させるほどの力のあるものではなかった。マルコス体制からの決別は、ピープルパワーを構成した圧倒的多数の人々の共通の要求だったし、政権内部の保守派と民族主義派もその点では一致していたからである。大衆はアキノの政策の正当性を大規模な支持集会で表明した。権威主義体制崩壊の様態がポスト権威主

義の性格を規定する関係は、アキノ政権では、マルコス体制からの決別に対する権力の革命的行使に端的にみられた。そしてそれは、アキノ政権の最も革新的な側面を示した。

(注)

(1) 野沢勝美「アキノ新政権の課題」(『アジアトレンド』1986-II アジア経済研究所) 72ページから76ページ

(2) アジア経済研究所 『アジア・中東年報』 1986年版 289 ページから290 ページ

(3) Donald K.Crone "State, Social Elites and Government Capacity in Southeast Asia" World Politics Vol.XL, No.2. January 1988.

(4) Walden Bello "Aquino's Elite Populism: Initial Reflections" Third World Quarterly 8(3) July 1986.

* 本項で言及した閣僚ほかのフィリピン人の名前綴りは以下の通りである。

アキリノ・ピメンテル (Aquilino Pimentel)、オウグスト・サンチャス (August Sanchez)、ホビト・サロンガ (Jovito Salonga)、ブスカイノ (Bernabe Buscayno)。

第2項 革命政権の農地改革に対する消極性

アキノ革命政権の大きな特徴の1つとして、マルコス体制からの決別に対する積極性・革新性とは対照的に、農地改革に対してアキノが消極的だったことがある。選挙時の公約においても農地改革に対するアキノの政治的立場は明言されなかった。しかし、フィリピンの社会状況からして、農地改革の実施が経済発展と政治的安定の達成のための最も緊急な課題であることは歴史が繰り返し示してきたことである。開発に革新的役割を演じようとする歴代の大統領は農地改革の実施を最優先の課題と明言してきた。アキノは革命的権力を農地改革の断行のために行使することはせず、当初、農地改革の実施要項の作成を憲法制定委員会（6月2日発足）の手に委ねた。ここでは、農地改革に対するアキノの消極性を通して、革命政権の性格を検討する。

アキノが農地改革の実施に消極的であったことも、アキノ個人の指向性ととともに、アキノ政権の権力基盤と相対的自律の性格から規定される。これには、大きく4つの要因が関係したと考えられる。まず、アキノ政権とピープルパワーの関係がある。ピープルパワーの原動力は「反マルコス」とコリー指向であり、農地改革をはじめ重要な社会問題に対するアキノの政策的立場はそこでは重要な要因ではなかった。そして、ピープルパワーを指導層と大衆に大別してみるなら、大衆の政治的な影響力はアキノ政権の展開とともに明らかに減少し始めた。多くの大衆の参加によるアキノ派集会の開催は、アキノ政権の正当性の証明にはなったが、大衆の政治的要求を伝える場の役割は果たさなかった。また、大衆

の政治的影響力の組織化も図られなかった⁽¹⁾。ピープルパワーが首都マニラを舞台にしたという事情もあった。いずれにしろ、ピープル・パワーは農地改革の実施をアキノに迫るような政治的性格をもつものではなかった。そして、大衆の政治的重要性が減少するにつれ、アキノの政治的立場は政権内部の政治指向と力関係によって直接規定されるようになった。

第2に、そもそもアキノ政権を革命政権と位置付け、1973年憲法と国民議会を廃止したことに對する政権内部からの批判があった。農地改革の実施のために革命的権力を行使することは、さらに政権内部の対立関係を増長する恐れがあった。第3に、農地改革の強力な推進派は政権内部では少数派であった。5月に農地改革大臣は、農地改革の適用範囲を現行の米とトウモロコシからすべての作物地域に拡大する旨の発言をしたが、この発言に對してすぐに政権内部から反対の意見が出たし、この発言の内容を具体化するプログラムも策定されなかった。農地改革推進派が政権内部で少数派であったことは、2月政變の指導層の性格を反映している⁽²⁾。

そして、第4に、アキノ革命政権の正当性の特質を考慮しておく必要がある。この点は、農地改革に對するマルコスの政治姿勢と比較すると興味深いものがある。マルコスが戒嚴令によって掌握した独占的権力は、政権永続化を最大の目的とするものではあった。しかし、マルコスは政権の有効性を証明するために、農地改革の推進に取り組んだ。農地改革の成果が不十分であったことはともかくとして、マルコスの独裁的権力が開発のために行使された典型的なものとして、農地改革の実施があったのである。いわば独裁的権力は農地改革において革新的な役割を演じた。アキノの革命的権力はマルコスの独裁的権力以

上に社会改革を断行するための能力を備えていたと言えよう。大衆の熱狂的なアキノ支持はその最大の要因であった。しかし、アキノの高い人気は逆に、有効性の証明として、農地改革を推進する必要性を希薄にさせた。アキノ政権の正当性は、マルコスとは対照的に、誠実さや政治的自由、民主主義を重視するという、アキノ個人の資質や指向性によるところが大きかった。アキノのカリスマ的な人気のなかで、当面、農地改革はアキノ政権の正当性を左右するような重要なものではなかったのである。なお、アキノ自身コファンコ財閥の出身であるという階級的立場は、農地改革に対するアキノの消極的立場と関係していよう。しかし、この側面を強調しすぎることは、個人の政治指向を固定的に捉えることになるし、国家権力の動態的側面を軽視することにつながりやすい。

以上のような要因から、アキノは農地改革の実施要項の作成を憲法制定委員会の手に乗せた。憲法制定委員会は6月に発足し、民主化と政権の合法化を目的とした新憲法の草案を10月にアキノに提出した。この新憲法草案において作成された農地改革の条項には次のような特徴があった。農地改革に関してすべての農地を対象とし、土地なし農民、常備農業労働者にその土地の成果の正当な分け前を分配する、とする条項は従来のものに比して前進した内容であった。しかし、地主の保有限度、対象となる農地の優先順位は、新憲法承認後発足する議会が定めるとして、農地改革の骨格となる問題が先送りされることとなった。また、土地所有者への正当な補償、地主の保有限度決定に際しての小地主の権利の尊重、自主的農地改革推進、など地主側に有利な条項が盛り込まれ、全体として保守的性格の強いものであった⁽³⁾。野沢の整理によれば、アキノによって任命された憲法制定委員会の48委員の政治・イデオロギー的立場は、保守派（自由主義、反共、反マルコス）30

名、急進派10名、穩健派（中立派）2名、旧体制派6名であり、保守的勢力が多数を占めた。民族主義派は急進派と穩健派にほぼ相当する。また、憲法制定委員の任命過程には、次の特徴があった。シソンとブスカイノの左派勢力は、当初、任命が確実視されていたが最終的に任命されなかった。また、当初、44名の委員が報告され、後に、マルコス派の旧体制派5名が追加任命された。マルコス派の委員任命は、アメリカが要求していたことでもあった。左派勢力は、マルコス派委員の任命に抗議し、代わりに農民や労働者の任命を要求したが受け入れられなかった。農地改革条項の骨格となる部分が先送りされたことと、条項の保守性は、以上の委員構成の保守性の反映と言えよう。新憲法の草案の採択に関しては2名が反対したが、いずれも農民代表の急進派で、草案における農地改革条項の不徹底性を主な反対理由としたものであった⁽⁴⁾。

農地改革に対するアキノ政権の消極的態度は、農民を主体に農地改革の実施を要求する抗議運動を高揚させる原因となった。農民の抗議運動を主導したのは、左派系の「フィリピン農民運動」（KMP）であるが、その政治的立場は、新憲法の批准反対とアキノの革命的権力行使による真の農地改革の早期漸行であった。かれらが新憲法の批准に反対したのは、新憲法の承認後発足される議会が、土地所有者や経済的特権層らの保守勢力の利益を代弁する機関として、農地改革の推進を妨げることが予想されたからである。新憲法草案は、1935年憲法への復帰として、首相職の廃止、アメリカ型の大統領制の復活、上下二院制の復活を決めていた。そして、議会が保守勢力の代弁機関であるとの認識は、フィリピンにおいて議会が農地改革に抵抗してきたという歴史的経験によって裏付けられたものであった。したがって、農民の要求は、議会が発足する前、アキノが立法権を有している間

に、アキノが効果的な農地改革を実施することになった⁽⁵⁾。

ところで、以上の農民の立場は、2月政変の原動力であった「反マルコス」とコリー指向の根底にある1つの政治的立場をあらわしている。マルコス独裁のオルタナティブとして農民が求めたのは、代議制的民主主義の復活ではない。代議制的民主主義の復活はむしろ、農民の要求の実現の妨げになるものと認識されている。かれらが求めたのは、マルコス体制とは違う形での「開発独裁」である。アキノ革命政権は、アキノに立法権が付与されている点で革新的な経済的役割を演じることが可能な体制であったし、アキノの権力は誠実さを備えている点でマルコス体制とは異なっていた。以上の政治的立場は、2月政変の指導層のそれとは異なる。合法野党勢力、ビジネスエリート、カトリック教会らの最も大きな要求は、代議制的民主主義の復活による政治の安定であった。2月政変では「反マルコス」はコリー指向に収斂したが、その根底に様々な政治的立場が存在することは、アキノ政権の展開のなかで徐々に明らかとなっていった。

87年1月下旬のメンジョーラ橋事件は、新憲法草案の農地改革に関する条項の大統領権限による修正と、農地改革の実施を求める農民のデモ行進に軍が発砲し、19人が死亡、数十名の負傷者が出た事件である。この事件は、マルコス体制下と同様な強権的弾圧が抗議運動に対してなされた点で衝撃的であったし、フィリピンの経済問題の根の深さを改めて露呈するものであった。この事件を契機に、アキノ政権の農地改革に対する姿勢は幾分積極的になり、すべての農地を対象とする包括農地改革計画の立案が着手された。しかし、アキノは最後まで立法権を行使して農地改革を断行しようとする姿勢はみせなかった。このため、包括農地改革計画案に対する地主層の批判や干渉も容易となり、計画案は徐々に

保守色を強めることとなった。議会発足直前にアキノは包括農地改革法を公布したが、その内容は重要事項のほとんどが議会の決定に委ねられるという内容であった⁽⁶⁾。

このように、アキノの革命的権力は農地改革に対してほとんど革新的役割を演ずることはなかった。マルコス独裁体制の革新性が農地改革に対してみられたのと、まさに対照的である。そして、ポストマルコスに関する大衆の要求とアキノの政治指向の違いは、農地改革に関して最も強く顕在化した。

(注)

(1) ダビッドは、アキノ政権の政治的性格が、成立後ほぼ3ヵ月を経て革新的なものから保守的なものへ徐々に変質し始めたことをみているが、その主な要因として、ピープルパワーを支えた大衆の政治的影響力が後退したことを重視している。Randolf S. David "The Aquino Government's First Seven Months" Kasarinlan Vol.2, No.4, 1986.

(2) Eduardo C. Tadem "The Agrarian Question Confronts the Aquino Government" Kasarinlan Vol.2, No.4, 1987. pp.35-36.

Walden Bello "Aquino's Elite Populism: Initial Reflections" Third World Quarterly 8(3), July 1986. pp.1022-1023.

(3) 野沢勝美「アキノ政権の農地改革」(『アジアトレンド』1989-IVアジア経済研究所)

(4) 野沢勝美「新憲法審議の焦点」(『アジアトレンド』1986-IIIアジア経済研究所)
「新憲法草案の特色と意義」(『アジアトレンド』1987-Iアジア経済研究所)参照。

(5) E.C.Tadem " The Agrarian Question Confronts the Aquino Government "

高橋彰「農地改革の課題と行方」(La International 『国際経済』 311号 国際評論社 1989年 118 ページから120 ページ)

(6) 高橋 同上論文、野沢「アキノ政権の農地改革」参照のこと。

第3項 政治的和解政策と軍、共産主義勢力

民主化と政治的安定をめざすアキノにとって、また、経済再建の条件としても、反乱軍、特にマルコス体制下で急成長した共産主義勢力の問題解決は緊急な政治課題であった。共産主義の問題に関して、アキノは、マルコスとは全く対照的に、対話による問題解決を指向した。政権発足直後の政治犯の釈放と民間郷土防衛隊の解散は、対話による政治的和解政策の一環であった。6月から始動した共産主義勢力との停戦交渉は、11月の60日間暫定停戦協定の調印に結実した。しかし、翌1月のメンジョーラ橋事件を契機に停戦交渉は決裂した。ところで、共産主義勢力に対するアキノの政治姿勢は、この停戦交渉決裂以来、和解政策から強硬路線へと大きく変質し始めた。アキノはマルコスの強硬路線を批判していたが、結局のところアキノ自身強硬路線に依存するようになった。ここでは、共産主義勢力に対するアキノの政治姿勢の変質に焦点を当てて、アキノ政権の政治的性格を検討する。アキノと軍と共産主義勢力の三者の関係が主な検討課題である。

第三世界全般で、権威主義体制から民主主義体制への移行過程において、軍はきわめて重要な役割を演じた。また、ポスト権威主義体制の性格を大きく規定しているのも軍の動向である。軍政の民政移管が80年代初めより進んだラテンアメリカの動向をみると、軍は体制移行後も、様々な形で影響力を持ち続けているが、特に、軍が民政に対して最も強く抵抗するのは、次の2つの場合であることが理解される⁽¹⁾。1つは、政治不安や無秩序といった状況が続き、文民政権がそれを解決する能力を欠く場合である。そしてもう1つ

は、文民政権が軍の組織的利益を脅かすような政策をとる場合である。例えば、後者に関して、83年に民政移管したアルゼンチンは、軍政下で行なわれた軍による人権侵害事件を調査し、多くの軍人を摘発したが、この政策に軍は強く反発し、反乱事件を起こした。軍部に対する文民統制は民主体制の安定を左右する鍵であるが、軍部の政治力の大きさは民主体制の安定化を阻む主たる要因となってきた⁽²⁾。

フィリピンでは、アキノ政権発足当初より、アキノと軍はいくつかの点で対立し、このことがアキノ政権の不安定要因となってきた。この原因の1つは、フィリピン2月政変で主要な貢献をしたことで、軍の政治化が進んだことである。もう1つは、軍がマルコス体制の長期支配を支えてきた柱であったから、マルコス体制からの決別を指向するアキノの政策が軍の組織的利益を脅かす内容を含んでいたことによる。これには、政治犯の釈放、行政規律委員会と人権委員会の設置、共産主義勢力との停戦交渉の推進、容共、左翼系人物の政治的主要ポストへの配置などがある。特に、停戦交渉の推進は、強硬な反共主義の軍の体質と根本的に相対立するものであった。そして、2月政変を成功させた軍人の反乱はもともとクーデターを画策していた結果であり、コリー指向ではなかった。

共産主義側が停戦交渉に応じた最も基本的な理由は、マルコス体制とは異なり、国民の圧倒的な支持を受けたアキノに対して武装闘争を展開することは、フィリピン共産党の支持基盤を減少させる恐れがあったからである。国民の多くが民主的な方法で誠実な政治を実行しようとするアキノにきわめて強い期待を抱いたことは、主に3つの面でフィリピン共産党の闘争の障害となり脅威となった⁽³⁾。都市部では、統一戦線の強化が困難になった。デモやゼネストなど戦闘的な抗議運動の展開が困難になったばかりでなく、従来、民

族民主戦線関連の運動に従事していた人やフィリピン共産党の強い支持基盤であった地域の多くがアキノ支持に変わり、フィリピン共産党の大衆基盤が短期のうちに弱まった。農村部では、新人民軍の武装闘争の縮小が余儀なくされた。また、新人民軍の下級兵士を中心にフィリピン共産党のイデオロギーにそれほど傾倒していないものやアキノの和解政策に期待するものの投降、新人民軍の支持者の減少が予想された。そして、アキノの下で軍の改革が行なわれ、反乱鎮圧組織としての軍の戦闘能力が高まることへの危惧があった。2月政変から翌87年の停戦交渉決裂までのおおよそ一年間は、圧倒的なアキノ人気を前に、フィリピン共産党の闘争が停滞を余儀なくされた時期であった。アキノ政権の評価やそれに対する対応、さらに武装闘争や持久的人民戦争の妥当性をめぐって内部の対立も生じた。フィリピン共産党の組織再編の必要性も停戦交渉に応じた一因であった。ただし、この時期、新人民軍の勢力はむしろ増大した。これには、イデオロギーの問題だけでなく、新人民軍の組織構造や規律、アキノによる農地改革の不徹底性などが関係しよう⁽⁴⁾。

共産主義勢力に対するアキノの政治姿勢が強硬路線へと変質していく過程は、軍と共産主義に対するアキノの関係からみることが出来る。2月政変以降、軍の政治的発言力が高まったことは、度重なる軍の反乱に象徴的にあらわれている。7月のマルコス派の政治家と軍人によるマニラホテル占拠事件を皮切りに、11月にはエンリレ派の決起計画があきらかとなり、また、87年1月の反アキノ派兵士による反乱では、政府軍と反乱軍との間に初めて武力衝突が起きた。こうした事件は、アキノの軍に対する統制力が弱いことを象徴的に示してきた。そして重要なことは、こうした事件がおきる度に軍部の政治的発言力が全体として高まってきたことである。つまり、軍の一部の決起や反乱の事態收拾は軍の力に

よるところが大きかったため、アキノの軍に対する依存はこれらの事件を通して強まることとなった。軍の政治的発言力の増大は、11月のエンリレ解任に伴うアキノの動きにもみてとれる。エンリレは10月以降アキノ批判を強めたが、主要な政治的要求としては、新憲法草案の破棄、国民議会の復活また73年憲法の修正、大統領選を含む総選挙の実施、共産主義対策（強硬路線）の立案、左派系閣僚の更迭、などがあつた。アキノとエンリレの調停役として参謀総長であるラモスの政治的発言力が高まったが、ラモスも共産主義勢力に対する強硬路線や左派系閣僚の更迭を要求する立場はエンリレと同様であつた。アキノはエンリレ解任後、軍から要求があつた閣僚の更迭を実施している。アキノの共産主義勢力に対する強硬路線は2月の停戦協定失効以後に顕在化したものだが、この背景には、軍の政治化の状況下で、アキノが権力基盤として軍への依存を強めたことがあつた。

アキノと共産主義勢力の停戦交渉決裂の直接の原因となつたのは、1月下旬のメンジョーラ橋事件であつた。しかしより根底には、社会問題に対する両者の立場の根本的な対立があつた。特に、農地改革の実施はフィリピン共産党の闘争の最優先課題であつたが、アキノの農地改革に対する取り組みはきわめて消極的なものであつた。フィリピン共産党の機関誌アン・バヤン（Ang Bayan）は、87年1月に、アキノ政権の反動的、反革命的性格は明らかになつたとして、米＝アキノ体制は本質的に米＝マルコス体制と変わらない体制と評価した⁽⁵⁾。停戦交渉失効以後は、政府軍と新人民軍の交戦は増大し、戦闘は激しさを増した。3月中旬の国軍発表によると、新人民軍の勢力は24,000人、新人民軍の影響力が及んでいるバラングイは全国の20%以上であつた。また、停戦期間中に政府軍と新人民軍の交戦は一日平均2回、死者は1.2人であつたが、停戦協定失効以後は、交戦回数一日

平均8回、死者は9人と急増した。ところで、述べたように、政治的、イデオロギー的な立場が明確でなかったアキノの政治に多くの国民が期待し、それによってフィリピン共産党の闘争が停滞したことは、共産主義勢力の成長にとって、マルコスの存在がいかに大きなものであったかを示すものであった。そして、アキノの政治指向には、マルコス体制下でみられた軍の弾圧や圧政がなくなれば、共産主義勢力の勢力は弱まるし、政治的和解は可能であるとの発想があったと考えられる。しかし、共産主義勢力の成長を促してきた根本的要因は、農地改革の不徹底性や農村の貧困という構造上の問題であった。アキノ政権下でも、新人民軍が行なう農地革命は農村部での新人民軍への支持を高める最も大きな原動力となってきたのである⁽⁶⁾。アキノの政治的和解政策は、農地改革を主とする構造変革に対する革新性を伴うものではなかったから、短期的にはともかく、長期的には、共産主義勢力に対する有効な政策とはなりえないものであった。

アキノは、3月下旬頃より、共産主義対策として、軍事闘争の必要性を強調し始めた。この背景には、停戦協定失効以後、軍とともにアメリカが、アキノに対し、共産主義対策として強硬路線の採択への要求を強めたことがあった。アメリカは共産主義勢力がマルコス体制以上に拡大する傾向をみせはじめたことに憂慮していた。アキノの和解政策はアメリカの意に反するものであったが、停戦協定失効以後は、強硬路線で両者は一致し、問題は軍事援助の額など財政的・技術的な問題となった⁽⁷⁾。

ところで、アキノ政権の軍事化の特徴として、停戦協定失効以後、反共自警団 (Vigilantes) が多く創設されたことがあった。反共自警団は徹底した軍事闘争による共産主義勢力の壊滅を目的としたもので、4月までにほぼ30の自警団が創設された⁽⁸⁾。自警団の活

動は、多くの人権侵害事件を起こし、また、軍の援助も得ていたため、アキノ政権に対する批判を高める原因となった。アキノの自警団に対する態度は黙認といえるものであったが、このことも、アキノの軍に対する統率力の弱さを示していた。

このように、共産主義問題に対するアキノの政治姿勢は、当初の和解政策から強硬路線へと大きく変質することとなった。新憲法草案は軍改革の条項を盛り込んでいたが⁽⁹⁾、アキノの共産主義対策は、マルコス体制からの決別の喧伝にもかかわらず、結局のところ、マルコスと同様な強硬路線に帰着した。また、新憲法草案には、私兵・準軍事組織の解体が盛り込まれていたが、実際には、多くの自警団が創設された。これらの現象は、基本的に、アキノ政権の権力基盤として軍とアメリカの力が強く、この点では、マルコス体制との連続性が強かったこと、そして、農地改革に対するアキノ政権の消極性に起因するのである。

本節では、アキノ革命政権の性格を国家の権力基盤と相対的自律の観点から考察した。アキノ政権の革命期は、国家権力が大統領に集中した点でマルコス体制と共通するが、アキノ政権が大衆の圧倒的な支持を背景に成立した点で、国家の相対的自律を高める条件を備えていた。しかし、農地改革に対する消極性、共産主義対策の当初の和解路線から強硬路線への変質にみられたように、アキノ政権の革命性は限定されたものであった。この現象は、アキノ政権の権力基盤として、経済的特権層や軍、アメリカの重要性が高く、この点で、アキノ政権がマルコス体制と連続性を示したことに規定されたものである。

(注)

(1) Myron Weiner " Empirical Democratic Theory and the Transition from Authoritarianism to Democracy " Political Science 20:4 Fall 1986.

(2) Edward S.Herman, James Petras " 'Resurgent Democracy' in Latin America " Economic and Political Weekly Vol.XX, No.27. July 1985.

(3) L.A.Niksich The Communist Party of the Philippines and the Aquino Government : Responding to the New Situation Prepared for a Conference on " Crisis in the Philippines " Sponsored by the Washington Institute for Values in Public Policy, April 30-May 1, 1986. pp.9-16.

(4) G.Porter " Philippine Communism after Marcos " Problems of Communism September-October 1987. pp.31-34.

(5) Ang Bayan January 1987.

(6) Gary Hawes " Aquino and Her Administration : A View from Countryside " Pacific Affairs Vol.62, No.1. Spring 1989.

(7) アキノの強硬路線の採択と軍、アメリカの意向については、以下のもの参照。
Wicks Geaga " The Militarization of Cory " Ang Katipunan April 1987.

Alex Bello Brillantes, Jr., " Insurgency and Peace Policies of the Aquino Government " Social Science Information Vol.15, No.1 & 2. April-September 1987.

(8) 自警団については、例えば、次のもの参照。" Vigilantes Power " Far Eastern Economic Review 23, April 1987.

" Davao City's Alsa Masa-People Powered Nightmare " Mr & Ms April 3-9 1987.

(9) 軍改革としては、退役延長将軍の禁止、大佐以上の昇進に議会の任命委員会の同意を必要とすること、警察と軍との分離、軍人の政府関連機関への配属禁止などがあった。

第2節 代議制的民主主義が意味するもの

第1項 代議制的民主主義の背景と性格

87年2月の国民投票による新憲法草案の承認と、同年5月の議会選挙の実施によって、暫定的なアキノ革命政権は終結し、代議制的民主主義が復活した。新憲法の主な目的は、アキノ政権の合法性の獲得と代議制的民主主義の復活による民主化、そしてそれによる政治の安定であった。

親憲法草案の特色として、次の4点をあげておきたい。

まず、第1に、新憲法草案では、アキノ大統領とラウレル副大統領の任期は1992年6月までと定め、それ以降の正副大統領は国民の直接選挙によって選出、任期は6年で大統領については再選禁止、副大統領には再選が認められている。

第2に、制度的な骨格として重要なものは2つあった。1つは、アメリカ型大統領制と二院制の復活、首相職の廃止であり、基本的に、1935年憲法への復帰が決められたことである。したがって、議会の発足と同時に大統領の立法権は失われることとなった。もう1つは、大統領権限が縮小されたことである。人身保護令停止権と戒厳令布告権は60日以内に限定され、また、議会は両院議員総数の過半数の投票で布告を停止、破棄できることと

なった。マルコス体制下の76年の修正憲法によって大統領に与えられた非常時立法権は廃止された。大統領の任命権に関しては、大統領は任期中、自らの配偶者、四親等以内の血族、姻族を憲法委員会、オンブズマン、各部局長に任命できないこととされた。以上の1935年憲法への復帰と大統領権限の縮小は、大統領の再選禁止規定とともに、マルコス体制に典型的にみられたような、独裁体制と政権の長期化の排除を意図したものであり、制度面でのマルコス体制からの決別を条文化したものである。

第3に、米比軍事基地協定が条文化されたことである。91年に基地協定が失効した後は、上院の同意、および議会が要求したときは国民投票による過半数の承認を得た場合を除き、外国基地、部隊、施設の駐留を認めないこととされ、米軍基地の91年以降の原則的廃止が条文化された。そして、第4に、経済政策の原則が条文化された。経済政策の条文化については、フィリピン経済の自立性をどのように法的に確保するかが論議の中心となったが、天然資源開発および公益事業に対する外国資本の参加比率は、現行通り40%以下とされ、また、外国製品との不公正な競争からフィリピン経済を保護するとの原則が決められた⁽¹⁾。

米軍基地の存在とフィリピン経済の従属性は、民族主義的観点からフィリピン社会の根本的問題として批判されてきた中心の問題であったが、第3の米比軍事基地協定と第4の経済政策の原則に関する条項は、新憲法草案の討議過程においても、民族派と保守派のあいだで最も意見が対立し、激しい議論が続けられたものである。米比軍事基地協定に関して、民族派は91年以降の無条件の米軍基地の撤去決議を求めた。経済政策の原則に関しては、上述の外資参加比率を25%以下にすること、外国製品との競争については、国家によ

る絶対的保護の要求が、民族派の政治的要求であった。しかし、農地改革に関して述べたように、憲法制定委員会のメンバー構成は保守派が多数を占めていたので、この2つの重要問題の最終条項も民族主義派の政治指向を反映するものとはならなかった。米軍基地については、91年以降の原則的廃止をうたっているが、議会による問題の先送りも含んでおり、マルコス体制下で高揚した民族主義指向に比べて保守的なものであることは否定できない。アキノは、憲法制定委員会の討議に干渉することはせずその独自性を認めていた。しかし、アキノによって任命された保守派勢力の多くはアキノ派勢力であったから、当初より、新憲法草案がアキノの政治指向、政策指向を反映するであろうことは予想されたのである⁽²⁾。

新憲法草案は2月の国民投票で76%という高い支持で承認された。このことにより、アキノ政権の正当性が合法的に保証され、民主化のための法的基礎が確立した。ところで、新憲法に対する国民の高い支持はどのような理由に基づくものであったのだろうか。新憲法草案は、立法、行政、司法の国家装置に関するものから、米比軍事基地協定、経済政策の原則、軍改革、農地改革、墮胎の禁止にいたるまで、実に幅広い分野の問題についての条項を定めている。そして、こうした多岐な内容を含む新憲法草案に対し、全体としてイエスカノーかという形式で国民の判断が問われた。革命政権から代議制的民主主義への移行という国家権力の根幹に関わる本質的な問題も、他の様々な分野の問題といっしょにその成否が問われることとなった。したがって、この投票形態では高い支持にあらわれた国民の意識を探ることは難しい。しかし少なくとも、この投票形態では、個々の問題に対する新憲法草案の妥当性に対する国民の意識が反映されなかったことは確かである。換言す

れば、国民投票は個々の政策の妥当性に対する国民の審判を問うような性格のものではなかった。

新憲法に対する国民投票は、事実上のアキノの信任投票であった。問題は大統領としてのアキノの正当性そのものであった。政権側から展開されたイエス・キャンペーンは、新憲法の承認による政権の合法化と民主化が政治的安定に不可欠であることを強調した。これに対し、右派野党勢力のノー・キャンペーンは、もっぱら92年までと決められたアキノの大統領の任期を非正当なものと主張し、大統領選挙の早期実施を訴えるものであった。いずれの陣営も、新憲法草案の内容をほとんど問題とすることなしにキャンペーンを進めたことでは一致していた。新憲法草案の内容に焦点をあてた中心の勢力は左翼系勢力であった。フィリピン共産党は、新憲法草案の内容が親帝国主義的、反人民的であり、支配的階級の利益を擁護するものであるとして反対した。農民と労働者の急進的組織である「5月1日運動」と「フィリピン農民運動」は新憲法が農民と労働者の基本的要求に答えていないことを理由に新憲法草案に反対した。

新憲法に対する国民投票の高い支持率から理解されることは、アキノの国民的人気が依然として高かったことと、国民の多くが政治的安定を渴望していたことである。イエス・キャンペーンの展開過程でみられたように、新憲法の承認は政治的安定に不可欠なものとしてされた。政治的安定の問題に関しては、アキノ政権成立以降の慢性的な政治不安と国民投票直前の国軍の反乱事件が国民のあいだに危機意識を醸成していたことが、新憲法に対する高い支持率に関係したと言えよう⁽³⁾。

新憲法の承認をうけて、5月には上下両院選挙が実施された。新憲法は基本的に1935年

憲法への復帰であるが、新憲法により大統領権限が縮小されたことで、議会在が国家権力の性格を従来以上に規定することになった。この選挙では、上下両院ともアキノ派の与党連合が圧勝した。政策論争が乏しかったこの選挙で与党連合が圧勝したのは、新憲法の国民投票と同様に、アキノ人気と政治的安定への強い期待が反映したものである。新憲法草案の国民投票とこの選挙では、カトリック教会も積極的に政治に介入した。カトリック教会は、国民投票では新憲法への支持を、上下両院選挙では右翼と左翼への不支持を訴えた。新憲法によって法的基盤を得たアキノ政権は、この選挙での与党圧勝により、政治的安定の基盤を築くことが出来たのである。

さて、新憲法の承認、議会の発足という合法化、民主化に関する問題状況として、3点指摘しておきたい。第1に、新憲法の承認によるアキノの信任、政権の合法化は、同時に、米軍基地問題と経済の従属性に関する国家の立場を明文化したことがある。それは、憲法制定委員会の構成メンバーの政治指向を反映して、民族主義指向のものではなかった。

第2に、上下両院選挙によって発足した議会は保守的性格が強いものとなった⁽⁴⁾。主要な特徴としては、次の2つがあった。まず、下院を中心に「アキノ王朝化」といわれるほど、アキノの身内が多く当選したことである。次に、上下両院ともに、地主層、地方有力者、旧政治家が多数を占めたことである。選挙戦で、農地改革など社会経済上の重要問題に対する政策的立場が明言されなかったのは、かれらの中・上層階級としての階級利害によるところが大きいのである。戒厳令布告以前、議会は地主を中心に保守勢力の利益を擁護する機関として機能してきた。マルコス戒厳令体制が一面で革新性をもったのも、議会の停止したことが大きかった。議会の保守的性格はアキノ政権で再現されることとなっ

た。議会の保守的性格の一面は、議会による農地改革案の成立過程にみてとれる⁽⁵⁾。議会の保守的性格は、議会の復活を強く求めてきた人々の階級構成と関係しよう。アキノ暗殺以後の政治情勢からみてきたように、民主主義の回復と政治的安定を強く求めてきたのは、階級的には中・上層の人々であった。

そして、第3に、代議制的民主主義の復活によって、議会が発足し、大統領の立法権が失われたことである。この点に関して、地方有力者や旧政治家など議会の復活を強く望んでいた人々は別として、一般大衆のアキノに対する期待と議会の復活に対する意識の関係は明確ではない。しかし、少なくとも言えることは、マルコスからアキノへという政治指導者の交替に対する期待が社会改革の漸行という点にあったとすれば、その可能性は議会の発足によって大きく低下したことである。革命的権力の行使は代議制的民主主義の復活によって事実上出来なくなった。アキノに対する期待を革新的な社会改革の遂行という意味で捉えたとすれば、そもそも本質的に、アキノ個人に対する信任と新憲法に対する信任とは矛盾する内容であった。また、歴史的にみて、大統領と議会の関係では、大統領が開発に対する革新性、急進性を示してきた。新憲法は1935年憲法よりも大統領権限を縮小しているから、この比較でも、大統領が革新的な改革を行なうチャンスはより限定されたものとなったのである。

以上のように、アキノ政権下では、国民のアキノ人気をもとに代議制的民主主義の復活が実現された。このことは、マルコス体制からの決別を意味した。しかし同時に、それは中・上層の民主化と安定化指向、つまり、合法性にもとづく民主主義体制によって大衆の急進化をおさえ、政治の安定をはかろうとする指向を強く反映するものであった。換言す

れば、中・上層の主導で、多くの国民のアキノ個人に対する期待は、民主化という制度化に収斂されたのである。

国家の能力との関連で言えば、合法化と民主化のプロセスは、革新的役割を演ずるための国家の能力を高めたわけではなかった。事實はむしろ、それによって、保守勢力の政治的影響力を反映するような国家装置が確立されたのである。この場合、政治的安定は、国民の要求に応える発展のためにではなく、むしろ支配層の権益を擁護するための社会的条件となる。逆に言えば、そうした国家装置の復活が合法化や民主化の名のもとに正当化されたのである。

(注)

(1) 新憲法草案の特色については、野沢勝美「新憲法草案の特色と意義」(『アジアトレンド』1986-III アジア経済研究所)

(2) "Cory's Basic-Law Makers" Far Eastern Economic Review 5, June 1986.

(3) Mark Turner "The Quest for Political Legitimacy in the Philippines: The Constitutional Plebiscite of 1987" in Regime Change in the Philippines-The Legitimation of the Aquino Government Mark Turner Editor Department of Political and Social Change, Research School of Pacific Studies, Australian National University, Canberra 1987. pp.86-88.

"Vote for Stability" Far Eastern Economic Review 12, February 1987.

(4) 野沢勝美「『アキノ現象』の体制化」(『アジアトレンド』1987-III アジア経済

研究所)

Alex Bello Brillantes, JR " The State of Philippine Democracy : 1987 "

Philippine Journal of Public Administration Vol.XXX, No.4. 1987.

(5) 野沢勝美「アキノ政権下の農地改革」(『アジアトレンド』1989-IV アジア経済研究所) 参照。

第2項 アキノ政権の権力基盤と相対的自律

マルコス戒厳令体制の成立は、国家装置の再編を通して、従来の伝統的支配階級に対する国家の相対的自律を高めた。そして、このことが農村開発や輸出指向型産業開発の推進を通して、戒厳令体制の階級構造を変動させる根本的要因となった。アキノ革命政権期は、権力が大統領に集中した点で、マルコス体制と共通性を有する。経済政策の面でのアキノとマルコスの連続性と変化は、アキノ政権下の階級変動を根本的に規定する。ここでは、アキノの経済政策を国家の権力基盤と相対的自律の観点から捉え、それが階級変動に与える影響をみる。

アキノ政権の成立が階級構造の変動に最も大きな影響を与えたのは、マルコスクローニーの清算という側面においてであった。経済面でもマルコス体制からの決別が最優先課題とされた。クローニーは81年の経済危機以降経営が悪化し、2月政変以前にすでに多くの企業が政府によって接收されていた。アキノ政権によるクローニーの清算は、2月政変まで経営を持続させたクローニーを中心になされたものである。その目的は、マルコス政権下での汚職と収賄の摘発、クローニーの手で不正に横領され内外に蓄財されている資産の回収であった。マルコス体制下でつくられた砂糖とココナツの独占体も解体された。また、関連する1つの重要な側面として民営化政策があった。86年12月に民営化委員会とその下部機関である資産民営化トラストが設立された。民営化政策の目的は、政府系金融機関の抱える不良資産の売却と公企業の民営化にあったが、重点は前者に置かれた⁽¹⁾。これ

らのクローニーの清算は、マルコスの私物と化し汚職が横行した経済の体質を改めるとともに、経済の再建に必要な財源の確保を意図していた。

ところで、以上のクローニーの清算に関わる部分を除けば、アキノの経済政策はマルコスのそれを継承するものであった。つまり、これまで従属的経済の特徴として述べてきたものを受け継いだから、この部分ではアキノの経済政策はマルコス体制と連続性を示したのである。まず、国家経済開発庁（NEDA）については、政策を継続する必要性から人事の刷新は行なわれなかった。経済再建に必要な資金の多くは外資の導入が期待された。アキノは9月には訪米、11月には訪日し、新政権に対する支援を要請した。ここで、アメリカと日本はいずれもアキノ政権に対する全面的支持、経済再建と政治的安定のための対比援助の増大を約束している。この訪問中に、アメリカの経済援助の追加や日本の特別円借款供与など具体的な援助増の提示もなされた。また、対比直接投資と貿易も従来以上に拡大されることとなった。アキノは良好な投資環境の提供を強調した。

IMFや世銀などの国際金融機関に対する依存も同様であった。例えば、世銀は12月に経済再建融資として3億ドルの供与を決定している。ところで、この融資は、民営化委員会、資産民営化信託設立の布告を受けて正式承認されたものである。民営化はIMFと世銀の要求するものであったが、援助供与機関の被援助国に対する影響力はこの側面においてもあらわれている。また、経済政策の継承性は輸出指向型産業開発の推進においてもみられた。以上の側面に加えて、農地改革に対するアキノ政権の消極性があった。これらを総合してみるならば、アキノ政権下の開発政策は、クローニーの清算にみられるような支配層内部の変動を主に促すものであって、対外的従属と大土地所有制に規定された支配構

造そのものを變動させるような性格のものではなかった。。砂糖とココナッツの独占体の解体と民営化政策にみられる経済の自由化は、富の分配を進めない限り、独占的な経済力の支配層内部、あるいは国家から少数の特権者への移動に終わるであろう。つまり、マルコスからアキノヘという政権レベルでの變動は、国家レベルでの變動に対して大きなインパクトを与えるものではなかった⁽²⁾。

さて、アキノ政権は発足以来、マルコス体制とは対照的ないくつかの政策を実施した。政治面では、政治犯の釈放、共産主義勢力との和解政策、経済面では、クローニーの清算や民営化政策があった。これらは、いずれもマルコス体制からの決別に含まれるものであるが、革新的な意味内容をもつものであった。しかし、国家レベルにおけるマルコス体制との基本的な連続性は、アキノ政権の政治的、経済的性格を徐々にマルコス体制と類似のものに変質させていった。ここで国家レベルでの連続性とは、国家の権力基盤を構成する主要勢力、特に、アメリカ、国家装置としての軍とテクノクラート、そして、対米・対日の従属構造と半封建的構造に規定された支配層の連続性を意味している。

アキノの保守化、右傾化は87年の後半頃までに明瞭となった⁽³⁾。共産主義勢力の反政府運動に対しては、経済の改善と社会的サービスの拡大が最終的な解決方法であることは認めながらも、早急な軍事的勝利の必要性を明言した。反共自警団の必要性も認めるにいたった。アキノ政権成立以降、民主主義的雰囲気の中かで増大した労働運動に対しては、権利の乱用と違法なストライキについて強権的措置で対処することが示された。労働運動に対するこの政治姿勢は、権利の乱用と違法の正確な定義は難しいため、実際上は、軍や警察の恣意的な権力行使をまねきやすい。富の偏在の改革には消極的で、経済の高度成長

を指向することもマルコスと同様である。

フィリピン社会がかかえている構造上の問題の根の深さは、共産主義勢力の問題に象徴的にあらわれている。共産主義勢力の成長は共産主義イデオロギーを大きな原動力とするものではなかった。それは、武装闘争を始めとする新人民軍の活動や急進的な大衆抗議運動を自己の要求や社会の変革のための方法として必要だと捉える人々が増大したことによるものであった。したがって、短期的にはともかく、長期的には、共産主義勢力の成長は、軍部の人権侵害や弾圧、貧困や富の偏在といった諸問題をアキノ政権がどこまで解決できるかに依存する。そして、マルコス独裁体制とは異なり、国民の期待を一身に集めたアキノ政権では、民主的な方法と誠実さで行なう政治の有効性と限界が問われることとなった。アキノ政権下でも共産主義勢力が拡大し、アキノの共産主義対策が当初の和解政策から強硬路線に変質したことは、マルコス体制下と同様な構図、すなわち、富の偏在や貧困を背景に政権に対する絶えざる不満層の輩出と共産主義勢力の支持基盤の拡大、それに対するための強権的弾圧と軍の役割と重要性の増大、そして弾圧や人権侵害を原因とする大衆の急進化、といった循環的な構図が再び繰り返されることを示唆しているのである。

2月政変から民主体制の復活までの経済、政治変動は、構造変革なき民主化の実験であったように見える。この変動は、もちろんアキノ個人の政治指向や能力をこえた国家の権力基盤によって規定されてきた。この意味で、自身の権力のために軍の政治力を高め、対外的従属を強め、経済を私物化してきたマルコスの功罪は大きいと言える。そして、アキノ政権を成立させたピープルパワーの革命性は、既存支配層の影響力が行使されやすい民主化に収斂したのである。いま問われているのは、民主体制が、ともすれば国民の意志を

政治に反映するという本来の機能を失いながらも、国家の正当性イデオロギーとして機能する状況のなかで、フィリピンの民主体制が国家権力の性格をどのように変質させていくかにある。

(注)

(1) マルコス・クローニーの清算と民営化政策については、小池賢司「クローニー・キャピタリズムの清算過程と財閥再編」(小池・M.F.モンテス編『フィリピンの経済政策と企業』アジア経済研究所 1988年 6ページから22ページ)を参照。

(2) Gary Hawes The Philippine State and Marcos Regime : The Politics of Export Cornell University Press, Ithaca and London 1987. pp.159-164.

(3) Victor Guerrero III "The Drift to the Right : Is Cory abandoning the Centrist Road ? " Alternative Vol. II , NO.1. 1987.

また、『フィリピンの経済政策と企業』所収の付属資料2を参照されたい。

結論

政治的独立以降、フィリピンの政治変動は、民主主義、権威主義、民主主義と変遷してきた。80年代、第三世界では権威主義体制から民主化への動きが顕著となったが、フィリピン2月政変もまた、権威主義体制の崩壊と民主体制の復活を意味した。そしてこれらの民主化の背景に、国民の権威主義体制に対する不満と民主化要求の増大があったことは広く認められるところである。本論文では、第三世界の政治変動を包括的に理解するため視点として、従属、国家の相対的自律、支配の正当性の3つを重視した。これらの視点をもとに本論文で検討してきたことを通して、フィリピンにおける政治変動を意味付けながら、民主主義と権威主義における国家権力の性格と80年代の民主化の意味について、結論を示す。

フィリピンでは、政治的独立以来、民主主義体制が続いてきたが、その下で支配的階級に対する国家装置の従属性が強く、その結果として、国家の相対的自律は大きく制限されてきた。国家の相対的自律を規定する基本条件は、国家の権力基盤が狭くて限定されているか、多様で幅広いものであるのかによる。フィリピンでは、著しい対米従属の構造が独立以降も受け継がれたことから、また対米従属と関係して植民地期に形成された大土地所有制度と一次産品輸出経済が残存したことから、国家の権力基盤が限定されてきた。つまり、対外的にはアメリカが、国内では伝統的な土地所有階級が支配的な影響力を行使する構造が継続してきた。対米従属の構造は、経済、政治、軍事のいずれの面でも継続した。

国家装置の核としては大統領と議会があった。制度上は大統領の権限が強大であったが、実際には議会の力も大きかった。土地所有階級の利害に直結する農地改革法案をめぐる両者の動きが示していたように、議会は保守的性格が強く、革新的な経済政策の遂行を阻んできたと言える。マルコスが戒厳令以前の政体を寡頭政治体制と批判したのは、議会が土地所有階級を中心とする保守層の利益を代弁する機関として存在していたからである。戒厳令以前のフィリピンの政治状況が示していたのは、対米従属に規定された社会構造のなかで国家の権力基盤が狭く相対的自律が制限されていたこと、そのことによって民主主義体制が実質的に形骸化されていたことである。以上のことは、国家の有効性の程度を基本的に低いものにしてきた。国家がアメリカや親米勢力、土地所有階級の利益に奉仕し、広く国民の要求に応えない状況の下で、民主主義体制が長期にわたり存続したのは、民主主義体制の合法性がもつ正当化イデオロギー機能によるところが大きい。民主主義体制は望ましい統治制度として正当性をもつものと捉えられ、国家の有効性に関する問題は政治指導者の無能や腐敗といったレベルの問題に還元される傾向があった。フィリピンは第三世界諸国のなかでも民主的伝統が長い国であった。しかし、戒厳令布告前までには、国家の有効性の低下を主な原因として、民主主義体制に対する信頼感は全般的に低下していた。

さて、フィリピンでは、1972年にマルコスによって戒厳令が布告され、民主主義体制が崩壊し権威主義体制が成立した。マルコス体制はほぼ20年の長期支配であった。そして、2月政変によって成立したアキノ政権の下で、暫定政権期を経て、政治体制は再び基本的に戒厳令以前の民主主義体制に移行した。これらの政治変動について指摘できることは、第1に、フィリピンの政治変動に対して対米従属という従属要因がきわめて大きな規定力

をもち続けてきたことである。従属という概念を経済的側面に限定しない広い意味で捉えることの必要性は、ペトラスによって指摘されていた。ペトラスは、状況に応じて、中心部国家が周辺部国家の国家建設を援助したり、周辺部国家を解体すべく働きかけること、そしてこの関係によって周辺部国家の支配の性格や政治変動が強く規定されることを重視した。戒厳令体制の存立にとってアメリカの支援は不可欠な条件であった。アメリカが戒厳令体制を支援したことは、アメリカの経済・軍事援助とアメリカの支配力が強い世銀などの国際金融機関の援助の増大にみとれる。また、軍は伝統的にアメリカに依存してきたし、テクノクラートは、国内の社会勢力よりも世銀などの国際金融機関との関係が強く、米政府や国際金融機関の代理者としての性格が強い存在であった。戒厳令体制下で、輸出指向型工業化への転換が図られたが、これは世銀からの要求に応えるものであった。

2月政変によるマルコス体制の崩壊に関して、アメリカはマルコス体制を解体すべく働きかけたわけではなかった。しかし、マルコス体制の動揺と反米勢力の増大に直面して、アメリカはマルコス体制を支援しながらも、改革要求を強めた。マルコス体制の崩壊に関してアメリカが演じた役割は、アメリカの民主化要求が大統領選挙の繰り上げ実施につながったこと、大統領選挙の際野党アキノ陣営が当初もっていた反米的要素を緩和させたこと、2月政変において決起軍に対するマルコス派軍人の攻撃を阻止したこととマルコスの亡命を先導したことの3つの側面で見られた。

第2に、フィリピンの場合、民主主義、権威主義、民主主義という政権レベルの変動にかかわらず、国家の支配構造は基本的に連続性を示してきた。国家の支配構造の連続性とは、(1) 経済、軍事、政治の面での対米従属構造の連続性である。ただし、戒厳令体制

以降、経済面でのフィリピンの対外的従属は、対米従属型から対米・対日従属型へと変質した。(2) フィリピンの支配層の親米的性格の連続性である。(3) 大土地所有制の半封建的経済構造の連続性である。このような対米従属に規定された国家レベルでの連続性は、フィリピンの国家の権力基盤を狭め、国家の相対的自律を制限させてきた根本の要因であった。ところで、国家が現存の支配的な構造に対して自律的になるための基本条件としては、支配的階級が分裂することや支配的階級の経済、政治力が弱まること、並びに国家装置の一部が被支配階級と同盟するための条件が整うことがある。フィリピンの国家の自律には次のような特徴がみられた。マルコス戒厳令体制の成立は、マルコスの権力永続化を最大の目的とする政変ではあったが、国家権力を集中化させて伝統的な寡頭政治体制を打倒するという側面をもつものであった。この側面は、マルコスが絶対的な独裁的権力を構築しようとしたことに直接規定されたものである。しかし、戒厳令体制の国家の自律は、国家装置—マルコスと軍部とテクノクラート—の親米的性格を反映して、対米従属の構造に向けられたものではなかった。

2月政変を成功させたピープルパワーの性格は、上述した2つの条件を相当程度満たすものであった。すなわち、支配的階級としてはクローニーの支配力が弱まり、国家装置としては軍の一部とテクノクラートがマルコス批判を強め、社会的には、下層・中間・上層の広範な層がマルコス独裁体制の終結を希求して政治化した。そして、2月政変は、軍の決起を契機とした大衆運動の高揚がマルコス体制を崩壊させた点で革命的であった。アキノ政権の革命期は国家権力が大統領に集中した点でマルコス戒厳令体制と共通する。しかし、アキノ政権の場合、革命的権力はもっぱらマルコス体制からの決別のために行使され

た。クローニーの清算やマルコス派政治家の放逐が精力的に行なわれた反面、アキノの革命的権力も戒厳令体制と同様、対米従属の構造には向けられなかった。つまり、戒厳令も2月政変も国内の階級構造には大きな影響を与えたが、対米従属の構造を変えるものではなかった。以上の側面もまた対米従属の規定力の大きさを示すものである。

支配の正当性の観点からみれば、フィリピンでは、権威主義体制への期待を生じさせるような社会的条件が存在した。マルコス戒厳令体制の正当性は目標実現に関する正当化の論理に大きく依拠するものであった。マルコス戒厳令体制が、その独裁的、強権的性格にもかかわらず、経済、政治面での国家の有効性を主張し、また、戒厳令体制に対する国民の期待も存在したことについては、それまでの民主主義体制が形骸化し、国家の有効性が失われていたことが根底的に関係している。支配的階級との関係が希薄で近代化への指向を共有するテクノクラートと軍の協力をもとに、中心からの革命を断行しようとしたマルコスの基本姿勢は、民主主義と寡頭政治体制に対するあきらめが広く蔓延するなかで、戒厳令体制への期待を高めた主たる要因であった。国家権力の集中とマルコスによる独裁的権力の掌握は、伝統的な支配階級に対する国家の自律と社会改革を断行するための国家の能力を高めたのであり、この点で戒厳令体制が革新的な側面をもっていたことは否定できない。しかしながら、マルコス戒厳令体制の有効性は、初期の一時期を除き、全般的に高いものではなかった。この主な原因としては、既述したように、戒厳令体制がマルコスの権力永続化を最大の目的とする政変であったことと、戒厳令体制下でも国家の権力基盤が狭く、国家の相対的自律が制限され続けたことである。この結果、国家権力は、マルコス並びにアメリカと利害を共有する少数の者により優先的に行使された。70年代後半からの

正常化路線と81年の戒厳令解除にみられたような漸進的な民主化の推進は、マルコス体制に合法性を付与し、支配の安定化をはかるための試みであったと言える。しかし、フィリピンの場合、漸進的な民主化がむしろ正当性の失墜と大衆の急進化を促すという逆説的な関係がみられた。したがって、マルコス体制の場合、合法性は支配の正当性として重要な役割を演じることはなかったのである。マルコスの独裁指向と国家の相対的自律の制限に規定されて、戒厳令体制の国家の有効性は政権の展開とともに低下することとなった。

さて、個人独裁型のフィリピンの権威主義体制は、大衆運動の高揚が決定的な役割を果たした2月政変によって崩壊した。そして、2月政変の成立は、国家装置が分裂したことと、社会的レベルにおける反マルコス運動が増大したことの結果であった。本論文では、権威主義体制に対する不満と民主化要求との関係を中心に、2月政変の成立と民主化が制度化されるまでの過程を検討した。

マルコス体制の崩壊に決定的な影響を与えた国家装置の分裂は、軍部の亀裂とマルコスに対する反乱であった。軍部の亀裂の根本原因は、マルコス派の軍人による軍部の実権の掌握が、汚職や人事の停滞といった組織上の問題と、共産主義勢力の拡張をもたらしてきたことを通して、軍内部の不満層を増大させたことにある。軍の不満層が画策したのは軍事クーデターであった。このクーデター計画との関連で言えば、ピープルパワーが果たした役割は、反乱軍をマルコス派兵士の攻撃から守ったことと、クーデター計画を阻止したことである。クーデターは失敗したが、2月政変での功績によりアキノ政権での軍部の政治的発言力は従来以上に強まった。テクノクラートも80年代に入ってマルコスへの批判的態度を強めたが、この場合は、マルコスによる経済の私物化が根本の原因であった。

社会的レベルの抵抗運動では、共産主義勢力とそれと関連する左翼系勢力が、マルコス体制の全期間を通じて、最も強力に反マルコス闘争を展開してきた。もともと親米感情と反共意識が強いフィリピンで共産主義勢力が拡大したことに、フィリピン社会の貧困や社会的不平等といった問題の根の深さが象徴的に示されている。かれらの闘争は、独裁体制とともに対米従属の構造や大土地所有制支配の半封建的構造の打倒を主要な目的とするものであった。かれらは、政治指導者の交替や民主的制度の確立では、フィリピン社会が直面している問題の根本的解決にはならないことを主張してきた。方法としては武装闘争に主眼が置かれたが、左翼系勢力は、農民、労働者、学生、聖職者などを中心とする大衆抗議運動に対しても指導的役割を果たしてきた。

80年代の経済危機とアキノ暗殺を契機に、新たな勢力がマルコスへの批判を強めたが、その1つは、ビジネスエリート、カトリック教会、合法野党勢力を中心とする穏健派であった。かれらは階級構成としては上層に属し、保守的性格が強い勢力であった。かれらがマルコス批判を強めた背景には、マルコス独裁体制に対する不満とともに、共産主義勢力の拡大と大衆の急進化に対する政治不安があった。かれらの主な要求は、アメリカと同様に、政治的安定の確保と、自由と民主主義の回復にあった。もう1つの重要な側面は、アキノ暗殺以後中間層が政治化し、マルコス批判を強めたことである。左翼を中心とする急進派とビジネスエリートなどを中心とする穏健派が存在するなかで、中間層の政治動向は、マルコスに対する抵抗運動の性格を規定する重要な要因であった。中間層は、急進的な者と穏健的な者、反米指向が強いものとそうでない者など、様々な勢力を含み統一された勢力ではなかったが、マルコスの早期退陣に対する要求は中間層に広く存在していた。

さて、80年代の経済危機とアキノ暗殺を契機に高揚した反マルコス運動は、2月政変までの過程で、アキノを選挙によって大統領に選出する運動へと収斂した。この過程で、左翼系勢力は孤立化し、2月政変では重要な役割を果たさなかった。この原因としては、共産党の戦略、戦術の誤りと不十分さ、左翼のイデオロギーの浸透が十分でなかったことなどがある。2月政変を成功させた大衆運動は、マルコス退陣を要求する反マルコス指向が原動力となったものであるが、オルタナティブとしてのアキノへの期待には、2つの異なった政治指向が存在していたと考えるべきである。1つは、民主主義の回復を強く望むものである。この政治指向は、基本的にマルコス体制の受益者といえる中・上層の人々に多く存在し、アメリカも同様の立場であった。かれらは民主主義の回復に政治の安定を期待したが、この場合の民主化は大衆の急進化の阻止と政治的安定を最大の目的とするものである。これに対し、農民や労働者などの下層の人々の場合、アキノへの期待の多くは社会構造の変革に対する期待に基づいていたと言えよう。かれらの直接の要求は政治指導者の交替による社会改革の実施にあり、それに比べて民主化要求は二次的なものであったと考えられる。このコリー指向には、権威主義体制下の様々な問題の原因をマルコスの独裁体制そのものとほぼ同一視する見方が関係していよう。マルコス体制においては、マルコスの独裁体制と悪政が批判の対象とされ、様々な問題の根源がマルコス個人に収斂される傾向が強かった。しかしいずれにせよ、フィリピン2月政変は、社会の構造変革を望む勢力と構造的な現状維持を望む勢力の政治指向がいずれもコリー指向に収斂し、このことによってマルコス体制を打倒した政変であった。

以上の展開とアキノ政権下の政治動向から、フィリピンにおける80年代の民主化の性格

と意味について、以下のことを指摘できよう。

フィリピンの場合、脱権威主義体制の方向として、民主化を強く望み、民主化運動を主導したのは、階級的には中・上層に属し、社会構造の変革に対する意識は希薄な人々であった。かれらの民主化指向は、マルコス独裁体制の終結とともに、民主主義の回復による政治的安定を求めたものである。第2に、新憲法の内容と87年5月に発足した議会の性格からみるかぎり、フィリピンの民主化が国家の有効性を高めるチャンスは小さい。制度的には、民主化は戒厳令以前の政体への復帰を基本的に意味し大統領の立法権は失われた。1935年憲法に比べて大統領権限は縮小された。このことから、大統領が強力なリーダーシップで革新的な政策を断行するチャンスは、民主化によって制度的に制約されることとなった。そして、戒厳令布告前と同様、議会では保守勢力が大勢を占めた。したがって、フィリピンにおける80年代の民主化は、対外的従属に規定された低開発の構造の制度化という性格が強いのである。第3に、80年代の民主主義体制は、軍の政治力が大きい点で戒厳令以前のものとは決定的に異なる。アキノ政権の動向が示しているのは、政権を支える軍の重要性は戒厳令体制以上に増大したことである。そして、軍の政治化や役割拡張が強権体制につながるという関係はアキノ政権の民主主義体制においても認められるのである。

さて、第三世界の変動論のなかで1つの焦点となってきた経済発展と民主化の関係について、フィリピンの現実は何を示唆しているのだろうか。60年代と70年代の相次ぐ権威主義体制の成立は、経済発展と民主主義体制の親和性を主張した初期近代化論的モデルの修正を迫った。従属論的観点から提起された見解は、従属的経済発展と権威主義体制とが親和性をもつという主張であった。この見解の代表的論者は、オドンネルであった。オドン

ネルが官僚的権威主義体制の特徴として提起した構図、つまり、国家権力が従属的経済発展を促進するために大衆部門の政治活動を排除するという抑圧的な構図は、フィリピンの戒厳令体制においてもみられた。しかし、フィリピンの現実が同時に示しているのは、対外的従属に規定された低開発の構造は、民主主義体制とも権威主義体制とも親和性をもつということである。第三世界の発展モデルとしてペトラスが提起した「新植民地型モデル」は、フィリピンの場合、マルコス戒厳令体制にもアキノ政権にも該当する。政治体制の相違は、対外的従属に規定された低開発の構造を維持するための国家支配の方法が、主に合法性に依拠するか、権威主義的な方法に依拠するかの相違を示している。したがって、権威主義体制の存立を従属的経済発展の必要性と直結させて捉えることは出来ない。フィリピンの場合、権威主義体制下のマルコスへの権力集中、強権性、抑圧性は、マルコスの独裁指向と従属的経済発展の両方に規定されたものである。これに対し、民主化は権威主義体制では困難になった支配構造の存続を合法性の下で行なおうとする試みとして位置付けられよう。民主主義体制の下で従属的経済発展を指向するアキノ政権の安定性は、合法性のもつ正当化イデオロギー機能に大きく依存することになる。しかし、共産主義勢力の拡大をはじめ、アキノ政権がマルコス体制から受け継いだ政治的不安定要因は多い。この意味で、フィリピンの民主主義が多くの困難に直面していると言わざるをえない。

権威主義体制から民主主義体制への移行は、民主化の内実が検討されないままに、第三世界の望ましい政治発展として捉えられがちである。本論文で検討したフィリピンは、革命的な方法で権威主義体制を崩壊させ民主化を実現させた事例であった。しかし、本論文の検討は、マルコス独裁体制を打倒した革命的な国民のパワーが、支配層・保守層の意向

を反映するような国家装置の復活に取斂したことを示した。しかしながら、同時に、80年代の民主化は、フィリピンの国民が自らの手で勝ちとったという点で、従来のものとは決定的に異なる。それだけに民主主義の意味がさまざまな観点から問われることになる。重要なことは、民主化の意味が歴史的、構造的観点から問われ、新たなオルタナティブの構築に活かされることである。

あとがき

筑波大学で社会学を学ぶようになって以来、絶えず問題意識としてもち続けてきたのは、人間の社会における搾取と抑圧の構造であり、また、それと国家の権力、支配がどのように関連しているのかという問題であった。こうした問題に関心をもつようになったのは、なによりも学類時代に受けた講義から得た知的刺激によるところが大きい。政治社会学や生活構造論、現代社会論などの講義を通して、搾取と抑圧の構造が社会の様々なレベルで存在することやその背後にある問題状況を学ぶことが出来た。社会学自主ゼミやマルクスの読書会を通して、さらにこれらの問題の重要性と困難さを知り、社会学の代表的な研究者の理論や思想を学ぶことが出来た。この点については、講義だけでなく、読書会やそれ以外でも、貴重な時間を割いてわれわれ未熟な学生の指導にあたってくれた諸先生方の熱意を忘れることは出来ない。

大学院に入って、第三世界を対象とした搾取と抑圧、国家権力の問題をテーマとして選択したことには、いくつかのことが関係している。1つは、世界的にみるなら、搾取と抑圧に関連する問題－貧困、飢餓、社会的不平等、独裁制、強権支配など－は第三世界で強く顕在化しているという事実による。大学院に入った1980年当時、第三世界の多くは権威主義体制の支配下にあった。第2は、従属論から受けた知的刺激がある。当時、日本では従属論の急速な摂取が行なわれたが、ラテンアメリカやアフリカの低開発を従属という観点から捉えた従属論のアプローチからは教えられるところが多く、同時に、従属論的観点

からのアジア社会の分析についての問題関心が生じた。第3は、1983年に半年という期間ではあったが、フィリピンのフィリピン大学で学ぶ機会を得た。フィリピンの社会的現実をみることによって第三世界が直面している諸問題についての理論的関心はさらに高まったが、このことには、フィリピン滞在中にベニグノ・アキノが暗殺されたことも大きく関係したと思える。その後、たびたび、フィリピンを訪れ、いろいろな人の話を聞くことや社会的現実をみる機会を得た。フィリピン社会の現実分析を通して、第三世界の研究を志したことは以上の経緯による。

以上のような問題意識をもちはじめた時期から今日までに流れた歳月に比べ、作業が遅々として進まなかったことには、ただ自省するばかりである。時に、日常の些細事のなかで問題意識そのものを忘れかけてしまうようなこともあった。このような状況のなかで、本論文を書くことが出来たのは、多くの方々の御指導と叱咤激励をいただけてきたからである。指導教官の駒井洋先生には、大学時代から絶えず未熟な私を忍耐強く指導し続けていただいた。筑波の諸先生方には社会学に関して、実に多くのことを教えていただいた。この場をかりて、心から御礼を申し上げます。

日本語文献

- アジア経済研究所『アジアの動向』 1966年版、1969年版
————— 『アジア動向年報』 1971年版、1972年版、1981年版、1982年版
————— 『アジア・中東年報』 1986年版
- アジア経済研究所『フィリピンにおける米国資本』 1971年
- 浅野幸穂・福島光丘『アキノのフィリピン』 アジア経済研究所 1988年
- 梅原弘光「フィリピン米作農村の構造変化—中部ルソンの1ハシエンダ・バリオの事例を中心として」（滝川勉編『東南アジア農村社会構造の変動』 アジア経済研究所 1979年）
- 加納弘勝「中東からみたNICS」（『社会学雑誌』6 神戸大学社会学研究会 1989年）
- 黒柳米司「軍事政権の成立過程と行動様式—スハルト政権と朴政権の比較—」（佐藤栄一編『政治と軍事—その比較史的研究』 日本国際問題研究所 1978年）
- 小池賢司「マルコスの盟友たちの財閥」（伊東編『発展途上国のビジネスリーダー』 アジア経済研究所 1983年）
————— 「フィリピン—マルコス期の企業経営」（米川・小池編『発展途上国の企業経営』 アジア経済研究所 1986年）
————— 「クローニー・キャピタリズムの清算過程と財閥再編」（小池・M.F.モンテス編『フィリピンの経済政策と企業』 アジア経済研究所 1988年）
- 小島清「フィリピンへの日・米直接投資」（『海外投資研究所報』 9巻10号 日本輸出入銀行 海外投資研究所 1983年10月）
- 駒井洋『国際社会学研究』 日本評論社 1989年
- 坂本義和「平和・開発・人権」（『世界』 523号 1989年1月）
- 作本直行「フィリピンの権威主義体制と統治構造」（『アジア経済』 XXVI-10 1985年10月）
- 上智大学イベロアメリカ研究所編『ラテンアメリカの中間階級—その政治・経済・社会的地位に関する研究—』 上智大学イベロアメリカ研究所 1982年
- 鈴木祐司「東南アジアの『民主化』とそのインパクト」（『世界』 1988年12月号）

- 「アジアにおける強権政治」 (『国際問題』 1982年11月 No.272.)
- 高柴澄夫 「流血デモヘエスカレート～荒れるフィリピンの学生」 (『世界週報』 66、
1970年 3月)
- 高橋彰 「農地改革の課題と行方」 (La International 『国際経済』 311号 国際評論社
1989年)
- 滝川勉 『戦後フィリピン農地改革論』 アジア経済研究所 1976年
- 「戒厳令下フィリピンにおける農地改革の実態と農民」 (滝川勉編『東南アジア
農村社会構造の変動』 アジア経済研究所 1979年)
- 「マルコス政権下における農地改革の展開と緑の革命」 (『アジア経済』 XXV-5・
1984年 5月、 6月)
- 谷川栄彦／木村宏恒『現代フィリピンの政治構造』 アジア経済研究所 1977年
- 竹内芳郎『国家と文明』 岩波書店 1975年
- 田巻松雄 「フィリピンにおける強権的政治体制の成立と展開」 (1) ～ (6)
(『名古屋商科大学論集』 第29巻第 2号 1985年 3月
第30巻 1985年11月
第31巻第 1号 1986年 9月
第31巻第 2号 1987年 3月
第32巻第 1号 1987年 9月
第32巻第 2号 1988年 3月)
- 「フィリピン政治における軍部の役割と2月政変」 (『アジア研究』 アジア政
経学会 第35巻 1号 1988年10月)
- 「第三世界の社会変動と国家—『アジア開発独裁』分析のための予備的考察」
(『名古屋商科大学論集』 第34巻第 1号 1989年 9月)
- 津田守 「富と貧困と間の存在としてのミドル・クラス」 (川田・石井編『発展途上国の政
治経済学』 東京書籍 1987年)
- 恒川恵一 「権威主義体制と開発独裁」 (『世界』 452号 1983年 7月)
- 日本貿易振興会 『フィリピンにおける日系進出企業の現勢～A S E A Nの日系進出企業リ
スト (その3) ～』 海外経済情報センター 1981年 5月
- 野沢勝美 「アキノ政権の新課題」 (『アジアトレンド』 1986年—II アジア経済研究所)
- 「新憲法審議の焦点」 (『アジアトレンド』 1986—III アジア経済研究所)

- 「新憲法草案の特色と意義」 (『アジアトレンド』1987-I アジア経済研究所)
- 「アキノ政権の農地改革」 (『アジアトレンド』1989-IV アジア経済研究所)
- 野村進『フィリピン新人民軍従軍記』 暁社 1981年
- 原田金一郎「周辺資本主義論(1)」 (『経済学論集』 大阪経済法科大学経済学会
7巻 1号 1982年)
- 朴一「NICs資本主義分析の新射程」 (『経済評論』 1987年 3月号)
- 藤原歸一「フィリピンの政治制度—法的側面を中心として—」 (『ASEAN 諸国の政治体制』 萩原宣之/村島英治編 アジア経済研究所 1987年)
- 松下洋『ペロニズム・権威主義と従属』 有心堂 1987年
- 松下洋・遅野井茂雄「ラテンアメリカの民主化」 (松下・遅野井編『1980年代ラテンアメリカの民主化』 アジア経済研究所 1986年)
- 森澤恵子「フィリピンにおける農業関連工業の展開—70年代におけるココナッツオイル工業の新展開」 (『季刊経済研究』 第6巻第3号 1983年)
- 横山正樹 「フィリピンの従属性と民衆の抵抗運動」 (久保田純編 『自力更正論としての第三世界』 文真堂 1982年)
- 吉川洋子「フィリピンの政治的正当性の一考察」 (『東南アジア研究』14巻 2号1979年)
- 「マルコス戒嚴令体制の成立と展開」 (河野健二編『近代革命とアジア』
名古屋大学出版会 1987年)
- 渡辺利夫『開発経済学』 東洋経済新報社 1978年
- 「アジアの経済発展と民主化—韓国を経験」 (国際シンポジウム「アジアの経済発展と民主化」アジア政経学会主催 東京都立大学 1989年12月)
- 若森・岡田訳『周辺資本主義論争』 柘植書房 1987年

日本語訳のある文献

アジア太平洋資料センター編訳『フィリピン民衆革命へーフィリピン共産党重要文献集』
れんが書房 1988年

Amin, S. L'accumulation a L'echelle Mondiale, Editions Antropos, Paris 1970, 1976.
(サミール・アミン『世界資本蓄積論』[第一分冊の訳]野口裕他訳 柘植書房
1979年 『周辺資本主義構成体論』[第二分冊の訳]原田金一郎・野口裕
柘植書房 1979年 『中心=周辺経済関係論』[第三分冊の訳]原田金一郎訳
柘植書房 1981年)

米上院外交委員会調査報告「フィリピンの現状分析と展望」上・下 (『国際開発ジャー
ナル』 1984年 4月、5月)

Bello, W. Kinley, D. Elinson, Development Debacle: The World Bank in the
Philippines Institute Food and Development Policy, Philippine
Solidarity Network (ワルデン・ベリヨ著『フィリピンの挫折ー世銀
・IMFの開発政策とフィリピン』鶴見宗之介訳 三一書房 1985年)

甲済(チョ・カプチェ)「六月政変と中産層の反乱」(別冊宝島68『新しい韓国を知る、
本』 JICC出版局 1987年)

Constantino, R. The Philippines: The Continuing Past Vol.2, (レナト・コンスタ
ンティーノ『フィリピン民衆の歴史IV』鶴見良行他訳 フィリピン双書
12, 勁草書房 1980年)

Feith, H. "Repressive-Developmentalist Regimes in Asia: Old Strength, New Vulne
rabilities" Prisma(19), 1980. (ハーバート・フィース「経済開発と強権政
治」坂本義和編『暴力と平和』朝日新聞社 1982年)

Frank, A.G. Dependent Accumulation and Underdevelopment Macmillan, 1978. and
Monthly Review Press, 1980. (アンドレ・フランク『従属的蓄積と低開発』
吾郷健二訳 岩波現代選書 1980年)

———, Underdevelopment or Revolution? New York 1975. (『世界資本主義と低開
発』大崎正治他訳 柘植書房 1976年)

———, Lumpen-Bourgeoisie and Lumpen-Development-Dependence, Class and Politics

- in Latin America Monthly Review Press, New York 1972 (『世界資本主義とラテンアメリカーラテンアメリカブルジョアジーとラテンアメリカ的発展』西川潤訳 岩波書店 1978年)
- Reflections on the World Economic Crisis Monthly Review Press, New York and London, 1981. (『世界経済危機の構造』工藤章訳 TBSブリタニカ 1982年)
- Guerrero, A. Philippine Society and Revolution Pulang Tala Publications Manila, Philippines 1971. (アマド・ゲレロ『フィリピン社会と革命』北沢正雄訳 亜紀書房 1977年)
- Janowitz, M. The Military in Political Development of New Nations The University of Chicago Press, 1964. (モーリス・ジャノヴィッツ『新興国と軍部』張明雄訳 世界思想社 1968年)
- 韓相雲 (ハン・サンジン) 「官僚的権威主義下での民主主義の展望」 (韓国社会学会『現代韓国社会学』小林孝之訳 新泉社 1988年)
- 洪斗承 (ホン・ドゥスン) 「職業および階層構造の変化と展望」 (韓国社会学会『現代韓国社会学』)
- Linz, J. "An Authoritarian Regimes : Spain " in Cleavages, Ideologies and Party System Edited by Allardt, E and Littunen, Y. Helsinki, Westermarck Society 1964. (ホアン・リンツ「権威主義体制ースペイン」『現代政党論』宮沢健訳 而立書房 1973年)
- Lipset, S.M. Political Man : The Social Bases of Politics New York : Douleday & Co., 1959. (セイモア・リップセット『政治のなかの人間』内山秀夫訳 東京創元新社 1963年)
- Miliband, R. Marxism and Politics Oxford University Press, 1977. (ラルフ・ミリバンド『マルクス主義政治学入門』北西允／田口富久治／網井幸裕訳 青木書店 1979年)
- Poulantzas, N. Fascisme et Dictature Ed. du Seuil 1974. (ニコス・プーランツァス『ファシズムと独裁』田中正人訳 批評社 1983年)
- Santos, D.T. Imperialism Y Dependencia (ドス・サントス『帝国主義と従属』青木芳夫 辻豊治・原田金一郎・林美智代訳 柘植書房 1983年)

- Sau, R. Unequal Exchange, Imperialism and Underdevelopment Oxford University Press, 1978. (ランジット・サウ『世界資本主義の政治経済学－不等価交換、帝国主義および低開発－』長谷川幸夫・入江成雄訳 椿出版社 1981年)
- Stavenhagen, R. Peasant Societies and Development (ロドルフォ・スタンペンハーゲン『開発と農民社会』山崎春成・原田金一郎・青木芳夫訳 岩波現代選書 1981年)
- Stepan, A. Rethinking Military Politics : Brazil and the Southern Cone Princeton University Press, 1988. (アルフレッド・ステパン『ポスト権威主義－ラテンアメリカの民主化と軍部』掘坂浩太郎訳 同文館 1989年)
- Totten, O.G. " Models and the Problems of International Legitimacy " in Developing Nations : Quest for a Model Edited by Beiling, A. and Totten, O.G. New York 1970. (ジョージ・トッテン「正当性のモデル」『政治発展のモデル』片岡寛光監訳 早稲田大学出版会 1975年)
- Wallerstein, I. The Modern World System : Capitalist Agriculture and the Origin of the European World Economy in the Sixteen Century Avademic Press, 1974. (イマアニュエル・ウォーラーステイン『近代世界システム (I) (II)』川北稔訳 岩波書店 1981年)
- Weber, M. Wirtschaft and Gesellschaft, Grundriss der Verstehenden Sociologie, vierte neu Herausgebene Auflage, Besorgt von Johannes Winckelmann 1956. erster Teil Kapital III. IV. (マックス・ウェーバー『支配の諸類型』世良晃志郎訳 創文社 1970年)
- Woddis, J. Armies and Politics Lawrence and Wishart Ltd. 1977. (ジャック・ウォデイス『クーデター～軍隊と政治権力』土生長穂・河合恒夫訳 大月書店 1981年)
- 『新国際価値論争』原田金一郎訳 柘植書房

外国語文献

- Abinales, P.N. The Philippine Military and the Marcos Regime paper prepared for the Third Meeting of the Southeast Asian Network of the United Nations University Perspective, Panang Malaysia October 21-25. 1985.
- Abucba, Jose Velso. "The Philippine : Tradition and Change " Asian Survey Vol.X, No.1. 1970.
- , " Ideology and Practice in the New Society " in Marcos and Martial Law in the Philippines Edited by Rosenberg, A.D. Cornell University Press, Itha, 1979.
- Adkins, H.J. " Philippine 1971 : Events of a Year, Trends of the Future " Asian Survey Vol.XII, No.1. 1971.
- , " Philippine 1972 : We'll Wait and See " Asian Survey Vol.XIII, No.2. 1973.
- Adriano, Fermin D. " A Critique of the 'Beureaucratic Authorutarian State' Thesis : The Case of the Philippines " Journal of Contemporary Asia Vol.14, No.4. 1984.
- Ahmad, Egbal. " The Neo-Fascist State : Notes on the Pathology of Power in the Third World " IFDA dossier (19). September-October 1980.
- Alavi, Manza. " The State in Post-Colonial Societies : Pakistan and Bangladesh " in Politics and State in the Third World Edited by Harry Goulbourne, The Macmillan Press Ltd, 1979.
- Almendral, Gemma N. " The Reformist of the Feburuary Revolt " Diliman Review Vol.34, No.2. 1986.
- Bello, Walden and Rivera, Sereina " The Logistics and Repression " W.Bello and S. Rivera eds. The Logistics and Repression and Other Essays Washington, D.C. Friends of the Filipino People, 1977.
- Bello, Walden " Aquino's Elite Populism : Initial Reflections "

Third World Quarterly 8(3).July 1986.

- Brillantes,Jr.Alex Bello. Dictatorship & Martial Law-Philippine Authoritarianism in 1972 Great Books Publishers,Quezon City,Philippines 1987.
- , " Insurgency and Peace Policies of the Aquino Government " Social Science Information Vol.15, No.1 & 2. April-Sep. 1987.
- Broad,Robin. International Actors and Philippine Authoritarianism Working Paper-I.F.D.A. Princeton New Jersey June 1979.
- Capulong-Hallenberg, Virginia S. Philippine Foreign Policy toward the U.S. 1972-1980 : Reorientation ? Department of Political Science, University of Stockholm, 1987.
- Cardoso,Fernando Henrique. and Falletto,Enzo. Dependency and Development in Latin America University of California Press,1979.
- Carino,Ledivina V. " The Succession Issue and the Continuity of the Present Political Order " in Nation in Crisis Edited by A.R.Magno, University of the Philippines, Quezon City, 1984.
- Catilo,C.A. and Tapales,D.P. " The Legislature " in Government and Politics of the Philippines Edited by Raul P.DE Guzman and Mila A.Reforma, Oxford University Press, 1988.
- Chapman,William. Inside the Philippine Revolution-The New Peoples Army and Its Struggle for Power W.W.Norton & Company, New York, London 1987.
- Collier,David. "Industrial Modernization and Political Change : A Latin American Perspective " World Politics Vol.XXX, No.4. July 1978.
- Constantino,Letizia R. The Snap Revolution Quezon City, Philippines 1986.
- Constantino-David,Karina. " The New Politics : Lessons from the Democratic Struggle in the Philippines " in Transnationalization, The State, and The People : The Philippine Case Part II Working Papers of the United Nations University, Asian Perspectives Projects, 1985.
- Crone,Donald K. " State, Social Elites and Government Capacity in Southeast Asia " World Politics Vol.XL, No.2. January 1988.

- Danopoulos, Constantine P. " Military Dictatorships in Retreat : Problems and Perspectives " in The Decline of Military Regimes Edited by C.P.Danopoulos Westview Special Studies in Military Affairs, 1988.
- David, Randolph. " Transnational Corporation and the Philippine Banana Export Industry " Third World Studies Center, University of the Philippines, 1983.
- , " The Aquino Government's First Seven Months " Kasarinlan Vol.2, No.4. 1986.
- Diamond, Larry. Linz, Juan J. Lipset, Seymour Martin. eds. Democracy in Developing Countries Volume 1 (Persistence, Failure and Renewel), Volume 2 (Africa), Volume 3 (Asia), Volume 4 (Latin America), Linne Rienner Publishers, Boulder, Colorado, 1988.
- Diokno, M.S. " Unity and Struggle " in Dictatorship and Revolution Edited by Aurora Javate-de Dios, Petronio Bn.Daroy and Lorna Kalaw-Tirol, CONSPECTUS, Metro Manila 1988.
- Dios, Emmanuel S.DE. " The Erosion of Dictatorship " in Dictatorship and Revolution Edited by Aurora Javate-de Dios, Petronilo Bn.Daroy and Lorna Kalaw-Tirol, CONSPECTUS, Metro Manila, 1988.
- Doherty, John F. " Who Controls the Philippine Economy : Some Need Not Try As Hard As Others " in Cronies and Enemies: The Current Philippine Scene Belinda A.Aquino Editor, Philippine Studies Occasional Paper, No.5. University of Hawaii, Honolulu, Hawaii August 1982.
- Domingo, Benlamin B. Philippine Labor Foreign Service Institute Manila, Philippines 1983.
- Frank, Ander Gunder. Crisis : in the Third World Holmes & Meier Publishers, New York, London 1981.
- Geaga, Wicks. " The Militarization of Cory " Ang Katipunan April 1987.
- Guerrero, Victor III. "The Drift to the Right : Is Cory abandoning the Centrist Road ? " Alternative Vol.II, NO.1. 1987.

- Hamilton, Nora. " State Autonomy and Dependent Capitalism in Latin America " British Journal of Sociology Vol.32, No.3. September 1981.
- Hawes, Gary. The Philippine State and Marcos Regime : The Politics of Export Cornell University Press, Ithaca and London 1987.
- , " Aquino and Her Administration : A View from Countryside " Pacific Affairs Vol.62, No.1. Spring 1989.
- Hernandez, Carolina G. The Extent of Civilian Control of the Military in the Philippines : 1946-1976 State University of New York, Unpublished ph.D Dissertation, 1979.
- Horowitz, Irving Louis. and Trimberger, Ellen Key. " State Power and Military Nationalism in Latin America " Comparative Politics January 1976.
- Illetto, Reynaldo C. " The Past in the Present Crisis " in The Philippines after Marcos Edited by R.J.May & F.Nemenzo ST.Martin's Press, New York, 1985.
- International Commission on the Militarization of Samar. Militarization of Samar Eastern Visayas, Philippines Published by Resource Center for Philippine Concerns, Hongkong 1979.
- International Commission of Jurists The Philippines after Martial Law Geneve, Switserland 1984.
- Jones, Gregg R. Red Revolution - Inside the Philippine Guerrilla Movement Westview Press, 1989.
- Kaufman, Robert R. " A Preliminary Test of the Theory of Dependency " Comparative Politics Vol.17. 1974.
- Kennedy, Gavin. The Military in the Third World Gerald Duckworth & Co. LTD 1974.
- Kessler, Richard J. Rebellion and Reression in the Philipnes Yale University Press, New Haven and London, 1989.
- Lande, C.H. " The Philippine Military in Government and Politics " in On Military Intervention Edited by Morris Janowitz and Van Doorn, Rottendam University Press, 1971.
- Lichauco, Alejandro. " The Lichauco Paper-Imperialism in the Philippines "

Monthly Review Vol.25, July-August 1973.

- _____ , " The International Economic Orders and the Philippine Experience " in Mortgaging the Future- The World Bank and IMF in the Philippines Edited by Vicencio R. Jose Foundation For Nationalist Studies 38 Panay Avenue, Quezon City, Philippines 1982.
- Lim, Benito. Philippine-U.S. Relations: An Overview of Philippine Foreign Policy PCSS Policy Monograph Series NO.1. Published by The Journals and Publications Division, The President's Center for Special Studies 1984.
- Lipset, Seymour Martin. " Some Social Requisites of Democracy : Development and Political Legitimacy " American Political Science Review Vol.53, March 1959.
- Magno, Alexander. Developmentalism and the New Society : The Repressive Ideology of Development Third World Papers Series, No.35. University of the Philippines, August 1983.
- _____ , " Revolution within the Revolution : The Left and the Aquino Government " Diliman Review Vol.34, No.5 & 6. 1986.
- Mamot, Patricio R. People Power New Day Publishers, Quezon City, 1986.
- Mariano, M.G. Managerial Education/ Training of Military Personnel : Issues and Problems Administration Development Center, College of Public Administration, University of the Philippines, 發行年不明
- Marcos Ferdinand E. The Role of the Military in Nation Building : The Alternative : Innovate or Stagnate Quezon City, AFP 1968.
- McDougald, C.C. The Marcos File San Francisco Publishers, 1987.
- Mediansky, F.A. " The New Peoples Army : A Nation-Wide Insurgency in the Philippines " Contemporary Southeast Asia Vol.8, No.1. June 1986.
- Mile, R.S. "Technocrats and Politics in the ASEAN Countries " Pacific Affairs Vol.55, No.3. Fall 1982.
- Munro, Ross H. " The New Khmer Rouge " Commentary December 1985.

- Nemenzo, Francisco. The Alternative to Marcos Prepared for a Seminar on "Development and Political System" under Auspices of the Indian Council of Social Science Research in Collaboration with the Center for the Study of Developing Societies and Center for Policy Research, New Delhi, India 25 February to 1 March 1980.
- , The Current Philippine Crisis Delivered at a Joint Seminar of the Department of Political and Social Change and Department of International Relations, 20, October 1983.
- , Rectification Process in the Philippine Communist Movement Revised version of a paper prepared for Seminar-Workshop on "Armed Communism in Southeast Asia" Institute of Southeast Asian Studies, Singapore 17-19 November 1982.
- , "Military Intervention in the Philippine Politics" Diliman Review Vol.34, No.5 & 6. 1986.
- Niksich, Larry A. The Communist Party in the Philippines and The Aquino Government: Responding to the New Situation Prepared for a Conference on "Crisis in the Philippines" Sponsored by the Washington Institute for Values in Public Policy, April 30-May 1, 1986.
- Ocampo, E.A. "Criminality and the Cost of Law Enforcement 1972-1982" Criminal Justice Journal Vol.III, No.1.
- Ocampo, Romeo B. "Technocrats and Planning: Sketch and Exploration" Philippine Journal of Public Administration January 1971.
- O'Donnell, Guillermo A. Modernization and Bureaucratic-Authoritarianism: Studies in South American Politics University of California, Institute of International Studies, Politics of Modernization Series No.9. 1973.
- Ofreneo, Rene E. "Modernizing the Agricultural Sector" in Mortgaging the Future-The World Bank and IMF in the Philippines Edited by Vicencio R. Jose, Foundation for Nationalist Studies, 38 Panay Avenue, Quezon City Philippines 1982.

- , " Contradictions in Export-led Industrialization : The Philippine Experience " Journal of Contemporary Asia Vol.14, No.4. 1984.
- Ofreneo, Rosalinda Pineda. " The Catholic Church in Philippine Politics " Journal of Contemporary Asia Vol.17, No.3. 1987.
- Overholt, W.H. " The Rise and Fall of Ferdinand Marcos " Asian Survey Vol.XXVI, NO.11. November 1986.
- Payer, Cheryl Ann. " Exchange Controls and National Capitalism : The Philippine Experience " Journal of Contemporary Asia 3.1973.
Philippine Research Center New Peoples Army of the Philippines 1981.
- Porter, Gareth. " Philippine Communism after Marcos " Problems of Communism September-October 1987.
- Petras, James. Critical Perspective on Imperialism and Social Class in the Third World Monthly Review Press, 1978.
- , " Neo-Fascism : Capital Accumulation and Class Struggle in the Third World " Journal of Contemporary Asia 10(1/2). 1980.
- Petras, James & Hermen Edward S. " 'Resurgent Democracy' in Latin America " Economic and Political Weekly Vol.XX, No.27. July 1985.
- Portes, Alejandro. " On the Sociology of National Development : Theories and Issues " American Journal of Sociology Vol.82, No.1. 1976.
- Quijano, Nicolas V. " Is There Profit in Protest ? " Who December 14, 1983.
- Rocamora, Nancy F. " Armed Forces of the Philippines : The Split Within " Ang Katipunan 1984.
- Rosenberg, David A. " Communism in the Philippines " Problems of Communism September-October 1984.
- Roth, David F. " The Deterioration and Reconstitution of National Political Parameters : The Philippines during 1970' " Asian Survey Vol.XIII, No.9. 1973.
- Ruerchemeyer, Dietrich. and Evans, Peter B.
" The State and Economic Transformation : Toward an Analysis of the Conditions

- Underlying Effective Intervention " in Bringing the State Back in Edited by P.B.Evans, D.Rueschemeyer & Theda Skocpol, Cambridge University Press, 1985.
- Shoemith, Dennis. " Church " in The Philippines after Marcos Edited by R.J.May & F.Nemenzo ST.Martin's Press, New York, 1985.
- Snow, Robert T. " Export-Oriented Industrialization, The International Division of Labor, and The Rise of the Subcontract Bourgeoisie in the Philippines " in The Philippine Economy and the United States Edited by Norman G.Owen, Ann Arbor, The University of Michigan, Center for South and Southeast Asian Studies, Michigan Papers on South and Southeast Asia No.22. 1983.
- Stauffer, Robert. " Political Economy of Refeudalization " in Marcos and Martial Law in the Philippines Edited by Rosenberg, A.D.Cornell University Press, Itha, 1979.
- , " Philippine "Normalization" : The Politics of Form " Bullitine of Concerned Asian Scholars Vol.12, No.3. 1980.
- Sundhaussen, Ulf. " Military Withdrawal from Government Responsibility " Armed Forces & Society Vol.10, No.4. Summer 1984.
- Syiuco, Jose G. Military Education in the Philippines Armed Forces of the Philippines, New Day Publishers, Quezon City, 1977.
- Tadem, Eduardo C. " The Philippines : Growth with Poverty " Third World Studies Center, University of the Philippines, 1982.
- , " The Agrarian Question Confronts the Aquino Government " Kasarinlan Vol.2, No.4. 1987.
- Tilman, Robert V. " The Philippine in 1970 : A Difficult Decade Begins " Asian Survey Vol.XI, No.2. 1971.
- Turner, Mark " The Quest for Political Legitimacy in the Philipines : The Constitutional Plebiscite of 1987 " in Regime Change in the Philippine -The Legitimation of the Aquino Government Mark Turner Editor Department of Political and Social Change, Research School of Pacific Studies, Australian National University, Canberra 1987.

- Village, E.M. " Debt Peonage and the New Society " in Mortgaging the Future-the World Bank and IMF in the Philippines Edited by Vicencio R. Jose, Foundation For Nationalist Studies, 38 Panay Avenue, Quezon City, Philippines 1982.
- Villegas, Bernardo M. " The Philippines in 1985 " Asian Survey Vol. XXVI, No. 2, February 1986.
- Villegas, Edberto A Neo-Colonial Armed Forces of the United States Third World Studies Center, University of the Philippines 発行年不明
- Villabos, Marty. Where the Party Faltered-An Analysis of the Snap Polls and the February Uprising 発行所 発行年不明
- Weiner, Myron. " Empirical Democratic Theory and the Transition from Authoritarianism to Democracy " Political Science 20:4 Fall 1986.
- World Bank World Development Report, 1979 Oxford University Press, 1979.
-, Philippines : A Framework for Economic Recovery 1987.
- Youngblood, Robert L. " The Philippines in 1981 : from "New Society" to "New Public" " Asian Survey Vol. XXII, No. 2, February 1982.

その他資料

Ang Bayan (Published by the Central Committee of the Communist Party of the Philippines - フィリピン共産党の機関誌)

Ang Bayan February 1984.

-----, March 1986.

-----, June 1986.

-----, January 1987.

Asia Week June 26, 1981. " Next a War on Graft "

-----, September 13, 1985. " Murder City "

Business Day Vol.1, 1979. " Philippine Largest Exporters "

Far Eastern Economic Review June 29, 1979. " Philippine : The Seven-Year Itch "

-----, July 31, 1981. " Time for Technocrats "

-----, January 1, 1982. " Playing a New Tune "

-----, June 30, 1983. " Favouritism Still in Favour "

-----, January 30, 1984. " The Mood in Mindanao "

-----, May 24, 1984. " Marching to the Beat of an Opposition
Drams "

-----, April 4, 1985. " The Left Reaches out to the
Moderate Opposition "

-----, July 25, 1985. " Time to Call the Bluff "

-----, November 21, 1985. " Marx, Mao and Marcos "

-----, April 4, 1985. " The Power and Direction from Makati "

-----, June 5, 1986. " Cory's Basic-Law Makers "

-----, February 12, 1987. " Vote for Stability "

-----, April 23, 1987. " Vigilantes Power "

IBON Facts and Figures 41. April 1980.

-----, 109. February 1983.

-----, 140. June 1984.

_____, 145. August 1984.
_____, 149, October 1984.
_____, 199. Nuvenber. 1986.

ILO , Billetin of Labor Statistics 1989.

Mr & Ms April 3-9,1987. " Davao City's Alsa Masa-People Powered Nightmare "

Philippine Statistical Yearbook 1979. Republic of the Philippines,National
Statistical Coordination Board.

Philippine Statistical Yearbook 1987.

筑波大学附属図書館



本学関係